

薩州産物会所交易構想と近江商人商法の 関係について(3)

— 石河確太郎と近江商人 —

長谷川 洋 史

目 次

1. 序言
2. 石河確太郎及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州との関係(1)―文久3年石河確太郎「覚」から―
3. 石河確太郎及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州との関係(2)―元治元年5月付石河確太郎文書から―
4. 近江商人商法と薩州産物会所交易の類似性について(文久3年9月付石河確太郎文書から)(1)―「産物廻し」と薩州産物会所交易―
5. 近江商人商法と薩州産物会所交易の類似性について(文久3年9月付石河確太郎文書から)(2)―会社制度への接近、「組合商内」と「薩州商社」―
6. 「三方よし」と「三方便利融通」(以上第36巻第3・4号 第37巻第1号合併号)
7. 「和州郡山領江州北庄(五個荘)藤井忠兵衛」と「近江屋彦次郎」について―史料「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」が示すもの―(以上第38巻第1号)
8. 結語に代えて―近江商人の蝦夷地交易と石河確太郎・本間郡兵衛の北国交易構想の関係についての展望―(以上本号・了)

8. 結語に代えて—近江商人の蝦夷地交易と石河確太郎・本間郡兵衛の北国交易構想の関係についての展望—

前回本稿⁽²⁾では、藤井善助や藤井彦次郎（近江屋彦次郎）など五個荘・北庄の藤井一族をとりあげて、石河確太郎^{まさたつ}正龍（本稿巻末に写真掲載）の薩州産物会所交易構想と近江商人の関係について追究してきたが、それ以前に、本研究は、これまで薩州商社との関連のある在来の商業を追い求めていく過程で、幾度か骨の太い巨大な商業存在にいき着いて、驚かされた。まずは、薩摩・指宿の伝説的巨商8代浜崎（余山木屋または^{やまき}山木）太平次と、「本間様には及びもないが、せめてなりたや殿様に（酒井様）」（酒田節）と現在まで謳い継がれる羽州（現山形県）酒田の廻船商にして巨大地主〈大本間〉本間家であり、石河の経済・技術改革構想に対し常に献身的に参加した田中屋久兵衛（青木秀平）ら堺商人の存在であった（そうして今回、藤井家など近江商人にいき着いたわけである）。

薩摩藩主島津^{なりあきら}斉彬（1809文化6～1858安政5）は、安政2年（1855／この年に石河確太郎は斉彬に召抱えられる〈当初は「山田正太郎」の変名で非公式に召抱えられ、安政4年に正式に召抱えられ「石河確太郎」となる〉）から安政5年（1858／この年7月に斉彬急逝）の間に、8代浜崎太平次（1814文化11～1863文久3／家業を興隆に導き巨商「浜崎太平次」を確立した中興の祖「太平次翁」とはこの8代浜崎太平次のことである／以下、「8代太平次」と略記）から献上された西洋産機械綿糸に「将来日本の膏血を絞るものは実に此のものなり」⁽¹⁾と衝撃を受け、石河確太郎に「汝宜しく拮据勉励以て事に当たるべし」⁽²⁾と命じて、これが薩摩藩のみならず日本における機械紡績業着手の契機として、半ば伝承化・伝説化された光景となった。そうして石河は、実際、斉彬没から6年後、文久3年（1863）11月1日付で薩摩藩に機械紡績所取建（設立）の建白をおこない（本稿⁽¹⁾参照）、これが日本での機械紡績業導入の最初の取り組みとなり、後世、「本邦紡績業の開祖」（絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻）との評価を受けるのであるが、この伝承

化・伝説化された光景は、島津斉彬－石河確太郎－8代浜崎太平次の緊密な関係から機械紡績業着手の試みの端緒が生み出された事実を反映するものとなっている。

石河確太郎の盟友で英学者の本間郡兵衛^{みつため}光喜（本稿巻末に写真掲載）が、薩州商社酒田支社（枝館）を開設すべく、慶応3年（1867）8月に酒田入りして本間家一門（本家は本間^{とのえ}外衛光美）に提示した「薩州商社名籍」（酒田市本間利美家所蔵／本稿巻末に掲載）には、薩州商社取建の試みに参加している4名の薩摩藩側商人の署名が記されていたが、その4名の経緯からすると、「薩州商社名籍」は、薩州商社出資者（社員）仮名簿ともいえる⁽³⁾。その署名の筆頭が10代浜崎太平次（1849嘉永2～1910明治43／本稿巻末に写真掲載）であった。これは、機械紡績業着手時の石河と8代太平次の繋がりが、薩州商社の取建（設立）についての石河と10代太平次の繋がりにへと持続していたことの左証となっている。慶応3年2月8日付小松帯刀宛伊地知社之丞小松書翰（本稿(1)参照）で、「本間^{ママ}邦兵衛（郡兵衛）……右は、本国羽州へ罷り越し、宗家（本家）本間^{ママ}休四郎（本間^{とのえ}外衛光美のこと）一列を固め北方の治定を仕り候手筈に御座候……コンペニー（後の薩州商社^{とりわだて}）取企一条、寺島（宗則）へ相談仕り、石川（石河確太郎）へ托し手を付け申し候」とあるように、この年の初頭、薩州商社取建構想着手の段階で、すでに本間郡兵衛による、本間家の薩州商社参加交渉は予定されていたのであるが、「薩州商社名籍」に署名された薩摩の巨商「浜崎太平次」の名は、本間家に対して薩州商社取建の試みの確かさの保障を与えたはずである。

ここで次に注目したいのは、その「薩州商社名籍」に署名された「浜崎太平次」の背後に在る存在についてである。石河が文久3年（1863）2月に家老小松帯刀に提出した「覚」（以下、石河「覚」と略記／本稿(1)参照）によれば、石河は、薩州産物会所交易や機械紡績所取建など一連の経済・技術改革構想を取り組むべき本拠地として大坂百間町薩州蔵屋敷（以下百間町屋敷と略記／百間町屋敷は大坂^{ひやっけん}立売堀〈現大阪市西区立売堀〉の薩州下屋敷の別館として、そのすぐそばに開設された）の開設資金として、2人の五個荘・

北庄（郡山藩江州飛地領）の近江商人、「近江屋彦次郎」こと初代藤井彦次郎（藤井善助京都店「近江屋」で2代善助を補佐した大番頭／以下初代彦次郎と略記）と藤井忠兵衛から合計1,500両の融資を受けた。その石河「覚」が記された文久3年に、奇しくも8代浜崎太平次は、大坂で客死している。享年50歳であった。8代太平次は、死の間際まで石河と大坂立売堀あたりを中心に交流・協議していた可能性がある（後にみるように浜崎太平次大坂支店「薩摩屋」は立売堀の薩州下屋敷及び百間町屋敷に隣接していたのである）。上述の機械紡績導入をめぐる安政期の島津斉彬－石河確太郎－8代太平次の三者が織り成す伝承・伝説からしても、文久3年、当時石河がいよいよ宿願の機械紡績導入のための建白書やその紡績機械を運営すべき新しい流通組織（薩州産物会所）を開設するための上申書の作成に取り組んでいることに、大坂にいた8代太平次が無関係であることはきわめて不自然である。本研究が一貫して述べてきたように、石河の経済・技術改革構想とは、常に生産の技術改革とそれに応じた流通の改革を関連づけて取り組むべきものであった。新技術導入・機械紡績導入を巡る石河と8代太平次の内的繋がりは、同時に新流通組織確立・薩州産物会所交易構想を巡る石河と8代太平次の内的繋がりであったはずである。石河にとって、大坂立売堀で身近に居た8代太平次の急逝は大きな衝撃であったに違いない⁽⁴⁾。その後、8代太平次を継いだ9代浜崎太平次（1845弘化2～1865慶応1）⁽⁵⁾は、そのわずか2年後、慶応元年に21歳で夭折したため、山木屋の親族会議は満場一致で、8代太平次の次弟弥兵衛の子、17歳の太兵衛に10代太平次として浜崎家を相続させることに可決した⁽⁶⁾。慶応3年に薩州商社名籍の筆頭に署名した時、10代太平次は弱冠19歳であった。

そこで大いに注目すべきは、若年の10代太平次の右腕として、浜崎家家業を実質的に切り盛りしていた指宿出身の肥後孫左衛門（1843天保14～1909明治42／本稿巻末に写真掲載）の存在である。慶応3年段階では、肥後もまた若く、25歳であった。肥後は、明治5年（1872）に政府買上げとなった堺紡績所（かつての堺戎嶋薩州蔵屋敷＝薩州商社本社敷地内に造営され、石河確

太郎が現場責任者となるが政府買上げの際には、石河は勸農寮八等出仕として官営堺紡績所〈堺製糸場〉専属の技師となる)を明治11年(1878)に10代太平次が払下げを受けた際の代理人となる。肥後孫左衛門について、絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻では、次のように記している。これは薩州産物会所及び薩州商社との関係からみても、様々な示唆に富む内容となっているので、少し長めに引用したい。

肥後氏(孫左衛門)は浜崎太平次の郷里指宿の生れであつて浜崎の乾児(「子分」の意だがこの場合浜崎太平次家の番頭)となり、其大阪の支店たる立売堀の薩摩屋を支配したことは明白だ。此薩摩屋では鹿児島紡績所の綿糸布を販売し、又其の原料綿花の買入をも行つた^の

堺紡績所払下後の持主は肥後孫左衛門氏で、川崎時代の持主は川崎正左衛門(川崎正蔵の長男)氏であつたといふのは実は表面上の事に過ぎなかつた。実質的の持主は浜崎太平次(10代太平次)氏と川崎正蔵氏である。……その番頭(浜崎家の番頭)たる肥後氏は只だ代理人として名義を出したのみであつた。……氏(肥後孫左衛門)の閲歴に就て少しく前半を語らねばならぬ。肥後孫左衛門氏は鹿児島紡績所の綿糸販売及び原綿買入に関係を有し、又た表面的にもせよ堺紡績所の払下を受けその経営に従事した人である。氏は鹿児島県指宿に生れ、僅々十九歳(文久元年〈1861〉頃)にして同郷浜崎太平次氏の大阪支店総支配人となつた。薩摩の山木(山木屋)として全国津々浦々に謡はれた浜崎の沿海貿易の中でも、矢張大阪が中心であつたのであらうから、肥後氏の余家即ち浜崎家に於ける地位は相当重要なものであつた。彼は実に浜崎の四天王の一人であつたといふ。大阪立売堀薩摩屋敷の隣に居然たる大店舗あり、薩摩屋と称する浜崎の支店だ。(肥後孫左衛門は)大阪と沿岸各港との航海及貿易事業に従事し、部下に榎木芳兵衛氏といふ商才に長けた大阪人を支配人として使用した。慶応三年鹿児島紡績所の開業するや、薩摩屋は其の製造に係る綿糸布の販売及び原綿の買入を引受けた。引受けたのは肥後氏が総支配人となつてから七年目に当る。明治三年(1870)嶋津家の堺紡績所(責任者石河確太郎・

堺紡績方掛五代才助)が開業するや、引続き右紡績所の原料、製品の購買及販売をも引受けた。明治五年(1872)堺紡が官営となり(同時に石河確太郎は明治政府大蔵省勸農寮雇となり官営堺紡績所〈堺県製糸所〉出張を命ぜられる)、更に明治十一年(1878)官営紡績が浜崎太平次(10代太平次)氏に払下となるや(この前年明治10年〈1877〉に石河確太郎は新町紡績所出張を命ぜられる)、肥後孫左衛門の名の下に営業し、支配人に坂上要助氏を使用したのである。此時肥後氏は店舗と紡績と双方の総支配人で、店舗を柁木氏、紡績を坂上氏に委任した。明治十五年(正確には明治14年〈1881〉)堺紡績所は浜崎氏の所有から川崎正蔵氏の手に移った。その移った原因は彼の鹿児島紡績所が浜崎から嶋津家に移ったのと同一で、孰も十代目浜崎太平次氏の放蕩からの零落に基くこと論を俟たない。……肥後氏の堺紡績は浜崎氏の没落と共に倒れて川崎氏の手に移ったものである。肥後、川崎の両氏は元と共に浜崎氏の大番頭で、川崎氏は寧ろ肥後氏の下風に立つた。堺紡績を川崎氏に譲つてから肥後氏は、或は川崎造船場に、或は川崎氏の琉球事業等に駆使せらるゝに至つたのである。……浜崎太平次氏は没落後大阪で人力車夫となる。或る時空車を引いて其橋上を通過せしに昔し馴染の芸者に会ひ、芸者は氏の没落の甚だしきを憐み之を引取つて一生氏を養ふたといふ⁽⁸⁾。

ここでは、肥後孫左衛門の「浜崎家に於ける地位は相当重要のものであつた」ことが強調されている。肥後は、浜崎太平次家と同郷の指宿出身で、文久・慶応・明治初期には、川崎正蔵(1837天保8～1912大正1／本稿巻末に写真掲載)⁽⁹⁾と並ぶ浜崎太平次家の「大番頭」、「浜崎の四天王の一人」、になっている(川崎正蔵もまたある種そのライバルでもあつた肥後孫左衛門と同様、石河確太郎がその建造と経営に心血を注いだ堺紡績所に大きく関与しているのは非常に注目できる。川崎も、機械紡績所取建や薩州産物会所開設さらには薩州商社取建など、石河確太郎らの経済・技術改革構想の内容について認識していたものと考えerことはきわめて自然である)。注目すべきは、2点ある。

ひとつは、「肥後孫左衛門は鹿児島紡績所の綿糸販売及び原綿買入に関係を有し、又た表面的にもせよ堺紡績所の払下を受けその経営に従事した人である」である。鹿児島紡績所（慶応3年〈1867〉5月に竣工した日本初の機械紡績所～明治30年〈1897〉廃業）と堺紡績所（明治3年〈1870〉操業～明治22年〈1889〉川崎愛之介〈川崎正蔵家一門〉らが中心となって設立された泉州紡績会社に買収）は、先述した石河の文久3年11月1日付機械紡績所取建建白書（以下、機械紡績所取建建白書と略記）を契機に実現したもので、日本紡績業史上いわゆる「三始祖紡績所」と評されるもののうちの実にふたつに当る（あとひとつは江戸伝馬町の木綿問屋・繰綿問屋であった鹿島万平による、明治5年〈1872〉に東京府滝野川村〈現東京都北区〉に操業した鹿島紡績所）。肥後は、日本紡績業の先駆をなす鹿児島紡績所と堺紡績所の「綿糸販売及び原綿買入」に、浜崎太平次家を代表して深く関与しているのである。このことは同時に石河と肥後の関係の深さを示唆しているであろう。石河は、機械紡績所取建建白書で、「左候て、右器械（西洋から輸入する紡績機械）持ち渡り候上は、交易方より其場処々々にて実綿直買下し仕り、糸に紡ぎ候上、御国用分の外（薩摩藩領内使用の外）、夫々機場へ仕登候はゞ、一廉の御経済御国華（薩摩藩の国富）に相成り、追々器械相整へ候上は、日本中の綿も御国へ引き候様、相成り申すべく候」⁽¹⁰⁾と提案している。この建白書が単に機械紡績導入を提案しているのではないことが如実に表明されている箇所である。石河は、西洋から輸入する紡績機械は、実験室に置くのではなく、「交易方」という経済・流通部門が包摂して運営するとしているのである。この時、石河は、機械紡績技術を専門とする銃兼水車方掛・集成館掛・織屋掛であると同時に交易方掛でもあった⁽¹¹⁾。この機械紡績所取建建白書を提出する約2ヶ月前、石河は、文久3年9月付石河確太郎文書（本稿(1)参照）で、交易シミュレーションを用い、薩州産物会所交易構想について詳細に説明していた（本稿(1)参照）。機械紡績所取建建白書の真の意義は、先行する文久3年9月付石河文書との関連の内にある。きたるべき資本制社会では生産・技術は単なる生産・技術ではありえず、生産は商品経済に基づく

流通に包摂されている（流通が生産を包摂する）ように、機械紡績所取建建白書のことは、文久3年9月付石河文書のことに包摂されているのである。文久3年9月付石河文書で表明した薩州産物会所交易構想の観点からすれば、機械紡績所取建建白書でいう「交易方」とは、薩州産物会所交易組織本部ということである。したがって、「交易方より其場処々々にて実綿直買下し仕り、糸に紡ぎ候上、御国用分の外、夫々機場へ仕登候はゞ」とは、端的に言えば、〈薩州産物会所交易によって、全国の各綿作地から機械綿糸生産用の実綿（原料綿花いわゆる原綿）を有利に買上げ、全国の各機織地へ生産した機械綿糸を販売する〉ということを意味する。「追々器械相整へ候上は、日本中の綿も御国へ引き候様、相成り申すべく候」と石河が自負するのは、薩州産物会所交易構想の持つグローバリズム（この段階では日本国内に限定したものであり、真のグローバリズムは世界貿易を志向する薩州商社取建構想で全面化されるのであるが）を背景にしているからである。「肥後孫左衛門は鹿児島紡績所の綿糸販売及び原綿買入に關係を有し」は、機械紡績所取建建白書での「交易方より其場処々々にて実綿直買下し仕り、糸に紡ぎ候上、御国用分の外、夫々機場へ仕登候はゞ」に実によく照合しているといえる。先にも述べたように、8代太平次以降、浜崎太平次家と石河が、機械紡績導入に関して深くつながりを持ったのと同時に、〈機械紡績用の原綿購入と機械綿糸の機織地への販売の新しい方式〉にも同様のつながりを深く持っていたものと考えられる。浜崎太平次家は、まずは巨大廻船問屋・商人なのであるから、機械紡績技術そのものよりも機械綿糸の販売方式の方にこそ関心が深く向かい、またその方向においてこそその本領が発揮されるはずである。〈機械紡績用の原綿購入と機械綿糸の機織地への販売の新しい方式〉とは、まず薩州産物会所交易方式であり、次に薩州商社・会社制度へと進化していくものである。ここに、〈なぜ慶応3年、10代浜崎太平次は、「薩州商社名籍」の筆頭に署名したか〉についての大きな根拠が示されている。浜崎太平次家は、慶応3年になって急に石河の薩州商社取建構想に関心を表したのでは決してなく、文久年間の薩州産物会所交易構想段階から、ぴったりと石河の経

済・技術改革構想によりそってきたものと理解できる。

もうひとつの注目すべき点は、「大阪立売堀薩摩屋敷の隣に居然たる大店舗あり、薩摩屋と称する浜崎の支店だ。(肥後孫左衛門は)大阪と沿岸各港との航海及貿易事業に従事し、部下に柁木芳兵衛氏といふ商才に長けた大阪人を支配人として使用した」である。先述したように「大阪立売堀薩摩屋敷」とは、大坂立売堀の薩摩藩下屋敷である(この他に薩摩藩の大坂蔵屋敷は、土佐堀の上屋敷、江戸堀の中屋敷がある)。百間町屋敷は、文久3年にこの下屋敷の別館として開設された最新の蔵屋敷であり、「高橋」という橋を渡った、川ひとつ隔てて下屋敷と隣接している。つまり、浜崎太平次大坂支店「薩摩屋」は、石河らの経済・技術改革構想の拠点である百間町屋敷にも隣接していることになる。ただし、百間町屋敷は文久3年に開設された最新の蔵屋敷であるから、薩摩屋の方が、百間町屋敷開設以前から下屋敷そばに在ったものとみてよい。先述したように8代太平次は、百間町屋敷が開設されたばかりの年に大坂で客死しているのであるが、8代太平次なき後も、文久元年頃に大坂・薩摩屋の「総支配人」格(浜崎太平次大坂支店長格)に就いた肥後孫左衛門と石河は、立売堀で機械紡績導入と薩州産物会所交易について協議・交渉をもったものと理解できる。そうして注意すべきは、大坂・薩摩屋総支配人の肥後が、「大阪と沿岸各港との航海及貿易事業に従事」していたことである。「大阪と沿岸各港との航海及貿易事業」といえば、その中心は、大坂を起点とする日本海沿岸のいわゆる西廻航路における「航海及貿易事業」であろう。西廻航路の重要な流通港であり、西廻航路にとって非常に関係に深い空間が、後に詳述するように羽州の酒田であった。慶応3年に本間家に提示された「薩州商社名籍」での浜崎太平次の署名は、薩摩屋の西廻航路交易への意思の強さの表れでもあったと考えることができる。薩摩屋の「大阪と沿岸各港との航海及貿易事業」の経営戦略にとって、西廻航路の最重要拠点酒田に薩州商社(薩州商社酒田支社)が開設され、酒田商人の重鎮本間家がともに薩州商社の出資者(社員)として加わり相互に連携できることは、願ってもないことであつたに違いないからである。「薩州商

社名籍」では「浜崎太平次」と署名されているが、実質的にそれは「肥後孫左衛門」の署名であると理解できるのである。当時弱冠19歳で商歴がほとんどない10代太平次ではなく、年季の入った浜崎太平次家の大番頭、大坂・薩摩屋総支配人肥後孫左衛門が事実上、薩摩屋の「大阪と沿岸各港との航海及貿易事業」を展開していたからである。石河が、8代太平次亡き後、機械紡績所取建構想（生産）、薩州産物会所交易構想さらには薩州商社取建構想（流通）、など一連の自らの経済・技術改革構想に現場でより密接に協議した相手とは、10代太平次というよりも肥後孫左衛門であったと考えられる（肥後孫左衛門の詳細な経緯・経歴については、あまりわかっていないので、これは今後の重要課題としたい）。つまり、8代太平次の頃から、そうして8代太平次没後は、ますます機械紡績導入と薩州産物会所交易構想を巡る石河と浜崎太平次家の内的繋がりは、現場では、石河と肥後孫左衛門の内的繋がりになっていたものと理解できるのである。

西廻航路の往路の起点を大坂とするならば、西廻航路のその終点は蝦夷地である。浜崎太平次家・薩摩屋の「大阪と沿岸各港との航海及貿易事業」の展開は当然、海産物を取り扱う蝦夷地へと向かう。実際、8代太平次は、箱館に支店を開設し、蝦夷地海産物取引の蝦夷地交易を積極的に実施していたのである。戦前に浜崎太平次翁顕彰会から刊行された『海上王浜崎太平次傳』では、8代太平次が「諸要地に支舗（支店）を設置」したことを記している。その「支舗（支店）」について、同書は次のように説明している。

〔8代太平次は〕当時潮見町の本舗詰の支配人として同郷湊〔現指宿市湊／同町に浜崎太平次家があった〕の人、永田藤兵衛〔諱は忠之〕を採用し、肥前国長崎西浜町の支舗にこれも湊出身の中村八左衛門、高崎覚兵衛を任命し、其他適所適材と謂ふ見地より翁〔8代太平次〕は**其れぞれ同郷人と鹿児島方面の有為な人を選択して、大阪、那覇、新潟、函館、佐渡、日向国北諸県郡高城村等に支配人并に店員を配置した**。翁の海運業は調所氏〔調所広郷^{ひろさと}1776安永5～1848弘化5・嘉永1／藩主島津斉興^{なりおき}の時の薩摩藩家老で、砂糖の専売制度や唐物貿易の拡大で藩財政を立て直す〕と相識

る以前より経営しつゝありしが、薩藩と言へる一大背景を得ると同時に其の支援に依て事業の膨張を見るに至れる結果、全国的に支舗を新設すること、なつた翁は薩藩の御用運送者として運送料を藩庁より得て居たが、其の傍かたわらに於ては極秘うちの裡うちに自ら貿易を営み、また純然たる運送店、造船業たる風を表面のみ装ふて居たことは確実である⁽¹²⁾。

琉球国那覇 同国那覇若狭町は支那貿易上、中継として指定し之に主として高級店員高崎新右衛門、肥後忠平を以て支配せしめた。肥後国長崎 同地西浜町は欧米人及び支那人との取引にて高級店員中村八左衛門、高崎覚兵衛 [いずれも指宿出身] を以て支配せしめた。大阪 西区立売堀北通六丁目高級店員肥後孫左衛門 [指宿出身] を支配人として其の事務を掌つかさどらしめた。北海道函館 (箱館) [8代太平次] 舎弟、弥兵衛を駐在せしめたが那覇に流滴るてきの刑に処せられた後は船舶のみ航して居た。甑島こしき 薩摩の国薩摩郡甑島は後ちに至つて寒天海苔のりを買入れ、其の傍に於て綿を買込み木綿を仕入れて更に晒し、而して各地方に販売せしめた。鹿児島 旭通海岸に宏大なる居宅を構かまへ、同地には高級店員、永田藤兵衛、今井嘉兵衛、永田松二 [いずれも指宿出身] 等を支配人として事務を執掌おんじょうせしめた。指宿港 これには当時、誰某を駐在せしめか判然しないが、主として翁 [8代太平次] の姉ヨシ子が支配しました家族を監督して居た⁽¹³⁾。

南は琉球那覇から北は蝦夷地箱館まで、指宿出身の大番頭クラスの店員や8代太平次の身内が支配人 (支店長) として差配する支店を設置して、全国に展開した8代太平次の廻船事業の規模の大きさがわかる。これは、近江商人の全国「産物廻し」と通底するものがある。「産物廻し」は陸路行商を基本としているのに対して、8代太平次の場合は、海路廻船を基本としているのである (後述するように廻船業自体が「産物廻し」と通底している)。8代太平次と関係のあった石河の薩州産物会所交易構想は、近江商人の「産物廻し」から大きな影響を受けたと同様に、8代太平次の全国支店によるネットワークに基づく廻船事業の方法からも大きな影響を受けたものと思われる (この点に関しては、今後追究していきたい)。

もちろん、ここで注目すべきは、蝦夷地箱館と大坂立売堀の支店の存在である。箱館支店は、8代太平次の弟弥兵衛が差配していたが、弥兵衛が密貿易暴露事件に連座して那覇に流刑になったため⁽¹⁴⁾、閉鎖になったようである。しかし、「後は船舶のみ航して居た」とあることから、蝦夷地交易そのものは持続していたものと理解できる。『海上王浜崎太平次傳』では、8代太平次は、「北海道方面より鮑、イリコ、ニシン、昆布、キンコ（金海鼠／ナマコの一種）等」⁽¹⁵⁾の海産物を幕府に無許可で海外に輸出していたと記している。蝦夷産海産物に限らず、8代太平次の廻船事業で取り扱われる物品の多くは、幕府に無許可の密貿易用として売買されたものであったわけである。この幕府の規制から外れたある種の密貿易は、『海上王浜崎太平次傳』では「十世太平次時代まで継続された」⁽¹⁶⁾とあることから、慶応3年の「薩州商社名籍」の頃、10代太平次の浜崎太平次家は、蝦夷地交易を一定度継続して取り組んでいたものと理解できるのである。また、前述したように大坂は蝦夷地交易へと収斂していく起点となっているのであるから、8代太平次の頃から一貫して、大坂立売堀の浜崎太平次家大坂支店「薩摩屋」の支店長（総支配人）肥後孫左衛門は、箱館を本拠地とした蝦夷地交易に対しても相当の指導権を発揮していたものと理解できるのである⁽¹⁷⁾。さらにいえば、肥後は百間町グループ（百間町屋敷を拠点に石河確太郎を中心にしてゆるくまとまった経済・技術改革グループ）の準メンバーの資格ぐらいは十分持つものと大いに考えられるのである。

実は、蝦夷地交易を含めた「北国交易」の実施は、薩州産物会所交易構想の重要な項目にひとつになっている。石河確太郎と本間郡兵衛は、薩州産物会所交易構想及び薩州商社取建構想での、西廻航路の要地酒田を拠点とした交易については、本稿(1)でみたような奥羽産米のみならず、その他の東北地方の諸産物や蝦夷地周辺海産物取引の蝦夷地交易をも含めた広範な北国交易として構想していたことが明確になっている。とりわけ、北国交易で重要な位置づけにあるのは、以下に述べるように蝦夷地交易である。文久年間（1861～1864）からの薩州産物会所交易構想から慶応年間（1865～1868）の

薩州商社取建構想が中心となるちょうど端境期の慶応元年（1865）と慶応2年（1866）に、石河確太郎に宛てた本間郡兵衛の連続する内容の慶応元年11月付と慶応2年11月付の2通の文書（本間自身の理念や考えが質と量ともにまとまって表明されたものでは現在確認できる唯一の貴重な文書）で、蝦夷産海産物取引について、北前船や水夫の手配、蝦夷・松前での手配など微細にわたって述べられているのである。いずれも、洋学者にして羽州最大の廻船問屋本間家出身の本間郡兵衛の面目躍如となる内容であるが、この連続する2通の石河確太郎宛本間郡兵衛文書は、「薩州商社名籍」や「薩州商社発端」「薩州商社条書」などを収めている本間新四郎家文書ではなく、国立国会図書館憲政資料室所蔵「桂久武所蔵書類（桂氏書類）—久光公御辞職前後の実況—」に収められている。まず、下に紹介する慶応元年11月付石河確太郎宛本間郡兵衛文書（以下石河宛本間文書Ⅰと略記）についてであるが、実は、本間新四郎家文書には、年月日は記されていないが、明らかに石河宛本間文章Ⅰの草稿となる本間郡兵衛文書が収められている⁽⁴⁸⁾。以下、両文書を対照する必要があると思われる箇所については、[]内に本間新四郎家文書の草稿の箇所を挿入することとする。

先年来、極内御相談承知仕り候一儀に付、私愚存の大抵、尚又、此度申し上げ置き候。[先日御内々仰せ聞かせられ候趣、再考存じ仕り付の儀、乍憚、^{はばかりながら}左に申上げ候。]

一 兼々仰せ聞かせられ候東方（東北・北海道の北国）に於ける御経済の一道御開の御趣意、本朝異邦当今の形勢に於ては手早の一大御経済、此一事に相限り申すべく愚案仕り候。其訳は、兼て申し上げ候通、且御高見通に御座候。

一 右御開に相成り候於ては[北国筋御交易御開に相成り候はゞ] 御国様（薩摩藩島津家）の御威光^{ひろ}普く人の知る所に御座候間、表立候御所置にては自然人気に係り、物価に相拘り候儀は勿論、味善き所作出来難かるべき哉。依之、^{これによりて}極々密々に松前・箱館へ着、其他然るべきの一地に於て然るべきの御仕置御座有り度存じ奉り候。[依之、松前・箱館・江差三ヶ所の内、

然るべき所に御支配人御差し下しに相成り、万事御用仰付けられ候事。]

一 蝦夷地は、十月より翌年三月上旬迄、渡海相成らず候間、屈強^{くつきやう} [究竟] の水夫に御座無く候ては、時節を過ち大利を失ひ候儀毎度之有り候。北国船は、塩飽嶋^{しわく} (現香川県北部瀬戸内備讃諸島中の群島の塩飽諸島) 又は加州 (加賀国/現石川県南部)、本吉^{もとよし} (現宮城県本吉郡本吉町)、能州 (能登国/現石川県北部) 辺の水夫を雇入申し候。此者ども水先^{くわしく} 委敷、万事精々相働申し候 [万事勉強仕り候]。

一 私、御国 (薩摩) [西国方] 商船見及び候処、都て網具碇具等手弱く、其上、帆柱、北国船より余程長く、春秋の二季は、荒海の蝦夷地通帆、迎も六ヶ敷御座有るべき哉と存じ奉り候。北国船は千七、八百石積の船にても帆柱は拾九尋三尺に相限り申し候。

[○松前にて蝦夷地産物船借入の儀、相成るべき哉、尋問に御座候、御答左に。]

一 時宜によりて松前にて御借船の儀も手安く御座候。同所^{よろず} 萬屋・須原・伊達・竹屋・丸十五 [丸十五・竹屋]・永楽屋^{えいらく など} 杯と申す有名の富商^{これ}之有り。此者共へ相談仕り候はゞ、早速御用弁仕る。尤、右等の者共へ相談仕らず^{とて}迎も、船の儀は容易と存じ奉り候。[是等者共に御座無く候ても、借入候事、容易の儀に存じ奉り候。]

一 右の外、私生国 (羽州) 并に越後辺に船持数多く御座候間、是等相雇、日限を約し蝦夷へ着下し候儀も時宜によりては然るべく存じ奉り候。[私帰国仕り候節、北国街道罷り下り申すべく申し候。其節越後に船持数多く御座候間、借受日限を約し松前へ差し下し申すべく候事。]

一 北国所々の湊に水夫付の売船御座候間 [北国に限らず湊々には、水夫付の売船沢山之有り候間]、[其内] 追々は然るべき船、御取入に相成るべく存じ奉り候。

一 追々は北国にて御造船に相成り^{たく}度存じ奉り候。但、南部領 (南部藩領) 川内^{かわうち} (現青森県下北郡川内町) と申す処、伐木^ね下直に御座候。

[○松前にて蝦夷地産物何時にても相調^{ととのえ}申すべき哉、御尋向、御答左。]

- 一 松前にて蝦夷地産物買入方、容易に御座候。只、事の巧拙によりて価の高下之有り候而已、産物は何時にても取入方出来申すべく候。譬へば、異国の商船、彼地に於て産物荷積仕り、長崎に於て日本商人へ売渡し大利を得申し候。其上、日本商人、更に利を得て、唐人へ売渡し申し候。此一事にても買入の難からず、利益の大なる事、相分申すべし。又、小なる日本内に於て一地に移し、異国の手に大利を得られ候儀、実に愧るべし。且、笑べき事と相考罷り在り候。此事に於ては異人も日本の拙なるを笑居り候。其地松前候御手船栄寿丸等は直出しに御座候得共、其他は北国所々の湊より松前の産物買入候て、長崎へ入津仕り候儀にて、彼地直出しの船は、只今の処にては、甚だ稀に御座候。[私長崎表罷り在り候節、松前にて同居仕り候間、かの地様子も少々承知仕り候。扱異国の商人、松前産物積荷仕り、長崎の商人へ売渡し、同所の商人、其上利を見候て、唐人に捌き申し候。是等の船は、松前より直買の船に御座候。其他松前様御船栄寿丸、松前直仕出の船に御座候。其外は、北国所々湊より松前産物買入候て、長崎へ入津仕り候儀にて、松前から直仕出の船、甚だ稀に御座候。右の儀に御座候得ば、松前・箱館・江差の三ヶ所参り候はゞ、何時にても買入候儀、容易の事と存じ奉り候。]
- 一 従来前条の通、御座候処、此御方様（島津侯・薩摩藩）より只今の間に然るべき御処置相立て、巧みに御手為し付けられ候はゞ、自然彼地（蝦夷地）商人の手を経ず、直御取入に相成るべく申し、莫大の御利益と愚考仕り候。[同所商人共より蝦夷地産物御買入の儀宜しからず。蝦夷地御領主様より、直に御取入の儀、然るべき儀と存じ奉り候。右の手数に相成り候得共、蝦夷地迄船を仕出候儀に御座候。]
- 一 蝦夷地産物の内、三ツ石昆布（三石昆布〈日高昆布〉）は、人夫相加候得ば、何程にても取り増し申すべし。尤も、其豊凶は年々天氣に相係申し候。花折昆布（利尻昆布或いは羅白昆布）・シノリ昆布（しのり昆布〈真昆布〉）を上品〔最上〕と仕り候。是は沢山には御座無く候。
- 一 彼地に於て内密然るべき御処置相付、僅計御恩恵御座成され候はゞ、是

迄棄てられ居り候産物多々相増し申すべく候。

一 蝦夷地に於ては私主人家（庄内藩）領地の事。

一 同地（蝦夷地）領主の内、会津侯 [様]・秋田侯 [様]・南部侯 [様]・津軽侯 [様] の御四家 [様] は、文化二年（1805）エトロフ嶋（択捉島）へ魯^{ロシア}巫人來泊の節より、私祖父（本間新四郎光味）御用相勤め候儀も之有り、右御領地産物の儀如、何様にも相談相成るべく申す哉。[私祖父、少々御用相勤め候御縁も御座候間、御産物、私御申受の儀、願奉りと存じ奉り候。] 左候得ば [若し御免に相成り候得ば]、譬へば、「エシカリ（石狩）」より何品何程、「オタルナイ（小樽内）」より何品何程と、年々御取入の高も相定まり、御船御仕出しの御都合にも相成るべく申し且、一も商人の手を経ず^ね直に御取入に相成るべく申し候。并此一事は、他人へ相談の上に御座候得ば、只今決定難く申し上げ候。[乍去、此儀罷り下り、様子次第に仕るべしと存じ奉り候。]

一 蝦夷地等産物御買入に付ては、現金を以て買入に相成り候ては、決して宜敷^{よろしく}御座無く候。是非共、彼地（蝦夷地）不自由の物品と御交易然るべく存じ奉り候。[松前産物御取入の代金は、北国向の御品物と御交易に相成り候様、存じ奉り候。] 尤、塩、取訳（取分け）^{とりわけ} 不足に付、海産の三分一も精製^{とどきかね}届兼、其上彼地（蝦夷地）気候寒く、土地不便に御座候故、何品も乏^{とほしく}敷御座候。内、別紙品立て、別て乏敷敷御座候。就中、綿并木綿の二品は、貴賤とも暑寒必用の物は、人心別て喜び、何程にても相揃^{そろえ}申すべく候。

一 右弥^{いよいよ}以て、御手付けさせられ候儀に御座候はゞ [弥北国筋交易御開に相成り候はゞ]、疎忽（粗忽）の儀御座候ては、恐入り奉り候次第、且又私、積年^{ママ}帰省仕らず、遠からず内一度^{したく}帰省仕席（仕度）相考罷り在り候折柄に御座候間、来春（慶応2年）早々暫時^{ママ}帰省、御暇願奉り、内密右 御命を^{こむり}蒙奉り、北国筋は、勿論蝦夷地へも差し越し、篤と様子、申し上げ奉り^{たし}度。左候得ば、私に於ても有難き仕合存じ奉り候。[且私積年^{しあわせと}帰国仕らず、当時（現在）の様子精細には存知仕らず候間、万一御内命蒙り候はゞ、即刻^{くりごとながら}罷り下り、得と様子承知仕るべく申し上げ奉り候。乍操事（乍操事？）、

御内密の儀、^{よろしきよう}宜敷様、^{おそれながら}乍恐、存じ奉り候。] 尤、正月早々成立仕り候はば、三月中には、罷り帰り申すべく候。

以上

丑（慶応元年）十一月

本間郡兵衛

石河確太郎様⁽¹⁹⁾

「先年来、極内御相談承知仕り候一儀」「先日御内々仰せ聞かせられ候趣」や「兼々仰せ聞かせられ候東方（東北・北海道の北国）に於ける御経済の一道御開（北国筋御交易御開）の御趣意」は、先にみた文久3年9月付石河確太郎文書（本稿⁽¹⁾参照）の「幸に私、羽州に知人（本間郡兵衛）之有るべく也。富豪の者にて、是迄余所ながら右試談（薩州産物会所を仲介にした和州・河州などの綿木綿と奥州・羽州の米の取引を中心とした北国交易についての協議）も仕り候処、相行われ申すべき哉に承り候」と正確に対応している（北国交易については、本間と石河の間では少なくとも文久年間〈1861～1864〉以降の懸案事項であった）。薩州産物会所交易構想の一環としての北国交易について協議するなかで、本間が石河に「東方（東北・北海道の北国）に於ける御経済」「北国筋御交易」の着手こそは、「本朝異邦当今の形勢に於ては手早の一大御経済、此一事に相限り申すべく」と切々と提案する光景が彷彿とする。本間が北国交易実施、その中でも特に蝦夷地海産物交易実施について積極的だったのは、後述するようにその超過利潤的観点⁽²⁰⁾と、本間自らが西廻航路・北前船による北国交易について年季の入った巨大廻船問屋である本間家一門出身であることから、経験的に北国交易についての深い認識を持していることからきている。まず、重要なことは、蝦夷地海産物交易は、北国交易全般がそうであるように、薩州産物会所交易構想の一環として位置づけられているということである。すでに述べたように、文久3年9月付石河確太郎文書で石河は、「凡産物^{およそ}各国互に有るは世界の常、交易の由て起る所以にて、此国に有る所の者（物）を取り、彼の無き（所の）国に遣りて、彼の有る所の者（物）に易へ、これを我国に輸りて、始めて物優^{めたか}に^{やす}相成り申すべく候」とのやや通俗化したりカード流比較生産

費説・世界貿易論を背景にしつつ、国内の既成の近江商人商法であった「産物廻し」(持下り荷・登せ荷の効率よい組み合わせに基づく)などに大きな影響を受けて、国内交易論を展開した。それが薩州産物会所交易構想であった。そうして、石河は、リカード流比較生産費説・世界貿易論を基にして、「我日本に於ては米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候」と国内各地で最大に「物優に価卑く」^{ゆたか やす}国産物生産が可能な地域を選定して、その地域に藩割拠体制の地方的壁を超えて、全国各地に薩州産物会所の開設を企てたのであった(たとえば米穀については奥州羽州であり綿木綿については和州河州及びその周辺地域であった)。そうして、^{ゆたか やす}「物優に価卑く」獲得が可能な地はどこか」ということになる。本間と石河は、いうまでもなくそれを蝦夷地(北海道)に定めた。

次に、本間の「本朝異邦当今の形勢に於ては手早の一大御経済、此一事に相限り申すべく」との謂は、先述した機械紡績所取建建白書で石河が「^{かぜいと}総を沢山御産出之有り候事、当時(現在)の要務、御経済の第一と存じ奉り候」⁽²¹⁾と機械紡績導入の必要性を強調する謂の同質性は、注目してよい。ここで本間が「本朝異邦当今の形勢に於ては手早の一大御経済、此一事に相限り申すべく」として、格別にとりあげた「東方(東北・北海道の北国)に於ける御経済」「北国筋御交易」とは、端的には、まずは蝦夷地海産物交易のことなのである。そうして、この蝦夷地海産物交易実施については、石河が、機械紡績所取建建白書で、「五・六年の内には相開き申すべし」⁽²²⁾と機械紡績は今より5、6年の内には国内で普及するであろうから、それがまだ普及していない今こそ、薩摩藩が他に先駆けて機械紡績を導入して、短期間に集中して特別な利潤を獲得すべきであるとする観点(超過利潤の観点)と同質なものである。本間は、「^{たぐ たく}極々密々に松前・箱館(及び江差)へ着、其他然るべきの一地に於て然るべきの御仕置御座有り度存じ奉り候」と機密に松前・箱館(及び江差)に潜入調査して、交易のための「然るべきの一地」を支店として選定し、そこに「万事御用」を担当する「御支配人」(支店長)

を派遣・駐在させることを提案している。後述するように、羽州薩州産物会所を酒田に開設することを前提にすれば、この蝦夷地の支店は、羽州薩州産物会所の支店あるいは出張所と理解することができる。この蝦夷地調査と支店開設の行動を「極々密々に」との機密行動としたのは、政治的意味合い（スパイ・探索）ということではなく、次に述べるように、超過利潤的観点からくる理由によるものであった。

「御国様（薩摩藩島津家）の御威光普く人の知る所に御座候間、表立候御所置にては自然人氣に係り、物価に相拘り候儀は勿論、味善き所作出來難かるべき哉」と本間が気遣っているのは、く西国最大の雄藩である「御国様」薩摩藩の存在（御威光）は全国的に知られ常にその行動が注目されているゆえに、薩摩藩関係組織（薩州産物会所）が蝦夷地海産物交易に参入しようとしていることが広く知られることによって、蝦夷地海産物交易参加が増加し蝦夷地海産物の物価が変動して、蝦夷地海産物交易による利潤にとってマイナスとなる事態が生じる可能性があることであった。「味善き所作出來難かるべき哉」とは生々しい表現であるが、「味善き所作」は、ある種の超過利潤を獲得する行為を示すいい得て妙なる表現になっている。他に先駆けたある方式（新方式とは限らない）の採用に基づく超過利潤的観点からは、まずは他に対する一定の機密の保持が要求される。そうすることで初めて他に先駆けた試みにより「味善き所作」が実施できるのである。そうして、本間が提案する蝦夷地海産物交易におけるある方式、正確に言えば、く蝦夷地海産物交易においてまだ普及化していない方式くとは、後述するようにく蝦夷地よりの海産物の直運送くという運送方式であった。本間は、ここに超過利潤的観点の可能性を見た。いずれにしても薩摩藩関係組織（薩州産物会所）を背景にした蝦夷地海産物交易参加については、他から気が付かれず、注目されないことにこしたことはない。したがって、まずは「極々密々に」準備する必要があったわけである。石河のすべての経済・技術改革構想（流過程と生産過程すべて）の基底には、対象となる事業が普及しない内に他に先駆けてその事業に着手することによって短期間で集中的に効果的に膨大な利潤

を獲得することを指向する超過利潤的発想が存在している⁽²³⁾。この超過利潤的発想は、機械紡績導入の試み、薩州産物会所開設の試み、薩州商社取建の試み、すべてにおいて妥当するものであり、これら一連の新しき試みの基底を成している⁽²⁴⁾。石河宛本間文書Ⅰの、「昆布」についての記述とそれに続き「彼地に於て内密然るべく御処置相付、わずかばかり僅計御恩恵御座成され候はゞ、是迄棄てられ居り候産物多々相増し申すべく候」は、「彼地に於て内密然るべく御処置相付」と、ここでも行動が「内密」であるべきことを強調していることは注目していよい。これは、おそらく、「昆布」を例にあげて、く薩摩藩組織が他に先駆けて「内密」に、少しばかり蝦夷地住民に「恩恵」（地元住民が最も便利となる国産物と海産物の交易の他、金銭や物品の贈与や生活支援などが考えられるが詳細は後述したい）を施す形で交渉すれば、「是迄棄てられていた」様な産物まで、「是迄棄てられていた」ゆえに、超低コストで確保することができることを意味している。つまり、く蝦夷地の昆布といっても、質的に一様ではなく、その種類によって収穫量が違う。花折昆布・しり昆布など「上品（最上級）」の種類ものは沢山採れないが、三石昆布は、年々の豊凶の差はあるものの、「人夫」を投入すれば基本的に「何程」でも採れる（逆にいえば、「人夫」を投入しなければ打ち捨てられているのと同様である）ということ⁽²⁵⁾をあげて本間が強調したいのは、く三石昆布のように、「人夫」を投入しなければ、打ち捨てられるしかないような海産物が他にまだまだあるということなのである（それにしても、この昆布の例には、後述する、対象国産物〈商品〉の量だけではなく質の問題に対する本間の微細なるこだわりがすでによく表されている）。したがって、「是迄棄てられ居り候産物多々相増し申すべく候」というのは、く他に先駆けて内密に蝦夷地住民に僅かばかりの「恩恵」を施すような交渉の仕方ひとつで、超低コストで確保できる海産物の部類を増やすことができるということ⁽²⁶⁾を意味している。この超低コストの海産物確保についても、く他もそれを模倣して同じ様におこなってしまうと、「味善き所作」ができなくなってしまうので、「内密」におこなわなくてはならないということ⁽²⁷⁾が強調されており、

ここにも超過利潤の観点がよく表れているのである。こうした超過利潤的観点が随所に盛り込まれた蝦夷地海産物交易構想を含む北国交易構想は、もちろん薩州産物会所交易の一環としてであり、やがて薩州商社取建構想にも、重要取引項目として引き継がれていくものである（しかし、蝦夷地海産物交易を含む北国交易構想さらにそれを含む薩州産物会所交易構想と薩州商社取建構想においてもその理念は、超過利潤的観点だけによって形成されているのでは決してない。このことについては後述したい）。

したがって、松前・箱館（及び江差）の内の「然るべきの一地」に将来的に薩州産物会所を開設する意向が石河や本間に当然あったものと理解できる。しかし、蝦夷地交易は、あくまでも北国交易の一環として位置付けられている。北国交易の拠点としての、薩州産物会所の開設地は、本間家のある酒田或いはその周辺に想定されていた。それは、後の慶応3・4年（1867・1868）の薩州商社羽州支社を酒田の本間家を中心にして開設する計画によっても明らかである⁽²⁵⁾。したがって、蝦夷地に開設予定の薩州産物会所とは、独立した薩州産物会所というよりは、大和薩州産物会所の場合からも類推できるように、羽州薩州産物会所の支店・出張所のような種類のもので理解できるのである⁽²⁶⁾。

注目すべきこととしては、百間町グループのメンバーで石河の経済・技術改革に献身的に協力していた堺商人田中屋久兵衛（青木秀平）は、この石河宛本間文書Iとまさに同じ年、慶応元年に幕府の「蝦夷地産物会所」の「元仕入方」に加わっているのである（本稿(1)参照）。田中屋久兵衛の蝦夷地産物会所元仕入方への加入は、蝦夷地交易関係の情報収集はじめ、蝦夷地での薩州産物会所開設の企画と大きく関連を持ったものと理解できるのである（このことについての詳細は今後の研究課題としたい）。

格別に「○松前にて蝦夷地産物船借入の儀、相成るべき哉、御尋問に御座候」と設定したように、蝦夷地交易実施に関して、〈蝦夷地からの海産物の廻漕・海運の確保〉のことが、大きなポイントとなっていることがわかるが、ここで本間が蝦夷地交易実施の上で技術上一番こだわっているのも、廻漕・

海運である。本間は、「蝦夷地は、十月より翌年三月上旬迄、渡海相成らず候間」と、旧暦10月（新暦11月・12月上旬頃）から翌年3月（新暦2月・3月下旬頃）上旬までの時季は海が荒れ航海が不可能或いは極めて困難となる蝦夷地海洋の特殊性を指摘している。旧暦10月から翌年3月上旬にかけて航海困難となるのは蝦夷地海洋だけではなく東北の日本海沿岸についてもいえることである。つまり、蝦夷及び東北日本海岸沿の西廻航路は、冬季から春季に至る時季さらにはその前後の「春秋の二季」の一部を含めると、約半年近く航海困難となるわけである。この季に入るといくら蝦夷地で有利に海産物を確保できても、運送が不可能或いは困難となり、「大利」を失うことになるのである。そのため、本間は、安定した航海可能な時期内に正確に船を運航させることができる「屈強な水夫」を「塩飽嶋又は加州、本吉、能州辺」から雇うこと（本間の屈強な水夫を選定する鑑識眼は、西廻航路瀬戸内塩飽諸島と西廻航路日本海側加賀・能登だけではなく、本吉など東廻航路太平洋側にまで及び、重要航路の要地を的確に押さえている）、さらには「私御国（薩摩）[西国方] 商船見及び候処、都て網具碇具等手弱く、其上、帆柱、北国船より余程長く、春秋の二季は、荒海の蝦夷地通帆、^{とて} ^{むずかしく} 迎も六ヶ敷御座有るべき哉」と薩摩及び西国の商船が蝦夷地航路・日本海岸航路（西廻航路）向きには技術的な欠陥があることを指摘して、後述するように、時宜に応じて松前や羽州・越後で北前船を借用すること、または日本海沿岸の港で水夫付で北前船を購入すること、遂には将来的は「追々は北国にて御造船に相成り度、存じ奉り候」と北国に造船所を造営して自前で北前船を建造することを提案している。これらのことに関して、注目すべきは、寛文12年（1672）に河村瑞賢が、東廻航路整備・開拓の着手に続き、酒田において西廻航路整備・開拓を着手した際（これについては後述）、西廻航路に用いる廻船に関して、瑞賢もまたやはり、本間郡兵衛がまず第一にあげた「塩飽嶋」を非常に重視していたことである。『酒田市史 改訂版』では、河村瑞賢の西廻航路整備・開拓についての幕府への建議の内容について、次のように記している。

(河村瑞賢は幕府への建議において) 第一に廻漕船について述べ、東廻り同様に「官船」を建造せず民間の船を雇うこととし、各船に幕府の幟(のぼり)をたてることと、廻漕船には北国海運に慣れた讃岐の塩飽島、備前の日比浦、撰津の伝法、河辺、脇浜などの廻船を雇うべきである。とくに塩飽島の船は堅牢で精好なことは他州に見られぬところであり、郷民もまた淳朴だから、最も多くこれを取ることとし、尾張、伊勢などの船は不足を充たす程度に取ればよいとした⁽²⁷⁾。

このように、西廻航路開拓者河村瑞賢の見識と、それから190年後の本間郡兵衛の見識が重なる部分は、本間郡兵衛の西廻航路に基づく北国交易に対する見識全体の水準の高さと精確さを、よく表しているものといえるのである。松前にての北前船借用確保に関しては、本間は、まず「時宜によりて松前にて御借船の儀も手安く御座候」とまったく問題がないと断言している。「萬屋・須原・伊達・竹屋・丸十五 [丸十五・竹屋]・永楽屋などと申す有名な富商これ之有り。此者共へ相談仕り候はゞ、早速御用弁仕る」と、北前船借用を申し込むべき松前に支店を置いている「有名な富商」をあげている(「右等の者共へ相談仕らずとて逆も、船の儀は容易と存じ奉り候」「是等者共に御座無く候ても、借入候事、容易の儀に存じ奉り候」と、これら「有名な富商」以外からでも北前船借用は容易であるとしている)。なお、これら松前に支店を置いている「有名な富商」の内、「萬屋」は、後述するように蝦夷地交易では老舗の近江商人であり、「永楽屋」も蝦夷地交易の老舗の近江商人である可能性が高い。これも後述するように、近江商人は蝦夷地交易の先駆をなしかつては蝦夷地交易を支配していたのである。また本間は、蝦夷地の他に「右の外、私生国(羽州)并に越後辺に船持数多く御座候間、是等相雇、日限を約し蝦夷へ着下し候儀も時宜によりては然るべく存じ奉り候」と、羽州・越後にも船持が多くいるから、羽州・越後においても「借受日限」を定めた北前船借用は可能であるとしている。このことに関して、本間は、「私帰国仕り候節、北国街道罷り下り申すべく申し候。其節越後に船持数多く御座候間、借受日限を約し松前へ差し下し申すべく候事」と、〈今度(来年)

酒田へ帰省する際、越後にて松前へ派遣する北前船の借用契約をおこなってもよいとまでいっている。

本間は、北前船借用で当面眼前の用を足すとしながらも、「北国所々の湊に水夫付の売船御座候間」「北国に限らず湊々には、水夫付の売船沢山之有り候間」ということから、「追々は然るべき船、御取入に相成るべく存じ奉り候」と港々において、水夫付の北前船を購入することを提案する。そうして、本間は、最終的には、「追々は北国にて御造船に相成り度存じ奉り候」と北前船の造船の提案にまで至る（後述するように、酒田湊は、造船に適していた）。しかも「但、南部領（南部藩領）川内（現青森県下北郡川内町）と申す処、伐木下直に御座候」と造船用木材調達についてまで言及している（青森県下北郡川内町は古くから現在に至るまでヒバ製材が盛んな地であり、江戸期には優れた船大工が多く住み造船もおこなわれていた）。廻漕用北前船の確保について、〈借用船→買船→造船〉というように、段階を踏んで、より他に依存しない廻漕船の自主運営へと展開させているのであるが、本間が、〈北前船借用はあくまで当座のことであり、買船からさらに、将来的には北前船を建造し「持船」で蝦夷地交易をおこなう〉とする強い志向を持っているのは、後述するように本間家が、持船いわゆる「本間船」によって廻船事業をおこなっている実績に立脚している（本間船については後述）。

しかしながら、これらのことは、いずれも北前船など従来の和船の使用を前提にしている。機械紡績をはじめ西洋技術の積極的導入を主張し実施している石河の盟友であり洋学者である本間が、ここで、天候・季節に余り左右されない蒸気船の使用に言及していないことは、不思議にみえるかもしれないが、それについては後述する。本間や石河とほぼ同時期、西廻航路・日本海沿岸・蝦夷地の交易を大いに注目していたのは、薩摩藩士五代才助（友厚／1835天保6～1885明治18）である⁽²⁸⁾。五代は、元治元年（1864）の5月か6月（石河が本間と薩州産物会所交易・北国交易について協議し始めている時期とほぼ同じである）、薩摩藩に長大ないわゆる「五代才助上申書」（以下「五代上申書」と略記）を提出している。「五代上申書」では、西洋への

留学生派遣実施など薩摩藩の早急な近代化を可能とする財源確保の方法として上海交易（直接上海で輸出をおこなうある種の密貿易）の実施を主張しているのであるが、その上海交易で取り扱う輸出用の国産物（商品）として五代が注目しているのが、日本海沿岸・蝦夷地の国産物なのである。「五代上申書」が画期的なのは、その日本海沿岸・蝦夷地の国産物の集積と上海への運送を和船ではなく、蒸気船でおこなうとしたところにある。五代は、「五代上申書」の末尾、追記のような形で、格別に次のことを提案している。

天下の形勢開国に帰し、普く富国強兵の生体罷り成り、我国に於ての目的を定候へば、北越奥羽松前の地に相究申すべく候に付、小形の蒸気船を以て、日本海岸一周致し候様仰付られ、繁多成る港々へ兩三日づ、碇泊いたし、土地風俗産物の有無年々平均の員数巨細に承合（問い合わせる）こと、簿に相誌し、鹿児島へ罷り帰り、蒸気船会所に於て精細吟味を尽し、熟考計算の上、何々は何方より何方へ運送致し、何品は何方へ御運送之有り、御国益大なるを算定いたし、運送の順序を相定め、五、六艘の蒸気船順序を相守、片時も休憩なく御運送相成り候はゞ、盛大の御所置相付申さざるでは一箇の弁利のみ御目的に蒸気船を相勤られ候ては（候では）、御国益乏しく御座候間、早々蒸気船にて日本海岸を一周いたし、諸国の産物承合候様仰付られ度存じ奉り候。且又、北越の義は、二、三月より八、九月迄の間、運送弁じ、冬分に至り候ては、波濤高く容易に通船成し難き由に御座候間、極奥（極大）図の蒸気船を以て、是迄和船の通じざる時節を厭ざる、運送を始め候へば、忽、数十万両金を得申すべし。是我国、国富むに於て、第一の良策に之有るべき哉と存じ奉り候間、蒸気船、日本海一周いたし候節は、此等の義も細々注意いたし罷り帰り候様仰付られ度存じ奉り候。尤、右の通、手業相申し候はゞ、右の内より上海へ御運送相成り候品柄は多分御座有るべき哉と存じ奉り候得ども、当今の間に逢ひ（間に合い）申す間敷候に付、左の件々（白糸〈生糸〉・茶〈または紅茶〉・昆布・椎茸・白炭〈良質木炭〉と対馬国の山海の諸国産物）より相初められ、上海行御取開に相成り候様念願存じ奉り候⁽²⁹⁾。

五代は、上海市場調査と運送用蒸気船購入のため、文久年間に幾度か上海に渡航している（ほとんどは幕府に無届けの密航）⁽³⁰⁾。上海市場調査を踏まえたうえで五代が日本海沿岸・蝦夷地の国産物の重要性に注目していることは、石河・本間の北国交易構想の内容の確かさを証明しているともいえる。五代も、本間と同様、日本海沿岸・蝦夷地の10月から翌年3月までの時季は、「波濤高く容易に通船成し難き」ことを指摘しながら、それを本間のように、水夫の体力・技量や頑丈な北前船の確保で補うというのではなく、日本海沿岸・蝦夷地では北前船はじめ従来の和船では特定な時季に「波濤高く容易に通船成し難き」である現況をむしろ逆手にとって、薩摩藩が他に先駆けて、特定な時季の天候に和船程大きく左右されない蒸気船の機動力を投入することで、「是迄和船の通じざる時節を厭ざる、運送を始め候へば、忽、数十万両金を得申すべし」と、一層の利潤を獲得しようとする超過利潤的な観点で全面に出しているのである。

当時とかく蒸気船の軍事的側面が強調されるなかで、蒸気船の物資輸送の機動力に基づく経済効力に大きく注目したのは五代の炯眼であった。五代の蒸気船団構想では、大型・小型から成る蒸気船団を組織して、主に小型蒸気船は、一定のローテーションでもって常に日本海を一周して、日本海沿岸の各要港に「兩三日づ、碇泊いたし、土地風俗産物の有無年々平均の員数巨細」の情報（国産物を有利に買い集めるための情報）を収集し、主に大型蒸気船は、悪天候の時季を含めて買い付けた国産物の大量輸送に用いるとしている。そうして、小型蒸気船の収集した各情報は、蒸気船団本部ともいべき鹿児島島の「蒸気船会所」に提出させ、蒸気船会所では、その情報を「精細吟味を尽し」て分析し、「熟考計算の上、何々は何方より何方へ運送致し、何品は何方へ御運送之有り、御国益大なるを算定いたし、運送の順序を相定め」というように、国産物の有利な買い付け・集積とその運送ローテーションを決定したものを、各蒸気船に指令して、「五、六艘の蒸気船順序を相守、片時も休憩なく御運送相成り」とそれぞれの蒸気船を無駄なく効率よく運用するわけである。蒸気船をIT（情報技術）に置き換えれば、ここで描かれ

た光景は、高度に発達した情報手段を駆使してグローバルな商活動をおこなっている現代商社のそれと本質的にあまり変わらない。五代の先駆性といつてよいが、それだけ時代よりも先にいき過ぎている。しかし、「五代上申書」提出から2年程経過した慶応元年において、五代の蒸気船団構想は、何らかの理由で、ペンディングの状態にあったと思われる。構想を主体的に取り組んでいた五代自身が、慶応元年から慶応2年には、いわゆる薩摩藩イギリス留学生を引率してイギリス・ヨーロッパに滞在していて、国内に不在だったのである⁽³⁾。また、洋学者の石河と本間も五代の提唱するような蒸気船の機動力について認識していて当然であった（石河などは、日本初の蒸気機関を動力とした機械紡績所の取建を建白したくらいであった）。おそらく、本間は、慶応元年段階で、当面実現できる方法として、熟練した水夫と北前船の安定した調達方法について提示したものと理解できる。後述するように、翌年、慶応2年11月付の石河宛本間文書で本間は、蒸気船の使用を提案することになるのである。いずれにしても、五代が本間や石河とほぼ同時期に、蝦夷地を含めた日本海沿岸の交易実施について、蒸気船団を導入する大規模な構想を練っていたことは、本間や石河らの北国交易構想・蝦夷地海産物交易構想の内容の確かさを証明するものとなっている（同時に本間や石河らの北国交易構想・蝦夷地海産物交易構想は、五代の交易構想の内容の確かさを証明している）。

石河宛本間文書Iで最も注目すべきは、「○松前にて蝦夷地産物何時にても相調申すべき哉、御尋向」と格別に設定していることから、「彼地直出しの船（蝦夷地から長崎への直運送）は、只今の処にては、甚だ稀に御座候」と「（蝦夷地からの直運送を）此御方様（島津侯・薩摩藩）より只今の間に然るべき御処置相立て、巧みに御手為し付けられ候はゞ、自然彼地（蝦夷地）商人の手を経ず、直御取入に相成るべく申し、莫大の御利益と愚考仕り候」が意味することについてである。この本間の長崎への蝦夷地直輸送の提案は、「私長崎表罷り在り候節、松前仁（人）と同居仕り候間、かの地様子も少々承知仕り候」といっているように、本間は、かつて自分が長崎滞

し、しかもその際に松前出身者と同居していたことから、松前での海産物の集荷と長崎への輸送の状況、その蝦夷産海産物が長崎で、長崎商人に販売され、さらに長崎商人から清国商人に輸出用（俵物）として転売される状況について、体験をもって認識しているのである。また、薩州産物会所交易構想の一環としての北国交易構想は、蝦夷地交易を中心とするものであり、さらにその蝦夷地交易は特に長崎への直輸送（直移出）・販売を主眼とするものであったことは、後述するように、近江商人との関連で大きな意味を持つのである。

本間は、「松前にて蝦夷地産物買入方、容易に御座候」「松前・箱館・江差の三ヶ所参り候はゞ、何時にても買入候儀、容易の事と存じ奉り候」と、松前（及び箱館・江差）での海産物の買入れ自体は容易であるとして、「只、事の巧拙によりて価の高下之有り候而已、産物は何時にても取入方出来申すべく候」と、〈海産物はいつでも現地から長崎市場に向けて出荷できるように確保できるのであるから、その海産物を長崎市場にていかに有利に販売できるかということだけが問題となる〉ことを強調している。「事の巧拙によりて価の高下之有り候而已」との本間の謂をさらに深化すると、「(薩摩藩が必要とする米を) 差当り現金を以て買入に相成り候事、長久安固の道に有る間敷哉……卑き者(物)を取て貴く売り、其価を以て又卑き者(物)を買ひ、以て我不足を満つる儀に之有り」と石河が述べた意味(本稿(1)参照)に帰着する。本間は「現金を以て買入に相成り候ては、決して宜敷御座なく候」といい、石河は「差当り現金を以て買入に相成り候事、長久安固の道に有る間敷哉」といい、両者は共通して、現金(貨幣)による安易な商品購入の幼稚さ・愚劣さを強調し否定してる。本間と石河にとって、流通とはまさに、国産物(商品)の〈売りと買い〉を「巧みに御手」をもって操作する〈流通工学〉であり、〈商品世界の絶対王である現金(貨幣)による商品購入(王・貨幣に買われることを本質的に拒否できる臣下・商品など存在しない)〉というのは赤兎でもできることであって、流通の名に値するものではなかった。また、本間も石河も、〈貨幣での産物の買入れは実に容易だが、産物を販売し

貨幣に転化することは実に困難であること〉を、さらにいえば、〈産物の販売と貨幣への転化にこそ流通の本質的で最終的な課題があること〉、つまり商品から貨幣へと転化できるかどうか（飛躍できるかどうか）ということ、いわゆる「命懸けの飛躍」⁽⁴²⁾の持つ意味をよく洞察しえていた。〈海産物を市場にて、いかに有利に販売できるか〉という本間の流通的観点からすると、〈外国船（外国人）が、直接蝦夷地で海産物を買入れて荷積みし、それを長崎で日本商人に売り渡して大利を得ている〉ことがありながら、日本側では直接蝦夷地での海産物を買入れた「直出し船」（直運送）が、松前藩の榮寿丸など以外、「甚だ稀」である現状は、いかにも「拙」であり、「此事に於ては異人も日本の拙なるを笑居り候」という「笑べき事」であった。明らかにいかに「便利」で効率的であっても、蝦夷地直輸送を実施しようともしない「日本の拙なる」状況については、様々な原因が考えられるが、株仲間に顕著なように、前例のない「新規の儀」「新規の法（方法）」を禁忌とするという超保守主義・閉鎖主義の特質、江戸期商業の特質（本稿⁽¹⁾参照）からくる作用も大きいであろう。

しかし、本間は、もちろん、ただ、「此事に於ては異人も日本の拙なるを笑居り候」と皮肉り、嘲笑していただけない。「彼地（蝦夷地）直出しの船は、只今の処にては、甚だ稀に御座候」との「笑うべき」現況にこそ、超過利潤の可能性を見出だしているのである。〈この「笑うべき」現況は、外国商人からさえも嘲笑される程の「拙」であるゆえ、長くは続かないあくまでも短期的状況である。蝦夷地交易の日本商人による蝦夷地からの直運送が普及してしまうのは、時間の問題である。蝦夷地から長崎への直運送は、「北国所々」の港より松前に出かけて買入れた海産物を長崎へ運送する場合や外国商人が松前で集荷した海産物を長崎で買入れる場合に生じる流通費（流通コスト）を大幅に削減することができる。そうして、この蝦夷地海産物交易に関する売買全般については、他の「商人の手を經ず」に「此御方様（島津侯・薩摩藩）の「直御取入」とする「御処置」によって、「莫大の御利益」の獲得が可能である〉ことを本間は強調している。しかもこの「御処

置」は、「只今の間」に他に先駆けておこなうべきものなのであり、この「莫大の御利益」は超過利潤的なものと理解できるのである。「此御方様（島津侯・薩摩藩）による「直御取入」とは、直接的には流通費の削減を意味するが、将来的にはしっかり確立した薩州産物会所交易方式（つまり蝦夷薩州産物会所あるいは羽州薩州産物会所出張所を開設すること）によって蝦夷地海産物交易をおこなうことを意味している。蝦夷地からの直運送は、「甚だ稀」とはいえ、既成の運送方法であり、流通費の単純な削減方法であり、また他の商人の手を経ぬ直運管も流通費の単純な削減方法であるにしても、蝦夷地からの直運送が「甚だ稀」である内に他に先駆けて直運送を実施することや、薩州産物会所交易という新たな流通方式を射程に入れて直運管をおこなうとすることは、十分超過利潤的の指向でありえる⁽³³⁾。本間は、「彼地（蝦夷地）直出しの船は、只今の処にては、甚だ稀」な今であるからこそ、あえて他に先駆けて、薩州産物会所交易・北国交易の一環として、長崎へ向けての蝦夷地からの「直出し」の北前船により海産物運送をおこない、直接長崎にて主に中国（清）に海産物を輸出すべきであることを提案するのである（先述したように、本間が蝦夷産海産物の長崎貿易に注目したことの、近江商人との関連での更なる意義については後述する）。

石河宛本間文書 I の終わりの方で、慶応元年（1865）段階で蝦夷地を分割して預り地としている本間家が所属する庄内藩はじめ会津藩・秋田藩・南部藩・津軽藩の東北諸藩のことに言及している（蝦夷地差配権の変遷の概略については後述する）。文化元年（1804）に通商を求めて長崎に来航したロシア使節レザノフ（13年前のロシア使節ラックスマンの根室来航の場合同様、仙台の船頭津太夫ら日本人漂流民を伴った）は、翌文化2年（1805）、幕府から冷淡にそれを拒絶され、長崎から対馬海峡を経て日本海を北上し、樺太（サハリン）に停泊した。レザノフの樺太停泊は、幕府の拒絶や冷遇へのデモストレーションの意味合いもあって、文化3年（1806）には樺太を、文化4年（1807）には択捉島（エトロフ南部藩・津軽藩が警護）を、ロシア船が襲撃しロシア兵が上陸している。以後、にわかに蝦夷地の緊張感が高まる。したがっ

て、石河宛本間文書 I での「文化二年エトロフ嶋へ魯亜人來泊」との記述は、
〈文化2年のレザノフの樺太停泊〉か〈文化3年のロシア船の択捉島襲撃〉
とした方が正確である。いずれにしても文化年間(1804~1818)には、蝦夷
地・北方での対ロシアの緊張感が高まったのは確かで、文化4年(1807)に
遂に幕府は、蝦夷地全部を直轄地(天領)にして、従来からの東北諸藩によ
る出兵・警備を一層強化させ、前年文化3年のロシア船への撫恤令(薪・水・
食糧などを与えて帰帆させるなど、発見したロシア船には説得して穏便に対処
する)を撤回し、ロシア船への打払いを命じた⁽³⁴⁾。そうして、アヘン戦争
(1840~1842)による清の敗北に刺激されて発令された、天保13年(1842)
の薪水給与令(文化8年<1825>の無^む二^に念^{ねん}打払令<異国船打払令>を大幅に
緩和し、文化3年の撫恤令の水準に戻したもの)を経て、幕末、修好通商条
約締結直後の安政6年(1859)には、蝦夷地は、出兵・警備している東北諸
藩による分割預り地となるのである(この経緯については後述)。

本間は、蝦夷地を分割して預り地としている庄内藩はじめ東北諸藩(仙
台藩を除く)の「御用」を本間家が文化2年以来60年にもわたり勤めている
ことを背景に、これら東北諸藩の「御領地(蝦夷預り地)」での「産物の儀」
のごときは、「何様にも相談相成る(これは、<会津様・秋田様・南部様・津
軽様の何様にも交渉できる>とも<何様にも有利に交渉できる>とも或いは
その両方の意味を含んだものとも解釈できる)」ことを強調している。そう
して、本間は、蝦夷地海産物交易は、「一も商人の手を経ず^{した}下^ね直に御取入に
相成るべく」ということ、つまり〈蝦夷地交易をいかにして他の商人や流通
組織を経ないで運営できるか〉ということが重要な課題となることを述べて
いる。蝦夷地海産物交易を含む北国交易構想自体が薩州産物会所交易の一環
として位置づけられているのであるから、将来的に薩州産物会所組織が蝦夷
地海産物交易を完全に直営化することを指向するのは、当然ともいえるが、
当面現実的には簡単なことでは決してなく、諸々の困難をとまなう。本間は、
薩州産物会所組織の蝦夷地海産物交易の直運営を可能とするポイントを蝦夷
地を分割預り地する東北諸藩との交渉に置いている。本間にとって、蝦夷地

海産物交易の直運営とは、具体的には、〈本間家が半世紀以上に及ぶ東北諸藩と累積してきた関係を背景にして、蝦夷地海産物交易を有利かつ確実なものとする事で、石狩方面からはどのような種類の海産物をどれだけの量、小樽方面からはどのような種類の海産物をどれだけの量というように蝦夷地海産物取引高をより正確に見積もることができること、さらにその取引高見積もりに応じて、船舶による運送も正確に見積もることができる〉ことなのである。ここには徹底した流通コスト削減の観点が見られるが、後述するように、本間にとって、「一も商人の手を経ず下直に御取入に相成るべく」との蝦夷地海産物交易の直運営とは、まず端的には他に依存しない蝦夷地海産物交易の新規参入の実現から始まるわけである。

石河宛本間文書 I の最後は、「且又、私、積年帰省仕らず、遠からず内一度帰省仕席^{ママ}（仕度）^{したく}相考罷り在り候御座候間、来春（慶応2年）早々暫時帰省願奉り内密右 御命^{こおわり}を蒙奉り、北国筋は、勿論蝦夷地へも差越、篤と様子、申上げ奉り度。左候得ば、私に於ても有難き仕合存じ奉り候。尤、正月早々成立仕り候はば、三月中には、罷り帰り申すべく候」と結ばれている。この箇所は、当時の本間の状況をよく示していて貴重である。まず、慶応元年（1865）11月段階で、本間は、積年酒田へ帰省していないことがわかる。英学者本間は、元治元年（1864）に開設されたばかりの薩摩藩初の洋学校である開成所⁽³⁵⁾の英学訓導師（現在の講師に相当）として、石河（開成所蘭学教授でもあった）から三顧の礼をもって、鹿児島（島津侯）に招聘されていた⁽³⁶⁾。石河と本間は、鹿児島で薩州産物会所交易構想について常時密接に協議できたわけでもある。上の石河宛本間文書の内容は、積年帰省していない酒田・東北地方から遠く離れた鹿児島において、開成所英学訓導師の本間が、過去の体験と回想を基に蝦夷地交易を含む北国交易の内容と問題点をまとめた可能性が非常に高いのである。

したがって、本間は、次の段階として、蝦夷地交易を含む北国交易の現状を実際に視察調査すべく、来年慶応2年初頭に、薩摩藩に英学訓導師の「御暇」休職願を出し、北国・酒田に帰省することを要望している。本間は、開

成所訓導師就任から早くも1年前後で、休職・帰省することになるのである⁽³⁷⁾。この北国への帰省について、「内密右 御命」「御内密の儀」の文字が不気味である。もちろん、「内密」の内容は、政治的意味合いではなく、他に先駆けて事業を着手する（それゆえ他に対する一定の機密性が必要となる）超過利潤の意味合いである。本間が開成所訓導師として薩摩藩御雇となった最大の目的は、石河を中心とする（主任とする）薩摩藩の経済・技術改革構想の組み立てと実施にあったものと理解できる。石河は、経済・技術改革構想の組み立てについてのみならず、特に、本間家が大きな影響力を持つ蝦夷地を含む「北国筋」、東北・北海道地区におけるその構想の実施についても、分家とはいえ本間家出身の本間に全幅の信頼と期待を寄せていた。石河にとって、本間はまさしく最大の盟友であった。本間もまた石河の信頼と期待に答えるべく、自らが蝦夷地まで出向き現地調査をするという積極的行動をおこなう。この光景は、2年後の慶応3年（1867）8月、今度は薩州商社取建構想の実施のため、大坂百間町屋敷で起草されたばかりの「薩州商社発端」「薩州商社条書」や「薩州商社名籍」など携えて、薩州商社酒田（羽州）支社を開設するべく、何度目かの羽州酒田への帰省をする本間の光景と見事に重なる。この二度目の酒田帰省も「内密右 御命」「御内密の儀」の部分を含むことであることは確かである。幕末、政治的混乱期にあって、「内密右 御命」「御内密の儀」を含む帰省は文字通り命懸けのところがある。慶応3～4年の維新内戦の直前直後、政治狂乱の季節においては、特にそうである。慶応3年8月の二度目の帰省から本間は遂に戻ってくることはできなかった。慶応4年（1868）、帰省中勃発した戊辰戦争が東北に拡大していき、おそらく、「内密右 御命」「御内密の儀」の部分が不幸にも曲解・誤解されて、薩摩藩探索（スパイ）の容疑を受けた本間は、酒田の隣、鶴岡の母方親戚・池田氏方に幽閉され、そこで横死するのであり、地元ではいわゆる「庄内の一服」による毒殺説が伝えられている⁽³⁸⁾。慶応4年7月の本間の横死前後の薩州産物会所交易構想と薩州商社取建構想の状況とその行末については、近江商人との関連も含めて、近く別の稿で論じることとしたい。

慶応2年の本間の北国・石河への帰省の実際の日程については現在不明であるが、本間は、この北国交易・蝦夷地交易実施のための現地調査視察の報告を、石河に対しておこなっている。それが、次にあげるもうひとつの石河宛本間文書、慶応2年（1866）11月付石河確太郎宛本間郡兵衛文書（以下石河宛本間文書Ⅱと略記）である。その全文は次の通りである。

口上覚

私事 兼て帰省^{したく}仕度、御執成願奉り、有難く御暇下し置かれ候処、此節、御内用の儀仰付けられ、重々有難き仕合存じ奉り候。右御用筋に付ては、万事御方へ御相談を以て、尽力仕るべき様との御上旨に御座候得共、憚り乍ら、存寄^{そんじより}（思いつき）の俣^{まま}、左に申し上げ候間、然るべく御取捨、成し下され乍ら、此上、尚、宜敷御取成の程、願奉り候。

- 一 松前近海漁場昆布生産所々の儀は其所々のならはせ（習わせ・慣わせ）^{これ}之有り。新規に手を附候儀、六ヶ敷^{むずかしく}、其上、諸国より豪商の者、多分の先納金等仕り、右流弊（以前からの悪い習慣）を古格に取固め、近年同所へ出入の商船^{すべ}、惣て、右豪商共より莫太（莫大）の口銭を取立てられ、諸品積登り^{したがつ}、随ては、船数相かさみ、先納之無き船等は、積荷出来兼、彼是、時候を取はづし、その俣、秋より翌夏迄、滞船の分も少からず、之に依り、十ヶ年平均、大坂より松前迄、一ヶ年二度半の往来と相見込候儀、北国建て船方の常法に御座候事。
- 一 右の通、御座候得ば、新規の廻船は、勿論、先納之無き船等是不廻りに御座候得ども、積荷の利益、莫大に御座候故、近年、北国廻船、追々相増候儀に御座候。然る処、前年（先年）、松前侯御領分、御替地仰出され、奥羽の諸侯方御預り地と相成り、会津侯・秋田侯・南部侯・津軽侯へは、私方（本間家）数代御出入仕り、主家荘内（庄内）預り分も之有り。右場所の内には、然るべき漁場も御座有るべく候候得ば、願所の儀^{ねがうところ}を相計都合^{はからう}に至り候はゞ、請負のものも出来候儀に付、御船々の積荷、万端、差支之無き様、仕置^{たく}申し度存じ奉り候事。
- 一 右（蝦夷地海産物交易）は格別、私一族（本間家一族）の者共、辺鄙土

着の幸に、右方角（蝦夷地）には新古取引候者、多^{おおく}之有り候得ば、御入船は、荷揃出帆の積荷等差支之無き様、取扱申すべき示談の儀、兼ての心配、此事に御座候事。但、御積下しの御荷物、彼地（蝦夷地）、尤（最も）、必用（必要）の品、肝要と存じ奉り候。

一 彼地（蝦夷地）四時（四季）必用（必要）の品は、食塩に之有り。和州に於て同様は肥^{こや}し類と承り、双方共、人心の帰する所に御座候得ば、右御基本、御間断無く、暫く、相行れ居り候はゞ、枝葉は、他より、追々、長じさせ申すべく候事。但、試に、一、二前文諸侯方在所并領分多の山分にて、塩、尤（最も）^{とほしく}乏敷、米大豆等、潤沢に付、御交通の道、彼より端を開き、往々、白髪糸（絹糸）絹布にも相及び申すべく存じ奉り候。右の外信州・飛州（飛驒国）辺りの生糸絹布に迄相及び申すべく存じ奉り候。越後新潟より七里の外、呉仙（五泉）と申す土地、白髪糸を多く出産仕り候。

一 右食塩出産所の事。

但、古来より右出産諸国に多く候得共、北国筋に於ては、防州（周防国）三田尻を相好^{このむよに}由候得ば、往々は格別、当分の所故、右産ならでは忽の人氣帰しがたく存じ奉り候。

一 彼地（蝦夷地）生綿（綿花及び綿）生産仕らず、城州（山城国）・和州・河州・泉州・摂州等の産にて相弁じ申すべく候事。但、彼表も数百里に相及居り候得ば、其地風も様々に付、其所々に応じ候品肝要と存じ奉り候。

一 木綿の類（綿糸・綿織物など綿製品）、是又、右同断の事。但、辺鄙とは申し乍ら、上品を相望候地風に御座候。

一 彼地（蝦夷地）塩の用尤多く御座候。但、試^{こころみ}に一ヶ条、春三月の頃、^{にしん}鯨魚、尤多く、此鯨全体の俣塩漬に仕り候品、北国筋一円、甚相好申し候。然る処、彼地、塩^{とほしく}乏敷御座候故、^{やむをえず}不止得、干鯨にいたし、又、^{あしき}天気都合悪敷節は、^{やむをえず}尚不止得肥しに仕立申す候。右の所へ塩を潤沢に御送り相成り候は、是迄無例大利を得候儀に付、如何計敷、御仁惠^{はるか}仰ぎ奉り申すべし。随て、右の風聞（蝦夷地における塩の状況についての風聞）、追々遠近に相亘り塩の入用高、年々相増し申すべき哉。数の子も右に準じ申し候。

- 一 何品に寄らず、四時（四季）に仍て直段高下之有り候得ば、其下直の時を計り、平掌に買付置き候儀、肝要に候事。但、御預り御荷物の有無に拘らず、本行の心得方示し仕り、一族（本間家一族）の者、尽力仕らせ度存じ奉り候。
- 一 （蝦夷地海産物は）何品に寄らず、彼地（蝦夷地）出来相かさみ然る処、追々冬季に相及び、船切にて、右品揃ヶ条兼、荷主内輪の融通等より彼是下段に売り候儀も之有るべし。右の分等を買付候はゞ、季候に仍て融通整ひがたき処、望の外の都合を得候儀に付、格別有難がり、御仁恵仰ぎ奉り候儀に御座候事。但、秋分より春分迄は、北海道船相成り申さざる内には、本行の次第、多々御座有るべし。就ては、往々蒸気船御廻し成し下され候はゞ、格別の御都合も御座有るべき哉に存じ奉り候。蒸気船御廻しに付ては、彼地（蝦夷地）冬季には得難き品物等取交へ、積越候はゞ、恐れ乍ら、聊御弁理の一端とも相成り申すべき哉に存じ奉り候。右石岸（石炭）次方の儀は、私郷里（酒田）方角に石岸（石炭）を含み居り候山も御座候得共、私出国（出生国／出羽国）此迄は往々往古より掘出し申さず。然る処、近年の時勢に付、相開け居り候はゞ、幸の儀に御座候得共、矢張、前に同様に之有り候はゞ、当時（現在）佐渡幸行衆（奉行衆）には内縁も之有り。右石炭次場（石炭取次場）借地等は如何様にも示談を遂げ申し度、存じ奉り候。
- 一 （販売すべき品物は）何品に寄らず、船切には、直段引上げ、着船に随、直段引下げ候儀、諸港の流弊に御座候得ば、下着の御荷物相場下直の時は、蔵入仕置、高直の節、売出し候様、惣て、事を誤らず、彼より制せられざる儀、肝要と存じ奉り候事。但、着寄より実に品切の処へ幸の入船の人氣相進み相応の直段に御座候はゞ、売払、其地の人氣を取候儀、別ての肝要と存じ奉り候。
- 一 前文御出入の諸候（侯）方御預り所に於て、海産の諸品御手附候はゞ、干鰯に水気を含ませ昆布に砂を与へ候奸商の手を経ざる儀に付、一涯（一際）直段相進み申すべく候事（値段は一際良い方向に展開していくという

- 事)。但、本行奸商の所為、下之関長崎等にて、現在見聞仕り居り申し候。
- 一 船都合の儀は、一族（本間家）共の内にて如何様卒御用弁仕り候心組に御座候得共、尚、其筋々へ兼て示談仕置、御間後れ等仕る間敷候事。但、海上の儀は、計り難くと申し乍ら、運賃少々相増敷、運賃体の都合を以て手堅く請合候はゞ、荷打（海難の際に船の重量を軽くするするため積荷の一部を海に投棄すること）又は内実に欠等多からざる仕来も御座候。
- 一 彼地（蝦夷地）に於て諸品買付の節、御大国様（島津侯・薩摩藩）を相唱候はゞ、其聲に応じ、忽、直段引上り、恐れ乍ら、御為、宜しからず。其上其上、其地の人望にも拘り申すべく候事。但、是迄所々に於て、其例も少なからず。往々は、格別当分の所、私一族共、自商の振りに外見を取繕、追々御徳沢、仰ぎ奉り、其地の者より都合の品を持ちかけ候様、相成り度存じ奉り候。
- 一 彼地（蝦夷地）に於て諸品売方の節は、尚以て、御大国様を相唱候はゞ、忽、直段を引下げ候事。但、恐れ乍ら、御国様、初奉り、余国の船、彼より痛く利を制せられ候儀多々之有り候事に御座候。右は、強ち奸商の申合せにも之無く、追々諸品、何程の太数（大量）相及び申すべき哉計り難き処より売買共、自然と此次第に人気一致仕り候御趣にも相聞申し候。
- 一 彼地諸産物前文の通、四季下直の時を計り買仕置候共、御船積の節に至り右買入直段より相場の高下計り難く候得ば、惣て買付候節の直段を以て御船へ積渡し申すべき様示談仕度心組に御座候。
- 一 御送り品、大和方産物并塩等も右同様の都合を計り買付相成るべく候得共、御船御仕出の節に至り買付直段より相場の高下計り難く候得ば、是又、惣て買付直段を以て御船御仕出し成し下され度存じ奉り候事。但、右御荷物下着の節、相場下直に候蔵入仕置品、四季高直の時を計り売出し申すべし。其上、元来上下共、御船積の品物双方、必用の分、有無御交通の御趣意に御座候得ば、自然と双方に御中益相備り申すべし。何品に寄らず、右四季下直の時を計、御預り御荷物の有無に拘らず買付候得共、薄力の我々に御座候得ば、事十分に至り申さず。右御中益の御積金毎船加増仕り候儀

に付、広太に相行れ、上下の諸品共、我相場を以て彼を制し候様、相成り^{たし}度。随て、及ばず乍ら、御周旋相勤め奉り候者共へも御仁沢蒙奉り候儀と有難き仕合、就ては、人心相励^{いよいよ}み^よ弥勤精仕るべく存じ奉り候。

一 右御用筋に付、私共手先には従来、氣質等能き承知^{めしつかし}の者を召遣申すべく候事。但、給金等少々高く相成り候共、手堅く能く奔走仕る者ならでは、恐れ乍ら、御為宜しからず。其上にも尚丹誠の振により、心付等遣度奉り候。右愚意の俣、申し上げ候。誠に右交通、御間断無く永続に付ては、薄力乍ら、一族の者共、出精御用弁仕らせ度。尚、其他、分相応の儀も御座候はゞ、尽力御用相勤め候様仕り度、恐れ乍ら、私の愚衷に御座候。以上。

寅（慶応2年）十一月

本間郡兵衛

石河確太郎様⁽³⁹⁾

前書ともいふべき「口上」で、「兼て帰省仕度、御執成願奉り、有難く御暇下し置かれ候処」とあることから、前年の本間の帰省「御暇」願は許され、本間は慶応2年のある時期に、羽州酒田に帰省していることがわかる。本間は帰省の上は、く「北国筋は、勿論蝦夷地へも差し越し」て現地の「様子」を篤と見分したいと前年に石河に述べたように、蝦夷地はじめ北国の要地の現地の視察調査をおこなったことは間違いない。また、「此節、御内用の儀 仰付けられ」とあり、「御内用の儀」が「内密」と同様に不気味である。この度の帰省は石河宛本間文書Ⅰでの「内密右、御命」と同様の性質を帯びたものであることもわかる。

石河宛本間文書Ⅱで、初めに本間は、懸案事項である蝦夷地での海産物交易事業の新規参入「新規に手を附候儀」について報告している。本間の報告では、く蝦夷地の漁場や昆布生産地では、では「其所々のならわせ」があるため、新規参入が難しくなっている現状を指摘しているが、新規参入を拒む漁場毎・昆布生産地毎の「其所々のならわせ」とは、主に「場所請負制」に基づくものと理解できる。場所請負制は、米作が不向きな蝦夷地に特有な蝦夷地特有な交易システムであり（米作不向きな蝦夷地において、松前藩の

上級家臣の武家に対する俸禄は、他藩の場合の知行地での年貢米取得権に代わるものとして、蝦夷地各区画である「場所」での交易権を知行として賦与したものである)、松前藩と繋がった近江商人が先駆的に開発してきたものであった⁽⁴⁰⁾(幕末期慶応年間において、蝦夷地における近江商人の商勢は弱体化しているとはいえ、蝦夷地交易の先駆的蓄積をもつ近江商人の存在の意義は、後述するように薩州産物会所交易・北国交易にとって大きなものがあるものと理解できるのである)。場所請負制は、蝦夷地の「商場」あるいは「場所」と称される各交易地域の交易を、「商場」「場所」の交易権を持つ武家「知行主」が、「場所請負人」として特定の商人に請負わせるものである。場所請負制では、場所請負人となる商人は、武家「知行主」へ運上金(ある種の営業税)を納めることになるが、「商場」「場所」の商権が独占できるわけである。本間のいう「諸国より」の「豪商の者」とは、場所請負人のことを示している。後述するように、この場所請負人として先駆的に蝦夷地に進出したのが、両浜(琵琶湖沿岸の八幡<現近江八幡市>と柳川<現彦根市柳川町>・薩摩<現彦根市薩摩町>)商人を中心とする近江商人であった)。そのため、「商場」「場所」内の漁場・海産物加工場の商権も、当然、場所請負人たる「諸国より」の「豪商の者」の独占するところとなり、海産物交易事業の新規参入は難しくなるわけである。「其上」と本間の報告は、<場所請負制を盾にして、場所請負人・既成進出商人は、自己の「商場」「場所」内で海産物交易事業をおこなう者から、場所代として「多分の先納金等」を取ってきたが、近年では以前からのその悪習を一層古臭く取り固めて、自己の「商場」「場所」内に「出入」する「商船」に、すべて莫大な「口銭」を課すようになった。それで、口銭を先納していないため積荷できないまま、秋から翌年の夏まで滞船している場合も少なくない。そのため、現在、大坂-松前間(西廻航路)の運送がスムーズにおこなわれず、10年平均で大坂-松前間の運航往復は、「北国建て船方の常法」(北国の廻船の通常の操船方法)では、1年間で2回半と見込まれる状況にある>と続く。「商場」「場所」で海産物交易をおこなうためには、荷積・出航が滞る程に一層膨大な口銭を場所請負

人の商人に納めなければならない現況にあるということである。これも現場の実態を反映したりアルなものとなっている。いずれにしても新規参入ができない限り、蝦夷地海産物交易では超過利潤の観点など入り込む余地がないことを本間の報告は客観的に示している。

その上で、本間は、〈積荷・出航が滞る程に膨大な口銭が課せられているのにもかかわらず、海産物の「積荷の利益」自体が「莫大」であるので、蝦夷地への北国廻船が近年「追々」増加している〉事実を指摘している。やはり蝦夷地海産物交易は実施すべき大いなる価値、「莫大」な「口銭」を差し引かれてもまだ見合う利潤を内包するものなのである。それでは、場所請負人から「莫大」な「口銭」を差し引かれることなく、蝦夷地海産物交易から並の利潤を超えた利潤（超過利潤的）を獲得するためにはどうすべきか。次に本間は、場所請負人の商人はもとより〈「一も商人の手を経ず」に蝦夷地海産物交易を直運営するしかない〉という最初の課題に立ち返るのである。

場所請負制を前提にしながらも、根本的に〈「一も商人の手を経ず」に蝦夷地海産物交易を直運営する〉ためには、薩摩藩交易組織自らが場所請負人になる他ないのである。このことは、昨年の石河宛本間文書Ⅰですでに暗示されていた。また、石河宛本間文書Ⅰでは、場所請負人となることも、蝦夷地を分割して預り地としている庄内藩はじめ東北諸藩との交渉に関し「産物の儀」は「何様にも相談相成る」という形で暗示していた。この石河宛本間文書Ⅱでは、これら昨年には暗示していたものがより明確な形で述べられている。蝦夷地海産物交易への新規参入が難しい現況を述べた上で、本間は、「然る処」と転じて、「前年（先年）、松前侯御領分、御替地仰出され、奥羽の諸侯方御預り地と相成り、会津侯・秋田侯・南部侯・津軽侯へは、私方（本間家）数代御出入仕り、主家庄内（庄内）預り分も之有り」と、蝦夷地を預り地としている庄内藩はじめ東北諸藩と本間家の「数代」に及ぶ関係の深さをもつ大きな可能性について明確かつ全面的に強調するのである。

本間は、ここで、蝦夷地預り地を持つ東北諸藩との交渉によって最終的に実現すべきことは、もはや「右（蝦夷地）御領地産物の儀如、何様にも相談

相成るべく申す哉」という暗示ではなく、「願所の儀を相計都合に至り候はゞ、請負のものも出来候儀に付」というように、場所請負人となること（蝦夷地海産物交易に新規参入すること）であると明言している。ここで、江戸期の蝦夷地差配権の変遷は、北方警備の状況変化に応じて、松前藩領地化と幕府直轄地化が繰り返されるなど入り組んで複雑なので、その変遷の概略を次のようにまとめてみた。場所請負制度の廃止から直捌制（蝦夷地住民と商人の直接交易を排して、幕府官吏が商人から買い上げた商品をもって蝦夷地住民と直接交易する幕府の蝦夷地交易直営方式）へ、直捌制廃止から場所請負制度の再開へという変遷にも注意したい。

- ①寛政11年（1799） 東蝦夷地（北海道太平洋側及び千島）が松前藩領から幕府直轄地となり、場所請負制は廃止され直捌制が採用される（しかし東蝦夷地において直捌制は、文化7年〈1810〉以降放棄され始め、文化9年〈1812〉には完全に廃止され、場所請負制が全面復活される）→②文化4年（1807） 西蝦夷地（北海道日本海側及び樺太）も幕府直轄地になり全蝦夷地が松前藩領から幕府直轄地となる（松前氏は陸奥梁川^{やながわ}9千石に移封／しかし西蝦夷地においては場所請負制が維持される）→③文政4年（1821） 東西蝦夷地が松前藩に返還される→④安政3年（1855） 松前氏居城付近福山周辺を除き全蝦夷地は松前藩領から再び幕府直轄地となる（松前氏には梁川^{ひがしね}・東根3万石が与えられる）→⑤安政6年（1859） 蝦夷地は、蝦夷地に警備・出兵している東北6藩、津軽藩・南部藩・秋田藩・庄内藩・会津藩・仙台藩の分割領有（預り地）となる→⑥元治元年（1864） 乙部^{おとべ}（現北海道爾志郡乙部町）から熊石^{くまいし}（現北海道爾志郡熊石町）までの8ヶ村が松前藩に返還される⁽⁴¹⁾。

寛政4年（1792）にエカテリーナ二世の命を受けたロシア使節ラックスマン（初の遣日使節）が根室に来航して通商を求めた事件⁽⁴²⁾が契機となって、幕府は、北方警備強化政策をはかり、翌年寛政5年（1793）に、蝦夷地に近い津軽藩・南部藩に出兵警備の命を下した。しかし、この出兵警備は、一時のものであったが、寛政11年に、東蝦夷地が幕府直轄地になると、津軽藩・

南部藩には蝦夷地への出兵警備は駐屯となり恒常化の傾向となった（津軽藩は砂原すはら〈現北海道茅部郡森町砂原〉・択捉えとろふに、南部藩は根室くましり・国後・択捉にそれぞれ番所を設置）。先述した文化元年（1804）のロシア使節レザノフの長崎来航以降のロシアの北方侵攻への警戒から、幕府は、文化3年（1806）に津軽藩・南部藩に西蝦夷地へも出兵警備を命じ、文化4年（1807）に西蝦夷地も直轄地にすると、津軽藩・南部藩の他に、庄内藩・秋田藩へも蝦夷地の出兵警備を命じた。さらに翌年文化5年（1808）年には、幕府は、南部藩・津軽藩に恒久的な蝦夷地警備を命じ（南部藩主は20万石に、津軽藩は10万石に、それぞれ格上げする）、会津藩・仙台藩に、庄内藩・秋田藩と入れ替わり、蝦夷地の出兵警備を命じた（いずれも恒久的なものではなく緊急的臨時的なものである）。このように、津軽・南部・庄内・秋田・会津・仙台の東北6藩は蝦夷地の出兵警備に関わっていくことになるが、北方の状況が鎮静化していくと⁽⁴³⁾、幕府は、文政4年（1821）に、東西蝦夷地を松前藩に返還し、恒久的であった津軽・南部両藩の蝦夷地警備・出兵を解除した。

しかし、それより35年後の幕末、安政3年（1855）、またもや東西蝦夷地は松前藩領から幕府直轄地に転換され、上記の東北6藩に蝦夷地の警備・出兵が命じられた。嘉永6年（1853）のペリー艦隊の浦賀来航による久里浜でのアメリカ大統領国書の受理（正式外交文書の受理）、安政元年（1854）のペリー艦隊の再来航による日米和親条約締結（正式外国条約の締結）により（同年、ロシア・イギリス・オランダともほぼ同様な和親条約を締結）、伊豆下田と箱館がまだ自由貿易港ではないものの、アメリカ船への薪・水・食糧など欠乏品の補給地及びアメリカ漂流民を保護する地として開かれるという（これらのことを、国際的に強制力・拘束力を持つ正式な条約によって、外国に対し法的に明記し保証したことは、それ以前の將軍〈幕府〉の個人的な曖昧な温情と気紛れによる撫恤令ぶじゅうや薪水給与令などとは、内容的にいかに類似していようとも、まったく質的に異なったものであった）、本来一切の正式外交関係を拒絶すべき鎖国体制を根本から崩壊させるような状況下での北方問題は、松前藩一藩の手には余るものになったのである。そうして、安

政6年(1859)には、東西蝦夷地は、幕府直轄地から、遂に警備・出兵している東北6藩の分割領有(預り地)へと転換されるに至るのである。場所請負制度については、寛政11年(1799)に幕府直轄化に応じて一度廃止され、幕府直営の直捌制に変えられたものの、14年後の文化9年(1812)には、その非効率性もあって、幕府直轄下にもかかわらず、それまですでに放棄され始めていた直捌制は完全に廃止され、場所請負制度が全面復活し、以後、場所請負制度は、持続されていくことになる⁽⁴⁴⁾。

「前年(先年)、松前侯御領分、御替地仰出され、奥羽の諸侯方御預り地と相成り」と石河宛本間文書Iで本間がいていたのは、安政6年に、幕府直轄地から蝦夷地の警備・出兵の東北6藩による分割領地に移行したことを示している。石河宛本間文書I・IIが書かれた段階では、その2年程前の元治元年(1860)に松前藩に乙部から熊石までの8ヶ村が返還されてはいるものの、蝦夷地のほとんどは、津軽・南部・庄内・秋田・会津・仙台の東北6藩による分割領有(預り地)となっているのである。この東北6藩がそれぞれ、警備・出兵を担当している地区が各々の領有地(預り地)となったのであるが、その領有地区は、津軽藩は久遠(くどう)(現北海道久遠郡)から神威岬(かむい)(現北海道積丹郡積丹町神威岬町)まで、南部藩は恵山岬(えさん)(現北海道亀田郡磯法華村)から幌別(ほろべつ)(現北海道浦河郡浦河町幌別辺り)まで、庄内藩は歌棄(うたすつ)(現北海道寿都郡寿都町字歌棄町)より天塩(てしお)(現北海道手塩郡手塩町)まで(ただし秋田藩領増毛(ましげ)〈現北海道増毛郡増毛町〉を除く)、秋田藩は神威岬から東は斜里(しゃり)(現北海道斜里郡斜里町)と唐太島(サハラ)(樺太)まで、会津藩は東蝦夷地根室場所から西蝦夷地斜里と紋別(もんべつ)(現北海道紋別市)まで、仙台藩は白老(しらおい)(現北海道白老郡白老町)から根室(くぬしり)・国後(エトロフ)・択捉島まで、である⁽⁴⁵⁾。庄内藩と本間家(本間家は庄内藩から武家扱いの身分を受けている)の関係はいうまでもなく、本間家は、「数代」にわたって、津軽藩・南部藩・秋田藩・会津藩へ出入りしている蓄積もある。つまり、慶応2年段階で、本間家は、蝦夷地を分割領有している東北6藩の内、仙台藩以外、5藩と「数代」にわたる蓄積されたつながりを持っているのである。そうして、各預り地の場所請

負人についての認可権は、当然その預り地を受ける藩が保持している。本間は、こうした本間家と東北諸藩の「数代」にわたる蓄積されたつながりを背景にして、「右場所（津軽藩・南部藩・秋田藩・庄内藩・会津藩の預り地）の内には、然るべき漁場も御座有るべく候候得ば、願所の儀を相計都合に至り候はゞ、請負のものも出来候儀に付、御船々の積荷、万端、差支之無き様、仕置申し度存じ奉り候事」というように、〈場所請負にとまなう積荷廻漕の差し支えない運行が必要だ〉とまで自身をもって、断言している。津軽藩・南部藩・庄内藩・秋田藩・会津藩の預り地における漁場の総合は、西蝦夷・東蝦夷から樺太まで及んでいるので、これら諸藩から場所請負人の認可を得ることは、蝦夷地周辺の漁場に満遍なく新規参入することを意味する。これに、さらに、本間は、「右（蝦夷地海産物交易）は格別、私一族（本間家一族）の者共、辺鄙土着の幸に、右方角（蝦夷地）には新古取引候者、多之有り候得ば、御入船は、荷揃出帆の積荷等差支之無き様、取扱申すべき示談の儀、兼ての心配、此事に御座候事」と、今度は、〈本間家が古くから北国「辺鄙」に「土着」してきたことを幸いに、本間家には蝦夷地に新旧の取引相手が多数いる〉ことを背景にして、〈積荷廻漕の差し支えない運行の必要性・重要性〉を繰り返している。確かに、先の石河宛本間文書Ⅰでも強調していたように廻漕問題は蝦夷地交易の重要課題であったが、これもまた商圈蝦夷地に対する本間の商的自信の表明ともいえる。この商的自信の基盤となっている蝦夷地交易についての本間家の実績については、『酒田市史』の次の記述からもよく理解できる。蝦夷地海産物交易はじめ日本海沿岸の西廻航路交易全般に占める酒田の位置づけについてもまとめられているので、長めに引用したい。

文化四年（一八〇七）五月〔文化元年のレザノフの長崎来航を契機として〕、北辺にロシア船が出没するようになったので、幕府は津軽・南部・秋田とともに庄内の藩兵にも出動を命じ蝦夷地やカラフトの警衛に当らせた。ロシア船は千島とくにえとろふ択捉から蝦夷地北辺にかけてあらわれ、中には塩・米・家具を奪ったり番屋を荒らすものもあった。文化二年、幕府は越

後その他諸国から農民を募集して開墾を奨めているが、出資や経営は諸藩の用達しや、豪商に当らせた。たとえば、一本木^{いっほんぎ} [現北海道^{ほくと}北斗市一本木] では、河内屋新左衛門という商人が当り、資本を酒田の豪商本間家四代正五郎光道に仰いでいる（北海道史第二巻）。本間家では投資の形で参画するだけでなく、親類の優秀なものを派遣して、開墾に当らせていた形跡があり、現に富良野市^{ふらのの}は本間家が開墾したとの証言が寄せられている。文化の初めに本間家が蝦夷地に開墾や投資の範囲を延ばしていることは、同地と酒田との関係の緊密さを物語るものであろう。文化五年、光道が船場町に本間弥三郎名義で新問屋を新たに経営し、日吉丸・坂本丸などの海船を小浜の古河嘉大夫に注目してつくらせているのは、多分に蝦夷地貿易を意識してのことであろう。その後も庄内藩は、諸藩のうちではもっとも蝦夷地開墾に熱心で、領内の農夫を郷夫と稱して移住させ、旅費・家屋・器具・種子などを支給し、浜益^{はまます} [現北海道石狩市浜益区]・留萌^{るもい}地区を開墾している。幕府では蝦夷地の商業発展のため、江戸そのほか全国各地に会所を設け御用達しを指定しているが、酒田では板屋惣兵衛・五十嵐屋七郎左衛門・二木（加賀屋）与助・渡辺多市の四人が御用達しに命ぜられ、のち、二木に代って上林次郎次が申し付けられている（新撰北海道史第五巻）。その後、さらに^{あふみや}鏡谷惣右衛門・根上善平・柿崎孫右衛門らが御用商人となり、二千両または千両の運上金をもって御用を請負っている（休明光記遺稿）。もともと、幕末に至るまで蝦夷地と本土との物資の流通は東廻り [太平洋沿岸航路] より西廻り [日本海沿岸・瀬戸内航路] の方がはるかに多かつたらしい。移入品中の首位を占めた米は津軽・出羽・越後・越中などからであり、酒は出羽の大山、越後・大坂から、なわやむしろは敦賀・津軽から、塩は瀬戸内海の各地から、木綿物その他の雑貨は大坂その他の諸湊からもたらされている。蝦夷地からの移出品はおおむねこれらの地に向けられ、塩さげが最も多く、塩ます・たら・するめ・にしん・にしん粕・いわし・いわし粕・こんぶなどであった。安政四年（一八五七）の調査により荷物の積出先を見ると、江戸・銚子・水戸・仙台・南部など

太平洋沿岸地方向けのもと、日本海岸や九州・瀬戸内海など総じて上方方面に向けられるものとの石数・金額の割合はともに約一対九である（新撰北海道史第二巻）。酒田を始め日本海方面の占める割合は、石数にして二六・五％、価格にして六五％で、割高のものが扱われたらしい。海船もほとんど日本海岸所属のもので、安政初年に箱館・福山・江差の三湊に入った千国船は、加賀の木屋の持船二十艘・若狭の木綿屋の持船十艘・越後出雲崎の内藤の持船六、七艘・加賀の丸屋の持船十数艘・近江の一山の持船十二艘などと並んで、酒田の本間船が十艘見える。本間家は蝦夷や弘前（弘前には出店を持っていた）南部とも広くとりひきをしていたが、この頃には海船も十艘にふえ、大いに活躍していたことがうかがわれる⁽⁴⁶⁾。

薩州産物会所交易構想の頃に近い時期、幕末安政4年段階でも、運送する蝦夷地海産物の総額に占める割合が、東廻航路によるもの1に対して西廻航路によるもの9であり、西廻航路によるものが圧倒的であったことは注目してよいのであるが、ここには、「右（蝦夷地交易）は格別、私一族（本間家一族）の者共、辺鄙土着の幸に、右方向（蝦夷地）には新古取引候者、^{おおくこれ}多之有り候得ば」と本間郡兵衛が自信を持って表明できる根拠がよく示されている。「文化二年、幕府は越後その他諸国から農民を募集して開墾を奨めているが、出資や経営は諸藩の用達しや、豪商に当らせた。たとえば、^{いっほんぎ}一本木では、河内屋新左衛門という商人が当り、資本を酒田の豪商本間家四代正五郎光道に仰いでいる……。本間家では投資の形で参画するだけでなく、親類の優秀なものを派遣して、開墾に当らせていた形跡があり、現に富良野市は本間家が開墾したとの証言が寄せられている」「本間家は蝦夷や弘前（弘前には出店を持っていた）南部とも広くとりひきをしていた」は、「文久二年エトロフ嶋へ魯亜人來泊の節よりく正確には文化2年（1805）のレザノフの樺太停泊と文化3年（1806）のロシア船の樺太襲撃と文化4年（1807）ロシア船の択捉島襲撃以来」、私祖父御用相勤め候儀も之有りく本間家本家4代光道^{とのえ}外衛（正五郎／1757宝暦7～1826文政9）⁽⁴⁷⁾やその分家新四郎光味^{みつちか}⁽⁴⁸⁾（本間郡兵衛の祖）ら、私の祖父の代から、本間家は蝦夷地へ警備・出兵する東

北諸藩の御用を勤めるようになった」との石河宛本間文書 I での本間の記述内容とよく照応している。本間家は、文化4年の庄内藩の蝦夷地警備・出兵に数年先行して、文化2年の幕府による蝦夷地開墾の全国農民募集を契機に蝦夷地に進出して、投資のみならず開墾にまで関与していたのである。

「庄内藩は、諸藩のうちではもっとも蝦夷地開墾に熱心で、領内の農夫を郷夫と稱して移住させ、旅費・家屋・器具・種子などを支給し、浜益・留萌地区を開墾している」ということの下地は、「文化の初めに本間家が蝦夷地に開墾や投資の範囲を延ばしていること」との本間家の蝦夷地での交易・開墾活動が先駆的に切り開いたものともいえる。本間郡兵衛の祖父たちの代の本間本家当主は、4代本間光道であった。4代光道がリーダーとなり本間家は、蝦夷地交易の積極的な開拓を基に、西廻航路交易を盛んにおこない、それは幕末期になっても衰えず、「安政初年に箱館・福山・江差の三湊に入った千国船は……近江の一山の持船十二艘などと並んで、酒田の本間船が十艘見える」とあるように、後述する蝦夷地交易に従事する近江商人の持船12艘（「一山」については、不明であるが、蝦夷地交易の老舗、近江八幡の松前屋〈住吉屋〉西川伝右衛門家〈本稿注⁷²参照〉の持船の帆印「中一」〈転じて西川伝右衛門家の家印・屋号のひとつになる〉のことかもしれない）と並んでの持船本間船10艘規模は堂々たるものであった。本間船については、『酒田市史』では、「本間家の手船は文化五年（一八〇八）、蝦夷地交易を機会に相次いで建造されて、都合六艘に及んだ。安政初年には蝦夷地へ本間船が十艘入湊している記録があり本間家が六艘乃至十艘の船をもって蝦夷地から瀬戸内海と、日本海を縦横に活躍し、とくに光道・光暉の二人は海商の面目を発揮していたということは、知られざる反面であり、特筆すべきことである。従来、若干の海船を持っていたものとして他人に依存していた商法に一大改革を加え、船主として廻船問屋業を行ったことは注目すべきであろう。思うに、北海道開発の進展による北前船盛行の気運に乗じたものである」⁴⁹⁾と記している。4代光道・5代光暉と本間新四郎光味の代、文化文政年間に、蝦夷地交易及び西廻航路交易を、運送を完全に「他人に依存」せず、持船

(本間船)によって運営する商法上の「一大改革」を遂行したことは、本間郡兵衛の、「追々は北国にて御造船所に相成り^{たく}度存じ奉り候」との持船建造と「一も商人の手を経ず」との蝦夷地交易の直運営への強い志向に通じているであろう。

以上、本間郡兵衛は、結論として、く本間家と代々のつながりがある津軽藩・南部藩・庄内藩・秋田藩・会津藩との交渉を通して、蝦夷地海産物交易事業の新規参入(場所請負人認可)をおこなうことができるし、蝦夷地には本間家との取引相手として関係の深い者たちも多くいるから、蝦夷地交易・市場開拓はきわめて有望である」ということを確認したうえで、本間家の北国・蝦夷地での積年に及ぶ根を張った活動の実績を十全に活用すれば、蝦夷地海産物交易事業の新規参入と蝦夷地からの直運送の他に先駆けた多分に秘密裏な実施によって、蝦夷地交易から、多額の利潤(超過利潤的)を獲得することは大いに可能であることを報告している。

石河宛本間文書Ⅱでは、こうした蝦夷地海産物交易の現状とその実施の可能性についての報告の次に、「但、御積下しの御荷物、彼地(蝦夷地)、尤(最も)、必用(必要)の品、肝要と存じ奉り候」との注意書きにつなげて、蝦夷地海産物交易の他、北国交易一般に関わる問題へと展開していくのである。前掲『酒田市史』でも「幕末に至るまで蝦夷地と本土との物資の流通は……[蝦夷地への]移入品中の首位を占めた米は津軽・出羽・越後・越中などからであり、酒は出羽の大山、越後・大坂から、なわやむしろは敦賀・津軽から、塩は瀬戸内海の各地から、木綿物その他の雑貨は大坂その他の諸湊からもたらされている。蝦夷地からの移出品はおおむねこれらの地に向けられ、塩さけが最も多く、塩ます・たら・するめ・にしん・にしん粕・いわし・いわし粕・こんぶなどであった」と、蝦夷地交易を基盤とした西廻航路(日本海沿岸・瀬戸内航路)交易・北国交易一般の拡大のことを指摘していた。石河宛本間文書Ⅱでの注意書きが内包する意味は、きわめて大きなものがある。まず、重要なことは、「御積下しの御荷物」とあることから、薩州産物会所交易・北国交易の一環としての蝦夷地海産物交易においては、北前

船は、単に蝦夷地海産物を集荷・積荷するだけではなく、蝦夷地に運んだ荷を積み下ろして販売することも目的としていたことがわかることである。つまり、蝦夷地海産物交易も、薩州産物会所交易・北国交易の一環として位置づけられていることから、「持下り」（積み下ろし）と「登せ荷」（荷積み）の往復的組合せに基づく「産物廻し」のバリエーションのひとつであったのである。もちろん、陸路の行商などと比して、海路の場合は、一般的にその海運コストの点から、その往路も復路も、積荷のないいわゆる空船とならないようにすることは一層大切な事柄であることも前提にしている。特に蝦夷地海産物交易の場合は、西廻航路に特有な天候の制約なども加わり、年間運航回数はかなり制限されるので、往路・復路ともに空船なしに運航することがますます重要になってくるのであるが、それらのことを前提にしても、蝦夷地海産物交易が薩州産物会所交易・北国交易構想の一環として位置づけられていることから来る意味もかなり大きなものがあることは明らかである。その構想においては、集荷された蝦夷地海産物は、長崎貿易や大坂市場向けだけではなく、市況に即し、全国薩州産物会所交易ルートを通して、臨機応変に様々な市場へ送られるべきものであろうし、蝦夷地向け産物も、全国薩州産物会所交易ルートを通して、集荷されるべきものであろう。

薩州産物会所交易構想が近江商人商法の「産物廻し」に大きな影響を受けたものであることは、本稿が何度も繰り返し強調してきたことであった。したがって、本間の「但、御積下しの御荷物、彼地（蝦夷地）、尤（最も）、必用（必要）の品、肝要と存じ奉り候」という謂は、石河が、大和国（和州）での薩州産物会所開設に基づく大和交易に関して述べた薩州産物会所交易の基本理念、「彼方（大和国）最便利此御方（薩摩藩）大経済に相成り申すべし……何篇（何でも）其土地百姓の便利為方に相成り候様隣憫の御処置を名と仕り候儀、事の要旨……眼前高利を取ることを却て真の御経済に御座有る間敷哉に（却って真の御経済に反するものになるのではと）存じ奉り候」（文久3年11月付伊地知壯之丞宛石河確太郎文書／本稿⁽¹⁾参照）や「早く彼国（大和国）便（便利）の品送り、彼人民を悦ばし安心致させ、……彼に便

(便利)なる品、我利なり。^{いたずら}徒に御送りに相成り候儀に之無く……^{おんごく}遠国より他国を経営するに於ては、先ツ其国の地勢は勿論、第一習俗^{よくよく}を能々熟知し軽忽之有るべからざること」(元治元年5月13日付伊地知壮之丞宛石河確太郎文書／本稿⁽¹⁾参照)に見事によく対応している。薩州産物会所交易構想の一環としては、北国交易及び蝦夷地海産物交易も大和交易も同質なのである。また、したがって、本間がいう「彼地(蝦夷地)、尤(最も)、必用(必要)の品」が対象としているのは、蝦夷地に住み暮らす「彼人民」である。この「彼人民」には先住民であるアイヌ人と本州からの移住民である和人(日本人)も当然含まれている。薩州産物会所交易構想の理念からすると、大和交易がそうであるように、蝦夷地海産物交易も、蝦夷地の住民の支持がなければ安定した運営など成り立ち得るものではない。そうして、蝦夷地の住民の支持とは、皮相の言葉のレベルから来るものではなく、「早く彼国(この場合蝦夷地)便(便利)の品送り、彼人民を悦ばし安心致させ」る経済関係から来るものである。さらにいえば、「彼地(蝦夷地)、尤(最も)、必用(必要)の品」とは、「彼国(この場合蝦夷地)便(便利)の品」のことであり、しかもそれが単に蝦夷地住民を「悦ばし安心致させ」るだけのボランティア(無報酬の慈善事業)としてではなく、同時に「彼に便(便利)なる品、我利なり」となるものであり、「彼方(この場合蝦夷地)最便利此御方(薩摩藩)大経済に相成り申すべし」と彼此双方の経済的要件を満たすことができる質を持つ国産物(商品)のことである。

こうした意味で、「彼地(蝦夷地)、尤(最も)、必用(必要)の品」＝「彼に便(便利)なる品、我利なり」「彼方(この場合蝦夷地)最便利此御方(薩摩藩)大経済に相成り申すべし」となる国産物として、本間がまず第一にあげているのは、「彼地^{しと}四時(四季)必用(必要)の品は、食塩に之有り」とあるように、「塩」である。ここで本間は、「和州に於て同様^{こや}は肥し類(綿作用肥料)と承り、双方共、人心の帰する所に御座候得ば」と端的に薩州産物会所交易構想の理念(「三方便利融通」と薩摩藩の超過利潤獲得を同時に実現させる)を表明している⁽⁵⁰⁾。前述したように石河は、「彼方(大和国)最

便利此御方（薩摩藩）大經濟に相成り申すべし。……就ては、大和にて御産物会所より和州・河州（大和国・河内国）の百姓共へ肥御貸附に相成り……作式稼業の節、実綿並菜種子（菜種）を上納仰付けられ候得ば……（その上納させた菜種子を薩摩藩領内の）百姓へ直貸附仰付けられ、菜種子を作増させ、是を以て右代料（菜種子貸付料）返納仕らせ、此分は交易方（薩州産物会所交易構想を施行する部署）の手にて相絞り、油は御国用（薩摩藩用）並琉球仕送用等に差し向け、粕（綿作用肥料）は大和にて御産物会所（大和薩州産物会所）へ差し送り候様仰付けられ候得ば、御国に於ては欠く所之無く、双方（大和国と薩摩藩）の便利に御座有る間敷哉（双方の便利とならないわけがありません）」（文久3年11月付伊地知壯之丞宛石河確太郎文書／本稿(1)参照）として、大和国の住民が「最便利」（最必要）な国産物を綿作用肥料と定め、しかもその綿作用肥料を、「双方（大和国と薩摩藩及び薩摩藩住民）の便利」或は「三方（この場合双方だが）便利融通」が実現できると同時に薩摩藩の多面的な利潤の獲得（多分に超過利潤的である）をも実現できるように、無駄なく合理的に流通させる（まさしく「産物廻し」のように）方策を具体的なシミュレーションを用いて示した（本稿(1)参照）。

本間は、この大和交易において流通のキーポイントとなる国産物（商品）である綿作用肥料（粕など）に匹敵するのが、蝦夷地海産物交易では、「塩」としているのである。『酒田市史』にも「蝦夷地からの移出品」では「塩さけが最も多く」とあったように、「塩」は、蝦夷地では、主要移出品の海産物の保存・加工用（製品化用）として最も需要が高い国産物（商品）であった。本間郡兵衛の説明によると、く蝦夷地では主に鯡（鯨）や数の子など海産物の保存・加工用に塩を大量に使用するため、「彼地（蝦夷地）塩の用尤多く御座候」という状況にある。しかし、蝦夷地を分割して預っている庄内藩はじめ東北諸藩の「在所」も「領分」も山地が多いため、塩が欠乏している。それで、春3月の頃などは、蝦夷地だけではなく「北国筋一円」が鯡の塩漬けをおこない塩の需要が高まるので、蝦夷地では塩の欠乏状態になるため、やむをえず塩を用いず干鯡にしたり、悪天気の時季には干鯡にもできないの

で、さらにやむをえず^{こや}肥し（肥料）に加工するしかない状態になる^{ヨリ}という程、蝦夷地では需要に供給が追いつかず、塩が非常に必要とされている。鮭や数の子など海産物の製品化のため必需品としての塩は、大和交易の場合の綿作の必需品としての肥料と、見事に対応している。それで本間は、「塩を潤沢に御送り相成り候は、是迄無例大利を得候儀に付、如何計歟、御仁恵仰ぎ奉り申すべし」と、く蝦夷地に塩を潤沢に送り販売すると巨額の利潤「是迄無例大利（是まで例のないような大きな利潤）」を得ることができるが、これをどう計るべきかと石河に問い掛けている。薩州産物会所交易の理念からすると、「早く彼国（この場合蝦夷地）便（便利）の品送り、彼人民を悦ばし安心致させ……彼に便（便利）なる品、我利なり。徒に御送りに相成り候儀に之無く」となる。「彼に便（便利）なる品、我利なり」とは「三方便利融通」（この場合く双方便利融通）であるが」の表現のひとつといえる。つまり、く最大限に彼の「便」と我「利」を同時に満たすことが可能な座標、さらに具体的にいえば、最大限に「彼人民（消費者）を悦ばし安心致させ」ること（「御仁恵く慈悲」仰ぎ奉り申しべし」との謂はこのことがよく反映されている）と我「大利」が均衡できる座標において、国産物（商品）の供給量とその国産物（商品）販売によって獲得できる利潤量（販売価格）を決定していかねばならないということなのである。この均衡の座標からすれば、「眼前高利」にとらわれた塩の供給と価格設定は以ての外であるが、塩を「徒に御送り」、価格が急落して「我利」を損なったり、地元の物価体系全体のバランスを破壊させることも許されない。「如何計歟」とは、く彼の「便」と「利」を均衡させるべく（「三方便利融通」を実現するべく）塩の供給量と価格をいかに決定するかということなのである。また、同時に本間は、「右の風聞（蝦夷地における塩の状況についての風聞）、追々遠近に相亘り塩の入用高、年々相増し申すべき哉」とあるように、く蝦夷地での塩需要の急増の「風聞」が「遠近」に広まり始まり、蝦夷地向けの塩の取扱高が年々増加しつつあるので、蝦夷向け塩販売による「是迄無例大利」を獲得できるのは今であるとの超過利潤的観点を明示している。ここにも、超過利

潤的観点（薩摩藩の特殊的利益）と「三方便利融通」（交易参加方面すべての普遍的利益）の同時に満たすことを要件とする薩州産物会所交易構想の理念の問題が、鋭く表れているのである。特に「三方便利融通」ということに関しては、石河宛本間文書Ⅱでの、「元来上下共、御船積の品物双方、必用の分、有無御交通の御趣意に御座候得ば、自然と双方に御中益相備り申すべし」との「三方便利融通」についての本間の独自の表現には非常に注目できる。この場合の「双方」とは、蝦夷地向け品物（商品）と蝦夷地産品物（商品）つまり廻船の往復（上下）の積荷（商品）のことだけではなく、相互に品物（商品）の「有無」を補完すべく「交通」（交易・流通）に参加している双方の地域・住民を意味しているし、また、その双方の「交通」（交易・流通）を仲介して、双方の地域・住民に対してそれぞれ商的に^{あいたい}相対し、自ら相互・双方の立場をとる薩州産物会所（薩摩藩）をも包含する意味を持っている。そうすると、「御中益」というのは、まことに魅力的な表現となる。

「必用の分、有無御交通の御趣意」とは、まさに石河のいう「三方便利融通」の趣意のことである。「三方便利融通」の趣意（理念）において、重要なことは、く交易に参加した各方面が、その出資・出荷などの参加度合に応じて、すべて最低限「中益」としての利を得ることができるような流通の組み立てをいかに構築するかということなのである。「三方便利融通」の調和を崩壊させる第一の要因は、「中益」の対極にある「眼前高利」なのである。

また本間は、「右食塩出産所の事」として、塩は古来より諸国（諸州）で多く産出されているれども、「北国筋に於ては、防州三田尻を^{このまよしに}相好由候得ば、往々は格別、当分の所故、右産なら^{にか}では忽の人氣歸しがたく存じ奉り候」と、く蝦夷地はじめ北国では長州藩領三田尻（現山口県周防市）産の塩が格別に人氣が集中しているゆえ、蝦夷地住民の支持を得るには必ず三田尻産の塩を用いなければならない⁵²⁾こと、塩の質のこと（塩であればどれでもよい、あるいは瀬戸内海産塩〈三田尻も瀬戸内海沿岸〉であればどれでもよいということではないこと）、を強調している。「徒に御送りに相成」ってはならな

いという量の問題だけではないのである。この国産物（商品）の質への微細なこだわりは、「眼前高利」にとられることなく、まずは「彼人民を悦ばし安心致させ」ることを優先して、「彼方最便利」の質を持つ最良の国産物（商品）を地道に販売することによって始めて獲得できる、地元住民の信用を最大限重視する薩州産物会所交易構想の理念をよく表している。ややもすると〈近江泥棒〉などと誹謗・差別される近江商人の異郷への「持下り」がそうであるように、縁も所縁ゆかりもない他国のものが異郷において、交易圏を拡大していき、「遠国より他国を経営する」においては、「彼人民を悦ばし安心致させ」るべく、「彼方最便利」の質を持つ最良の国産物（商品）を地道に販売して信用を蓄積させていくしか本質的方法がないのである。武家層と町人層の中間領域にあった本間や石河は、そうした地道に蓄積された信用も、「眼前高利」などによるたった一度の過ちによってもいとも簡単に瓦解しまう「商い」の怖さをよく認識していた。薩州産物会所交易構想や薩州商社取建構想が、同時期の五代才助など純然たる武家層による経済改革構想と質的に大きく違うひとつは、こうしたところである⁽⁵³⁾。

次に本間は、まずキーポイントとなる塩の販売を「基本」として継続しておこなことによって、「枝葉は、他より、追々、長じさせ申すべく候事」というように、追々に他の国産物販売も加え、販売品目を拡大させていけばよいとしている。その具体例として、本間は、蝦夷地を分割して預っている、塩は乏しいが「米大豆等」は潤沢に産出している庄内藩はじめ東北諸藩と塩と「米大豆等」の交易から端緒を開き、そこからさらに東北諸藩向けの「往々白髮糸（絹糸）絹布にも相及」ぶこと、その絹糸・絹布はその特産地域である信州・飛州及び越後の五泉（現新潟県五泉市／江戸文化年間以来、いわゆる五泉羽二重など絹織物を特産とする）から集荷すればよいことを提案している。東北諸藩産の「米大豆等」については、前掲『酒田市史』でも「（蝦夷地への）移入品の首位を占めた米は津軽・出羽・越後・越中などからであり」としていた。蝦夷地海産物交易とは、蝦夷地そのものだけではなく、同時に蝦夷地を分割して預っている東北諸藩との交易でもあるのである。

また、ここで注意したいのは、本間と石河は、「我日本に於ては米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候。今、和州河州等の綿木綿を奥羽の間に遣し、彼の米大豆等を御国（薩摩藩）へ^{おく}輸り、余る所は琉球島々に下し、大坂に上せ候得ば、卑き者（物）を取て^{たか}貴く売り、其価を以て又卑き者（物）を買ひ、以て我不足を満つる儀に之有り」（前掲文久3年9月付石河確太郎文書）という方策に即して、薩州産物会所交易構想の一環として、大和交易（綿木綿を中心とする）と北国交易（米大豆を中心とする）について、少なくとも文久年間以来取り組んでいることである。それは、和州・河州など近畿地方の綿木綿と奥州・羽州などの東北地方の米大豆の交易を薩州産物会所が仲介することで大和交易と北国交易をつなげていく構想であった。本稿が述べてきたように、大和交易と北国交易をつなげ次々と交易圏を拡大していくように、より拡大化された交易圏の形成への指向は、近江商人商法の「産物廻し」を応用したのもであった。したがって、蝦夷地海産物交易は、北国交易内での交易圏の拡大と理解できるのである。またしたがって、蝦夷地海産物交易も大和交易との連結の内に構想されたものと理解してよい。そのゆえ、本間が、「彼地（蝦夷地）生綿（綿花）生産仕らず、城州（山城国）・和州・河州・泉州・摂州等の産にて相弁じ申すべく候事。……木綿（綿糸・綿織物など綿製品）の類、是又、右同断の事」と、蝦夷地及び東北諸藩へは絹糸・絹布だけではなく、綿及び綿製品の供給・販売をも提案しているのは当然ともいえるが、これは、石河のいう「和州河州等の綿木綿を奥羽の間に遣し、彼の米大豆等を御国（薩摩藩）へ輸り、余る所は琉球島々に下し、大坂に上せ候得ば」にそのまま重なるものである。そのため、蝦夷地海産物交易によって流通を見込んでいる東北諸藩産の米大豆も、先ずは薩摩藩国用（米穀確保問題は米作不向き^{しらす}の白砂が多い土壤の薩摩藩の宿痾であった）に、その他は、薩摩藩支配下の「琉球島々」用と大坂米市場での販売用に向けられるものと理解できるのである。さらには、薩州産物会所交易構想は、「産物廻し」など近江商人商法から大きな影響を受けただけではなく、前述したように、近江商人の本拠地江

州自体も「追々江（江州）の経営」というようにその交易圏に組み入れていく展望を持つものであった。後述するごとく蝦夷地交易では先駆的位置にある近江商人と薩州産物会所交易構想の一環としての北国交易・蝦夷地交易に内的連携を持たせる指向があつて当然と理解できるのである。

ここでも本間は、蝦夷地を含めた北国は、広さ「数百里」に及び、各地で「其地風も様々」であることを重視して、「其所々に応じ候品肝要と存じ奉り候」と、北国各地においてそれぞれ最適な質を持つ綿の販売が肝要であること、また、蝦夷地を含めた北国は「辺鄙」とはいえ「上品を相望候地風」であるので、販売すべき綿製品の品質に注意すべきであることなど、販売する国産物の質について強調している（これらのことは、石河のいう「遠国より他国を経営するに於ては、先ツ其国の地勢は勿論、第一習俗を能々熟知し軽忽之有るべからざること」によく対応している）。これは先の塩の質へのこだわりの場合と同じことを意味していて、「彼方最便利」の質を持つ最良の国産物（商品）の販売を通して地元住民から獲得する信用への微細な配慮が改めて表明されたものといえる。以上、石河宛本間文書Ⅱの前半で、本間は、蝦夷地海産物事業の現況とその展望及び可能性と販売すべき蝦夷地住民にとって「最便利」な国産物（商品）の量と質の問題について述べた。

石河宛本間文書Ⅱの後半で、本間は、蝦夷地・北国向けの販売用国産物はすべて「何品に寄らず」、「四時（四季）」によって起るその価格の「高下」の変動に臨機応変して、価格安の時に買い付けて確保しておくことが肝要であることについて述べていく。石河宛本間文書Ⅱであげられた全18箇条の内、後半の10箇条はすべて市況の変化に臨機応変した商行為（売買行為）に関した内容である。市況の変化に臨機応変した商行為（売買行為）については、先の石河宛本間文書Ⅰで本間は、「松前にて蝦夷地産物買入方、容易に御座候。只、事の巧拙によりて価の高下之有り候而已」と強調していたし、石河も「卑き者（物）を取りて貴く売り、其価を以て又卑き者（物）を買ひ、以て我不足を満つる儀に之有り」（前掲文久3年9月付石河確太郎文書）と強調していた。本間と石河のこうした、市況の変化に臨機応変した商行為（売

買行為)を重視する観点、後の薩州商社取建構想においても継承され、薩州商社の性格の重要な特徴のひとつになっていくことになるのであり、石河宛本問文書Ⅱでの「何品に寄らず、右四季下直の時を計……買付候得共、薄力の我々に御座候得ば、事十分に至り申さず」との本問の口惜しさを含んだ謂は、翌年慶応3年6月の「薩州商社発端」での「はか会社制度とは、市況の変化に対応して十分に臨機応変・迅速に商品売買することを可能とするために、「各々(小額・薄力)財を出し、これを一に合わせて巨万の数(資本)」に組織化(分散的資金の合本化)することにある」との特徴的な会社制度概念理解にもつながっていくことなる⁽⁵⁴⁾。そうして、本問は、「但、御預り御荷物の有無に拘らず、本行の心得方示し仕り、一族(本問家一族)の者、尽力仕らせ度存じ奉り候」と、たくく市況の変化に臨機応変した商行為(売買行為)を十全に遂行できるように、迅速な積荷輸送については、積荷の有無に関係なく、廻船問屋本問家が尽力して支援する」ことを確約している。く市況の変化に臨機応変した商行為(売買行為)つまり商業の機動性をいかに十全に実施できるか」ということは、廻船問屋の生命線の課題であるといえる。本問郡兵衛が属する本問家は、天才的相場師として現在でも評価の高い本問宗久(本稿注⁽⁴⁷⁾/⁽⁴⁸⁾参照)を典型とする市場への臨機応変の高度な機動性に優れた商人を代々多く輩出しているのである。石河は、市況の変化に臨機応変した商行為(売買行為)・商業の機動性を他に先立って実施することの重要性について、年季の入った廻船問屋本問家出身の本問郡兵衛から大きく影響を受けたことは確かである。

まず本問は、く蝦夷地では、海産物は何でも収穫量が嵩んで、航海・出荷がほとんど不可能になる冬季(「秋分から春迄」)に及び、船が入港せず(船切)、海産物の荷主が資金繰りの内部事情により、海産物を安値で販売することが多く起る」ことに注目する。つまり、蝦夷地の冬季には海運による出荷が不可能になるため、冬季以前に売り捌ききれなかった海産物は蝦夷地にて在庫となり、資金繰りが苦しくなった海産物荷主が、その在庫海産物を安値で売らざるをえないことが頻発する傾向にあるわけである。そうして本問

は、くもし、蝦夷地冬季にその安値の在庫海産物を大量に買い付けることができれば、こちら・薩摩藩側は「望みの外の都合」「格別の御都合」（ある種の超過利潤的なもの）を獲得できるし、荷主も資金繰りが苦しい時季に、在庫品を大量に販売・換金できて格別に有り難いはずで、大いに感謝されるゝとするわけである。

そうなると、「望みの外の都合」「格別の御都合」が実現されるためには、当然、冬季の蝦夷地へも渡航・集荷して、さらに冬季の蝦夷地から出航・出荷することを可能とする廻漕船の存在が前提となるわけだが、本間は、それは「蒸気船」であるとしている。冬季に蝦夷地航海が不可能となる「北海通船」とは、従来の北前船はじめ和船・千石船である。蒸気船は和船の限界を大きく超えた機動力を持している。先の慶応元年の石河宛本間文書Ⅰでは言及していなかったことであるが、ここでは、本間は、冬季の蝦夷地へは、「往々蒸気船御回し成し下され候はゞ」と、蒸気船（当然薩摩藩所有の蒸気船である）を運用させることを明確に提案する。洋学者本間は、当然、蒸気船の持つ機動力は、和船よりも遙かに、市況の変化に臨機応変した商行為（売買行為）・商業の機動性に適合していることは十分認識している。本間は、蒸気船運送（当時の蒸気船は航海のために随所随所での多量の石炭補給の確保が必要となる）にとって必要条件となる、日本海沿岸での石炭補給の確保については、本間の出身国羽州で近年石炭を発掘している山があるとしている。本間がここでいう炭鉱山とは、おそらくは、油戸炭鉱^{あぶらと}⁽⁵⁵⁾のことである。油戸炭鉱は、酒田に隣接する鶴岡の油戸港（現山形県鶴岡市油戸）の背後にあり、江戸期には、佐渡金山の精製用の粘結炭として用いられていた。油戸港は、佐渡金山への石炭運搬の港であり、油戸炭鉱も佐渡金山を差配する佐渡奉行の差配下にあった。ここで、本間がく佐渡奉行衆（佐渡奉行の役人）にも本間家の縁故者（本間氏は、鎌倉期から室町・戦国期まで守護代として佐渡国を支配していたくいわゆる佐渡本間氏）がいて、蒸気船用の石炭取次場の借地などについて、いかようにも有利に交渉ができるゝと自信をもって述べているのは、油戸炭鉱が佐渡奉行の差配下にある状況を背景にし

ている。本間にとって、また油戸港は、酒田港のごく近くに位置し、油戸炭鉱からの石炭運搬も容易であり、まさに日本海沿岸での石炭補給地としては最適な場所であったはずである。

前述したように五代才助の上海交易構想は、蒸気船の持つ機動性を全面的に導入しようとしたものであったが、本間の場合は、蝦夷地交易の海運について、次の3つの方法を想定していたことがわかる。

①当面策として、蝦夷地で商人を通して北前船を借用し、北国の熟練した水夫を雇用する。②将来的には北国にて建造した持船によって運送をおこなう。③蝦夷地渡航が不可能となる冬季については蒸気船を用いる。

洋学者本間は、五代の上海交易構想の場合と同様、全面的な蒸気船投入方式が、商業の機動性を発揮する上で最上なものであり、最終的なスタイルであることは当然認識していたであろうが、商業用・国産物運送用をすべて、まだまだコストの高い蒸気船運輸にておこなうことは当時の薩摩藩の事情では、きわめて困難であることもまたよく認識していたものと思われる。それで、本間は、現実的には、まず①から始めて、②へと移行し、③も特別に変則的に実施するという諸方法をミックスした方式を想定したものと理解できる。石河宛本間文書Ⅰでも、「船都合の儀」として述べているのは、①のこと、北前船借用の手筈についてである。ここで本間は、北前船の借用の手筈は〈「一族（本間家）共の内にて如何様」にも「御用弁仕り候心組」（調達する心構え）でいる〉と自負しているのは、先述した廻船問屋本間家の持船「本間船」のことを前提にしているからである。それでも、本間は、本間船だけに依存することなく、〈他の各方面にも北前船借用について事前に「示談」（交渉）しておき、後手に回る事態とならないようにしなければならない〉ことを強調している。本間にとって、市況に応じて臨機応変に運送できる体制を準備しておくことは至上命令であった。また本間は、「但」と、〈「海上」では海難など何が起るか計り難いが、運賃を少々増して手堅く請負わせれば、「荷打」など積荷の損失となるようなことは多くおこなわないという海運業界の仕来（本間にいわせればこれも悪い習わし「流弊」の類いであろう）も

ある〉と北前船の借用についての臨場感に満ちた細かな注意も加えている。まずは当面の借用船調達について、本間が心を砕いていることがよく反映されているであろう。

五代の上海交易構想での蒸気船団による西廻航路運送案は、超過利潤的観点^①が十全に発揮された画期的なものであったが、本間の場合のような北国交易の現状・実情をほとんど体験していない〈机上の論考〉の部分もまた多かったのである。ここにも武家層の五代と武家層と町人層の中間層である本間や石河の違いがよく出ている。しかし、「是迄和船の通じざる時節を厭ず、運送を始め候へば、忽、数十万両を得申すべし」とする五代の鋭い超過利潤的観点は、「北海船相成り申さざる内には……（冬季蝦夷地へ）往々蒸気船御廻し成し下され候はゞ、格別の御都合も御座在るべき哉」とする本間の超過利潤的観点と見事に重なる。そうして、①②③をミックスした運送方式（借用北前船と持船北前船と蒸気船の併用）は、当然、蝦夷地交易だけではなく北国交易一般にも妥当するものである。

また、これまでの石河宛本間文書Ⅰ・Ⅱの展開から、冬季蝦夷地へ渡航する蒸気船も、往路は空船にした蝦夷地海産物積載専用ではなく、往路には蝦夷地で販売するべく先にみた国産物（商品）を積載していくものであるはずであった。次にしたがって、本間が、「蒸気船御廻しに付ては、彼地（蝦夷地）冬季には得難き品物等取交へ、積越候はゞ、恐れ乍ら、聊御弁理の一端とも相成り申すべき哉に存じ奉り候」としていることは当然ともいえるが、しかし、本間のこの謂には複眼的意味合いがあるであろう。そこでいう「御弁理」に複眼的意味合いがあるのである。〈蝦夷地行蒸気船は、積載する品物（商品）に、冬季で積荷船が入港できないために蝦夷地住民が入手し難くなっている種類の品物（商品）を加えること〉ということから、どういう「御弁理」の「一端」が開かれるのであろうか。

ひとつは、「事会を誤らず、彼より制せられざる儀、肝要と存じ奉り候事」と、本間が一貫して強調するように（『薩州商社条書』の第32条「事会を失わず軌道妙変の処置を立て、人に先立ちて人を制するこそ商社〈会社制度〉

の主意に候得ば……従て機会を失し、事体をも損じ候様相成り候ては、商社の詮無^{あひだ}く候間〈会社を設立する意義がないので〉……」との類似性は注目すべきである)⁽⁶⁶⁾、〈積荷船が入港して、価格下落傾向の時期に、品物（商品）を購入して蔵入れ保管し、積荷船の入港がなく、価格上昇傾向の時期に、蔵入れ保管した品物（商品）を販売する〉という国産物（商品）をより安値で購入・確保し、より高値で販売できる時機を誤らず適確にとらえて実施すべきであるという視点である。これは、いかにも廻船問屋など、在来商業方法の従来よりの〈相場の常道〉といえる視点であるが、本間は、この〈相場の常道〉こそが基本的「肝要」としながら、これに蒸気船を用いることによる機動力の導入を加える。冬季蝦夷地における、他に入港する積荷船がない状況で、蒸気船がもたらす国産物は、高値に販売される傾向にあるわけであるが、ましてやそれが蝦夷地住民にとっての必需品であれば、相当高値でも販売が可能となる。つまり、冬季蝦夷地において、蒸気船がもたらす国産物（商品）、特に蝦夷地住民の必需品は、事実上の独占価格のような価格で取り引きされる可能性があるのである。蒸気船運送が普及していない段階での、冬季蝦夷地での必需品販売は、まさしく超過利潤的観点が十全に発揮されるものである。この視点からすると、「御弁理」とは「望みの外の都合」「格別の御都合」と同義となる、薩摩藩にとってのある種の超過利潤を意味する。超過利潤的観点は、薩州産物会所交易構想の経営理念の基礎要因の重要なひとつである。蒸気船の往路（蝦夷地向け販売国産物積載）も復路（蝦夷地海産物積載）もともに超過利潤的観点を満たすものであった。したがって、薩摩藩が、蒸気船運送が普及するまでの短期間に限った、他に先駆けた蒸気船導入実施が重要な要件となる。

もうひとつは、これも薩州産物会所交易構想の経営理念の基礎要因の重要なひとつである「三方便利融通」の観点に基づき、蝦夷地住民にとって「最便利」たる国産物（商品）を販売供給することにある。この場合、「御弁理」は蝦夷地住民にとっても「最便利」を意味するものでなければならない。超過利潤的観点のみを全面に出して、蝦夷地住民の足下をみて高値に売り付け、

「眼前高利」を貪るようなことは決しておこなってはならないのである。石河ならば、「何篇（何でも）其土地百姓の便利為方に相成り候様憐愍の御処置を名と仕り候儀、事の要旨、追て御目的の一助に候得ば、眼前高利を取ること却て真の御経済に御座有る間敷哉に（却って真の御経済に反するものになるのではと）存じ奉り候（前掲文久3年11月付伊地知壮之丞宛石河確太郎文書）というところである。

これら超過利潤の観点と三方便利融通の観点を同時に成立させ「物優ゆたかにやすく卑」を実現していくこと（薩州産物会所交易構想の最終的な基礎理念である）こそが、石河や本間にとって「真の経済」（世界的水準に耐えうるものでもある）なのであった（本稿注50参照）。石河宛本間文書Ⅰ・Ⅱでは、このふたつの観点は、蝦夷地での「人気（評判・信用）」ということで関連づけられている。本間は、各港では、積荷船の入港のない時には、現地での品物（商品）の販売価格は高くなり、積荷船が入港すると、現地での品物（商品）の販売価格は下がるという、流弊（悪習慣）がある」ということに対して、先述した「こと事を誤らず、彼より制せられざる儀、肝要と存じ奉り候事」との「相場の常道」を遵守した上で、さらに蒸気船運送の機動力を他に先駆けて実施すれば、独占価格のような市場支配力を発揮して、「望みの外の都合」「格別の御都合」「御弁理」の実現も可能であるとした。つまり、この場合、薩摩藩側は、流弊（悪習慣）を逆利用して、かなりの高価格で現地で品物（商品）を販売することが可能なのである。しかし、本間は、あえて、「但、着寄より実に品切の処へ幸の入船の人気相進み相応の直段に御座候はゞ、売払、其地の人気を取候儀、別ての肝要と存じ奉り候」ということを注意・強調している。本間は、く思うがままの高値の独占価格を実現できる時にこそ、あえて販売価格を低目に抑えて、「相応の直段」に設定すべきであることが「別ての肝要」としているのである⁽⁵⁷⁾。本間が重視したのは、く眼前の高値の独占価格「眼前高利」ではなく、蝦夷地住民の薩摩藩交易組織に対する「人気（評判・信用）」であった。本間も石河も、く究極の利潤あるいは真の利潤とは、住民（消費者）から獲得した高い「人気（評判・信用）」であ

る」との認識に達していた。本間も石河も「眼前高利」を強く否定する対極に、究極の利潤あるいは真の利潤である「人気（評判・信用）」への強い希求を据えていた。根強い「人気（評判・信用）」関係が薩摩藩交易組織と住民（消費者）の間で構築できればできる程、他の交易組織がそこに参入することは困難になる。

生産及び流通の技術的なポイントは超過利潤の観点にある。超過利潤的観点からすると、他に先駆けた新機軸の実施によって、すでに生産過程あるいは流過程において（またあるいは両方の過程において）、画期的にコストダウンは実現されているのであるから、従来の支配的市場価格に比して相当に低価格で販売しても、十分に利潤は確保できながら、しかも他の販売組織を市場から撤退させることも可能な恐るべき市場支配力を発揮できるのである（本稿注(19)参照）。つまり、超過利潤的観点を実現できれば、薩摩藩組織側の利潤を損なうことなくどころか相当の利潤も確保できると同時に住民（消費者）に対して、無理なく「相応の直段に御座候はゞ、売払、其地の人気を取候儀」を実施することが可能なのである。しかもその結果、最大の眼目である究極の利潤あるいは真の利潤である「人気（評判・信用）」を住民（消費者）から獲得できるのである。

薩摩藩交易組織と住民（消費者）間に構築された根強い「人気（評判・信用）」の関係においては、住民（消費者）側は多少の価格変動にも動じることがないので、〈高値の独占価格〉など用いなくても、他の交易組織が市場から撤退する他ない事実上の市場独占状態となるのである。この場合薩摩藩交易組織が絶対に持続すべきことは、事実上の独占状態に奢ることなく、唯ひたすらより「相応の直段」でかつより豊かな質の品物（商品）を住民（消費者）に販売し続けること、「早く彼国便（便利）の品送り、彼人民を悦ばし安心致させ」ることを続けること、しかない。したがって、逆にいえば、本間も石河も〈眼前高利〉などは利潤ではなく、むしろ真の利潤を阻害する最悪の要因であり、流通的自殺を意味する」との強い認識にあったのである。

石河宛本間文書Ⅱでは、「眼前高利」の悪魔的誘惑にとらわれ、かえって真の利潤を自ら損なっている典型的な例として、「干鰯に水気を含ませ昆布に砂を与え候奸商」をあげている。「干鰯に水気を含ませ昆布に砂を与え」ることで鰯（鱈）や昆布の重量を多くごまかした詐欺の一種である。こうした似非商人「奸商」とその詐欺行為は、現在に至るまで、いつの時代でも大なり小なり存在しているが、前述したように、石河や本間の理念からすれば、そうした詐欺行為は、住民（消費者）から獲得すべき究極の利潤「人気（評判・信用）」を否定する行為、商人が商人であることを自ら否定する流通的自殺行為外の何ものでもない⁽⁵⁸⁾。〈「究極の利潤「人気（評判・信用）」へと繋がっていく「相応の直段」（廉価販売）を維持しながら一定の利潤も確保できる最良の方法は超過利潤的観点の実現・実施である〉との認識、つまり超過利潤的方法の実現・実施によって「早く彼国便（便利）の品送り、彼人民を悦ばし安心致させ、……彼に便（便利）なる品、我利なり」とする認識、は石河と本間の共通認識と理解できるのである（特に「彼に便（便利）なる品、我利なり」の謂は、三方便利融通の理念を端的に表していると同時に超過利潤的観点が方法的技術的キーポイントとなることを端的に表している。「彼に便（便利）なる品、我利なり」とのことを十全に実現・実施できるかどうかは、生産及び流通での超過利潤的観点を実現・実施できるかどうかにかかっているからである）。

石河確太郎及び石河の出身地和州（現奈良県）と近江商人商法及び近江商人との関係の密度の濃さについては、これまで述べてきたところだが、本間郡兵衛及び本間の出身地にして本間家の根拠地酒田と近江商人商法及び近江商人との関係の密度も濃い。酒田は、これまで述べてきたように、日本海沿岸航路・西廻航路の要地であり、薩州産物会所交易・北国交易の最重要地であり後の薩州商社支社開設地に選定された場所であったが、近江商人の影響が非常に強い空間を成しているのである。

そもそも近江商人の酒田移住は、相当古くからのもので、元禄2年（1689）に松尾芭蕉とその門弟曾良は、奥羽を旅行した際、酒田を訪れ、句

会を開いたのは、酒田の「近江屋三郎兵衛」宅であったことがわかっていが、この近江屋三郎兵衛こそが、その屋号「近江屋」が示すように、酒田在住の近江商人であり、酒田三十六人衆の一人である廻船問屋「近江屋嘉右衛門」(「三郎兵衛」はその若名^{わか な})であるということなのである⁽⁵⁹⁾。近江屋三郎兵衛宅は、酒田中町(現酒田市中町)にあり(この元禄2年に初代本間久四郎^{もとみつ}原光は、本家から分家し、中町に隣接する本町<現酒田市本町>に「新潟屋」の屋号をもって商業を始めたのである)、中町と本町については、後述するように<本町と中町には近江商人が多く住居していた>という現地の伝えもある。

田村寛三『酒田の商人』では、「酒田商人(廻船問屋)の系譜(出自)」として、157名(家)の酒田商人(廻船問屋)をあげている⁽⁶⁰⁾。その157名(家)の内には、もちろん本間家本家(出身地「越後、佐渡」/屋号「新潟屋」/家業は廻船問屋)といくつかの分家は、酒田の伝統的な町人自治組織「三十六人衆」⁽⁶¹⁾に属するものとして、複数家があげられている。

その「酒田商人(廻船問屋)の系譜(出自)」であげられた157名(家)の内、出身地が明確に近江とわかっていて(近江商人の系譜)しかも三十六人衆に属していたこともわかっている酒田商人は、先述した、松尾芭蕉と交流のあった近江屋三郎兵衛とされる廻船問屋「近江屋嘉右衛門」と「近江屋茂右衛門」(家業は廻船問屋)であり、出身地が明確に近江とわかっている(近江商人の系譜)商人は、「川島伊右衛門」(出身地は「近江日野」とさらに具体的/屋号「伊庭屋」/家業は薬屋)、「西田祐太郎」(屋号「井筒屋」/家業は薬屋)、「国松作左衛門」(家業は鋳物師)である。この他、「村井利右衛門」(三十六人衆/慶長期<1596~1615>/家業は廻船問屋)については、その出身地について「近江?」(近江出身の可能性はある)と区分している。特に川島伊右衛門については、その出身地が「近江日野」とより具体的である。江州蒲生郡日野とえば、本稿(2)でとりあげた史料「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」(以下「持余家見立角力」と略記)の最上段に記されていた大型近江商人「正野玄三」の本拠地である。正野玄三家の家業は、製

薬・売薬業（ただし正野家では、製造した薬を自ら行商せずに、各地に行商する日野商人ら近江商人に卸す）であり、有名な売薬「感応丸」に代表されるように、いわゆる「日野売薬」の端緒となった（本稿(2)参照）。近江日野出身の酒田商人「伊庭屋」（この屋号は、近江国守護代伊庭氏く近江国守護佐々木六角氏家臣）或は伊庭氏の本拠地江州神崎郡伊庭邑く伊庭城は現東近江市伊庭町に在る）に由来している）川島伊右衛門の家業が「薬屋」であることは、「日野売薬」の関連からすると、実に納得できるのである（「井筒屋」西田祐太郎の家業の「薬屋」についても「日野売薬」の関連と推測できる）。また、前掲『酒田の商人』の「家符牒、家印調べ」では、「川島安右衛門」（出身地 近江日野／家印 カネキチ／家業 薬屋／屋号「伊庭屋」／在住町名 中町）が記されているが^{s(62)}、川島安右衛門は、川島伊右衛門の係累である。

本稿では、この他、さらに、その名前・屋号から近江出身（近江商人の系譜）の可能性があると推測できるものを、157名（家）の内から次にあげてみたい。まずは、何といても、「材木屋伊助」（屋号「材木屋」）である。材木屋伊助の出身地・経歴については、回船問屋の系譜であろうということ以外、わからないが、非常に注目すべきは、その屋号「材木屋」である。「材木屋」は、蝦夷地交易では老舗の近江商人である、江州柳川の建部家（本稿注86参照）の蝦夷地・松前店での屋号なのである。したがって、「材木屋伊助」と建部家の関連は大いに注目できるのである。後は、「長浜五郎吉」（三十六人衆／屋号「樽屋」／家業は廻船問屋）、「須田長助」（屋号「須田屋」／家業は廻船問屋）である。長浜五郎吉の「長浜」は、江州長浜を想起させ、須田長助の「須田」は、先の正野玄三同様、「持余家見立角力」の最上段に堂々記された、江州神崎郡佐野の大型近江商人「須田彦次郎」（その経歴は現在不明／本稿(2)参照）を想起させるからである。またその他、157名（家）から、気になる酒田商人をあげると、「藤井与兵衛」（家業は廻船問屋）である。江州五個荘の中堅近江商人「藤井家」は、その石河確太郎との関係で、いうまでもなく本稿がこれまで一貫して追究してきたからである（本稿(2)参

照)。

ついでに、近江以外、本稿との関連で、畿内出身の酒田商人も157名(家)からあげてみると、「伊勢茂右衛門」(伊勢出身/豪商・神宿く氏子から選ばれ、酒田伝統の神事である神宿を補佐する責任者)、「伊勢屋弥惣兵衛」(伊勢出身/屋号「伊勢屋」)、「伊勢屋亀治郎」(伊勢出身/屋号「伊勢屋」)、「村田与治右衛門」(伊勢出身/屋号「村田」/本間家と取引)、「泉屋源蔵」(和泉出身/屋号「泉屋」)、「名前不明」(和泉出身/屋号「和泉屋」)、「佐藤清右衛門」(大和出身/屋号「大和屋」/川船問屋・山椒小路く現酒田市山椒小路)、「渡辺太助」(摂津出身/屋号「撰国屋」/本間家衛星商人・指物商・材木屋)、「大坂屋甚太郎」(大坂出身/屋号「大坂屋」)、「かご島(鹿児島出身/豪商・神宿)」となる。

勢州(伊勢国)は、近江商人と双壁をなすいわゆる伊勢商人の根拠地であり、本稿でも少し言及した(本稿(2)参照)。泉州(和泉国/現大阪府南部)については、薩州商社本社が泉州堺の戎嶋の薩州蔵屋敷に定められている、薩州商社取建構想の中核ともなる地域であり、薩州商社取建構想・堺紡績所取建構想など石河確太郎の経済・技術改革構想に献身的に参画した田中屋久兵衛(青木秀平)ら堺商人(本稿(1)参照)の本拠地であった。

和州(大和国)は、石河確太郎の出身地(和州高市郡)であり、石河が、薩州商社取建構想の前身となる薩州産物会所交易構想に実施するにあたって、その第一歩とした地域であり(薩州産物会所交易構想は、まずは、大和薩州産物会所開設と大和交易実施として取り組まれた/本稿(2)参照)、本研究は、大和薩州産物会所・大和交易の実態を調べるべく、特に和州葛下郡高田村(現奈良県大和高田市)在住の和州繰綿問屋の重鎮村島家(村嶋屋)を中心にして、和州の有力商人(町人)・豪農層と大和薩州産物会所・大和交易の関係について、積年にわたり追究してきた。

摂津と大坂は、いうまでもなく、石河や本間が薩州産物会所交易構想や薩州商社取建構想と取り組む本拠地であった。石河らは、文久3年(1863)に薩州産物会所交易構想(後に薩州商社取建構想へと飛躍)と機械紡績所取建

構想（後に鹿児島紡績所と堺紡績所として実現）など、一連の経済・技術改革構想についての取り組みと実施についての専門の蔵屋敷を、大坂立売堀百間町の薩州下屋敷（既成）の別館という形で開設した。本研究では大坂百間町の、この最新鋭の薩州下屋敷を根拠地にして上の経済・技術改革構想の取り組み・実施の活動のために集う緩い組織的まとまりを便宜的に〈百間町グループ〉と称したのである。石河と本間は、〈百間町グループ〉の基幹であった。

鹿児島についても、薩摩との関連で、その意味の大きさはいうまでもない。鹿児島市内に現存する老舗百貨店「山形屋」^{やまかた}（かなり古い時期、少なくとも明治期には「やまかたや」と読むようになって現在にいたる）の創設者岩元源衛門（山形屋・岩元源衛門については後述）が江戸中期に羽州・山形から薩摩・鹿児島へ移住した逆のコースで、「かご島」も江戸期に薩摩・鹿児島から羽州・酒田に移住した。『酒田の商人』の「酒田商人（廻船問屋）の系譜（出自）」では「かご島」の家業については、廻船問屋の系譜であろうが、「神宿」を務める「豪商」と漠然としかわからない。箱館に支店を置き、蝦夷地交易もおこなっていた指宿の廻船問屋にして薩摩藩の重要な御用商人・8代浜崎太平次の千石船（北前船）も西廻航路の要地酒田湊に頻繁に寄航し、酒田とは商業上の関係は極めて深かったことは明らかである（慶応3年に浜崎太平次家から薩摩商人が薩州商社名籍に名を連ね、酒田・本間家に薩州商社入社を勧誘したのは決してまったく突然のことではなかったのである）。さらにいえば、酒田における薩摩商人の商業活動を通して、薩摩藩と酒田と庄内藩の関係も一定程度進捗していたものと理解できるのである（両藩は、維新・戊辰戦争に際しては、倒幕と佐幕とに鋭く分裂、交戦し、本間郡兵衛横死の悲劇をもたらすのであるが）。

「酒田」は、本間郡兵衛にとって、いかに近江商人や上方商人の存在が蓄積されて、その存在感が色濃く満ちた空間であったことがわかる。さらにその空間を広げれば、西廻航路での主要特産物紅花（着物の染料やさし紅の原料だが薬用にも用いられ、「紅一匁は金一匁」といわれる程当時は高価であつ

た)の主産地である山形(山形藩)と、紅花運送ルート(集められた紅花は、平たく薄くまるめた干し花「紅もち」に加工して運送された)である最上川→酒田湊によって、酒田を結ぶ羽州の一帯は、近江商人の存在が大きくなっている一大空間なのである。山形屋の社史『山形屋二百十七年』には、次のように、実に多面的な示唆に富む事柄が多く盛り込まれた、江戸中期における山形出身の初代岩元源衛門(1738元文3～1812文化9)による創業についての記述があるので、長めに引用したい。

そのころ、つまり宝暦五年(一七五五)山形地方を空前の大飢饉が襲った。記録によると、南部藩は夏霜と雨続きに、冷害が加わり、農作物が全滅し、大飢饉となった。そして死者四万九千五百九十四人という惨状であった。米沢藩もそのとき、損毛高三万七千七百八十石をだした。これまた農作物は哀れであった。かりに飢饉から救われても、さびれいく山形には、正直、魅力は乏しかった。加えて京阪における紅花の取り引きが混乱した。源衛門[初代岩元源衛門]が、祖父伝来の地をあとに、新天地を他国に求めようと考えたとしても、無理はない。とすれば彼らに代わって、山形の商業をささえたのはだれか。土地の人びとにない、異なった活力と合理性をそなえた“他国者”たちであり、代表的なのが近江商人と伊勢商人であった。現在、山形商店街の中心勢力をなしているのは、その末裔であるという。当時の彼らの、たくましい開拓ぶりを伝える逸話が多い。九十に手の届くような老齢で、とくに隠居をとおり越した近江商人が、手代十数人をつれて乗り込んできた。朝も暗いうちから、山のような荷物を背負い、近郊の農村を回って、夕方おそく山形の町に帰るといふ勤勉ぶりである。商う品じなは、ここでも呉服[絹織物]太物[綿織物]類が多かった。中には、いっしょに古着類など持ちこむ者もあった。さて源衛門である。紅花にしても青苧あおそ[麻]にしても、天候に左右されるから、一家の業とするには、不安定な要素が多い[初代源衛門の最初の商いは紅花取引であった]。近江商人たちの、生きがいのある働きぶりを、幼少から見聞きしていた源衛門が、呉服太物商への転向を夢みたことは、当然と考えられる。[薩摩・

鹿兒島への] 移住と呉服商への転向という、こんにちの山形屋創設へのいとぐちは、こうして始まったのである。この二つのことが、当時どれほどの困難な大冒険であったかは……想像に絶するはずである。東北人特有のねばり、初代源衛門の卓見と決断が、この大冒険をのり越える大きなエネルギーとなったことは、いうまでもないがそれがすべてではなかった。むしろ彼に故郷を捨てさせ、僻南の地・薩摩に移住させる時代の動きが、たまたま源衛門自身の転換期とかち合って、出そろった—というべきであろう。それは交通、一見無縁に見える出羽と薩摩の国が、「北回船」[北前船]という定期航路で、しっかりむすばれていたのである。奥羽と江戸をむすぶ代表的な陸路の一つに、羽州街道がある。……[しかし険しい南北の山並みに挟まれた羽州街道での] 物資の輸送には困難をきわめた。それで活用されたのが海路である。最上川を下って酒田にいたり、ここから海を敦賀[または同じく若狭国の小浜]に運び、陸路をとって塩津[琵琶湖北岸の滋賀県伊香郡西浅川町大字塩津浜]へ。さらに琵琶湖を渡って大津に着き、桑名にでて海路を江戸湾に入る道順である。紅花も大津から京阪に陸送された。しかしこの江戸コースは、荷の積み替えがひんばんで、荷痛みがひどかった。改善のため、水路だけによるコースが考えられた。いわゆる「西大回り航路」[西廻航路]と「東回り航路」で、開拓の功労者は高名な河村瑞軒[瑞賢]である。酒田を出た船は、一路西南に下る。敦賀沖をへて下関にいたり、海峡を抜けてこんどは瀬戸内海、遠州灘をへて江戸へ東進する—これが「西大回り」だ。いっぽう、酒田から北行して津軽海峡をぬけ、太平洋岸を南下し、房総半島を回って江戸に入るコースを、「東大回り」と呼んだ。濃霧やシケの多い津軽海峡をとおるより、西大回りのほうがずっと安くて安全であった。薩摩でもやがてこの航路[西廻航路]への進出が始まった。日本海を北行する航路を、薩摩では「北回(きたまえ)船」と呼んだ。船は一本柱の二十反帆前後の帆前船で“いさば船”と総称された。宝暦年間(一七五一～六三[六四])もっとも勢力があったのは、知覧(いまの川辺郡知覧町[現鹿兒島県南九州市知覧町])で、「薩

摩・知覧の船が入港すると、東北地方のカツオブシの相場が下がる」といわれたほどだ。北回船は毎年四月ごろ、黒糖やカツオブシ、芋を積んで出港し、北九州から新潟、秋田へ寄港して、これをうりさばいた。売る一方で、木材や米を酒田あたりで買い入れ、北海道で売り、コンブや肥料、カズノコなどを仕入れて薩摩に帰るのである。知覧の“きのじ”の船が現われると、大量に買いつけるので、米の値段が暴騰したというほど、「北回船」は東北諸国の経済を左右した。薩摩の海商たちは、おもな寄港地に支店を設けていたから、代理店や委託業者も多かったであろう。源衛門が「北回船」の交易に関係があった、という資料はもちろんだが、そのうわさを聞き、薩摩商人が東北の経済に占める比重を知っていたことは想像できる。さらに源衛門の薩摩への関心を、しだいに具体化し、移住へのきっかけとなったのは、大坂であった。大坂は、当時江戸をしのぐ大消費都市、天下の台所といわれるほどの、物資の集散地である。黒糖などの特産物に恵まれた雄藩薩摩は、ここに蔵屋敷を置いていた。専売品の黒糖のほか、菜種油、カツオブシなども、南薩摩地方から盛んに出荷され、売りさばかれたが、大坂から移入したものは、おもに鉄材、原綿、そうめん、酒類であった。山形のある商人は、黒糖を取り引きして、山形地方に送っている。源衛門は紅花商人という特殊な存在で、京阪、とくに大坂の間屋とは密接な交流をもっていた。蔵屋敷での品さばきを通じて、諸藩の羽ぶりが耳にはいつてくる。そこへ……島津重豪しげひでの“藩内総ハイカラ”政策〔武骨な薩摩藩士風を洗練化していくもので、他国から鹿児島への商人誘致策へと展開していく〕や、織局、甲冑所の設置が伝わり、やがて、他国から商人を招致する触れも伝わった。薩藩は紅花、衣料市場として、当然“成長株”と映り、彼〔初代岩元源衛門〕の薩摩入りをいっそう確信づけた⁽⁶⁵⁾。

初代岩元源衛門が家業を紅花取引から、現在の百貨店につながる呉服太物商に転向したのは近江商人からの影響・刺激が大きいとする指摘も注目できるが、ここでは、なんとといっても、本稿で追究する、薩州産物会所交易構想・北国交易構想及び薩州商社取建構想に収斂していく主要な諸問題である、近

江商人と酒田（羽州）の関係、酒田（羽州）と薩摩の関係、西廻航路にそくした8代浜崎太平次ら薩摩商人—近江商人（及び伊勢商人・堺商人など上方商人）—本間家ら酒田商人など羽州商人—大坂の繋がり、のことに付て見事な程網羅され、示唆されていることに注目したい。「現在、山形商店街の中心勢力をなしているのは、その末裔^{まつえい}であるという。当時の彼らの、たくましい開拓ぶりを伝える逸話は多い」というがごとく、十日町など現在山形市商店街には近江商人の子孫が家業を営み⁶⁴、たとえば、山形市及びその周辺の今に伝わる名物「近江漬」（大根の葉に野菜を混ぜた漬物で、現地では「おみづけ」と呼ぶ）は近江商人の「たくましい開拓ぶりを伝える逸話」が見事に実体化したものといえる⁶⁵。宝暦5年（1755）の山形地方における大飢饉を契機に、上記の山形の場合と同様に、酒田にも近江商人や伊勢商人（先の酒田商人「伊勢茂右衛門」「伊勢屋弥惣兵衛」「伊勢屋亀治郎」は伊勢出身であった）が多数移住したものと考えてよい（岩元源衛門は逆に宝暦5年の羽州大飢饉を契機に逆に山形を出て鹿児島へ移住した）。つまり、酒田においても近江商人の「たくましい開拓ぶり」「生きがいのある働きぶり」は大いに発揮され、若き岩元源衛門に大いに影響を与えたように、酒田にも大きな影響を与えたものとしてよいのである。「現在、山形商店街の中心勢力をなしているのは、その〔近江商人の〕末裔であるという」というのと同様に、現在の酒田の商店街でも、先に少し触れたように、〈本町と中町には多くの近江商人が住居していた〉との伝があるのである⁶⁶。近江商人が、羽州では特に酒田と山形に集中して移住したのは、偶然ではなく、紅花はじめ最上川—西廻航路の流通ルートで取り扱われる特産物（商品）に導かれたある種の必然であった。

しかし、先にみたように、元禄2年（1689）にすでに酒田中町に廻船問屋と思われる近江屋三郎兵衛が移住していたことから、宝暦5年（1755）の羽州大飢饉以前から、近江商人が酒田に移住していたことは明らかである（このことは山形についても妥当する）。実は、岩元源衛門の「山形屋」の他に、近江商人によるもうひとつの「山形屋」が存在していた。江州蒲生郡

八幡（現滋賀県近江八幡市）を拠点とする近江商人「山形屋 西川甚五郎」（現西川産業）である。屋号「山形屋」は、西川甚五郎家が、主に山形と江州八幡を往復して商っていた時期があったことを示している⁽⁶⁷⁾。「西川甚五郎」家は、近江商人商法の特徴のひとつである「持下り」と「登せ荷」の往復行商を盛んにおこなっていたのであるから⁽⁶⁸⁾、帰路の「登せ荷」は主に山形産紅花であったことは間違いない。岩元源衛門の「山形屋」は自分の出身地を表しているのに対して、西川甚五郎の「山形屋」は、商いの主要先を表している（両「山形屋」は紅花取引に端を発していることは共通している）。

そもそも本間家の家業である廻船問屋が用いる、各港々に支店ともいえるべき拠点を置き、コストの点から無駄な空船とならないように全国各港々周辺の特産物を効率よく取り扱っていく動的な商法は、近江商人の全国的「産物廻し」の動的な商法と通底している。近江商人が主に陸路で合理的に「持下り」と「登せ荷」の往復行商をおこなうことに対して、廻船問屋は海路にて、往路帰路いずれも空船にならないようにこちらもある種の「登せ荷」をおこなっていた、いわば〈海の近江商人〉といえるのである。その意味では、その商法においても、本間郡兵衛が慣れ親しんでいた本間家の廻船問屋業は、近江商人と非常に近似の位置にあったといえる。

また酒田は、薩州産物会所交易の一環としての北国交易の基幹海路となる日本海沿岸・西廻航路にとって格別の極めて重要な意味を持つ空間でもあった。1600年代後半、西廻航路を開拓・整備した伊勢出身の江戸の豪商河村瑞賢（1618元和4～1699元禄12）は、寛文12年（1672）、西廻航路の開拓・整備を始めたのは酒田湊からであった⁽⁶⁹⁾。西廻航路の開拓・整備は酒田を起点にして始まったのである。しかし、当然、寛文12年以前、西廻航路が開拓・整備される以前にも、酒田を重要寄港地とする日本海沿岸の海上交通・廻漕はおこなわれていた。その主なルートとして、特に近江商人にとって大きな意味のあるのは、前掲『山形屋二百十七年』では「最上川を下って酒田にいたり、ここから海を若狭国の敦賀か小浜に運び、陸路をとって塩津へ。さらに琵琶湖を渡って大津に着き、桑名にてでて海路を江戸湾に入る」と記してい

るルートである。西廻航路の開拓・整備以前から、この江州・琵琶湖を経た日本海沿岸海路を用いて多くの近江商人が酒田湊に至り羽州入りしたのである。注目すべきなのは、琵琶湖・敦賀または小浜經由日本海沿岸海路は酒田に寄港して、さらにそこから蝦夷地に向かうルートでもあったことである。酒田は、近江商人にとって、山形産紅花など羽州特産物の集荷・積荷の要地としてだけでなく、蝦夷周辺海産物の取引ため蝦夷地へと向かうための重要な寄港地であった。

西廻航路の開拓・整備以前、江戸期初期からすでに琵琶湖・敦賀または小浜經由日本海沿岸海路を用いて蝦夷地に進出し、海産物取引を中心にした蝦夷地交易を先駆的に開拓したのは近江商人たちであり、したがって蝦夷地交易は長く、近江商人の支配的状況にあった。近江商人の内でも特に、琵琶湖東岸沿いの江州八幡（現滋賀県近江八幡市）と江州^{えち}愛知郡薩摩・柳川（現滋賀県彦根市薩摩町・柳川町）の近江商人たちは、蝦夷交易のため格別に「両浜組」（八幡と薩摩・柳川は両浜商人とも称される）を組織して⁷⁰、積極的に、眼前の琵琶湖を渡り、敦賀または小浜から日本海に出て、蝦夷地へと向かった。これまでみてきたことについて、小倉榮一郎『近江商人の系譜』では、次のように要領よくまとめている。

つぎに近江商人がどこで、どのような商業活動を行ったか、概観してみよう。まず北海道が歴史的にも古く、その交易は桃山時代 [1573~1603] にすでに活発であった。というのはもともと北海道移民は米を作らず漁業に従事するため、米や日用品一切を内地から買い、また自己の海産物を売るためにも商人が介在する余地があった。だから北海道交易は大阪商人にも北陸地方の商人にも可能性はあったわけであるが、事実は九〇％が近江商人の手で行われていた。琵琶湖上の舟便によって、若狭 [敦賀や小浜は若狭国にある] と結び、ここから日本海へ出て、海岸沿いに北海道に到達したのである。両浜商人と呼び、柳川の建部七郎右衛門、田付新助はその最初の人で、天正十六年（一五八八）にはじめて松前に渡り、蔬菜種子の行商をやっている。また、北海道を領地としていた松前藩の武士は、知行

地を貰っても米を生産できないため、領地内の海産物を売ることによって生活をたてていたが、漁業経営は武士には過ぎた仕事であった。そこで商人に委ね、運上金を提出させる「場所請負い」が一般的となり、多くは近江商人が選ばれたのである。彼らは自己の採算で干鱈、干鰯、干鮓、白子、昆布、わかめなどを近江を経て京・大阪に送り、日用品・米・衣料類を北海道にもたらしたのである。請負人は八幡・柳川・薩摩の富商が多く、松前藩は特にこれを保護し、かつ依存した。松前藩の御用商人となるものなど正徳二年（一七一二）にはすでに一一店を数え、一部の商人は長く幕末まで続き、巨万の富を貯えたのである⁽⁷¹⁾。

こうした蝦夷地交易に従事する近江商人にとっては、酒田は重要な寄港地であった。たとえば、両浜商人の内、八幡の代表的大型近江商人のひとつである「西川伝右衛門」家の初代伝右衛門（1627寛永4～1709宝永6）⁽⁷²⁾は、西廻航路が整備・開拓されたばかりの寛文年間（1661～1673）には松前の城下に支店を開設し、松前藩の御用商人となっていて、蝦夷松前支店では「住吉屋」の屋号、江州八幡本店では「松前屋」の屋号（西川甚五郎家の「山形屋」の場合と同様に商いの主要先を表している）と、ふたつの屋号を使い分けようになっていた。その後、「西川伝右衛門文書」の「万永代覚帳」（滋賀大学経済学部附属史料館保管）によると、享保18年（1733）には、西川伝右衛門家は、江州柳川の建部太郎右衛門・田付仁兵衛・平田与三右衛門と江州八幡の小西次郎右衛門ら両浜商人との共同出資（船頭は山田清右衛門）により、酒田湊で蝦夷地交易用秋味船^{あきあじ}の建造と同船の運営をおこなっている⁽⁷³⁾。西川伝右衛門家の蝦夷地交易にとって、酒田はますます重要な寄港地・中継基地となった。この共同出資とは、近江商人商法の高度性を表す重要なひとつである「組合商内」（あるいは「乗合商」^{あきないのりあいあきない}）のことであり、会社制度の本質ともいえる〈合本 joint-stock〉組織（会社制度の意義とはまず個人事業・個人資金を超えて複数資金を組織化しひとつにまとまった資本を形成することにある）⁽⁷⁴⁾に非常に接近するものである（本稿(1)でも、近江商人中井源左衛門らの共同出資による商法「組合商内」の場合を紹介した）。

西川伝右衛門家はじめ、両浜商人たちのこの時期の蝦夷地交易のため共同出資の状況をさらに明らかにできるような事例がある。菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』（以下『発生史の研究』と略記）で、江戸期の「匿名組合」を日本版コンメンダとして評価したうえで、その「匿名組合」の「事例の一」としてとりあげているものである。『発生史の研究』では、「外国に於ける共同企業が伊太利の Commenda に其の端を發すると等しく、我国に於ても Commenda と殆ど其の組織を同うする一種の匿名組合が既に徳川時代に発生して居たのである」⁽⁷⁵⁾としている。「コンメンダ」とは、有限責任（発生した損失に対して出資額以上の責任を負わない）で無機能（実際の経営をおこなわない）な共同出資者＝コンメンダートル（資金貸主）群と、共同出資者群から実際の経営行使（機能）の委託を受けた無限責任（発生した損失に対する無限責任）の資金借主＝トラクタートル（トラクタートル自らも出資者となる「コンメンダの亜種」としての「ソキエタス・マリス」⁽⁷⁶⁾の場合もある）からなる共同出資事業組織で、中世末期イタリアなど西ヨーロッパの諸商業都市での、特に海上商業において発達した。研究史上、「コンメンダ」の有限責任かつ無機能な共同出資・合本の形態は、株式会社制度に至る近代的会社形態確立過程での原基をなす重要な形態のひとつとして位置づけられていて、「コンメンダの亜種」としての「ソキエタス・マリス」における、出資者が有限責任かつ無機能な者と無限責任かつ機能的なものに分離しているその特徴は、株式会社形態の一段前の形態である合資会社形態の特徴となる〈社員＝出資者が、有限責任かつ無機能な社員群と無限責任かつ機能的な社員に分離〉の原基を先駆的に示した歴史的意義がある⁽⁷⁷⁾。本稿のテーマのひとつは、〈外来の会社制度と在来の商法との関係〉に深くかかわるものなので、『発生史の研究』における「匿名組合」の「事例の一」についても少し長めに引用したい。

徳川時代支那への輸出品俵物の一種たる煎海鼠^{いりこ}は始め諸地方より買ひ集められたが、元文四年 [1739] に至りて始めて幕府の命により北海道産の煎海鼠が長崎へ移出されることになった。寛保元年 [1741] 以後松前藩は

煎海鼠の長崎移出を近江商人をして引受けしむることにしたのであるが、此の状態は宝暦六年〔1756〕迄即ち約十六年間継続された。而して近江商人が其の煎海鼠の長崎移出を引受くるに就きて、其の経営の一種の匿名組合の組織によりて行はれた。即ち表面上は近江八幡出身の富商西川伝治が其の経営の任に当り、煎海鼠の仕入、輸送及び販売に関する一切の責任を負ふたのである。其の事業には多くの近江商人が参加し、夫れ夫れ其の分に應じて出資した。而して其の煎海鼠の移出に参加せし近江商人の数は実に二十一名の多きに達し、各参加者は夫れ夫れ其の持分権を有した。即ち近江柳川出身の建部七郎右衛門は五株、同村〔柳川〕平田与三右衛門、近江薩摩出身の巻淵甚兵衛並に八幡出身の岡田弥三右衛門は各々四株、柳川出身の田村〔田付〕新介〔新助〕並に八幡出身の西川市左衛門は各々三株、八幡出身の西川伝右衛門及び経営の担当者たる西川伝治事西川伝兵衛は二株、薩摩〔近江薩摩〕出身の中島与惣兵衛は一株半、柳川出身の柴谷四郎兵衛は一株、其の他は皆半株宛出資し、其の出資の株数は合計四十株に達した。かくの如く匿れたる多数の出資者があるにも拘はらず、実際の経営は西川伝治が一人で之を引受け、出資者は唯其の営業によりて生じた損益の配分に与つたにすぎなかつた。西川伝治も二株の出資者であつたため、出資者としての損益分配にも勿論参与したのであるが、経営者たる西川伝治に如何なる報酬が与へられたかは、之を知る資料の存在せざるをことを大に憾とする。出資者が其の割合即ち株数の多寡によりて其の損益を分配せしことは寛保元年八月十五日煎海鼠四百三十二本を積込みたる浜野源三郎船が航海の途中激浪のため難船した際に生ぜし損失を、各出資者が其の株数に応じて負担したことによりて、之を知ることが出来る⁽⁷⁸⁾。

この日本版コンメンダとして紹介された「匿名組合」は、実際の経営行使（機能）の委託を受けたトラクタールに相当するとされる江州八幡の「西川伝兵衛（伝治）」⁽⁷⁹⁾自らも出資者であるので、これをコンメンダと対応させるのであれば、「コンメンダの亜種」としての「ソキエタス・マリス」に近いものがある。しかし、この事例についての記述には、概念規定上の大きな

問題がある。それは、「出資者が其の割合即ち株数の多寡によりて其の損益を分配せしこと」という場合の「損益の配分」の意味である。コンメンダとしても、その亜種のソキエタス・マリスにしても、いずれの概念においても、発生した損失については、コンメンダトールは徹底して有限責任であるのに対してトラクタトールは無限責任を負う義務があるのである⁽⁸⁰⁾。つまり、「匿名組合」での、「益」についての株数に応じた配分は問題はないであろうが、「損」についても、全出資者の株数（出資額）に応じた負担（無限責任の特殊型／本稿(1)参照)⁽⁸¹⁾となるというのであれば、コンメンダトールの徹底した有限責任的共同出資を大きな特徴とするコンメンダやソキエタス・マリスの概念と大きく相違することになるからである。「匿名組合」での出資者全員が、出資額（株数）に応じたある種の無限責任を負うという部分だけとりだしてみると、それはコンメンダというよりは、合名会社の内容を示す全出資者の無限責任的結合である「ソキエタス」に近いものと理解できるのである⁽⁸²⁾。本稿(1)で紹介した中井源左衛門らの組合商内の場合も出資額に応じた損失負担（無限責任の一種）としたが、出資者5名は匿名ではなくそれぞれ何らかの形で実際の経営を担当していたものと理解できるので、これは明らかにソキエタス・合名会社に近いものであった（本稿(1)参照）。しかし、西川伝兵衛らによる「匿名組合」の場合は、匿名の出資者群は、実際の経営を担当していないにもかかわらず、株数に応じた損失責任負担をおこなうという一種の無限責任を課せられているのであり、しかも実際の経営権は西川伝兵衛一人に委託されている（それ以外の出資者すべては無機能とする）というのであるから、これはコンメンダ（及びその亜種のソキエタス・マリス）やソキエタスの概念や、ソキエタスの背後に多数の有限責任の匿名の出資者を持つことを特徴とする「マグナ・ソキエタス」⁽⁸³⁾の概念にもそのままでは対応できない複雑さがある。これらの問題、特に「匿名組合」の損失に対する責任問題については、現在のところ、本稿では留保事項とする他ないが、西村伝兵衛らの「匿名会社」が「我国に於ても Commenda と殆ど其の組織を同うする」と断定するためには、多くの課題が残されていることは確かである。

ある。〈「損益の配分」の内容（特に発生した損失に対する責任の内容）は、トラクタートルたる西川伝兵衛もコンメンダートルに相当する出資者群とまったく同じであるかどうか〉ということなど含めて、今後、特に損失に対する責任問題に力点を置いて、コンメンダと「匿名組合」とのさらに精緻な対比分析が必要であることを留意しながら、以下、論を進めていくことにする。

寛保元年（1741）～宝暦6年（1756）における、対中国（清）輸出向の蝦夷地産煎海鼠（俵物）の移出を請け負う「匿名組合」の商人群もまた、先の享保18年（1733）の酒田での蝦夷地交易用秋味船の建造と運営のための、共同出資のメンバーと同様に両浜商人群であり、時期的にも接近していることは大いに注目できる。しかも、「西川伝右衛門」・「平田与三右衛門」は両共同出資組織のメンバーとして重なっていること、前者構成メンバーの「西川伝右衛門」・「建部太郎右衛門」・「田付仁兵衛」と後者主要メンバーの「西川伝兵衛（西川伝治）」・「西川市左衛門」・「建部七郎右衛門」・「田村（付）新介〔新助〕」は、江州八幡の西川一門、江州柳川の建部一門・田付一門として関連し合っていることは、非常に注目できる（また「匿名組合」に、田付家と並んで蝦夷地交易の先駆をなした江州八幡の「岡田弥三右衛門」⁽⁸⁴⁾が4株で参加しているのは注目できる）。つまり、共に両浜商人による蝦夷地交易である、秋味船の建造と運営の共同出資と蝦夷地産煎海鼠の長崎移出の「匿名組合」は、その主要出資者の重複と時期の接近していることからして、このふたつの共同出資の事例を対比させてみることで、両浜商人による蝦夷地交易の実態がより明確になるのである。まず蝦夷地交易用秋味船の建造と運営の場合も蝦夷地産煎海鼠の長崎移出の「匿名組合」も共同出資による方法、つまり近江商人商法でいう「組合商内」^{あきない}（「乗合商内」^{のりあいあきない}とも称される）でおこなわれていることから、両浜商人は蝦夷地交易を実施するにあたって、共同出資の方式、「組合商内」商法が多く用いられていたものと理解することができる（特に、薩摩・柳川と八幡の近江商人は、「両浜組」といわれるようにある程度のまとまりができていたので、組合商内が組織されやすかった

こともある)。また、蝦夷地交易そのものが、非常な高コストとなる海運・廻船（場合によっては造船）が重要な手段となる内容なので、個人資金・個人事業を超えて共同出資・組合商内を採る傾向が強くなる要因を内包しているのである。

以上のことから、両浜商人の蝦夷地交易においては、秋味船建造・運営の場合のような5人規模の共同出資・組合商内のものから、煎海鼠など俵物の長崎移出の場合のような、匿名の2人・40株規模の共同出資・組合商内のものまで、用途に応じた様々なバリエーションで広範に共同出資・組合商内があったものと理解できるのである（天保年間には江州愛知郡の藤野四郎兵衛家が西川伝右衛門家・岡田弥三右衛門家と3家の「匿名組合」を組織して、没落した高田屋の蝦夷地請負場所経営を引き継いだ場合もあった〈本稿注90参照〉）。西川伝右衛門らの秋味船建造・運営についての共同出資内容は、出資者数からすると、明和6年（1766）の中井源左衛門ら5人の共同出資（出資総額1万両）による生糸・青苧取扱事業の場合から推測できるであろう。中井源左衛門らの共同事業の場合、その事業契約証文といえる「為取替証文の事」が残されていて、そこでは、「両度（5月と12月の2度の）惣勘定の上、出金利足並に徳用（利益）の義は歩合割合を以て配分致すべき事。若し損金之有り候は、右割合（総額1万両の出資比率）を以て出金致すべく候事」というように、〈定期的な総勘定に基づき、各出資比率に応じて、利益の分配と発生した損失に対する出金をおこなう〉ことが明記されていた（本稿11参照）。特に、損失に対する責任（この場合ある種の無限責任）について明記していたことは、この共同出資事業が合名会社に近い形態を持つものであることの左証となる意味で、大きな意義があった。秋味船建造・運営の共同出資内容も、〈定期的な総勘定に基づき、各出資比率に応じて、利益の分配と発生した損失に対する追加出金をおこなう〉ことを規約とするものであった可能性が大いに考えられるのである。また出資者である西川伝右衛門家（松前支店名「住吉屋助次」）と平田与三右衛門家（松前支店名「浜屋与三右衛門」）は、松前に支店を置き、相当年数にわたり場所請負をはじめ蝦夷

地交易に従事しており⁽⁸⁵⁾、建部太郎右衛門家と田付仁兵衛家も、その一門の建部七郎右衛門家（松前支店名「材木屋熊次郎」）と田付新助家（松前支店名「福島屋新右衛門」）は同様に松前に支店を置き、相当年数にわたり同じく場所請負をはじめとする蝦夷地交易に従事していることから⁽⁸⁶⁾、蝦夷地交易に一定の年季を入れて積極的に従事していたものと考えられることから、5人の出資者はそれぞれ実際の経営を担当していたもの（西川伝右衛門家が経営上のリーダー的存在になっていた可能性もあるが）と理解できるのである（なお、松前に支店を置き、相当年数にわたり場所請負をはじめ蝦夷地交易に従事していたこれら両浜商人のなかには、石河宛本間文書Ⅰのなかで、本間郡兵衛が松前に支店を置く「有名な富商」の筆頭にあげていた「萬屋」があったが、これについては後述する）。つまり、秋味船建造・運営の共同出資内容は、5人の出資者全員が無限責任を負い機能的である合名会社と通底するものであったことを推測できるのである。

このことに関して、柚木學『近世海運史の研究』は、本稿にとって非常に参考になる事例をあげている。それは、「酒造家（灘目・鳴尾・今津・西宮など上方の有力酒造家）が船主と一定の資本関係を取り結ぶことによって樽廻船（江戸－大坂間の航路である南海路に従事し、酒樽を主な積荷とした）を支配していく……廻船加入の形態」⁽⁸⁷⁾としてあげた事例、文化8年（1811）の「廻船加入証文之事」（1400石積廻船大徳丸徳三郎船の運営に関して出資加入する酒造家嘉納屋次兵衛に宛た、船主である船預主多田屋徳右衛門・沖船頭徳三郎の廻船加入証文）である。注目すべきは、「廻船加入証文之事」における次の規約である。

然る上は毎年立合、勘定致し、**徳用銀（利益金）、加入に応じ相違無く割符配分仕るべく候**。相互に買積等に遣候へば、定運賃銀を以て勘定致すべく候。**尤作事（船の修復など）諸道具仕入等の儀は、其節相断候上、是又加入歩方応じ（出資額に応じて）御出銀成し下されるべく候**⁽⁸⁸⁾。

この場合、酒造家は、樽廻船の船主に対して出資加入する形でその樽廻船運用に参加する際、もし、「作事諸道具仕入」など樽廻船操業上で必要な諸

経費が発生した場合、当初の加入出資額に応じて、その経費についても支払う義務を負うことになっている。「廻船加入の形態」も、酒造家と船主による、ある種の共同事業・共同出資と考えれば、これは酒造家と船主が共に実際の経営をおこない、酒造家は、出資加入額に応じて利益の配分と受けると同時に出資加入額に応じて発生した必要経費をも当初出資加入額を超えて支払う義務を負うこと、ある種の無限責任を負うということで、これは、合名会社の形態、あるいは無限責任の「パートナーシップ」（イギリスにおけるソキエタス）⁽⁸⁹⁾に似たものと理解できるのである。このことから、西川伝右衛門らの秋味船建造・運営に関しても、上の樽廻船運営の場合と同様、今後の発生が当然予測される造船（船体修理も含めて）・操船上の「作事諸道具仕入」については、全出資者の無限責任（当初出資額以上の出金の義務）をもって対応したものと理解できるのである。

さらに両浜商人による蝦夷地交易に関して、注目すべきことは、西川伝右衛門らによる「匿名組合」がそうであるように、蝦夷産海産物は輸出用の俵物として、廻船により「長崎へ移出」するものが主流を成していたということである。先述したように、石河宛本間文書Ⅰでは、「譬へば、異国の商船、彼地（蝦夷地）に於て産物荷積仕り、長崎に於て日本商人へ売渡し大利を得申し候。其上、日本商人、更に利を得て、唐人へ売渡し申し候。……利益の大なる事、相分申すべし」と、蝦夷産海産物の長崎からの輸出（長崎貿易）が高利益をもたらすものであるとしたうえで、それにもかかわらず、「此事（外国人が蝦夷産海産物を直に取引し蝦夷地から直に長崎に輸送していることで大利を得ていること）に於ては異人も日本の拙なるを笑居り候。其地松前侯御手船栄寿丸等は直出しに御座候得共、其他は北国所々の湊より松前の産物買入候て、長崎へ入津仕り候儀にて、彼地直出しの船は、只今の処にては、甚だ稀に御座候」と、蝦夷産海産物の、長崎への蝦夷地直輸送がほとんどおこなわれていない現状、外国人から笑われる程の拙なる現状であるからこそ、「従来前条の通、御座候処、此御方様（島津侯・薩摩藩）より只今の間に然るべき御処置相立て、巧みに御手為し付けられ候はゞ、自然彼地（蝦

夷地) 商人の手を経ず、直御取入に相成るべく申し」と薩摩藩が、蝦夷地において他の商人の手を経ず直に海産物取引をおこなったうえで、他に先駆けて長崎への蝦夷地直輸送(将来的には全面的に蒸気船を用いた)を実施すれば、「莫大の御利益」(超過利潤的)が獲得できるとした。本間が提示した超過利潤的観点が十全に発露されたのは蝦夷地交易であり、薩州産物会所交易構想における北国交易構想の中心に蝦夷地交易を据えたことの大きなひとつの根拠には、前述のような両浜商人による蝦夷地交易の長年にわたる蓄積・実績があったことは確かなのである。

だが、幕末期、近江商人の蝦夷地における支配力は、かなり弱化してきて昔日の面影は余りなくなっていた。しかし、慶応元年(1865)段階、石河宛本間文書Ⅰのなかで、本間郡兵衛が「(松前には) 萬屋・須原・伊達・竹屋・丸十五(丸十五・竹屋)・永楽屋杯と申す有名な富商之有り。此者共へ相談仕り候はゞ、早速御用弁仕る」と指摘した内の「萬屋」は、先にみた西川伝右衛門・岡田弥三右衛門ふたつの「松前屋」などと並ぶ蝦夷地交易の老舗の両浜商人であった。本間郡兵衛が第一番目にあげた「萬屋」は、江州薩摩の「宮川清右衛門」家の松前支店「萬屋増蔵」のことである。「半」宮川清右衛門家は、慶応元年までの蝦夷地交易歴は200年以上に及び、幕末同時期に松前に支店を開設していた江州愛知郡枝村の「又十」藤野家(松前支店「柏屋」)⁽⁹⁰⁾と親戚関係もあり、文政元年(1818)の「蝦夷御用内密留」では、「太物小間物荒物商ひ、鯡漁業罷成候、船々へ仕入かし等仕罷在候」と評価されている⁽⁹¹⁾。また、「永楽屋」は、その経歴の詳細は不明ではあるものの、近江商人の松前支店であることはほぼ間違いなく⁽⁹²⁾、「丸十五」も、近江商人との関連をうかがわせるものがある⁽⁹³⁾。なお、石河宛本間文書Ⅰで記されている、「伊達」とは、奥州伊達郡出身の「伊達林右衛門」家⁽⁹⁴⁾の松前店(屋号「伊達屋」)であり、「竹屋」とは、秋田出身の「林長左衛門」家⁽⁹⁵⁾の松前店(屋号「竹屋」)である。「須原」については、幕末期、松前にて、伊達屋と並び蝦夷地交易を盛んにおこなっていた江戸商人の「栖原」(「栖原屋」・栖原角兵衛家)⁽⁹⁶⁾のことである可能性が非常に高い(伊達屋・栖原屋・竹屋

はともに、近江商人に代って、蝦夷地交易に担う勢力の象徴的存在である)。

ついで、幕末期の酒田における近江商人のことについてもみてみたい。先の田村『酒田の商人』の『^{あづまこう}東講商人鑑』に載った酒田商人^{かがみ}では、商売宣伝・案内名鑑『東講商人鑑』(酒田市立光丘文庫所蔵)に記されている東北を含む東日本の主要な商人の内から本間家はじめ酒田商人38名(家)をピックアップ・アップしている。『東講商人鑑』は、石河宛本間文書I・IIの10年程前の安政2年(1855)に刊行されたものなので、時期的に非常に興味深いものがある。その酒田商人38名(家)の中で、明確に出自が近江商人とわかるものは、「本町五丁目[後に中町に移る]葉屋」の「伊庭屋[川島]安右衛門」⁽⁹⁷⁾である。伊庭屋(川島)安右衛門家は、前述したように、その祖伊右衛門は前述の近江日野を出身地としている。次に近江商人を出自とするかあるいは近江商人との関係が深い可能性が高いものは、「船場町(現酒田市船場町)」の「うなぎ、かばやき」の料亭経営(北前船交易景気で大いに繁盛した)家業とする「^{よろず}萬屋五兵衛」⁽⁹⁸⁾である。そうして、先の38名(家)の内にはあげられていないが、同時期、「秋田町(現酒田市中町)」にも「萬屋」がある。「^{よろず}萬谷伊右衛門」⁽⁹⁹⁾である。萬谷伊右衛門とは明治以降の名で、それ以前、維新前は代々石山伝兵衛(伝七)であり、屋号は「萬屋」であった。大変興味深いことに、石山家は、江戸期、茶取扱業とそれにとまなう陶器(茶器など)取扱業とともに北前船による廻船業もおこなっているのである。船場町と秋田町の屋号「萬屋」を持つふたつの商家は、本家・分家関係などに不明な点が多いが、血縁関係も含めて深く関係していることは確かである。この酒田の「萬屋」と、石河宛本間文書Iにも「松前」での「有名な富商」のひとつとしてあげられている、先述した蝦夷地交易の老舗の近江商人「萬屋」(江州薩摩の宮川清右衛門家、松前支店名「萬屋増蔵)の血縁かその関係者である可能性は高いものと考えられる。いずれにしても安政期～慶応期に、蝦夷松前と酒田にふたつの「萬屋」が存在していたことは注目してよい。この他、近江商人を出自とする可能性を追究してよいものに、「船場町 茶屋」の「須田屋長助」⁽¹⁰⁰⁾と「船場町 荒物」の「須田屋伝治郎」⁽¹⁰¹⁾がある。

須田屋長助は、茶屋経営を家業としているが、先述したように江州神崎郡佐野の須田彦次郎家との関係の有無が注目される廻船問屋「須田屋 須田長助」を祖としているのは明らかであり、同じ船場町に在る須田屋伝次郎は、須田屋長助の血族（両者は兄弟家らしい）であるからである。

これら『東講商人鑑』での、近江商人系の酒田商人の表面的事例だけ見ると、酒田における近江商人の存在についてはそれ程色濃く出ていない印象を与えるかもしれないが、幕末期、酒田では、近江商人の存在は、希薄化していたというよりは、積年の過程で、すでに酒田の表面的存在から、その深奥の方へ深く広く不可視的なものとして吸収され、酒田の地に同化していたものと理解できるのである。

以上のことから、主に「組合商法」に基づき蝦夷地交易に従事する西川伝右衛門ら大型の近江商人（特に両浜商人）が西廻航路の要である酒田に深く吸入されていくことによって、酒田には、「組合商内」のような、ある種の合本 joint-stock の方法、共同出資・共同事業の商法に対してスムーズに共鳴できかつそれを実施できる環境が十分に醸成されていたものと理解できるのである。つまり、幕末期、石河と本間が薩州産物会所交易構想及び薩州商社取建構想と取り組んでいた時期、酒田は、近江商人商法の主要な特徴である「産物廻し」と「組合商内」に対して深く馴染み得る、東北においては格別な空間であったことがわかる。そうであるから、次の二つのことが帰結できる。ひとつは、本間家及び酒田商人は、石河・本間郡兵衛が提示した、文久年間（1861～1864）における、産物廻しの商法を巧みに取り入れた動的な特長を持つ薩州産物会所交易構想とその支柱である北国交易構想に対して、十分過ぎる程に理解・共鳴できていたものと理解できることである。そうして、もうひとつは、本間家及び酒田商人は、慶応3年（1867）に石河・本間郡兵衛が提示した、日本における本格的な会社制度導入の先駆的試みである薩州商社取建構想に対しても、薩州産物会所交易構想に対するのと同様に、深く理解し共鳴できていたものと理解できることである。慶応3年8月に酒田に帰省した本間郡兵衛が、薩州商社入社を勧めるべく、「薩州商社発端」「薩州

「商社条書」や「薩州商社名籍」を本間家に提示した際も、本間家側は、従来から特に蝦夷地交易に関する廻船事業において多く用いられてきた「組合商内」など共同出資・共同事業の豊富な経験的事例を通して、会社制度への本質的理解につながる合本 joint-stock の意義については、十分に深く理解し共鳴できていたものと理解してよいのである。また、薩州商社取建構想には、外来の会社制度導入を中心にしながらも、薩州産物会所交易構想がそうであったように、在来の優れた商法が随所に盛り込まれている。本間家家業である、臨機応変を要とする廻船業の商法もそのひとつである。

石河や本間が、薩州産物会所開設の場所ひいては、薩州商社の東北支社の有力地として酒田を選定したのは、単に酒田が本間郡兵衛の出身地にして豪商本間家の本拠地ということばかりからではない。それを含めた多面的総合として、薩州産物会所や薩州商社支社を開設する空間として酒田に焦点を絞らざるをえない必然性があったのである。まず、これまで述べてきたように、酒田は、多年にわたる西廻航路による北国交易・蝦夷地交易の経験が豊富に蓄積された空間にして、北国交易・蝦夷地交易を多年にわたり積極的に実施してきた近江商人の高度な商法が深く広く浸透していた空間であった。また酒田は、堺とその在り方が一對に組み合わせることができる空間であることも重要である。〈東の酒田、西の堺〉と評されるように、中世以来、酒田は酒田商人の三十六人衆による自治、堺は堺商人の会合衆による自治がともに伝統的におこなわれ、ともに新方法に対する進取的姿勢が培われてきた。それゆえに、田中屋久兵衛（青木秀平）ら堺商人の積極的な支援・参加を得て、薩州商社本社（堺紡績所造営地でもある）は、堺戎嶋えびつじまに開設されたのである。したがってまたそれゆえに、〈西の薩州商社本社〉堺に対する〈東の薩州商社支社〉として、酒田は好一對のごとく見事に対応しているのである。

さらに、酒田に薩摩からの関係を重ねてみたい。先の『山形屋二百十七年史』での、「薩摩でもやがてこの航路〔西廻航路〕への進出が始まった。日本海を北行する航路を、薩摩では『北回（きたまえ）船』と呼んだ。船は… “いさば船” と総称された。宝暦年間（一七五一～六三 [64]）もっとも

勢力があったのは、知覧で、『薩摩・知覧の船が入港すると、東北地方のカツオブシの相場が下がる』といわれたほどだ。北回船は毎年四月ごろ、黒糖やカツオブシ、芋を積んで出港し、北九州から新潟、秋田へ寄港して、これをうりさばいた。売る一方で、木材や米を酒田あたりで買い入れ、北海道で売り、コンブや肥料、カズノコなどを仕入れて薩摩に帰るのである。知覧の“きのじ”の船が現われると、大量に買いつけるので、米の値段が暴騰したというほど、『北回船』は東北諸国の経済を左右した。薩摩の海商たちは、おもな寄港地に支店を設けていたから、代理店や委託業者も多かったであろう」との記述は、酒田と薩摩の関係について、非常に示唆に富んでいる。この薩摩商人の西廻航路による交易も蝦夷地交易が、最終目的であり、交易の中心になっていることは大いに注目してよい。そうして薩摩から北九州を経て西廻航路に入る、下関―新潟―酒田―蝦夷地の廻船交易ルートによって、黒糖・鯉節・芋など薩摩国産物（商品）を日本海沿いの各地方で売り捌き、それを資金に木材・米など東北国産物（商品）を酒田辺りで買い入れて、さらにそれらを蝦夷地で売り捌き、またさらにそれを資金にして昆布・肥料・数の子など蝦夷地国産物（商品）を買い入れて薩摩に廻漕する」というこの場合も、酒田は、近江商人の場合と同様に、蝦夷地交易の中継基地として、きわめて重要な位置づけにあることがわかる。少なくとも宝暦年間（1751～1764）頃には、先にみたような西川伝兵衛らの「匿名組合」など蝦夷地交易従事の両浜商人・近江商人の廻船と並んで、薩摩商人の廻船も盛んに酒田に寄港していたのである。そのため、酒田商人及び酒田にとって、東北での薩摩商人の動向で「東北地方のカツオブシの相場が下がる」「米の値段が暴騰した」など「薩摩商人が東北の経済に占める比重」が看過できないとする薩摩商人の存在は、意味深いものであったはずである。こうしたことを背景に、酒田商人及び酒田と薩摩商人は（ひいては薩摩藩は）、近江商人の場合程ではないにしても、積年の一定の関係を持ちえたものと理解できる。

さらに、注目すべきは、この「北回船」「いさば船」によって、宝暦年間に大活躍した知覧の廻船問屋「きのじ」（この屋号・家印「きのじ」を持つ

知覧商人が具体的に誰なのかは現在のところ不明である)の有り様は、それより約半世紀後の指宿の糸「やまき」8代浜崎太平次の蝦夷地方面での交易の有り様を示唆していることである。知覧の「きのじ」が西廻航路・蝦夷地方面に向かうべき最適な港のひとつは、知覧の近くの指宿湊であったであろうことは間違いない。その点においても、「きのじ」の有り様は、きわめて示唆的なのである。先述したように、8代太平次家では、蝦夷箱館に支店を置きその弟弥兵衛を駐在させ、蝦夷地交易をおこなっていた。さらにいえば、8代太平次の段階ですでに、薩摩においても知覧の「きのじ」の場合のような、西廻航路を用いた蝦夷地交易実施の一定の蓄積が在り、8代太平次の蝦夷地交易は、その蓄積に立脚していたものと理解できるのである。つまり、「北海道方面より鮑、イリコ、ニシン、昆布、キンコ等」の海産物を購入・集荷していた8代太平次家の蝦夷地交易ルートは、西廻航路を用いたものであることは間違いなく、それゆえに8代太平次家の蝦夷地交易の場合も、酒田は寄港すべき重要な中継基地であったことも間違いないであろう。ただ8代太平次の場合が、知覧の「きのじ」の場合などと大きく違うのは、8代太平次家は大坂支店「薩摩屋」(総支配人肥後孫左衛門)を置き、大坂-瀬戸内海-日本海沿岸-蝦夷地という、大坂を起点とするある意味オーソドックスな西廻航路を主としていたであろうことである。いずれにしても、「きのじ」ら薩摩商人による蝦夷地交易や両浜商人による蝦夷地交易がそうであったように、浜崎太平次家の蝦夷地交易にとっても、「酒田」は重要な空間であったことは間違いないであろう。それゆえ、浜崎太平次家の大番頭にして薩摩屋総支配人である肥後孫左衛門は、これまで述べてきたような西廻航路・蝦夷地交易における酒田の大きな存在意義、さらにはその酒田において絶大な影響力を持つ本間家の大きな存在意義について深く認識していたことは明確であったといえる。慶応3年(1867)に10代浜崎太平次の署名(実体は肥後孫左衛門)を筆頭とする「薩州商社名籍」が酒田の本間家に提示されたことは必然的であった。

これまで述べてきたように、近江商人及び近江商人商法、薩州産物会所交

易構想と後の薩州商社取建構想（石河確太郎・本間郡兵衛らの動向）、薩摩商人・浜崎太平次家「薩摩屋」（総支配人肥後孫左衛門らの動向）、の三つの潮流は、相互に関連を持ちながら、西廻航路・蝦夷地交易ルートにそくして、酒田でひとつのまとまりとなって現象したのである。それで、ここで、石河の双子的な構成を持つ表記、「幸に私、羽州に知人（本間郡兵衛及び酒田・本間家一門）之有るべく也。富豪の者にて是迄余所ながら右試談（薩州産物会所交易を実施するための庄内藩との交渉）も仕り候処、相行はれ申すべき哉に承り候」と「幸に江州にて郡山領の者に知人之有り。此者（藤井彦次郎及び五個荘・藤井家一門か？）巨商に候得ば、追々江（江州）の経営の一助にも相成り申すべし。此者を以て、極内々郡山様（柳沢家・郡山藩）へ（郡山における大和薩州産物会所開設に関して）申し込み置き候儀も之有り」に立ち返り、まとめてみたい。文久3年（1863）・元治元年（1864）での、この羽州と江州の石河の二人の「知人」のことは、4年後の慶応3年（1867）2月8日付小松帯刀宛伊地知壯之丞書翰での「大和交易（大和薩州産物会所交易）方一件は石川（石河確太郎）存慮通何篇手を施させ申し候。……本間邦兵衛（郡兵衛）も先日上坂仕り候。右は本国出羽へ罷り越し、宗家本間ママ四郎（久四郎6代外衛光美）一列を固め北方の治定を仕り手筈に御座候。……コンペニー（後の薩州商社）^{とりくわだて}取企一條、寺島（宗則／松木弘安）へ相談仕り、石川（石河確太郎）へ托し手を付申し候。随分泉州境（堺）大和河内和泉は出銀致させ候都合相整ふ儀と存じ奉り候。追々は出羽近江辺迄も手伸し申すべく候」との慶応3年（この年は、6月に薩摩藩指導の薩州商社〈本拠地は堺〉と幕府指導の兵庫商社〈本拠地は大坂〉の取建〈設立〉が大坂湾を挟んだ兩岸でほぼ同時に始まったが、10月の「大政奉還」、12月の「王政復古の大号令」と、維新前夜の大変な年となる）の薩摩藩の方針に見事に対応している。石河は、羽州の「知人」である本間郡兵衛を通して、酒田・本間家一門の薩州産物会所交易への参画を計画していたように（これは「薩州商社名籍」が示しているように、後に本間家一門の薩州商社への入社＝出資の勧誘に転換していく）、江州の「知人」の近江商人を通して、近江商人の

薩州産物会所交易への参画を計画していたものと強く推測できるのである。特に、蝦夷地交易については、本稿でみてきたように、近江商人は先駆をなし、その経験と実績は実に巨大なものがあり、くわえて蝦夷地交易の重要中継基地酒田自体が近江商人及びその商法と、歴史的にきわめてつながりが深い空間であった。この近江商人と、酒田商人の巨頭にして、同じく蝦夷地交易についての経験と実績の蓄積がある本間家と、さらにこれも蝦夷地交易についての経験と実績の蓄積がある薩摩指宿の浜崎太平次家とが、酒田を拠点にした薩州産物会所交易構想・北国交易構想への参画を通して連携すれば、強力無比ともいえる北国交易の流通組織が形成できるのである。

以上、石河確太郎にとって、近江商人の存在は、実に多面的な意義を持つものであったといえる。ひとつは、全国支店による「産物廻し」や合本による「乗合商内」など近江商人商法は、割拠的藩体制の壁を超えた全国的展開に基づく薩州産物会所交易構想や会社制度導入の試みである薩州商社取建構想へ、理論的かつ実践的な大きな影響を与える程の高度なものであったことである。ひとつは、近江屋彦次郎と藤井忠兵衛から大坂百間町蔵屋敷の開設資金のほとんどすべての融通を受けたことが示しているように（本稿(1)参照）、近江商人の豊富な金融力である。ひとつは、近江商人の持つ全国的流通ルートである。特に、酒田・山形など羽州や蝦夷地には、すでに近江商人の流通ルートが歴史的に形成されていた。ひとつは、近江商人が、大和薩州産物会所開設に予定していた大和郡山と葛下郡高田など綿花・綿糸を中心とした和州経営と将来の江州経営を接合させて拡大させることができるかなり有力な触媒的存在になりえることである。石河が「追々江（江州）の経営」と江州への薩州産物会所交易圏の拡大を目指す場合、こうした多面的な意味においてなのである。

石河宛本間文書Ⅱは、「薄力乍ら、一族（本間一族）の者共、出精御用弁仕らせ度。……尽力御用相勤め候仕り度」と、薩州産物会所交易構想・北国交易構想実施における本間家の参加・協力の必要性を訴えて、結んでいる。石河宛本間文書Ⅱで、本間は、北国交易・蝦夷地交易について積年の経験・

実績のある酒田商人・廻船商本間家の特長・有能性について、一貫して随所に盛り込んで展開していた。これは本間家を代表した自負の表明ともいえる。石河宛本間文書Ⅱの終わりのところでも、本間は、「右御用（蝦夷地交易を中心とする北国交易）筋に付、私共手先（本間家の使用人）には従来、気質等能く承知の者を召遣申すべく候事」というように、〈本間家では北国交易・蝦夷地交易に実務従事させるべき使用人についても、その気質・能力の優れた者を十分吟味した上で選定している〉と本間家の労務管理についても自負している。さらにいえば、本間は、〈薩州産物会所交易構想実施の成否の大きな鍵は、本間家が参加するかどうかということにある〉との確信と自負を持っている。本間のこの本間家についての自負の背景には、本間を生み育てた酒田という空間の特質がある。この酒田の特質をまとめると、次のようになる。

①本間家を生み育んだ酒田は、薩州産物会所交易構想の一環としての北国交易・蝦夷地交易の重要な位置を占める近江商人と浜崎太平次家ら薩摩商人などの西廻航路の動向が歴史的に蓄積され収斂されている空間である。②綿取引を中心とする大和薩州産物会所交易構想（将来的には江州経営にまで拡大する）は、和州産綿の有力販売先と想定されている北国側（綿作ができない）と交易ルートでつながることで完結するのであるから、北国側の根拠地となる酒田での流通の在り方が薩州産物会所交易構想全体の在り方に大きく影響を与える。③薩州産物会所交易構想の流通の基本デザイン〈和州（日本有数の綿生産地帯であるが綿販売が停滞している）の綿でもって購入した北国奥羽（日本有数の米穀生産地帯である）の米穀を薩摩（恒常的米穀不足である）に供給する〉（本稿(1)参照）において、酒田は、重要な産物（商品）となる和州産綿と奥羽産米穀が集荷・交換・配分される空間である。

本間にとって、畿内の大和薩州産物会所と流通ルートでつながるべき北国でのいわば〈羽州薩州産物会所〉が開設される空間は、酒田以外にはあり得なかったはずである。そうして、酒田に開設されるべき羽州薩州産物会所の

基幹を担うことができるのは、本間家以外にはあり得なかったはずである。このことは、薩州産物会所交易構想から薩州商社取建構想に転換されても同じであった。本間にとって、薩州商社取建構想の成否を大きく握っているのは、酒田における薩州商社羽州支社開設の実現であり、その実現の成否は本間家の薩州商社参加（入社・出資）であり、さらに薩州商社羽州支社の経営基幹である「商社元占」⁽¹⁰²⁾に選出されるべきは本間家であった。慶応3年8月、本間が「薩州商社発端」「薩州商社条書」や「薩州商社名籍」を携えて文字通り命を賭して、あえて佐幕派の庄内藩領内の酒田に帰省した意志と覚悟には、このような背景があったのである。

最後に、本稿で取り扱う予定でありながら、今回、時間と紙幅の関係で、盛り込むことができなかつた、明治2年（1869）に信州飯田で起こった「二分金（贖金）騒動」或は「伊那谷米騒動」⁽¹⁰³⁾について一言だけ述べたい。本研究がこの騒動に大変注目したのは、この騒動が薩摩藩絡みであり、本稿でも重要な存在として追究した浜崎太平次家大番頭「肥後孫左衛門」と長浜の近江商人「灰茂」こと「小林重助（糸屋重助）」が一連の関係を持って登場するからであり（さらにこの騒動では「江州永楽屋与兵衛」なる近江商人も出てくる）、維新直後の薩摩藩御用肥後孫左衛門と近江商人小林重助の関係とその活動について盛り込み述べることは、本稿の重要テーマのひとつである〈近江商人と薩州産物会所交易構想及び薩州商社取建構想の関係〉についての総括として実に最適であると思われたからであった。この騒動の詳細及び肥後孫左衛門と小林重助の関係についての追究は、別に稿を作成して述べていくことにしたい。（了）

補 記

「江州にて郡山領の者に知人之有り。此者巨商に候得ば」「和州郡山領江州北庄 藤井忠兵衛」「京都近江屋彦次郎」「追々江（江州）の経営」「三方便利融通」など石河確太郎文書に散在していて、石河周辺に影を落としている近江商人や近江商人商法の存在について、特に薩州産物会所交易構想との

関係の観点から、一度ざっと簡単にまとめるつもりだけであったものが、約3年にもわたる連載になってしまった。そうなってしまった原因のひとつには、近江商人や近江商人商法に関するものの、文字通り底知れぬ底の深さがあった。結局、本稿(1)(2)(3)は、問題点を抜き出して整理した段階に過ぎない。本稿(1)(2)(3)で抜き出した諸々の問題点については、今後、逐次、精緻に掘り下げ述べていきたいと思う。

今回、完了編である本稿(3)をまとめるにあたって、鹿児島県指宿市、滋賀県近江八幡市東近江市・彦根市、京都府京都市、山形県山形市・酒田市・鶴岡市を巡ってみた。その際、指宿市の西野実氏、彦根市の株式会社永楽堂彦根本店主任宮川尚子氏、東近江市能登川博物館林純氏、京都市の株式会社エイラクヤ取締役清水裕史氏・株式会社芸艸堂(美術書出版)早光照子氏、山形市の株式会社丸太中村社長中村千春氏・文翔館遠藤正夫氏、酒田市の郷土史家(元酒田市史編纂室長)田村寛三氏(13年前の最初の訪酒以来、多岐にわたり多くのことを教示いただいている)・本間新四郎家16代当主(本間医院)本間利美氏(その兄上、前当主故本間恒輔氏と変わらぬ多大な協力をいただいている)・荘内南洲会理事(公認会計士)齋藤俊勝氏・東北本部庄内支部相談役(茶房「ケルン」経営)井山計一氏・萬谷和子氏(株式会社萬谷)・本間美術館館長田中章夫氏、鶴岡市立図書館／鶴岡市郷土資料館秋保良氏、には取材協力・証言や資料の提供をいただいた。深く謝意を表させていただく。

本稿(1)(2)での誤記の訂正は、次の通りである。

(1)

- | | |
|----------------|--|
| 8 ページ・下より15行目 | 「500百両」を「500両」に訂正 |
| 12 ページ・上より23行目 | 「近江屋彦次郎は1,000両、藤井忠兵衛は500両」を「近江屋彦次郎は500両、藤井忠兵衛は1,000両」に訂正 |
| 同上ページ・上より24行目 | 「藤井忠兵衛も近江屋彦次郎と同様」を「近江屋彦次郎も藤井忠兵衛と同様」に訂正 |
| 同上ページ・最後の行 | 「5,000千両」を「5,000両」に訂正 |

67ページ・下より6行目 「サンプライ出版」を「サンブライ出版」
に訂正

(2)

83ページ・上より15行目 「^{あち}愛知郡」を「^{えち}愛知郡」に訂正

121ページ・上より4行目 「日野玄三」を「正野玄三」に訂正

注

- (1)、(2) 農商務省編纂『日本綿糸紡績業沿革』「洋式綿糸紡績業ノ沿革一般」、大阪大学附属図書館所蔵。絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻、日本綿業倶楽部、1937年、78～80ページ、198ページ。『本邦綿糸紡績史』第1巻でのふたつの該当個所では、次の通りに記している（漢字の一部を現在のものに換えた。ルビと〔 〕内は長谷川による）。「斉彬公が田上水車館に紡績、織布工場〔いずれも機械紡織工場ではない〕を設備して努力した結果、其当時でいへば非常なる精良綿布の出来せし結果を見た。或時自家製造に係る更紗をば福岡藩主黒田^{なりひろ}齊溥公に贈られた。齊溥公は薩摩から養子になつた人でありしが故に、謙遜なる斉彬公さへ何の遠慮もなく水車館の出来ばいを示したものであらう。即ち公が聊か自己の努力の成績を意識した結果と思はれる。然るに其際突然舶来綿糸を斉彬公に献上したものがあつた。密貿易商浜崎太平次だ。公之を見て其精巧に驚き、あゝ、我国の膏血を絞るものは是れだと千載不磨の一言を漏らされた。此語は少くも我紡績業者を永遠に激励する千載不磨の一言であつた。是より公は如何にしても外国紡績機械を輸入して此等外国綿糸を駆逐しねばならぬと決心したのである。右舶来糸は、スロツスル製〔アークライトの^{ウオーター・フレイム}改良型であるスロツスル紡績機で1810年代に開発〕の四十番〔綿糸の太さを示す番手は数が大きくなる程細くなる〕だと云ふ人もあるが、何れにしても斉彬公の驚愕の状によつて我在来の手紡糸に比較し、非常の差違ありしを察知するに足る。公は何の原料で出来たか又た何程の値打を有するかと之を西陣に送つて鑑定せしめた。西陣でもそれは分らなかつた。其の原料獸毛に似て獸毛にあらず、又綿毛なければ決して斯の如き精巧の糸を製出せらるべき筈なしと、頗る其間に疑惑の念を抱きたるも遂に絹綿交りのものだらうといふことで其値段を附したそうだ。此洋糸を献じた浜崎太平次は八代目太平次と称し、彼の紀文〔紀伊国屋文左衛門〕及錢五〔錢屋五兵衛〕と相並びて我幕末商界の三傑と称せられしことは有名の実事である。彼は調所笑左衛門と相謀り藩の財政整理に与つて大に効を奏した。……浜崎の密貿易も内実斉彬公の奨励援助に係る」（78～80ページ）、「一般の史実では我紡績業の開祖は島津斉彬公だとなつて居る。如何にもそれこそうとも云へる。併し公は洋式紡績業とは没交渉の人である。只だ洋式紡績業に^{あこ}懐かれて、其の設立を石河翁に遺言したといふに過ぎない。……又た農商務省の紡績業沿

革紀事にも左の如く記して居る。藩公一日御庭奉行石河正龍ヲ召シ一巻ノ書物ト一箇ノ糸糸ヲ示シテ曰ク将来日本ノ膏血ヲ絞ルモノ実ニ此ノモノナリ汝宜シク拮据勉勵以テ事ニ当ルベシト 齊彬公は紡績工場を建設し、石河翁に経営させる積りであつたことは、右記事の前後を熟読して判別が出来る。又当時翁を除いては薩摩に適任者のなかつたことも想像される。併し右計画は公の急死に依り空しく公の遺言に化した訳である。遺言に感奮した翁は幾千百度の熱度を發揮して、蘭学者から英学者に転向し機械化学者から紡績学者となり、本邦紡績業の始祖時代から政府奨励時代に亘り、全国紡績工場の殆んど総てを設計建立了。明治廿年後の紡績勃興時代に於てさへ有力なる紡績中、老後の翁の助力に俟つもの実に数者に及んだ。そして我原始時代の紡績界は、全く石河翁の独り舞台の觀を呈した(198~199 ページ)。引用文の前者の方は、島津齊彬と 8 代太平次の関係、8 代太平次のことを中心に織り込んで記されているのに対して、後者の方は、島津齊彬と石河の関係、石河のことを中心に織り込んで記されている。このふたつは、島津齊彬とそのキーワード「あ、我国の膏血を絞るものは是れだ」或は「将来日本ノ膏血ヲ絞ルモノ実ニ此ノモノナリ」を共通項にして、機械紡績導入の日本初の試みに関するひとつの伝承・伝説を形成しているものであり、また、8 代太平次と石河が島津齊彬を仲介として内的に繋がっていることを示している。

- (3) 「薩州商社名籍」は、観音開き式に折り畳まれた一枚の名簿であり、開くと、真ん中の部分に、「濱崎太平次 柿本彦左衛門 魚住源藏 藤安吉次郎」と、4 名の名前が記されている。ただしここに記された「濱崎太平次」とは、8 代太平次ではなく、慶応 3 年(1867) 段階で弱冠 19 歳の 10 代太平次である。「薩州商社名籍」に名を連ねた他の 3 名の経歴は次の通りである。(1) 柿本彦左衛門は、鹿児島町の年寄・商人である。柿本のことは、元治元年(1864)での薩摩藩の軍艦購入企画書である史料「元治元年九月軍艦製造予算並に財源に関する方策」(本田弥右衛門手記)にその名が出てくる。「軍艦新造船一艘 代金凡二十万両……一 琉球勝手壳(琉球での勝手売りの砂糖)……右柿元(柿本彦左衛門)・酒匂(酒匂十兵衛)より館内用聞直増買入一万挺(買入砂糖一万樽)なり。……右両品(菜種油と砂糖)御当地に於て買入相成り、大坂へ繰登、右代金(菜種油と砂糖の販売代金)を以て左の通りの場所産物(土佐・柳川・宇和島・島原の諸産物)買入、長崎廻し艦(軍艦新造船)備支払の事。……右へ(土佐の樟脳・茶・白糸、柳川の茶・白蠟しろろう日光にさらした木蠟)の購入について)五千両位柿元彦左(柿本彦左衛門)、出銀致し置き候由。……一 前文に付、年々錢四万両づゝ、月割を以て御用聞柿元・酒匂へ下け渡す事。一 御用聞 柿元彦左衛門 酒匂十兵衛 波江野休右衛門 右町年寄共なり」(公爵島津家編纂所編『薩藩海軍史』中巻、1927 年、復刻版原書房『明治百年史叢書』第 72 巻・1968 年、818~820 ページ/漢字の一部を現在のものに換え句読点・中黒を補った。() 内とゴシックは長谷川。以下同書からの引用について同じ)。薩摩藩管轄下の琉球(沖縄)の特産物砂糖などを現地で有利に買入れ、それを大坂市場でより高値に販売し、その販売代金で樟脳・茶・白糸(土佐)や茶・白蠟(柳川)や干藻(宇和島)など土佐・柳川・宇和島・島原の諸特産物を買入れ、その諸特産物でもって長崎にて新造軍艦購入支払に当

てるという、最大限の商業利潤獲得に即して、琉球→大坂→土佐・柳川・宇和島・島原→長崎と目まぐるしく流通先を変転させていく手の込んだ流通方式は、近江商人の産物廻しや薩州産物会所交易方式を彷彿させるものがあるが、積年、藩公認の密貿易などで鍛えられた薩摩商人の実力をよく示しているであろう。ここから、柿本は、軍艦購入費獲得という藩の重責を任せられる程の、浜崎太平次とよく似た年季の入った廻船問屋であることがわかる。さらにいえば、「元治元年九月軍艦製造予算並に財源に関する方策」での柿本は、〈5千両位は柿元彦左が出資できる〉というように、他の御用聞・鹿児島商人たちのリーダー的役割を担っているのである。柿本彦左衛門は、浜崎太平次と通底するものがある、相当な規模の鹿児島商人と理解できるのである。柿本が「薩州商社名籍」に名を連ねたことは、浜崎太平次同様、単に薩州商社取建構想の協力者としてだけではなく、薩州商社への出資者（社員）としての意味も持っていたことを示している。軍艦購入費の場合、「五千両位柿元彦左（柿本彦左衛門）^{しんご}、出銀致し置き候由」とあったように、柿本は、「五千両位」は出資できるのである。慶応3年6月起草の「薩州商社条書」（薩州商社の社則で日本初の体系的社則）の第1条（薩州商社入社金規定）は、「一株掛金五千両と相定め候事」となっている（長谷川洋史『「薩州商社条書」の解析(1)』〈東亜大学『経営学部紀要』、1999年3月〉参照）。薩州商社へは、まさに最低1株5,000両（1株を数人で分割出資して入社することもできる）の出資（現金でなく産物で出資してもかまわない）でもって入社できるのである（何株でもって入社してもよく、持株数に比例した額の「益金配当」を受ける）。同史料で新造軍艦購入費獲得を柿本とともに担当している御用聞・鹿児島商人のひとりとして記されている「波江野休右衛門」は、幕末期の会社制度導入史上で重要な役割を果たす存在となる。波江野休右衛門は、少なくとも安政期（1854～1860）頃より下関の巨商白石正一郎・廉作兄弟（文久3年〈1863〉6月に白石家に寓居せる高杉晋作が奇兵隊を編成する際に真っ先に参加、士籍に加えられる）と交易・交流（いわば小規模の薩長交易）をおこなっていた。元治元年は、前年文久3年（1863）の京都でのいわゆる「八月十八日の政変」に端を発した薩長対立の最中にあつたため、その交易・交流は途絶えざるを得なかったものの、慶応2年（1865）の薩長連合成立にともない、波江野は、かつての白石家（廉作は文久3年10月の生野挙兵で戦死）との交易・交流のルート^{ルート}を基にして、五代才助の比義商社取建構想の一環として案出された薩長共同出資の会社、いわゆる「馬関商社」取建実施に大きく参画していく。馬関商社取建構想実施の取り組みは、薩摩藩側五代才助・波江野休右衛門と長州藩側高杉晋作・白石正一郎の組み合わせから始まったのであるが、このことについては稿を改めて論じていきたい。(2)魚住源蔵については、次のひとつの史料とふたつの文献のなかに記されている。史料「薩州産物一条諸事控」（大和高田市史編纂委員会編『改訂 大和高田市史』史料編、1982年）は、大和国（和州）葛下郡高田村の繰綿問屋の重鎮村嶋屋（村島）の大和薩州産物会所に関する貴重な記録帳である。その慶応2年9月の項に次の記録が記されている。「大坂留守居 木場伝内様 税所長蔵（篤）様、薬師彦五郎様、魚住源蔵様、藤安吉治郎（吉次郎）様 右留守居殿衆中様当寅（慶応2年〈1866〉）九月十五日八時半時、当町（現奈良県大和高田市）辻甚三郎（旅館

「辻甚」は大和高田市内に現存 宅へ御着遊ばされ、下拙(村島長三郎)右十五日昼後より辻甚へ罷り出、其夜御酒御盃頂戴仕り候、尤も十六日大坂へ向け御出立、下さる物左に。御目録 一、紺地紬上布 一反 一、琉球紬島(縞) 一反 として……(以下署名)大株 長尾(現奈良県葛城市長尾) 椿本伊右衛門、下田(現奈良県香芝市下田) 村井又治郎、同(大株) 高田 村島長三郎、高田 世話方 田中平助、南都(現奈良県奈良市) 同(世話方) 辻川半兵衛 同 岡村左衛門(『改訂 大和高田市史』史料編、406 ページ/文の一部を讀下しに直し、句読点を補った。括弧内は長谷川)。慶応2年9月とは、慶応元年の冬以来、薩摩藩内で起こった痛烈な大和薩州産物会所交易廃止論に対して、薩州産物会所交易構想(後の薩州商社取建構想)や機械紡績所取建構想など一連の石河確太郎の経済・技術改革構想を支援してきた若き家老の小松帯刀が、大和薩州産物会所交易廃止論を抑え、大和薩州産物会所交易への取り組み存続を決定した時期である(長谷川洋史「大和薩州産物会所取建の時期と場所について—曾我村と高田村の場合を中心に—」〈東亜大学『研究論叢』No.37、1997年3月〉を参照)。慶応2年9月に、小松の意を受けた大坂薩州蔵屋敷(上屋敷・中屋敷・下屋敷)幹部の大坂留守居役本場伝内・大坂留守居役次官格税所長蔵(篤)が大坂薩州下屋敷別館の百間町屋敷(石河確太郎を中心とする経済・技術改革構想を取り組むグループ、百間町グループの拠点)の実務担当者である魚住源蔵をはじめ薬師彦五郎・藤安吉治郎(吉次郎)を随伴して和州の視察に出かけている(長谷川洋史前掲「大和薩州産物会所取建の時期と場所について—曾我村と高田村の場合を中心に—」を参照)。上の史料は、その「留守居殿衆中」である大坂薩州蔵屋敷一行を受け入れた側、村島長三郎ら和州側現地の有力町人層・豪農層が大和薩州産物会所交易構想を支持した様子をリアルに伝えている(「大株」とは大和薩州産物会所交易への参加の最高規模と最高責任を表し、「世話方」とは大和薩州産物会所交易に対する幹事格を表している)。薩摩藩一行側が和州有力町人・豪農側に協力和親の証しとして贈った品のなかに琉球産綿織物があるのは、薩州産物会所交易構想の全国を射程に入れた広域性をよく示しているであろう。前掲絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻は、次のように記している。「大和郡山郷士で大阪百間町蔵屋敷の御用聞薬師彦五郎、岩城勇次郎、鹿児島下町年寄格で矢張右御用聞たりし魚住源蔵などいふ人々も、皆堺紡績へ御用聞兼務を申付られた」(『本邦綿糸紡績史』第1巻、150ページ)。また前掲『薩藩海軍史』中巻には、次のように記している。「時に鹿児島商人魚住源蔵、一行(薩英戦争<文久2年1862>のため横浜へ赴く佐土原藩士一行<講和談判薩摩藩主に累が及ばぬように薩摩藩支藩の佐土原藩がイギリスとの講和談判を申し入れる形をとった>)に従ひ、事に給す。安政中(1854~1869)、魚住・蒲生等、宗藩(薩摩藩)に乞ひ、佐土原の用達とせるものなり」(『薩藩海軍史』中巻、634ページ)。以上のことから、魚住は、<①柿本同様、町年寄の鹿児島商人であったこと②重要な慶応2年9月の和州視察団に加わる程の百間町薩州蔵屋敷の主力を担う御用聞であったこと③堺紡績所御用聞を兼務していたこと④薩英戦争講和談判に随伴する程、重責を担う程の有力な佐土原藩御用達商人でもあったこと>がわかる。特に②③のことから、魚住が石河の右腕ともなる堺商人田中屋久兵衛(青木秀平/薩州商社本社取建と

堺紡績所造営について献身した／詳細は本稿(1)(2)を参照)とよく似た経歴を持つものであることがわかり、魚住が、青木同様、百間町グループのメンバーであった可能性をよく示している。また「皆堺紡績へ御用聞兼務」は、青木や魚住の場合をはじめ多くの場合、薩州産物会所交易構想さらには薩州商社取建構想への参加＝機械紡績所(堺紡績所)取建構想への参加であったことをよく示している。薩州商社取建構想が機械紡績所(堺紡績所)取建構想と表裏一体であり相互に内的関連を持つものであったことは、堺紡績所は薩州商社本社(堺戎嶋薩州蔵屋敷の外形をとる)の敷地内に造営したことに如実に表されている。当初の機械紡績所を薩州産物会所組織が運営する形態が、堺紡績所を薩州商社によって(会社制度によって)運営する形態に発展していくのである。いずれにしても、魚住が「薩州商社名籍」に名を連ねているのは、実に理に適ったことなのである。また魚住が鹿児島有力商人であったことから、浜崎太平次や柿本彦左衛門と同様、単に薩州商社取建構想の協力者であるだけでなく、薩州商社への出資者(社員)であった可能性も大いに考えられるのである。浜崎・柿本そして魚住はいずれも薩州商社出資者(薩州商社社員)として十分な資格を持っている。つまり、本研究は、「薩州商社名籍」は、薩州商社出資者(薩州商社社員)の仮の名簿であると理解している。(3)藤安吉次郎については、その経歴の詳細は現在のところ不明である。しかし、先の「薩州産物一条諸事控」に「薬師彦五郎様、魚住源藏様、藤安吉治郎(吉次郎)様」とあるように、藤安は、魚住らとともに慶応2年9月の和州視察に同行していることから、魚住や薬師彦五郎と同様、百間町蔵屋敷御用聞であることは間違いないであろう。「薩州商社名籍」に名を連ねた浜崎(指宿)・柿本(鹿児島年寄)・魚住(鹿児島年寄)は、いずれも薩摩藩の有力商人である。先述したように「薩州商社名籍」に名を連ねた浜崎・柿本・魚住の経歴からすると、「薩州商社名籍」は、単なる薩州商社関係の業者者名簿ではなく、薩州商社出資者(薩州商社社員)仮名簿であるものと理解できるのであるから、藤安もまた薩州商社出資者(薩州商社社員)である可能性が高いであろう。藤安は、浜崎・柿本・魚住と同様、薩州商社へ最低「一株掛金五千両」は出資することができる有力商人であった可能性が非常に高いのである。ここで大いに注目すべきは、「薬師彦五郎」の存在である。薬師の経歴は、「大和郡山郷士で百間町蔵屋敷御用聞」という以外、現在のところ不明である。まず本研究が刮目したのは、薬師が大和郡山藩(郡山藩)の郷士であったことである。本稿がこれまで述べてきたように、石河確太郎の薩州産物会所取建構想にとって、和州郡山藩は、当初の大和薩州産物会所の本拠予定地でありかつ江州と和州の流通ルートを繋ぐ最重要地であった(本稿(2)参照)。本稿(2)では、石河が「幸に江州にて郡山藩の者に知人之有り。此者巨商に候得ば、追々江(江州)の経営の一助にも相成るべし」というところの、石河が郡山藩との交渉役として大いに期待した石河の知人、郡山藩江州飛地領を本拠地とする「巨商」近江商人とは誰かということに関し、江州北庄(郡山藩江州飛地領)の有力な五個荘商人藤井家に絞って述べた。百間町屋敷における郡山藩郷士としての薬師の存在は、石河の郡山藩へ接近する強い志向をよく反映しているであろう。さらに「郷士」(在村の武士待遇を賦与された農民など諸階層)という身分は、百間町グループの特徴をよく表すものとなっている。

百間町グループの構成は、石河や本間郡兵衛などのような洋学を基盤とした知識層にして武家格を賦与されたとしての有力町人・豪農層（郷士もこれに準じる）、いわば武家と町人・農民の中間層が中核を成し、その周辺に堺商人田中屋久兵衛（青木秀平）など市井の知識層でもある進取的商人層が配置してあるものであった。百間町グループの一連の経済・技術改革構想は、武家層と町人・農民層の間を自在に往復できる視座を持っていたことが大きな特徴であった。たとえば、五代才助らの比義商社取建構想が主に武家知識層の視座から発せられたものなのに対して、石河らの薩州商社取建構想は武家層と町人・農民層の間を自在に往復して、地を這うようにして取り組まれたものであったことに、両者の大きな質的相違があった。薬師も百間町グループのメンバーであった可能性は十分にあるのである。先の「薩州産物一条諸事控」の慶応2年9月の項では、〈木場伝内・税所長蔵（篤）そして薬師彦五郎・魚住源蔵・藤安吉治郎（吉次郎）〉の順序で記されている。これは、武家－郷士－商人との封建的な身分感覚による順序のようにも思える。そのことからしても、藤安は、やはり商人であると理解できるのである。「薩州商社名籍」には薩州商社取建構想立案の主体にして百間町グループの主幹である当の石河や本間郡兵衛ら武家格町人・農民の知識層の名は一切記されておらず、「薩州商社名籍」に名を連ねた者は、そのほとんどは薩州商社関係者（あるいは薩州商社業務担当者）にして相当の資力を持つ有力商人なのである。百間町蔵屋敷御用聞の内、魚住・藤安の名が記され、薬師の名が記されていないのは、そうした理由であろう。「薩州商社条書」では、その第15条が「（薩摩藩から派遣された）役人は一切商方に相携る間敷、所存申し立てる間敷、私評相立てる間敷候事」とあるように、薩州商社経営に対し国家・政治権力（この場合薩摩藩権力）など外部権力が干渉することを一切厳禁し、薩州商社経営は徹底して出資者（社員）によってなされなければならないものとしている（長谷川洋史「薩州商社条書」の解析(2)〈東亜大学『経営学部紀要』第12号、2000年3月〉参照）。薩州商社取建の試みは、国家組織の内に社会組織が埋没している封建的段階を脱却して、社会組織を国家組織から独立させ、法人化させていく方向を先駆的に表したものであった。「薩州商社名籍」は、薩州商社出資者（社員）仮名簿とみて間違いない。なお、「薩州商社名籍」はじめ「薩州商社発端」「薩州商社条書」や本間郡兵衛文書・石河確太郎文書など本研究がこれまで重要な基礎史料としてきた本間新四郎家文書は、新四郎家14代当主本間恒輔氏が保管してきていたが、平成16年に逝去し、その後はその弟医師本間利美氏が新四郎家15代当主として引き続き保管し現在にいたっている。

- (4) 8代浜崎太平次の死去の翌年元治元年（1864）11月には、大和郡山藩主柳沢保申の実母定姫がやはり50歳で死去している。定姫は、元薩摩藩主島津重豪の娘であり、石河確太郎の知人である郡山藩江州飛地領の近江商人を仲介にして大和薩州産物会所開設に関して郡山藩と交渉しようとしていた石河にとって、大いに期待できる背景的存在であった（本稿(2)参照）。当時石河にとって、和州郡山は、大和薩州産物会所開設の最適地にして、大和交易から将来の「江州経営」へと拡大するための、和州と江州の要ともなる地でもあったので（本稿(2)参照）、8代太平次の死去の直後に続く定姫の死去は、当時大きく進展していくはずであった段階の石河の経済・技術改革構想に

とって、予期せぬ大きなマイナス要因となったものと理解できるのである。石河の経済・技術改革構想の重要な段階において、幾度か石河にとって重要な意味を持つ存在の突然の死去が起っている。まずは、8代太平次死去の6年前、安政5年(1858)の薩摩藩主島津斉彬の突然の死去である。薩摩藩の各種近代化改革に着手していた斉彬こそは、石河の洋学者としての力量を高く評価して、石河を藩外から薩摩藩士として招聘した本人であった。石河の近代西洋的な技術・制度を基にした経済・技術改革構想の端緒は、機械紡績業着手の伝説が表わすように、島津斉彬からの命を受ける形式をとったため、石河及びその改革構想は、薩摩藩内の頑迷な西洋嫌いの攘夷主義からの迫害からその身を守り、斉彬死後も「先君 順聖院様(斉彬公)の御遺志を継ぎ奉る」(石河確太郎日記<前掲絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻、207ページ)という形で、カリスマ斉彬(死して6年後文久3年<1863>に斉彬を御神体・照國大明神とする照國神社が鹿児島内に建立された)が石河の経済・技術改革構想の護符となった(神格化された斉彬は薩摩藩の経済・技術改革全般の、文字通り護符となった)。しかし、石河の経済・技術改革構想にとって斉彬の死は余りに早すぎた。次が8代太平次の急逝であり、引き続き定姫の急逝である。この二人の急逝が端緒に付いたばかりの薩州産物会所交易構想と機械紡績所取建構想にとって、大きなマイナスとなったであろうことは本稿本文でみた通りである。斉彬・8代太平次・定姫、いずれも奇しくも、まだ志半ばの享年50歳であった。この三人の急逝以後、石河にとって大きな意味を持ったのは、さらにふたつの急逝であろう。ひとつは、慶応4年(1868)の本間郡兵衛の横死(本稿②参照)であり、ひとつは、明治3年(1870)の小松帯刀の享年36歳という夭折である。石河の経済・技術改革構想の積年の盟友であった洋学者本間の横死は、石河の経済・技術改革構想の終焉の象徴ともなった。薩摩藩の優れた若き家老小松は、石河の洋式軍事技術の門下生でもあり、終始一貫して石河の経済・技術改革構想を背後から力強く支援してきた。たとえば、慶応元~2年(1866~1867)に大和薩州産物会所交易の廃止論が薩摩藩内から起った時も、これを抑えて、薩州産物会所交易構想を持続させ、さらにこれを薩州商社取建に再編すべく展開する方向づけを支援したのは小松であった(長谷川洋史前掲「大和薩州産物会所取建の時期と場所について―曾我村と高田村の場合を中心として―」参照)。薩州産物会所交易構想・薩州商社取建構想(及び機械紡績所取建構想)の根底には小松の強力な支援の存在があったのである。明治3年は、すでに薩州商社取建構想は廃絶になっていて、石河の経済・技術改革構想の内でもうじて残った堺紡績所(堺戎嶋の薩州商社本社=薩州蔵屋敷の敷地内に建造)が開業した年であった。石河の主たる歴史的役割も明治3年頃で、小松の夭折とともに事実上終わったといえる。しかし、石河は、明治維新後28年も生きた。幕末期、数々の歴史的業績を遂行した割りには石河は、維新後、薩摩藩閥の恩恵をほとんど受けることなく、生涯をいち紡績技師・紡績技術インストラクターとして終えた。石河は、ほとんど誰にも知られずに、明治28年(1895)に大阪の片隅で逝き(確太郎は正七位に叙されたが石河家は確太郎の死によって途絶えた)、昭和12年(1937)に絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻が刊行されるまで、40年以上もその存在は完全に歴史的に忘却された。小松は、その夭折がなければ、明治新政府

の、西郷隆盛や大久保利通を超えるかもしれない、薩閩の巨大な要路に就いていたであろうことは疑いもない。もし小松がもっと長く存命していれば、石河の維新後の在り方も大きく違ったものになっていた可能性も考えられるのである。

- (5) 9代浜崎太平次については、宮里源之丞・澤田延音編『海上王浜崎太平次傳』(浜崎太平次翁顕彰会、1934年)では、幕末・明治初期における会社制度導入史を追究テーマとする本研究にとって非常に注目すべきことを記している。「これは確実なる史料がないので実否如何の断定は下されないが同年〔慶応元年(1865)〕五月に日置郡串木野村字羽島より英国に密行〔密航〕した薩藩留学生十九名〔正確にいうと留学生11名を含めた留学生派遣団全19名〕の旅費に窮してゐたことを太平次〔9代太平次〕は渡英費として巨金を薩藩に献納したので一時羽島に滞留して居た一行の船は悉く英国に渡航することを得たと伝えられる。この一行中には後の五代才助、森有礼等、有為の青少年が居た」(89~90ページ/漢字の一部を現在のものに換えた。ルビと〔〕内は長谷川。以下、同書からの引用について同じ)。9代太平次が夭折した年、慶応元年に五代才助・松木弘安(寺島宗則)が留学生を引率して、串木野羽島港よりイギリスへ密航した(薩摩藩イギリス留学生派遣については本稿注③を参照)。イギリス・ヨーロッパで実際の会社制度と遭遇して大きな衝撃を受けた五代と松木は、帰国(帰藩)後、会社制度導入促進運動を展開することになるのである(本稿注③参照)。〈9代太平次がイギリス留学生派遣資金を献納した〉という伝は大いに納得できるものがある。派遣一行が滞在し出航した串木野羽島港沖にある甌島（いし）は浜崎太平次家の商圏の拠点のひとつであった(派遣一行は甌島出張の擬装をして出航した)。そうして、『海上王浜崎太平次傳』が「氏〔9代太平次〕は年弱冠なるも其の家業に至つては、雄志勃勃として遠大なる志望を抱いて居た計りでなく、之を實際化して亡父〔8代太平次〕の遺業を少しも辱めず、余〔浜崎太平次家の屋印「やまき」〕の新総帥は吾なりと自信を強く固め牢として泰然自若、ゆるがぬこと巖の如く、氏の一切を挙げて其の念頭を常に支配してゐたのは唯一の家業、その中に於て最も重きを措ひて居た事業は海外貿易であつた」(83ページ)と伝える9代太平次像は、イギリス留学生派遣という遠大な海外貿易にも似た未踏の事業の試みにいかにも合致している。さらにいえば、南方密貿易の豊富な経験を持つ浜崎太平次家が、献金だけではなく、その商圏内にある串木野羽島港からの密航に関して多方面から派遣一行に支援をしたとしても決して不自然ではないのである。またさらにいえば、五代才助のく奄美・琉球(沖縄)南方で機械精糖した白砂糖を上海に密輸出することを中心とした上海交易構想や琉球に広く商社を開設し琉球をヨーロッパと日本を結ぶ国際貿易中継基地とする比義商社(比義商社) 社建構想には、浜崎太平次家の琉球を拠点にした砂糖貿易と上海での密貿易を含む南方密貿易の流通方式の影響が深く及んでいることからすると、五代らイギリス留学生派遣一行への浜崎太平次家の支援ということは、非常に興味深いものがあるのである。しかし、浜崎太平次家のイギリス留学生派遣への献金・支援がなされていたとするならば、弱冠21歳で夭折した9代太平次のそのおこないの背景には、当時23歳とやはり弱冠であるが、すでにかかなりの廻船貿易事業の経験を積んでいる肥後孫左衛門ら浜崎太平次家大番頭の存在も、当然想定すべきである。

- (6) 前掲『海上王浜崎太平次傳』、92 ページ。
- (7) 前掲絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻「第三章 堺紡績所」、83 ページ。() 内とゴシックは長谷川。以下、同書からの引用について同じ。
- (8) 同上書、173～176 ページ。なお、前掲『海上王浜崎太平次傳』では、肥後孫左衛門については、次のように記している。「茲に肥後孫左衛門の事に付述べたい。彼は第八世太平次時代より其片腕となりて働きたる温厚にして剛胆なる人物で、十九才の時より浜崎家の大阪に於ける総支配人であつた堺の紡績所では柁木芳松、坂ノ上泰助等を使用し明治十五年迄其経営に任じ明治七年沖縄県税品取扱人川崎正蔵の代理人として沖縄に渡り那覇税務管理局囑託拝命、袖其他織物鑑定人となる。奈良原繁〔イギリス人リチャードソンを斬りつけたく薩英戦争を引き起こす生麦事件の発端となる〕薩摩藩士奈良原喜左衛門の弟〕知事の特別な知遇を受け、海運移民土地整理保険業等に貢献し、東洋移民会社代理店経営の為には心血を注ぎ、殆ど全財産を投じて善後策を講じた。又泉州堺の紡績事業に付ては浜崎の部下として忠勤を尽し、紋章の如き『梭を五つ』組合せ梅花形として『ハツピ』等に染抜き使用せしめた川崎造船所の紋章も孫左衛門の考案に出づと云ふ。沖縄にはじめて人力車を輸したのも此人なりと云ふ。明治四十二年九月四日、六十七才にて没す。(屋嘉宗恭氏書簡等による) (131 ページ/句読点の打ち方を一部変えた)。しかし、意外ではあるが、現在のところ肥後孫左衛門のさらなる詳細な経歴については、まだ明確になっていない。肥後孫左衛門についての史料・文献については、調査中である。
- (9) 川崎正蔵は、鹿児島大黒町の町家に生まれた。川崎正蔵といえは、現在の川崎重工株式会社の創業者、「造船王」、岩崎弥太郎・三菱のライバル的存在としても著名である。維新後、川崎は、1873 年(明治 6)に半官半民の日本国郵便蒸汽船会社(岩崎・三菱蒸汽船会社との海運商戦に破れ、1875 年(明治 8)に郵便汽船三菱会社の内に解体・吸収される)の副頭取となり、海運業を本格的に展開、1882 年(明治 15)には、渋沢栄一や益田孝(三井物産社長)らとともに共同運輸会社の発起人となり、当時海運業をほぼ独占していた岩崎弥太郎・三菱汽船会社と激しい海運商戦を展開する(この海運商戦の最中、1885 年<明治 18>、岩崎弥太郎は戦死の如く病没し、共同運輸会社と郵便汽船三菱会社は合併して日本郵船会社が成立、三菱本体は海運事業を閉鎖し翌年、「三菱会社」<社長は弥太郎の弟岩崎弥之助>に社名変更して造船業・鉱山業へと事業を転換していく)。一方、海運業の関連からも、川崎は、1878 年(明治 11)に東京築地に川崎造船所を設立したのを端緒に、1880 年(明治 13)に兵庫に川崎造船所を設立、1887 年(明治 20)に官営兵庫造船所の払下げを受け、1889 年(明治 22)に東京石川島造船所を設立して、造船業を展開していく(川崎の海運業→造船業という事業展開の軌跡は、1887 年<明治 20>の三菱の官営長崎造船所の払下げ<現三菱長崎造船所>のことを含めて、ライバル岩崎・三菱の事業展開の軌跡とよく似ている)。こうした川崎の実業家としての出発点は、ペリー艦隊の浦賀来航の年、嘉永 6 年(1853)、17 歳で長崎に赴き着手したという長崎・鹿児島・大阪間の貿易事業にあった(山本実彦『川崎正蔵』、発行吉松正志、1918 年を参照)。川崎は、この長崎での貿易の着手を契機に、すでに長崎で活躍していた 8 代浜崎太平次と交流し、その

傘下に入ったものと思われる。幕末・明治初期の川崎の貿易商時代は、浜崎太平次家、特に8代浜崎太平次の強い影響下にあったのである。川崎と8代浜崎太平次の関係については、山本実彦『川崎正蔵』では、「翁（川崎正蔵）の長崎に在るや、一時は鹿児島指宿生れの先輩たる、浜崎太平次氏（8代太平次）の店員として、氏の薫育愛顧を受けたるが、此人（8代太平次）は長崎の貿易商中にも、一流の紳士にて、声望あり、且つ人格も高く、当時山木屋として規模壮大なる樟脳店を有し、鹿児島より長崎を経て、支那へ輸出するを専業となし居たるが、浜崎氏は其の時代より、翁の尋常一様の店員に非らず、将来何事かを成し遂ぐる有望なる少年なりと睨み、常に人に語って『川崎はよく書物も読むし、大人の如き思慮もあり、そして万事が堅実にて、其年の若いに似気なく、円山（長崎の遊郭）へも通はざる一徹者であるから、遅かれ早かれ一旗挙ぐるならん』と賞讃措かざりき。氏の鑑識誤らず、当年の寧馨児果して期待を辱めざりき」（22～21ページ／漢字の一部を現在のものに換えた。括弧内とルビは長谷川による）と、また、前掲『海上王浜崎太平次傳』では、「また翁（8代浜崎太平次）後進の誘掖に力めたるためその門下生より幾多の人豪輩出したり、川崎造船所の創立者たる川崎正蔵氏の如きその一人にして、後に関西実業家の巨擘として知られ華族に列せられたるは世の知るところなり、畢竟翁が率先海運造船業を経営せし流風余韻と見るべきものなり」（10ページ／漢字の一部を現在のものに換えた。括弧内とルビは長谷川）と記している。これらは、表現の誇張はあっても、青年期の川崎にとって、8代浜崎太平次から受けた実業家としての薫陶の影響力に重要なものがあることを示している。特に「畢竟翁（8代太平次）が率先海運造船業を経営せし流風余韻と見るべきものなり」は、かなりの正鵠を射ているであろう。8代浜崎太平次及び浜崎太平次家の廻船・海運業の関連から造船業への展開（前掲『海上王浜崎太平次傳』「第七章 太平次翁の造船業」を参照）は、川崎の「造船王」と評される程の海運業から造船業への展開の雛型になっている。前掲山本実彦『川崎正蔵』に掲載されている若き日の川崎正蔵と肥後孫左衛門がテーブルを間に向き合い椅子に座った珍しい写真（二人とも断髪しているので明治初期の頃と思われる。この写真は前掲絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻「第三章 堺紡績所」のところにも掲載されている／本稿巻末に掲載）は、川崎と肥後が、ともに、「浜崎の四天王」、8代浜崎太平次の「門下生」、浜崎太平次家の「店員」として在ったことを如実に示しているのであるが、川崎と肥後の浜崎太平次家の経営に対する関係の質は、かなり違っているものと理解できる。前掲山本実彦『川崎正蔵』掲載の「川崎正蔵年譜」では本稿で問題となっている文久3年（1863／この年に8代浜崎太平次は大坂にて逝去）に「正蔵大阪へ商店を開く」（336ページ）と記している。その時、川崎は27歳、肥後は21歳である。川崎は長崎に赴き貿易に従事してから10年経過していて、肥後は浜崎太平次家大坂支店総支配人となってから3年程経過している。川崎が、文久3年に、浜崎太平次家の店員でありながら、同時に10年前に本来自己の事業として着手した商業を実施すべく大坂に自己店を開設したことは、川崎の浜崎太平次家からの経営的独立性の強さを表しているであろう。この経営的独立性は肥後の場合より遥かに強いであろう。このことを逆にいえば、肥後の方が川崎よりも浜崎太平次家の経営に沈潜する度合が遥

かに大きかったものといえるのである。いずれにしても、肥後が「造船王」川崎と比肩することができる経営的力量のある存在であり、幕末・明治初期、10代浜崎太平次の代、浜崎太平次家の実質的運営を担えるに十分な存在であったことは確かなのである。

- (10) 大阪大学附属図書館所蔵「石河碓太郎正龍を主たる差出人とする諸書付並びに古文」（以下「石河碓太郎関係文書」と略記）。前掲絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻、147ページ。漢字と仮名遣の一部を現在のものに換え、ルビを振った。（ ）内は長谷川。以下、同書からの引用について同じ。
- (11) 同上「石河碓太郎関係文書」。芳正則「石河碓太郎文書」、『尚古集成館紀要』第8号、1996年、7ページ。
- (12) 前掲『海上王浜崎太平次傳』、29～30ページ。ゴシックは長谷川。以下、同書からの引用について同じ。
- (13) 同上書、54～55ページ。
- (14) 同上書、53ページ。8代太平次の弟弥兵衛的那覇流刑を引き起こしたというこの密貿易暴露事件のことは、何年のことかなど詳細は不明だが、同書では、「此の容易ならぬ貿易事業〔密貿易〕を経営して居た翁〔8代太平次〕は嘗て秘密貿易の暴露した結果〔秘密貿易が幕府に暴露した結果〕、その罪を問はるゝ身となつた際、藩主斉彬公に請ふ所があつた。そこで藩主は翁を庇護して翁の次弟、弥兵衛を琉球国那覇に、店員矢野慶右衛門、肥後伊右衛門、田良の黒岩某、摺浜の宮田徳三郎等、数十名を大島、喜界島に、各十ヶ年の刑に処し以て其の不実〔事実でないこと〕を告げ、空しく幕吏を帰したのである」（54ページ）としている。幕府への無届の貿易、密貿易はもとより薩摩藩の指導によるものでさえあつたわけだが、幕府への法的申しわけとして、罪を被つた太平次側の数10名に及ぶ10年もの流刑という犠牲の規模は、かなり大きなものであろう。
- (15) 同上書、56ページ。
- (16) 同上書、54ページ。
- (17) 肥後孫左衛門の経営指導権の大きさは、大坂支店だけでなく、全般的なものであつたことを、前掲『海上王浜崎太平次傳』の次の記述が示唆している。8代太平次の琉球交易（密貿易）の実態も示しているので、少し長く引用してみる。「私〔福山七太郎〕の伯父は余の高級店員肥後孫左衛門の配下として余の蛟龍丸に乗つて居ましたが、伯父の話に依りますと、琉球へ此地〔日本〕の品物を持つて行つた歸りに琉球王の命に依て彼地〔琉球〕の貿易商人とも云ふべき其の道の人々は支那上海に行つて彼地〔上海〕から人參、朱、絹布、糸類なんぞを持つて来たものを島津家より一手販売みたように依托してあつた然うで御糸船には指宿出身の航海業者の外は決して他村の農民などの乗組は島津家より許可がなければ容さなかつたとのことで、此の為め籍を指宿に置かして貰つた後に御糸船に乗らして貰つて居たと云ふ咄で御座いました。（昭和六年七月三十一日指宿町大牟礼福山七太郎翁六十三才の直話）」（57～58ページ）。琉球国は、慶長14年（1609）以降、薩摩藩の支配を受けると同時に古来からの中国の属国でもあつたので、中国とは、従来通り、朝貢（中国周辺の属国の王が、定

期的に中国皇帝に貢物を持参して中国皇帝への服従の意を表し、中国皇帝から自国の支配権の承認を得る)の形式で交易をおこなっていた。それで、薩摩藩が朝貢貿易によってもたらされた産物をさらに琉球から輸入し、ある場合は、薩摩藩側の者が、偽装して琉球の朝貢使節団に紛れ込み、福建省周辺や上海で直接、交易をおこなうこともあった(こういうこともあるため、薩摩藩は、琉球国の中国への属国関係をあえて否定しなかった)。琉球交易は、壮大な規模の密貿易でもあった。昭和初期の福山七太郎翁の証言から、こうした琉球交易を8代太平次が相当担っていたこと、特に上海から琉球にもたらされた「人参、朱、絹布、糸類」など各種産物は8代太平次の「一手販売」の観があったことがわかる。8代太平次が島津斉彬に献上し、島津斉彬に、「将来日本の膏血を絞るものは実に此のものなり」との大きな衝撃と戦慄を与え、機械紡績導入の決意を促せたという、西洋産機械綿糸とは琉球交易を通して入手したものとされているが、そのスロックスル製40番といわれる西洋産機械綿糸とは上海経由のものであったものと推測できる。また8代太平次の琉球交易を通した上海交易への指向性は、五代才助の上海交易構想にも大きな影響を与えたものと理解できるのである(このことについては稿を改めて論じてみたい)。上の高橋七太郎翁の証言は、とりわけ、その「高級店員」肥後孫左衛門が、琉球交易でも相当の指導権を発揮していたことを示している。琉球交易を通して、蝦夷地産海産物も中国で輸出されていたであろうから、琉球交易と蝦夷地交易は、非常に緊密な内的関連性を持つ。また、蝦夷地交易だけではなく、8代太平次が廻船事業で扱っていた全日本の国産物はすべて琉球交易における中国での輸出品対象となっていたものとみてよい。肥後孫左衛門は、南の琉球交易から北の蝦夷地交易まで、現場においては、全国的な経営指導権を発揮していたものと理解できるのである。

- (18) 本間新四郎家文書。酒田市史編纂委員会編『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、酒田市、吉川弘文館、1969年、252～253ページ。漢字と仮名遣いの一部を現在のものに換え、ルビを振り、文の一部を読み下しに直した。以下、同書からの引用について同じ。引用した本間郡兵衛文書(草稿)には年月日は記されていないが、「桂久武所蔵書類」の石河確太郎宛本間郡兵衛文書の日付から、慶応元年11月近くに起草されたものであることがわかった。
- (19) 「桂久武所蔵書類(桂氏書類)」、国立国会図書館憲政資料室所蔵。原文の仮名は片仮名。漢字・仮名遣いの一部を現在のものに換え、ルビを振り、文の一部を読み下し直した。ゴシックと()内は長谷川。以下、同書からの引用について同じ。薩摩藩の経済・技術分野を差配する御勝手方掛は、慶応期、二人の薩摩藩家老、小松帯刀と桂久武(右衛門/1830天保1～1877明治10)の指導体制にあった。御勝手方掛でもあった石河確太郎の経済・技術改革構想は、小松・桂の支持の下で進められた。慶応3年8月に酒田入りした本間郡兵衛が携帯したある種の身分証明のような書付「此度帰邑(酒田への帰省)願の通、仰付けられる。尤、北国筋の饑厚く御頼思召しられる。尚、石川確太郎(石河確太郎)申し入れるべきもの也。桂右門(桂右衛門)」(本間新四郎家文書。前掲『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、247ページ)には、薩摩藩家老桂久武(右衛門)のサインが施されている。石河・本間の薩州産物会所交易・北国交易

実施の進捗状況は、小松・桂に報告されていくのであり、「桂久武所蔵書類」の内容はそのことをよく反映している。なおこの重要史料「桂久武所蔵書類」の存在については、本研究同様、薩州産物会所交易と石河確太郎の問題を追及している、当時（10年程前）、九州大学文学部（国史学専攻）研究生だった竹川克幸氏（現アクロス福岡文化誌編纂委員会専門調査員）から教えられたものである。

- (20) 本稿では、「超過利潤」の概念については、抽象的に資本主義市場を設定して、次のように簡潔に理解したい。[同一産業分野における企業のA社・B社・C社・D社（この産業分野はA・B・C・Dの4社だけで成立していると仮定する）が生産する同質な商品（この場合、この商品価格は、生産コスト100＝市場価格100となるように仮定する）に関して、同一市場において、A社だけが、他のB社・C社・D社に先駆けて新しい技術を導入して、該当商品の生産コストを40%引き下げること成功した場合、A社では当該商品を実際は生産コスト60で生産可能としながらも、市場ではA社の当該商品は、一物一価の法則（無差別の法則／同一市場において同品質の商品は無差別にただひとつの価格で販売される）によって、B社・C社・D社の当該商品の市場価格100と同じ市場価格100で販売できる。この〈市場価格100－生産コスト60＝40〉が超過利潤である。しかし、A社の超過利潤獲得は短期的なものであり、長期的には、B社・C社・D社もA社と同様に新しい技術を導入し生産コスト引き下げに成功した（新しい技術が当該産業分野に普及した）段階で、市場価格は一律に60に引き下がり、A社の超過利潤40は消滅する。超過利潤は、短期的ではあるが、独占にも似た恐るべき市場支配力を発揮できる。超過利潤獲得可能な時期において、A社は、たとえば、市場で80で販売した場合、20の超過利潤をいまだ獲得しながらも同時に、100で販売せざるをえないB社・C社・D社より20も安い低価格で販売できることで、B社・C社・D社を市場から排除することも可能なのである。以上のことは、生産過程だけではなく流通過程に関しても基本的に妥当する。A社が、他のB社・C社・D社に先駆けて新しい流通方法を導入して（あるいは新しい流通組織を確立して）、流通コスト引き下げに成功した場合、その新しい流通方法あるいは新しい流通組織がB社・C社・D社にまで普及する期間だけ、流通過程において、A社は超過利潤を獲得することができる。] 生産過程と流通過程のそれぞれの新方法導入を、相互に内的に関連させ、組み合わせ総合化して実施する（文字通りシュンペーターのいう「新結合」を実施する）と、超過利潤は相乗効果的に激増加するわけであるが、石河確太郎や五代才助の経済・技術改革構想の基底には、まさしくそうした生産過程と流通過程を組み合わせ総合化した相乗効果的な超過利潤獲得への指向に比喩できるものがあるのである。〈比喩できる〉としたのは、超過利潤の概念は、あくまでも近代的な資本主義社会から抽出できる概念であるから、その概念を末期とはいえ封建社会の幕末期に直接適用することなどできないからである。本稿では、石河や五代の経済・技術改革構想の特質は、これらの構想を超過利潤の概念に〈比喩させる〉ことで、よりよく鮮明に理解できると考えた。つまり、幕末期の経済にもある種の比喩として超過利潤の概念のフィルターを付してみることで、石河や五代が試みた経済・技術改革構想の持つ特長を明確に抽出できると考えたのである。本稿中では「超

- 過利潤的」とあえて表記して、あくまでも〈比喩〉であるという意味を込めた。
- (21)、(22) 前掲「石河確太郎関係文書」。前掲絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻、146～148ページ。
- (23) 他に先駆けて新事業を実施することによる、膨大な利潤獲得となるが短期にのみ可能な超過利潤の発想を必要とした大きな根拠のひとつに、幕末期の内外の危機的状況に対処する薩摩藩財政の逼迫がある。この時期、政治活動費用・藩内近代化費用など、薩摩藩財政は支出増大で収入が追いつかない状況にあった。そのため、石河の経済・技術改革構想に課せられた命題は、〈いかにして、藩財政に依存せぬ運営をおこないつながりつつ藩財政をも補填しうる利潤獲得を可能とし、同時に決して投機的とならず、長期的安定経営につながるような新事業の創出を可能とするか〉という、まさしく極限的な難題であった。そこから、〈無から有を生じさせる〉ような、超効率的・超合理的な新事業創出構想が要求されたのである。これは、石河の場合だけではなく、石河の経済・技術改革構想と同時期、文久年間・慶応年間における薩摩藩士五代才助(友厚)の上海交易構想と蒸気船団による流通ネットワーク形成構想さらには比義商社取建構想にも通底するものである。
- (24) 石河確太郎の超過利潤の発想が典型的に表明されているのは、本稿本文でも言及した文久3年(1863)11月1日付で薩摩藩に提出した機械紡績所取建要請の建白書である。この機械紡績所取建建白書で、石河は、「(機械紡績は)五六年の内には相開き申すべし。是非、其内に此御方(薩摩藩・島津侯)より大経済御座有り度、存じ奉り候」と、外国貿易の開始による国内の綿糸価格高騰にあって、在来の座繰紡績に比して格段の生産力のある洋式機械紡績がまったく導入されていない現況においてこそ洋式機械紡績が国内で普及しない短期間の内に(5・6年の内に)、薩摩藩が他に先駆けて洋式機械紡績を導入して集中的に利潤を獲得すべきことを提唱した。この建白書に応じて、慶応3年(1867)5月に日本初の機械紡績所として鹿児島紡績所が竣工し、明治3年(1870)12月に堺紡績所が操業した。
- (25) 石河確太郎と協議して慶応3年(1867)8月に酒田に帰省した本間郡兵衛は、10代浜崎太平次ら薩摩側の有力商人の署名を連ねた「薩州商社名籍」や大坂で起草したばかりの「薩州商社発端」「薩州商社条書」などの文書を、薩州商社東北支社開設のための啓蒙用・宣伝用として、酒田に持ち込んでいる。それらの貴重な文書は、酒田の本間新四郎家文書の内に保管されている(これら本間郡兵衛関連の文書を含む本間新四郎家文書は本間利美家が所蔵)。酒田入りした直後の本間を、庄内藩の地元役人が取り調べた調査書、慶応3年11月晦日付「亀ヶ崎足軽御用帳」(酒田市立光丘図書館所蔵、酒田市編纂委員会編『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、酒田市、吉川弘文館、1969年に掲載)には、本間が地元役人に申し述べた、本間の酒田入りの目的を次のよう記している。「(本間郡兵衛が申すには)薩州表は、綿并砂糖・木綿は産物に之有り、一体、米不足に付、右産物と米と交易され度、右に付、禮蔵(本間郡兵衛の兄本間新四郎の別称)活計(生計)且薩州様へ御恩報の為、若し御家(薩摩藩)へ御抱にても仰付けられ候上には、仕入金、同所(薩摩藩)より送り遣し候歟の様にも相唱、尤、明年(来年)迄越年いたし、御抱有無相伺、若し御抱相成り候節は、同所へ一先

罷り帰り申すべく、又罷り帰り申さず候共、事済し候^{など}杯とも申し居り候様相聞き申し候」(前掲『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、247ページ)。本問はまず、自分の酒田入りの目的は、く薩摩側は米が不足しているの、薩摩側にある産物綿・砂糖・木綿と、東北地方の産物米を交易するためである」と申し述べている。これは、文久3年9月付石河文書の薩州産物会所交易シミュレーションのところで「我日本に於いては米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候。今、和州河州等の綿木綿を奥羽の間に遣し、彼の米大豆等を御国(薩摩藩)へ輸り」と石河が述べていたものとよく照応していて、「亀カ崎足軽御用帳」の内容の正確さもよく示している(しかしこの取調には、翌年7月の本間郡兵衛の横死の暗い予感も暗示されていたものともいえる)。ただし砂糖は薩摩側独自の特産物だが、綿木綿は、「和州河州等」畿内地方の特産物であり、その綿木綿を引き受け集荷し綿木綿がとれない奥羽で販売を遂行するのが大和薩州産物会所であった。本稿⁽¹⁾でも述べたように、文久年間、本問と石河は、開設を予定している大和薩州産物会所と羽州薩州産物会所(本稿の仮称であるが)の流通ネットによって、東北と畿内と薩摩とに効率良く産物を売買(交易)する構想(この構想に近江商人との関係を中心に据えた江州経営や江州での薩州産物会所交易を加えようとしていたとするのは本稿が追究するテーマのひとつである)に取り組んでいた。「亀カ崎足軽御用帳」での、く本間郡兵衛の兄本間新四郎が薩摩藩召抱えとなつて羽州で交易をおこなう予定であり、もし兄新四郎の召抱えが薩摩藩から下されれば、交易資金も薩摩藩から支給される。本間郡兵衛は兄の薩摩藩召抱えの確認をするため来年慶応4年(1868)に、いったん薩摩藩に帰るつもりである」との記録は、文久年間(1861~1864)での羽州薩州産物会所開設構想を慶応3年以降の薩州商社羽州支社開設構想へと転換させていく経緯をより具体的なイメージで表している。く本間新四郎が薩摩藩召抱えという形で羽州で交易をおこなう」ということは、文久年間では、本間新四郎など本問家名義で酒田あるいは酒田周辺に薩州産物会所を開設するということを、慶応3年段階では、本間新四郎名義で酒田あるいは酒田周辺に薩州商社羽州支社を開設することを意味しているであろう。しかし、慶応3年段階でも、薩州商社堺本社開設の外形は堺や嶋薩州蔵屋敷開設の体裁をとったように、薩州商社羽州支社の開設についても、その外形は薩摩藩召抱え本間新四郎名義の薩州産物会所かあるいは薩摩問屋を開設する体裁をとる計画であったものと推測できるのである。いずれにしても、羽州薩州産物会所も薩州商社羽州支社も、酒田あるいは酒田周辺に開設されるべききもので、その出資の中心には、まずは本問家を据えおくことを予定していたことは確かである。

(26) 本稿⁽²⁾でも述べたように、元治元年(1864)5月13日付石河確太郎文書(前掲「石河確太郎関係文書」。前掲芳正則「石河確太郎文書」、20ページ)によれば、大和薩州産物会所は、和州(大和国)が南北に細長いという地理的特徴に応じて、南方・吉野側と北方・京都側にそれぞれ薩州産物会所を開設する予定であった(当初、南方・吉野側の大和郡山に開設予定の薩州産物会所の方を主とするつもりであった)。同文書で石河は、「(大和薩州産物会所開設の後、この南北二ヶ所の薩州産物会所開設する方式は)追々余国にも会所(薩州産物会所)召し立てられ候時宜にも相成り申すべし。

- 一國に一ヶ処、其余は國の大小によりて二ヶ所或は三ヶ所其出張所と遊ばされ候儀、条理相立、事簡約と存じ奉り候」(ゴシックは長谷川)と述べている。以上のこのの詳細は、長谷川洋史「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想について(3)―薩摩藩交易方掛石河碓太郎の経営思想を中心にして―」(東亜大学『経営学部紀要』第7号、1997年9月)参照。
- (27) 酒田市史編さん委員会編『酒田市史 改訂版』上巻、酒田市、1987年、360ページ。
()内とゴシックは長谷川。以下、同書からの引用について同じ。
- (28) 五代才助は、維新後、大阪を本拠地にして、各種起業活動をおこない、大阪商工会議所(現大阪商工会議所/現日本商工会議所の原点となる)を開設しその初代会頭となるなど、「関西財界の重鎮」(「東の渋沢栄一」に対して「西の五代友厚」とも評される)と称賛される五代友厚として有名であるが、本研究が注目するのは、幕末期、上海交易構想ベルギーや比義商社取建構想など革新的経済・技術改革構想を次々と創出した青年五代才助である。幕末の同時期、五代と石河碓太郎の革新的経済・技術改革構想は、本稿で述べているように、その発想・方法など非常に類似したものがある。両者の接近と交流は必然的なことと本研究は考えている。また、両者の革新的経済・技術改革構想の同質性と異質性を追究することは本研究の大きなテーマのひとつである。
- (29) 公爵島津家編纂所編『薩藩海軍史』中巻、初版/1928～1928年に刊行、再版・原書房(『明治百年史叢書』第72巻)/1968年、886～887ページ。漢字の一部を現在のものに換え、ルビを振り、句読点の一部を変え文の一部を読下しに直した。()内は長谷川。「五代才助上申書」は、文久3年(1863)年7月の薩英戦争勃発(五代は薩英戦争ざりざりまで薩英の開戦回避に尽力したが、その様は、太平洋戦争勃発ざりざりまで、日米開戦を何とか回避しようとした日本側反開戦派・和平勢力の痛々しい努力と酷似している)直前、鹿児島湾でイギリス艦隊に拉致、横浜に連行された五代(御船奉行副役として鹿児島湾・重富で薩摩藩汽船を指揮しイギリス艦隊と対峙していた)が、薩摩藩追求からの逃亡生活の果て、許されて帰藩した直後、元治元年(1864)5月か6月に、万感の思い込めて起草し薩摩藩に提出したものである(元治元年、石河碓太郎は自ら開設を勧めて6月に開校したばかりの薩摩藩洋学校開成所の蘭学教授に就任し、機械紡績所取建と薩州産物会所交易の実施に取り組んでいた)。長崎で英国商人グラバーなどと親交を持ち、近代西洋の事情に通じ当時薩摩藩随一の開国派・親英派であった五代は、イギリス艦隊による拉致・横浜連行に関して薩摩藩からイギリス側との関係を疑われ、薩摩藩の追及から逃れていたのである。しかし、薩英戦争後、薩摩藩は、イギリスとの和平交渉の過程でイギリスとの関係を和親へと藩論を大転換していくと(現段階での攘夷不可能を藩論としていくと)、開国派・親英派の五代の存在はむしろ重要なものとなったので、五代への追及を止め五代の帰藩を許したのである。「五代才助上申書」では、攘夷派の偏狭で貧弱な世界認識の愚かしさを痛烈に指摘しつつ、開国を前提にして現在、薩摩藩が早急に近代化を遂行すべき方策を逐一具体的にあげて提案している。そこには、五代が絶望的で屈辱的な逃亡の日々にあって練りあげたひとつの切実な重い思い、五代自身の生涯にとっても一度切りのようなものが込められている。「五代上申書」の長大な内容が持つ異様な迫力には、そ

うした背景がある。「五代上申書」が目指した目標は、迫りくる近代西洋の世界と十分拮抗できる程の国力を保持するため、早急に薩摩藩内への近代西洋的な技術・知識の導入を実施することによる薩摩藩の近代化であった。「五代上申書」の大まかな構成は、くI. 蒸気船団を組織し、蒸気船団の流通ネットを用いて上海交易（ある種の密貿易で、米穀を中心にその他全国特産物の上海での輸出）を実施する→II. 上海交易で獲得した利潤でもって砂糖精製蒸気機関を西洋から輸入し、南方三島（奄美大島・喜界島・徳之島）に設置して機械精糖（白砂糖精製）事業をおこなう→III. 精糖した白砂糖を上海で輸出する→IV. 白砂糖輸出で獲得した利潤を用いて近代西洋から物資・技術・知識を導入する諸経費に充てるくとなっている。I・II・IIIは、IVを実現するための手段なのである。IV（近代西洋から導入すべき技術・知識）の具体的内容を「五代上申書」の掲載順序でまとめると、く①イギリスとフランスへ留学生 16 名派遣②蒸気軍艦 2 艘分の用具・大砲 36 挺③新製大砲 50 挺④ミニエール銃かゲーベル銃 5,000 挺⑤銀（錢）製造機械（貨幣鑄造機械）⑥農業耕作用機械⑦農業用ポンプ蒸気機械⑧銃薬（武器用火薬）⑨諸糸綿を織る機械（織布機械）⑩金銀銅を掘る機械（鉱物採掘機）⑪金銀銅鉄の探索と採掘の研究⑫高炉・反射炉製造の研究⑬製薬分理（分析）の研究⑭製薬機械製造の研究となる。しかし、I・II・IIIがほとんど実施されていない段階にもかかわらず、特に五代がその実施に力を注ぐことになったのは、IVの筆頭にあげた「イギリスとフランスへ留学生 16 名派遣」であり、最終的に石河確太郎の修正案が加えられ、元治 2 年・慶応元年（1865）に、五代自らが渡英し引率するイギリス留学生派遣が実現することになる（本稿注③参照）。また「五代上申書」には、「諸糸綿を織る機械」とのみ漠然としてしか掲げられていないが、渡英して五代が実施した重要な事項に、機械紡績所取建のための紡織機械注文とイギリス人技師の招聘契約があるが、これは「五代上申書」提出後の五代と石河の協議によって加えられたものと理解できる（本稿注③参照）。南方三島での機械製糖事業については、慶応元年～慶応 2 年に、外国人技師を招聘して、奄美大島で、「洋式精糖器械」4 台を設置し、白砂糖製造所を建造したことが確認されているが（鹿児島県立糖業講習所『慶応年間 大島郡に於ける白糖の製造』〈1921 年、鹿児島県立図書館所蔵〉と『鹿児島県史』第 3 巻〈鹿児島県、1941 年〉参照）、これは「五代上申書」ので II に基づくものと理解できる（詳細な分析は稿を改めて述べてみたい）。「五代才助上申書」全文は、五代が自分の経済・技術構想について長大かつ体系的に述べたものとしては、唯一のものともいえる。「五代才助上申書」全文についての体系的分析は、特に比義商社取建構想の観点から、本研究がこれまでに何度か試みては、その度に途中で放棄してしまい、いまだに遂行しえずにいるものである。しかし、「五代上申書」で表明した、上海交易や機械精糖事業など、I・II・IIIの超過利潤的観点に基づく経済方策は、単にIVの近代化方策の手段に限定したのではなく、独立した形で継続していくべきものとして五代が構想していたことは確実であるといえる。

- (30) 文久年間の五代才助の上海渡航については、現在のところ、その正確な回数と内容は定まって理解されていない。その中で確実なものをふたつあげると、まず、ひとつは、「文久二年二月二三日、五代才介〔助〕支那上海に於て購求の汽船廻着す。長二五間

余、一五〇馬力、代価八万円我金に算し凡そ四万余両に当る、五代は正月初長崎に出、而して支那地方は売用の船多く且つ価も廉なりとて、英商（ガラハ [グラバー]）なる者と上海に航し、購入したりと云ふ。果して良船にて廉なりしと」（『鹿兒島県史料 忠義公史料』第2巻、312ページ）がある。五代が、文久2年2月に、長崎で親交のあるイギリス商人トーマス・グラバー（1838天保9～1911明治44/安政6年<1859>）上海から長崎に渡来）とともに、上海に渡航し蒸気船を購入したというのは、信憑性が高い。グラバーは、ジャーディン・マセソン商会長崎支店長にしてグラバー商会設立者であり、五代はグラバーとの親交を通して、近代西洋の世界の知識を大いに吸収した。グラバーは、薩英戦争後の五代の逃亡の際には、長崎の自宅（グラバー邸）内に五代を匿い、元治2年・慶応元年に薩摩藩イギリス留学生派遣一行が串木野羽島港から初めの寄港地香港に向けて密航する際には、グラバー商会所有の小型蒸気船オーストライエン号を手配した。五代は、イギリス留学生派遣実施について、グラバーとも深く協議し、グラバーから大いに支援を受けたことは明らかである。五代とグラバーは、イギリス留学生派遣実施の他、上海交易構想など五代の一連の経済・技術構想について協議できる関係にあったものと理解できる。したがって、文久2年2月の五代のグラバーをともなった上海渡航（密航）は、五代が構想中であった上海交易実施のための準備と上海交易用蒸気船団形成のための蒸気船購入を目的としたものであるは明らかである。もうひとつは、文久2年2月の上海渡航の直後、文久2年4月29日に長崎を出航した幕府上海視察団一行に紛れての上海渡航（五代は偽装して渡航しているのである種の密航ともいえる）である。幕府は、将来的に実施すべき上海交易の準備調査のため、上海視察団（派遣船は幕府の千歳丸）を組織した。「千歳丸の貿易品目は煎海鼠、干鮑、鱧鱈、房寒天、三つ石昆布、樟腦、形付布、上白糸などで、長崎において貿易していたものであった」（宮本又次『五代友厚伝』、有斐閣、1981年、13ページ）とある。「五代上申書」でも、「其外（米穀の外）、上海へ御輸送相成るべき品々、第一茶、白糸（生糸）、椎茸、昆布、錫、御種人參、鶏冠草、白炭、棕枙皮、煎海鼠、干鮑、干貝、干海老ら余多之有り」（前掲『薩藩海軍史』中巻、871ページ）としている。両者のあげる上海での輸出品目として、「白糸」や、「煎海鼠」「干鮑」「昆布」など蝦夷地海産物（江戸期の出島・長崎貿易での日本側の主要な対中国輸出品であったいわゆる「俵物」）が重なっている（五代の上海交易構想の場合は、輸出品目の内でも特に米穀と茶を重視し強調しているのが特色となっているが）。五代と同様、幕府も同時期、上海交易の将来的有効性に着目していたことは注目すべきである（結局幕府は上海交易を実施しなかったが）。また幕府は、上海視察団結成に際して、幕府関係者だけではなく、視察団参加者を全国から募った。五代も藩からの許可を得て、参加することになっていたが、手続きの不具合で参加が不可能になった。それでも五代は、長崎から出航する派遣船千歳丸の火夫に偽装して乗船し、強引に上海に渡海したのである。そうして、この時、長州藩からは藩士高杉晋作（1839天保10～1867慶応3）が従者の資格で上海視察団に参加、五代と運命的に邂逅し、当時の五代の上海交易構想について貴重で重要な証言を記すことになった。高杉の上海渡航・上海滞在日記である「遊清五録」には、度々五代のことが記されている。本

稿に関連する箇所は次の通りである。「(文久2年)五月三日……此日始めて、同船(千歳丸)水夫才助なる者と談ず。才助は、薩州五代才助なり。形を変じて水夫となり、此船に入ると云う。才介(才助)向に者崎陽(長崎)の偶宿(寓舎)に訪づぬ。予時に病ありて、談ずるを得ず(すでに長崎にて五代の方から高杉に接近しようとしている)。一見旧知の如く、肝胆を吐露して大いに志を談ず。海外に去りて、国益の友を得、亦妙なり」(薩摩より五代才介(才助)と申す人、千歳丸水夫と偽り、上海へ罷り越せしなり。五代は薩の蒸気船の副将位の処を勤者の由にて(五代は長崎にて御船奉行副役にも就任している)、陰に君命を受けて、当地(上海)罷り越せし様子なり(五代の上海交易構想の原型というべきものは「五代上申書」提出以前にすでに文久年間に薩摩藩から一定の承認を受けたものであったことを示している)。追々心易く成り、其論(五代の持論)を聞くに、帰国の上は、蒸気船の脩覆(修覆)と申し立て、上海辺に交易に来る心得なり。上海渡海の事開ければ、^オロ^ス・^イギ^{リス}・^アメ^リカへも渡海相成る様子なり。蒸気船買入の直段、十二万三千ドル、日本金に直し七万両。[以下欄外書込]薩に二十間計の軍艦^{のほかに}外に、輸送船を求むる様子なり。蒸気(蒸気船)買入、江戸へ登り、夫より上海へ罷り越し落着の由」(文久2年)五月九日……五代を誘ふ。少談。五代の此船、荷物上次第帰航再来す。五代も一応帰国の心得也。速に帰国、蒸気^{など}杯買入の策を運さんとす。五代云、我上海に来る、互市(外国貿易)の徳(以下不明字)めを知らんとす。予(以下不明字)五代君命を受けて此地に来る。今年中にも蒸気船の修復を申立、^{このちに}此地来り、交易を為す落着なり。故商法の百益の処を見立め帰る策也」(日本経営史研究所編『五代友厚伝資料』、東洋経済新報社、1974年、5~6ページ/片仮名の箇所は平仮名に換え、ルビを振った。括弧内とゴシックは長谷川)。「一見旧知の如く、肝胆を吐露して大いに志を談ず」は、異国の地にて五代がかなり率直に熱っぽく自分が取り組んでいる交易構想を高杉に滔々と述べている状況をリアルに示している(この時の下地があって、これより5年後の慶応2年<1866>に五代は、ヨーロッパから持ち帰った比義商社取建構想の一環として、下関における薩長共同出資の会社、いわゆる「馬関商社」を取建てることに関して、長州藩側に対しては、まず真っ先に高杉に提案し協力を求めることになるのである)。高杉「遊清五録」からは、五代が度重なる上海渡航によって一体何をしようとしたのかがよくわかる。五代は、機会あるごとに現地上海に赴き(そのほとんどは密航)、上海の市場調査(有利な輸出品目をつきとめる調査など)と上海交易構想の機動力となるべき蒸気船団形成のため蒸気船購入(輸入)を図り、上海交易の実施準備をおこなっていたのである。特にここで注目したいのは、「其論(五代の持論)を聞くに、帰国の上は、蒸気船の脩覆(修覆)と申し立て、上海辺に交易に来る心得なり。上海渡海の事開ければ、^オロ^ス・^イギ^{リス}・^アメ^リカへも渡海相成る様子なり」との高杉の証言である。文久年間すでに、五代にとって上海交易は、ヨーロッパ・イギリス・アメリカへ直交易するための基礎過程であったのである。さらにいえば、五代の上海交易構想とは、薩摩藩近代化のための経費獲得という目的に制限されるのではなく、究極的には欧米への直交易(世界貿易)へと拡大していくべき^{ベルギー}独立した交易構想であったことがわかる。ここにすでに、後年、国際的商社である比義商社取建構想が生まれる萌芽が内包されてい

たわけであるが、それと同時期、石河確太郎と本間郡兵衛は、国内交易である薩州産物会所交易構想について取り組んでいたのである。

- (31) 薩摩藩イギリス留学生派遣については、従来、専ら五代才助の立案としてのみとらえられていた。「五代才助上申書」で五代は、「英仏両国へ遊学人数拾六人」とイギリス・フランスへ16名の留学生派遣を提案していたし、イギリス留学生11名を引率して自らも渡英しているからである。しかし、歴史学者大久保利謙（大久保利通の孫）の薩摩藩イギリス留学生派遣についての「元治元年（1864）10月付石河確太郎上申書」の発見と公表により、元治2年（途中から慶応元年）のイギリス留学生派遣（幕府に無届の密航）は、最終的にはほこの石河確太郎上申書にそくして、実施されたことがわかった。この石河上申書は、大久保利謙「幕末の薩摩藩立開成所に関する新史料—薩摩藩の『一番割拠』主義政府の一環—」（『大久保利謙著作集』5、吉川弘文館、1986年）に掲載され、石河確太郎研究のみならず、多方面にとって極めて重要な史料となった。発見された石河上申書では、「御遣はしに相成るべき国は先づ^{イギリス}英吉利と存じ奉り候」と留学生派遣先をイギリスに限定すること（実際そのように実施された）を明記していたし、同上申書で石河が留学生として推薦した高見弥一（1831天保2～1896明治29／元土佐藩郷士・土佐勤王党の大石団蔵であり、文久2年の吉田東洋暗者3人の内の1人。脱藩し、薩摩藩に亡命、開成所に入校。留学からの帰国後、鹿児島で中学校増土館〈旧制七高〉の算数教師を勤める。石河確太郎が最大級の評価を下した学生）や吉田清成（1845弘化2～1891明治24／帰国後、大蔵少輔・外務大輔・農商務次官・元老院議員・枢密顧問官など歴任。理財家でもある）など薩摩藩洋学校の開成所（島津斉彬の命を受けた石河が中心となって、元治元年6月に開設したばかりの薩摩藩初の洋学校／石河は開成所蘭学教授であり、高見弥一や吉田清成らは石河の洋学上の門下生でもあった）学生を中心にして実際の留学生団が編成されたのである。石河のイギリス留学生派遣の上申は、五代の英・仏留学生派遣の上申を受けて展開したものであったのである。つまり、イギリス留学生派遣は、五代と石河の協議によって立案・実施されたものと理解できるのである。さらにいえば、元治元年5、6月以降、イギリス留学生遣問題を中心に五代と石河が急接近・交流したものと理解できるのである。五代は渡英したのに対して、石河は渡英はしなかった。石河が五代と協議し渡英する五代に託したことの大きな事柄のひとつに、鹿児島における日本初の機械紡績所建造実施のために、現地イギリスにて、機械紡織機の買い付けと紡績所建造用のイギリス人技師の鹿児島への招聘契約を取り付けることがあったとみて間違いのない。何と云っても、石河は、すでに前年文久3年11月に日本初の機械紡績所取建の建白をおこなっていたのであり、当時機械紡績については、後世「本邦機械紡績の開祖」と称されるように、当代随一のエキスパートであった。そうして、五代は、渡英により、実際に機械紡績買い付けとイギリス人技師の招聘契約をおこない、結果、慶応3年（1867）5月に日本初の機械紡績所である鹿児島紡績所が竣工するのである。渡英前の「五代上申書」では、輸入すべき繊維関係の機械については、唯「諸糸綿を織る機械」とだけ記しているのみである。紡績機械をはじめ機械紡績業についての格別の関心は、「五代上申書」段階での五代にはほとんどなかったものと理解できる。鹿児

鳥紡績所建造のための、イギリスにおける紡績機械買入れやイギリス人技師招聘契約などの実施については、石河の機械紡績所取建白書の理念にそくして、機械紡績のエキスパート石河の主導のもとで、「五代上申書」提出後に強調され具体的に組み込まれたものであることは明白である。また機械紡績関係以外で、本研究が五代の渡英が引き起こした事柄で特に注目するのは、実質的に五代が中心となって、モンブラン伯爵（フランスとベルギーの二重国籍者と思われる）と薩摩藩・島津家の出資によるいわゆる^{ベルギー}比義商社取建の仮契約を慶応元年8月26日（西暦1865年10月15日）付でベルギーのブリュッセルでおこなったことである。^{ベルギー}比義商社は、啓蒙的な意味合ではなく（会社制度の啓蒙的紹介はすでに文久年間に福沢諭吉が「商社」「商人会社」紹介としておこなっていた）、実際の切実な会社制度導入の日本初の試みといつてよい。渡英して現地で実際の会社制度と遭遇した五代と松木弘安（薩摩藩士・蘭学者で後の寺島宗則〈1832天保3～1893明治26〉／松木も五代とともにイギリス留学生派遣団を引率し渡英、ロンドンにて専ら薩摩藩とイギリス政府の自主外交を担当した）の衝撃は、非常に大きく、ある種のカルチャーショックともいえた。五代と寺島は、薩摩藩及び日本の危機的状況を打開するのは会社制度の導入しかないと確信し、五代は、早速それを^{ベルギー}比義商社取建仮契約調印という形で実行したのである（松木は五代の場合とは異なった範疇、政治的範疇で会社制度概念を受容したが、詳細は長谷川洋史「寺島宗則（松木弘安）の『コムパニー』概念について—解放思想としての会社制度—」〈日本思想史研究会『日本経済思想史研究』第4号、2004年〉参照）。そうして慶応2年に帰国・帰藩した五代と寺島は、薩摩藩内で会社制度導入・商社取建実施の推進運動を各方面で積極的に実施し、家老小松帯刀など薩摩藩要路から大いに支持を受ける。五代らの帰国・帰藩した時期は、奇しくも石河の薩州産物会所交易構想が、藩内からの強力な批判によって、廃絶の危機的状況に直面していた時期と重なった。薩州産物会所交易構想は、五代らが外国から藩内にもたらした商社取建の勢いを背景に、廃絶論が抑えられ、その復興・存続が決定し、慶応3年初頭頃からは薩州産物会所を商社（「コンペニー」とも称した／後に「薩州商社」となる）に転換していく方策に展開していく。この方策の担当・実施は、全面的に石河に委託された。文久年間以来、石河は、自ら立案した薩州産物会所交易の方式では、国内交易には有効ではあるが「真の経済」の試金石となる外国貿易には効力を発揮できない限界があることを強く認識し、薩州産物会所交易を超え、外国貿易に正面から取り組むことができる、さらに新たな交易組織を模索していた（文久3年9月付石河確太郎文書／本稿¹参照）。その新たな交易組織が、会社制度・商社・「コンペニー」となるのである（石河らは「コンペニー」に「公班衛」という独特の漢字を当てた）。会社制度導入の試みに関しては、五代は明らかに石河に先行している。五代らが西洋からもたらした会社制度の概念とその取建推進運動は、石河の経済・技術改革構想に大きな意味と意義を与えたことは確かである。五代側の「^{ベルギー}比義商社」と石河側の「薩州商社」は、文久年間以来の五代と石河のそれぞれの経済・技術改革構想の複雑な交差の経緯で表出されたものであり、それぞれの経済・技術改革構想の集大成ともいえるのである。

32) 流通における最大に困難で最終的課題となるべきことは、商品が貨幣へ転化・変態

できるかどうか)であるということ、論理の言葉で最初に表明したのはカール・マルクスであろう。マルクスは、終始、〈商品の貨幣への転化・変態〉のことを、「命懸けの飛躍」としてこだわった。たとえば、『資本論』の前身を成す『経済学批判』(武田隆夫他訳、岩波文庫、1956年)第2章「貨幣または単純流通」で、「商品の変態」として、「だがこの困難、商品の salto mortale『命懸けの飛躍』は、販売が、この単純流通の分析で想定されているように、実際におこなわれるならば克服される」(110ページ)と述べ、『資本論』第1巻(江夏美千穂訳、幻燈社書店、1983年)第1章「商品と貨幣」でも「商品の第一変態すなわち販売」として、「商品体から金体(貨幣)への商品価値の飛び移りは……商品の命がけの飛躍である。失敗すれば、なるほど商品は痛手を負わないにしても、商品所持者はまちががなく痛手を負う」(95ページ/括弧内は長谷川)と再度述べている。また、『資本論』での「販売と購買とが同一であることは、次のことを含んでいる。すなわち、商品が流通という錬金術の坩堝に投げ込まれたのに貨幣として出てこなければ、つまり、商品所持者によって売られず、したがって貨幣所有者によって買われなければ、商品は無駄になる、ということ」(104ページ)との記述は、「命懸けの飛躍」の内容を示しているであろう。「流通という錬金術の坩堝」というのは何とも魅力的な表現であるが、「命懸けの飛躍」に失敗した場合の表現として、「商品は痛手を負わないにしても、商品所持者はまちががなく痛手を負う」よりは、「商品は無駄になる」の方が、遥かに「命懸け」の語感がうまく伝わると思える。「命懸け」なのであるから、商品から貨幣への必死の飛躍に失敗すると、その商品は墜落死してしまうのであり、「商品は無駄になる」は、〈商品はその存在意義を消失する〉ということを意味する。下世話な表現でいえば、〈売れない商品、カネにならない商品などは屑以下〉なのである。たとえば、豊作なため値崩れを起こす、「命懸けの飛躍」さえできないはち切れんばかりの充実した作物は、「流通という錬金術の坩堝」の中では、廃棄する他ない。逆にいえば、どんなに貧弱で薄汚い壺でも「流通という錬金術の坩堝」で「命懸けの飛躍」によっては、巨額の黄金に変態することもできる。「流通という錬金術の坩堝」では、虚業的か実業的かなどの皮相な倫理的区別などまったく意味をなさない。商品(自己の効用・消費のためではなく他者の効用・消費のため、販売を前提に生産される財)は、商品である限り単なる効用を持つ使用価値ではなく、価値(販売による交換価値)として実現すること(販売され貨幣の姿に変えること)が至上命令となる。いかにその商品が素晴らしい使用価値・効用を内包するものであったとしても、最終的に貨幣所有者によって購買されなければ(商品が販売されなければ)、無価値なるものとして廃棄処分される他ないのである。

- (33) 経済学者シュムペーターが提起した「新結合 Durchsetzung neuer Kombinationen」(「新機軸」とも称されている)の概念(イノベーションの概念)によれば、「新結合」あるいは「新機軸」を遂行することを起動力にして、資本制経済は、その既存の状態を打破し、さらなる高次の段階へ「発展」いくとしている。シュムペーターは、その「新結合の遂行」の概念について、次の五つの場合をあげている。「一 新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産。

二 新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入。これはけっして科学的に新しい発見に基づく必要はなく、また商品の商業的取扱いに関する新しい方法をも含んでいる。三 新しい販路の開拓、すなわち当該国の当該産業部門が従来参加していなかった市場の開拓。ただしこの市場が既存のものであるかどうかは問わない。四 原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得。この場合においても、この供給源が既存のものか一単に見逃されていたのか、その獲得が不可能とみなされていたのかを問わず一あるいは始めてつくり出されねばならないかは問わない。五 新しい組織の実現、すなわち独占的地位（たとえばトラスト化による）の形成あるいは独占の打破（シュムペーター『経済発展の理論』（上）、塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳、岩波文庫、1977年、183ページ）。「新結合」の概念は、「新しい品質の財貨の生産」「新しい生産方法」という生産過程の範疇に属する要因、特に生産技術に偏って、〈技術革新〉としてのみ理解される傾向がある。しかし、「新結合」の概念は、「新結合の遂行」の概念についての五つの場合が明確に表しているように、生産過程の範疇に属する要因と「商品の商業的取扱いに関する新しい方法」「新しい販路の開拓（市場の開拓）」「新しい組織の実現」など〈流通技術〉や〈流通組織〉など流通過程の範疇に属する要因を包括したものであることがわかる。「新結合」とは生産過程の範疇に属する要因と流通過程の範疇に属する要因の〈新たな内的な結合の方法〉でもあるのである。この「新結合」をある企業体のみが、他の企業体群に先駆けて遂行することができたとすると、この「新結合」の遂行が他の企業体群全般に普及するまでの期間において、その企業体が獲得する特殊な利潤は、超過利潤となる（超過利潤獲得への指向は、「新結合」実施への直接的動機になっているものと理解できるのである）。しかし、本来、「新結合」とその遂行の概念も資本制経済に適用されるもので、本稿では、石河確太郎や五代才助が試みた経済・技術改革構想の持つ特長を抽出するために、本稿注⑳で述べた超過利潤の概念の場合と同様のことを前提にしたある種の比喩として、幕末期の経済に「新結合」とその遂行の概念のフィルター付してみたということは重ねて注意しておきたい。その上で、五代と石河の経済・技術改革構想の内容をシュムペーターの「新結合」遂行の概念の五つの場合と照応してみたい。①「新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産」については、石河の場合だと機械綿糸、五代の場合だと機械精糖。機械綿糸も機械精糖も、まさしく国内では「消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産」であった。②「新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入。これはけっして科学的に新しい新しい発見に基づく必要はなく、また商品の商業的取扱いに関する新しい方法をも含んでいる」は、石河の場合だと紡織機械の導入、五代の場合だと精糖機械の導入。紡織機械も精糖機械も「けっして科学的に新しい発見」のものではなく産業革命後の西洋ではすでに相当普及している。後進のアジア・日本ゆえに「新しい生産方法」「当該産業部門において實際上未知な生産方法」でありえた。さらに、これは、機械綿糸は薩州産物会所交易（後には薩州商社取建構想へ）、機械精糖は上海交易（後には比叡商社取建構想へ）という、それぞれ「商業的取扱いに関する新しい方法」を含んで

いる。③「新しい販路の開拓、すなわち当該国の当該産業部門が従来参加していなかった市場の開拓。ただしこの市場が既存のものであるかどうかは問わない」は、石河の場合だと、薩州産物会所交易による国内の「新しい販路の開拓」の構想であり、本稿で述べているような蝦夷地海産物の長崎への直輸送・販売構想もそのひとつである。五代の場合だと、上海交易構想そのもの、密貿易による上海市場への直輸送・販売構想は、非合法ではあるが文字通り「新しい販路の開拓」そのものであった（ある種の密貿易は「新しい販路の開拓」の極限的形態ともいえる）。④「原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得。この場合においても、この供給源が既存のものかー単に見逃されていたのか、その獲得が不可能とみなされていたのかを問わずーあるいは始めてつくり出されねばならないかは問わない」は、石河の場合にも五代の場合にも対応しにくいところがあるが、あえていえば、石河の場合だと、薩州産物会所交易による効率のよい原料確保がそれと対応しえるであろう。典型的には、大和薩州産物会所を通して、機械綿糸の原料（原料綿花）供給源として大和国（和州）を確保することである。五代の場合だと、機械精糖の原料（砂糖黍）供給源として奄美大島など薩摩藩管轄下の南方諸島を大いに活用することがそれと対応しえるであろう（「五代才助上申書」ではこれら南方諸島に複数の輸入精糖機械を設置し機械精糖事業を実施することを上申し、実際、奄美大島には輸入精糖機械が設置された）。そうして、和州産綿花も南方諸島産砂糖黍も、「この供給源が既存のものかー単に見逃されていたのか、その獲得が不可能とみなされていたのかを問わずーあるいは始めてつくり出されねばならないかは問わない」に対応させることができるであろう。⑤「新しい組織の実現、すなわち独占的地位（たとえばトラスト化による）の形成あるいは独占の打破」は、石河の場合は、薩州産物会所及び薩州商社に対応しているし、五代の場合は、^{ベルギー}比義商社に対応しているであろう。薩州産物会所も、従来の静的な会所を動的な在り方へと画期的に組み替えていく、「新しい組織」確立の試みであったが、薩州商社と^{ベルギー}比義商社は、在来にない近代西洋の会社制度を導入するという、まさしく「新しい組織」確立の試みの究極にあった。以上、石河と五代の経済・技術改革構想の内容は、「新結合」遂行の概念の五つの場合に概ね対応するものとなっている。このことは、石河と五代の経済・技術改革構想が、「新結合」に比喩すべき、先駆的かつ画期的な内容を持つものであることをよく表している。

- (34) レザノフは、通商を拒絶し冷遇した幕府への報復として、部下に樺太と^{エトロフ}択捉島への攻撃を指示したが、指示が曖昧のまま、文化4年（1807）、帰国途上で死去した。翌年文化5年（1808）、今度は、イギリス軍艦フェートン号がオランダ船を追って（フランス革命後のいわゆるナポレオン戦争によりオランダは、フランス支配下に置かれ、フランスと交戦していたイギリスにとって敵国となっていた）、長崎に強行入港して、オランダ商館員と長崎奉行所役人を拉致し、水・食糧を要求するという事件が起こった（フェートン号事件）。日本側から水・食糧の供給を得たフェートン号は人質を解放して退去して事件は終息したが、幕府は大いに衝撃を受け、長崎奉行松平康英は責任をとって切腹した。以後、^{ロシヤ}ロシア船やイギリス船の来航事件が増加し、幕府は文政8年（1825）に異国船打払令（無二念打払くオランダ船以外の外国船は発見次第、躊

踏なく打払う))を発令するに至る。

- (35) 藩校造士館は主に漢学に基づくものであり、薩摩藩には本格的洋学校がなかったので、藩主島津斉彬は、安政4年(1857)6月に、石河確太郎に、7年後の洋学校開成所開設の端緒となる洋学所開設のための調査上申を命じた。市来四郎編述『斉彬公御言行録』には、「洋学所の儀は石川(石河)確太郎へ御内命あらせられ、同人(石河)和蘭の学制に基き、取調上申いたし候由。其際の御沙汰に、近代外国船毎々渡来、通信貿易を願ひ、日本の武備整はざるを侮り、暴威を以て迫り、素志を達せん^{とにかく}とす。兎角彼(西洋人)を知り己を弁じ、彼の長を取り己れの短を補ふの目的を以てせざれば、是まで通り世界の情実をも知らず我謾(高慢)なる心得にては、相済まざるなり。就ては第一通弁をよく開き、彼の情意を詳かにし、彼事実に通ずる急務なりとの趣ども御沙汰あらせられ候由。是れ安政四年丁巳六月の御事なりしとぞ」(『島津斉彬言行録』、岩波文庫、1944年、160~161ページ/片仮名文を平仮名文に換え、漢字の一部を現在の換え、ルビを振った。括弧内は長谷川)とある。洋学校・開成所開設を巡っての島津斉彬と石河確太郎による場面は、本稿注(1)(2)で紹介した機械紡績導入を巡る斉彬と石河の伝説化された場面と相似形を成している。斉彬の謂とされる「兎角彼(西洋人)を知り己を弁じ、彼の長を取り己れの短を補ふの目的を以てせざれば、是まで通り世界の情実をも知らず我謾(高慢)なる心得にては、相済まざるなり」は、機械紡績導入を巡る伝説で斉彬の謂とされる「将来日本の膏血を絞るもの実に此のもの(機械綿糸)なり」(括弧内は長谷川)に照応しているが、石河が中心となって起草した「薩州商社発端」(長谷川洋史「薩州商社発端・薩州商社条書」の二つの版(大槻版と本間版)について—薩州商社発端条書起草百三十周年に際して—)〈東亜大学『研究論叢』No.38、1997年12月)に掲載・参照)の「法(方法)を取るに我彼に拘らず、彼(西洋人)が悪しきを悪みて、其法の良きを棄てず、即ち法を取るの宜しきなり」(括弧内は長谷川)や「五代才助上申書」の前言での「勿論、国体を患ひ攘夷を唱候志は甚以て賞愛すべく候得共、惜哉、当時(現在)地球上の道理に暗く、我を知らず、彼を知らず、成らざるを知らざるは至愚にして」(前掲『薩藩海軍史』中巻、867ページ)を想起させるものがある。何の現実的根拠もなく先天的に自分が格別な存在であると決め付け、外国人を自分より劣る夷として侮蔑する「我謾(高慢)」を排するということは、「地球上の道理」を認識し、その世界的観点から外国人と自分の在り方を客観的に理解できること、〈自分を知り、西洋人を知り、何ができ何ができないかを知る〉ことを前提にしている。これは洋学の科学的姿勢を示している。この科学的姿勢からすると、客観的に優れた方法には、自分と西洋人という民族・人種の区別などなく、〈優れた方法であれば取り入れ、劣った方法であればより優れたものに改める〉ということしかないのである。つまり、斉彬の謂とされる「兎角彼(西洋人)を知り己を弁じ、彼の長を取り己れの短を補ふの目的を以てせざれば、是まで通り世界の情実をも知らず我謾(高慢)なる心得にては、相済まざるなり」には、石河と五代が洋学から培った科学的姿勢が圧縮されて表現されているのであるが、斉彬伝説を取り外してしてみると、これは斉彬が家臣に与えた言葉というよりは(もちろん斉彬自身の考えも含まれている)、石河や五代ら洋学側からの謂であり志向であるように

思える。前述したように、壮年で志半で逝ったという悲劇性さえも神格化された斉彬の意思を継承する（「順聖院様（斉彬公）の御意志を継ぎ奉る」という〈護符〉を貼られて、洋学校・開成所開設の他、薩州商社取建や比義商社取建に至る、本稿であげた石河と五代の改革構想に基づく一連の各種事業は、打ち出されたのである。斉彬なき後、薩摩藩国父（新藩主島津忠義の父）島津久光でさえ、その異母兄「順聖院様（斉彬公）の御遺志を継ぎ奉る」という形を踏むことによって、藩の実権を掌握することができたのである。石河や五代が経済・技術改革構想と取り組んだ文久・元治・慶応期は、斉彬が照国大明神として神格化していく時期でもあることは注目してよい。西洋近代化を指向する経済・技術改革構想とアジア的な神格化とは、いかにも対照的な組み合わせに見えるが、この鋭い対照性こそは、幕末期の秩序再編の大きな特徴である。

- (36) 前掲「亀ヶ崎足軽御用帳」での本間の供述に基づく内容では、「英学師範の為、薩州家から御頼御出入に仰付けられ、金三十兩に八石御賄料与唱御手与唱御手擬下され置き、又一説には壹ヶ月金八兩に三人扶持下され置き候趣にも相聞」（前掲『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、246ページ）とあるが、薩摩藩からの本間郡兵衛への正式な辞令書には、「開成所訓導師、金十兩、役料米八石」とある。前掲『薩藩海軍史』中巻に掲載された元治元年付7月付（開成所開設直後）「開成所職員諸生給与達書」には「教授 拾名 扶持金三拾兩」「助教 拾名 金拾五兩」「訓導師 八名 金拾兩」「句読師 六名 金八兩」（同書、810ページ）とあるので、本間が金10兩・役8石の英学訓導師に登用されたことは確かである。しかし、その金10兩と「亀ヶ崎足軽御用帳」で記された金30兩または1ヶ月8兩（年96兩）の差は大き過ぎると思える。本間は、英学訓導師の他に、何らかの役目に付いて、薩摩藩から俸給を受けていた可能性が十分考えられる。実際、「亀ヶ崎足軽御用帳」では、「薩州様にて外国に注文物并蒸気仕懸機其外の儀等為問合のため御家老遣はされ候節、右軍兵衛（郡兵衛）通弁（通訳）に御頼之有り、御小姓組に準じ候様仰付けられ、……御家老同伴にて外国へ参り、英吉利・仏蘭西・魯西亞・北亞墨利加并漢土へも罷り越し候趣に相聞、薩州表へ都合六ヶ年罷り在り候得共」（前掲『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、247ページ）と記されている。本間の供述によると、本間は、御小姓組に準じた待遇で通弁（通訳）に就いているのである。また、「亀ヶ崎足軽御用帳」では、本間は、薩摩藩に慶応3年に至るまで6年間滞在しているとしている。6年間ということになる。確かに、石河と本間の協議・交流は、文久年間頃から特に薩州産物会所交易構想の実施を巡って、その密度が濃いものになっている。文久年間頃から本間自身が、石河との協議のため、薩摩藩・鹿児島に滞在するようになったとするのは極めて自然である。開成所英学訓導師就任以前に、薩摩藩・鹿児島に滞在していた本間は、通弁（通訳）のような、洋学・英学の知識を生かした各種役目に隠然と就いていた可能性が高いと考えられるのである。それにしても、〈本間が通訳として洋行する薩摩藩家老に随行して、イギリス・フランス・ロシア・北アメリカさらには中国へと渡った〉という「亀ヶ崎足軽御用帳」での本間の供述は、非常に注目すべきものがある。実際に、ロンドンで撮影さ

れたと伝えられる本間郡兵衛の写真（本稿巻末に掲載）が本間利美家に残されている。しかし、〈薩摩藩家老が蒸気機関を動力とする機械など外国へ注文した文物の問合せのため海外に派遣された〉ということについては不明確ことが多い。「亀ヶ崎足輕御用帳」でいう「薩州様にて外国に注文物并蒸気仕懸機其外の儀等為問合せのため御家老遣はされ候節」ということからまず想起されることがある。それは、〈慶応2年（1866）12月に、^{ベルギー}比義商社取建本契約と翌年2月に開催されるパリ万国博覧会への薩摩藩の出品のため、薩摩藩家老岩下^{まさひろ}下方平（1827文政10～1900明治33）が欧州に派遣されたこと〉である。慶応元年～慶応2年のイギリス・欧州に滞在中の五代才助が^{ベルギー}比義商社取建仮契約（この商社取建目的の眼目のひとつがパリ万国博覧会への薩摩藩の出品の実施であった）はじめ紡織機械の買付やイギリス人技師雇用契約など実施して以降、近代西洋の各種機械・施設の注文買付が急増していく。家老岩下の欧州派遣の目的は多用なもので、そこには、「外国に注文物并蒸気仕懸機其外の儀等為問合せ」のことも含まれていて当然である。薩摩藩が注文する相手国はイギリスが中心となっているから、英学者である本間の本領が発揮されるであろう。その際、本間がイギリス・ロンドンで写真を撮ったとすることには、少くとも違和感を覚えない。しかし、本稿注38で述べるように、この渡欧に本間が随行するというのは期間的に無理な事情がある。それで本研究は、「亀ヶ崎足輕御用帳」でいうように薩摩藩家老に随行した本間の渡欧があったとするならば、〈五代がイギリス・欧州でおこなった諸機械の買付やイギリス人技師雇用契約に関して、慶応2年初頭頃（五代は慶応2年2月に帰国）に、薩摩家老がその内容を改めて現地で問い合わせるため渡欧し、それに本間が随行した〉とするのが一番妥当な設定ではないかと考えている。もしそうならば、帰国早々に本間は、北国・蝦夷地の現地調査をおこない、慶応2年11月付で石河確太郎に調査報告をする（石河宛本間文書Ⅱ）わけであるから、本間にとって、何とも時間に余裕がないまことに慌ただしい慶応2年ということになる。また仮に本間がイギリス・フランス・ロシア・北アメリカ・中国と広範囲に渡航したとするならば、それは一度にではなく、慶応年間（1865～1868）以前から、数年の内に何度かに分けて各国へ渡航したものと考えられる。いずれにしても本間郡兵衛の渡欧についてはその事実の有無の検証を含めて今後の課題にしたい。

- 37) 酒田市史編纂委員会編『酒田市史年表』改訂版（酒田市、1988年）の慶応2年12月の項では、「薩摩開成館の英語教師〔英学訓導師〕をしていた本間郡兵衛が大和方コンパニー（薩州商社）に本間家を参画させる等のため来酒〔来酒田〕する。藩〔庄内藩〕では薩摩のスパイと疑い、監視する。郡兵衛は日本最初の株式会社である薩州商社を立案したと思われる」（283ページ）と記されている。これは、石河宛本間文書Ⅰで本間郡兵衛が、北国交易実施のため、特に蝦夷地の実地調査のため、「来春（慶応2年）早々暫時帰省（帰酒田）」したいと述べていた事柄と照応しているかのよう見えるが、いくつかの誤解が混じっているであろう（しかし現在においてさえ薩州商社研究蓄積は貧弱な状況にあるのであるから、当時のこうした誤解はやむをえないものであり、むしろ、『酒田市史』及び『酒田市史年表』における薩州商社への言及や関係史料の収集の先駆性こそ高く評価すべきである）。まず、薩州商社の原型となる

「コンペニー^{とりひだて}取企一条」（この段階ではまだ会社名無し）が打ち出されるのは慶応3年初頭であり、明確に社名「薩州商社」（日本初の正式な社名）を掲げて商社取建宣言がなされるのは、同年6月に出された「薩州商社発端」「薩州商社条書」によるのである。同年8月、本間は、出来たばかりの「薩州商社発端」「薩州商社条書」や「薩州商社名籍」を持って酒田入りしているから、『酒田市史年表』でいう慶応2年12月の本間郡兵衛の酒田入りは、慶応3年のことと混同しているであろう。だが、『酒田市史年表』での「大和方コンペニー（薩州商社）」という表記は、「大和商法並にコンペニー一条」「大和方且コンペニー一件」（慶応3年2月12日付小松帯刀宛伊地知壯之丞書翰／東京大学史料編纂所蔵「伊地知貞馨関係文書」）に照応しているので、「大和方コンペニー（薩州商社）」という表記は、「伊地知貞馨関係文書」など関係史料や関係文献から何らかの形で触発されたものと思える（また『酒田市年表』で「薩州商社」に多少言及しているのは、「薩州商社名籍」や「薩州商社発端」「薩州商社条書」など、本間郡兵衛が酒田にもたらした史料を参照したことから来ているであろう）。本研究が発表してきたように、薩州商社取建は、慶応3年、従来の「大和方（大和交易方）」「大和商法」とも称される大和薩州産物会所交易の再興（薩州産物会所交易全体の再興でもあった）を薩州商社取建に再編していく（各薩州産物会所を薩州商社各支社に再編していく）ものとして出発したのである（長谷川洋史『「薩州商社」取建計画と薩摩藩『大和交易方』^{コンペニー}の商社への改編計画との関係についての概論』〈東亜大学『経営学部紀要』第4号、1995年7月〉を参照）。さらにいえば、『酒田市史年表』では「郡兵衛は日本最初の株式会社である薩州商社を立案したと思われる」とあるが（薩州商社と石河確太郎の関係についての確認がほとんどなかった当時の段階ではこうした推測は至極当然である）、本研究は、「薩州商社条書」「薩州商社発端」起草についての責任ある中心的存在は、小松帯刀宛伊地知壯之丞書翰でも「コンペニー（後の薩州商社）^{とりひだて}取企一条……石川（石河確太郎）へ托し手を付け申し候」と述べているように、百間町グループの中心的存在であった石河確太郎としている。本間郡兵衛の「薩州商社条書」「薩州商社発端」起草の関与は、本稿本文で紹介した石河宛本間文書Ⅰ・Ⅱにも見られるように、相当大きなものであったことは推測できるが、その精確な度合を定めることは本研究の重要課題のひとつである。現在、「薩州商社条書」「薩州商社発端」起草に何人参加したかは明確にしていない。たとえば、元中津藩家老奥平壱岐も何らかの形で起草に参加した可能性も考えられる（本稿(2)参照）。現在、本研究は、「薩州商社発端」「薩州商社条書」は石河確太郎と本間郡兵衛の共同起草したものを基本にして作成された」とすることが一番正確ではないかと認識している。またさらにいえば、「日本最初の株式会社である薩州商社」というのは、会社制度の概念規定から厳密にいうと、正確でない。薩州商社の会社形態は、社則「薩州商社条書」の内容からすると、まだ株式会社の形態に至ってはいなく、合資会社の形態に近いものと理解できる。確かに「益金（薩州商社獲得利潤）配当」に関する薩州商社の「本人受取証文」は株券に類似したものであり、薩州商社には、株式会社へと接近していく要因を大いに内包しているのである。薩州商社の会社形態とは、〈合資会社から株式会社へと展開していく過渡的形態〉とする理解が妥当であろう（詳細は長谷川

洋史『『薩州商社条書』の解析(4)(5)』〈東亜大学『経営学部紀要』第15号・第16号、2001年10月・2002年2月〉を参照)。いずれにしても、『酒田市史年表』で記している〈慶応2年12月の本間郡兵衛の酒田帰省〉は石河宛本間文書Iで本間が〈北国交易についての現地視察のため慶応2年に一度酒田へ帰省したい〉と述べていたことを反映したものであると理解できるのであり、〈慶応2年の本間の酒田帰省は、慶応2年初頭から12月頃までの間のある時期〉と理解してよいであろう。

- (38) 白崎良弥編纂『酒田港談』、光丘文庫、非売品、1920年、光丘文庫所蔵。同書で記された、本間郡兵衛の死に至るまでの経歴についての全文は次の通りである。「(慶応4年)七月十九日、本間郡兵衛没す、年四十七。郡兵衛は酒田本町二丁目日本間信四郎(新四郎)の次男なり。幼名規矩治、後ち光喜と改む。字は有得、眉仙、北曜は其号なり。容貌秀麗、文才煥發、江戸に出で、蘭学を杉田成卿(1817文化14~1859安政6/杉田玄白の孫)に受け、傍ら丹青(絵画)を北斎卍翁(葛飾北斎)に習ひ、彫刻を友親(根付師山口友親/1800寛政12~1873明治6)に受く。又滝沢馬琴の風を慕ひ、其家に入出入し、親しく指教を馬琴の女某に受く。安政二年、幕府、蕃書取調所を設立し(正確には安政2年<1855>)に開設準備がなされた洋学所が翌年安政3年に蕃書調所と改称して開設された/蕃書調所はその後、洋書調書所、開成所<薩摩藩洋学校の開成所とは別>と改称され、維新後は、大学南校、開成学校、東京開成学校を経て東京大学へと発展していく)、鷺津毅堂(儒学者・尾張藩校明倫堂督学・永井荷風の外祖父、後に明治政府司法省に任官/1825文政8~1882明治15)を所長となす。都下の学士二十人を選び、之れが僚属となし、以て洋学を研究せしむ。郡兵衛、其任に当り、同三年長崎奉行伊沢美作守の子息と共に長崎に赴き、和蘭の通弁に従事し、同所にて北米人神学博士フルベッキに就き洋書を刻苦研鑽し、(開成所蘭学教授石河確太郎の要請に基づき)薩州藩主島津公に聘せられ、西洋学館即ち開成所訓導師を勤む。欧米諸国を視察し、慶応三年六月大坂より船に航して帰国(酒田に帰省)し、明治元年(正確には慶応4年)、幕府退転の際、藩吏の疑ふ所となり、鶴岡池田氏に幽せられ、酒を恣まゝにして憤を洩らし、一日其家に頓死す。伝ふるに脚氣衝心を以てするも実は毒殺せられたるなりと」(漢字の一部を現在のものに換え、句読点を補った。括弧内とゴシックとルビの一部は長谷川による)。石河確太郎は弘化3年(1846)に和州高市郡石川村(現奈良県橿原市石川町)を出て、後に江戸で蘭学者杉田成卿の塾に入門し長崎遊学もおこない、フルベッキを洋学の師としているので、本間郡兵衛と石河確太郎の交流は、江戸での杉田成卿塾入門や長崎遊学などを通し、オランダ系宣教師フルベッキ(本稿(1)参照。大学南校教頭や太政官顧問など明治政府の要職を歴任するも、晩年は伝導に専念、アメリカ人伝道師ヘボン<安政6年来日・明治25年帰国。いわゆるヘボン式ローマ字綴方を発案/1815文化15~1911明治44>らと明治学院を創設し、本間死去から31年後、石河死去から4年後、明治31年に日本で死去)を共通の師として、始まったものと理解できる(長谷川洋史「石河確太郎年譜(1)」〈東亜大学『研究論叢』No.46、2001年12月〉参照)。また、本間郡兵衛は、中浜万次郎(ジョン万次郎/1827文政10~1898明治31)とも交流があり(おそらくは薩摩藩洋学校開成所の英学が関係している)、郡兵衛宛万次郎書翰が本間新四郎家文書内と本間美術館に現存している。「欧米諸国を視察し」については、慶応3年2月8日付小

松帯刀宛伊地知社之丞書翰（本稿(1)参照）では「本間邦兵衛（郡兵衛）も先日上坂仕り候」とあり、慶応3年2月頃には、本間は大坂に居たことは明確であり、その時期は定めがたい。本稿注(86)で述べた薩摩藩家老岩下方平の渡欧は、慶応2年12月に日本を出航し、翌年慶応3年（1867）1月にパリに到着しているもので、これに本間が随行するというのは時期的に無理なのである。「慶応三年六月大坂より船に航して帰国（酒田に帰省）し」については、本間郡兵衛の兄本間信九郎（新四郎・礼蔵）が「（弟郡兵衛は）便船にて当月（慶応3年8月）十五日着岸、私方（酒田の本間信九郎方）へ罷越し逗留在り申し候」（本間新四郎家文書。前掲『酒田市史』史料篇第4集海運篇下、247ページ）と記しているのが、本間郡兵衛が慶応3年8月15日に船便で酒田入りしたのは間違いなく、その船便は大坂出航のものであるとするのも理に合っているが、同年6月付で「薩州商社発端」「薩州商社条書」は、大坂百間町薩州蔵屋敷にて起草を終えたばかりなこと（本研究では、本間郡兵衛は、慶応3年初頭から同年6月にかけて、大坂百間町薩州蔵屋敷にて、石河確太郎を中心にした「薩州商社発端」「薩州商社条書」の起草・作成作業に、非常に重要な役割をもって参画していたものと理解している）、酒田着が8月15日であることを考慮に入れると、本間郡兵衛の酒田へ向けての大坂出立は、6月よりもう少し後であることも考えられる。いずれにしても、本間郡兵衛は自らが主体的に起草に参画し、脱稿した直後の、まだ湯気が昇り立つような「薩州商社発端」「薩州商社条書」を酒田にもたらしたことは確かなのである。本間郡兵衛終焉の地、鶴岡の類縁池田家（本間郡兵衛の母方の親戚）は、山王日枝神社そばの般若寺（現山形県鶴岡市日吉町の神社も寺も現存）裏辺りにあったが、そこからは現在でも金峰山がきれいに望める。

(39) 前掲「桂氏書類（桂久武所蔵書類）」。

(40) 幕府は、1799年（寛政11）に東蝦夷地を7年間の仮直轄とした際、それに応じて蝦夷地交易もそれまでの場所請負制を廃して、幕府が蝦夷地交易を直接的に運営する「直捌制度」を採用したことがある。直捌制を実施する際、幕府がまず排除したのは場所請負制の中心となっていた近江商人であった。函館市編集『函館市史』通説編第1巻（函館市、1980年）では次のように記している。「幕府直轄下の蝦夷地経営は、多分に国防的観点を前面に押し出し、松前藩政下の弊害の多かった商人による場所請負制度を廃止し、幕府自ら直接に経営する、いわゆる直捌制度をとったのである。従って従来請負人の手によって行われてきた、蝦夷地における住民（アイヌ）の撫育・介抱はもちろん、それによって生産された産物の交易集荷、流通の面に至るまで、全面的に幕吏の手によって統制運営された。その具体的な方法として、住民の動揺を考え、場所における支配人・通詞・番人などは、おのおの希望にまかせ、これまでの通り使用することになっているが、**監督を嚴重にして特に松前藩と直結した近江商人団を排除し**、天明期〈1781～1789〉前後から成長した伊達林右衛門、栖原角兵衛、阿部屋伝兵衛、高田屋嘉兵衛などの新たな商人を積極的に登用したところに、一つの大きな特徴が見られる」（443～444ページ／ゴシックとくく内は長谷川）。このことは、場所請負制における近江商人の既得権と支配力の巨大さを逆によく示している。14年後、1812年（文化9）に幕府直轄のまま、場所請負制は全面的に復活される。しかし、直捌制の際に排除の標的にされてしまった近江商人は、場所請負制復活後も幕府権力か

ら冷遇され、蝦夷地交易と場所請負制における近江商人のかつての勢いは、大幅に削がれてしまった。このことについて、淡海文化を育てる会企画・サンライズ出版編『近江商人と北前船—北の幸を商品化した近江商人たち—』（サンライズ出版、近江文庫20、2001年）では、次のように述べている。「松前藩の特権商人として繁栄をしてきた近江商人であったが、幕府の権力が北海道および松前藩の支配から幕府の直轄地となった北海道には他の地域からの商人がやってきた。以前からの特権商人であった両浜（琵琶湖沿岸の八幡^{はちまん}と柳川・薩摩）商人に対して阿倍屋、飛騨屋がまず最初に松前藩の権力と結んで対抗してきたが、結果は失敗に終わった。しかし支配力が変化すると紀伊藩をうしろ盾とした栖原屋、江戸に本店を置く伊達屋、そして淡路の高田屋嘉兵衛など御用商人として活躍を始めた。寛政十一年から文化九年（1799～1812）の間は近江商人は御用を命じられず、北海道での近江商人の勢力は次第に薄れてきた」（117～118 ページノルビとく）内は長谷川。以下同書からの引用について同じ。

本間郡兵衛が石河確太郎へ蝦夷地交易について報告した幕末期慶応元年・2年頃には、蝦夷地における近江商人の昔日のような商勢は薄れていたわけである。しかし、蝦夷地交易の先駆として、蝦夷地交易の積年の実績と経験を持つ近江商人の存在は、蝦夷地交易に着手しようとする本間や石河にとって大きな意義を持つものであることには変わりないものと理解できる。

- (41) 福島町史編集室編『福島町史』第2巻通説編上（福島町〈北海道松前郡〉、1995年）の第4章「幕末から明治維新の福島」佐藤匠「近世後期における蝦夷地支配機構—第一次幕領期箱館奉行の分析—」（高崎経済大学地域政策学会『地域政策研究』第4巻第4号、2002年3月）参照。
- (42) ラックスマンは、伊勢国の船頭大黒田光太夫ら日本人漂流民の日本への引渡しを来日理由にした。ラックスマンの通商要求は拒否されたが、大黒田光太夫らは、江戸で生涯軟禁生活となるものの帰国を果たした。
- (43) ヨーロッパでのいわゆるナポレオン戦争（1796～1815）などの影響で、ロシアの南下政策の一環としての蝦夷接近も次第に消極化していった。
- (44) 前掲『函館市史』通説編第1巻では、直捌制廃止と場所請負制度再開の原因について、次のように記している。「幕府の蝦夷地経営も直捌きによって『介抱を専ら取計』らしい、住民も安堵してしだいに生産を増強させたが、しかしそこには幾多の矛盾があった。すなわち、直捌によって益するところは、官営のような大資本を投じて初めて望み得る資源の開発にとどまり、常時の経営に移されると、民営に比べて手続がはなはだ煩雑なばかりか、そのうえ官吏は経済観念に乏しいため無用の失費を要し、多くの利益を望むことはできなかった。なぜならば、直捌は、まず住民であるアイヌに供給すべき貨物を商人から仕入れ、これをアイヌと交易し、交易して得た産物は再び商人の手を経て販売しなければならなかったからである。従ってその間における幕府の人件費をはじめその他の経費が非常にかさんでいったのは当然である。そこで勘定奉行などは、そもそも交易のことは元来町人の業であるから、これを相応の者に委任して手当を与え、自力で仕入れをさせ、仕入金高の幾分を利得として給与し、幕吏はただ監督だけにとどめたならば、経費および人員も節減することができるという意見であった」（451～452 ページ）。ここには、国家が事業をおこなうことの欠陥がよく表され

ている。国家が、〈介抱を専ら取計らう〉との住民撫恤の麗しい非私的利益の観点・一般的福祉の観点を理念を打ち出しながらも（国家とはいつの時代においても、私的な要因によって成り立つ社会に対して、非私的な普遍性として、自己を表明しなければならぬ存在である）、それを現場で実施する段では、実権を持った現場役人の在り方ひとつとっても、「松前表御役人の儀、当春迄は調役並びに下役・在住毎夜相集り酒宴を催し、酒狂の上遊女町え罷越候ものもこれ有る趣にて、毎夜会合の事故多分の入用も相掛り……都て衣類等も美服を着し、下役・在住に至るまで専ら毛類の羽織・銀させる等相用い候儀にて、至って風俗も宜しからず、右に準じ暮し方の儀も分限不相応なる趣に御座候」（『蝦夷地御用内密留』の「文化五辰十一月 松本又右衛門差出候松前並道中筋風聞書」／前掲『函館市史』通説編第1巻に掲載、543ページ）という体たらくに墮し、結局は、「民営に比べて手続がはなはだ煩雑」「官吏は経済観念に乏しいため無用の失費を要し」というように、利益追求を肯定する民営に比して、逆に国民全体の富や利益を膨大に損なってしまう（浪費してしまう）のである（これはアダム・スミスが18世紀末に理論的に指摘して以来、現在の国家による年金事業（社会保障制度）の破綻的状况に至るまで古今東西の事実である）。

- (45) 前掲『福島町史』第2巻通説編上の第4章「幕末から明治維新の福島」参照。
- (46) 酒田市史編さん委員会編『酒田市史』改訂版・上巻、酒田市、1987年、491～493ページ。[]内とルビの一部は長谷川による。
- (47)、(48) 酒田本間家は、酒田湊の町人による自治組織「三十六人衆（おとど）（大人）」（本稿注(6)参照）の中心的存在であった。幕末・明治の6代本間外衛光美に至る本間家の経緯の概略について、前掲『酒田市史』改訂版・上巻の第3編「江戸時代の酒田湊」第3章「湊のにぎわいと豪商たち」第4節「出羽の豪商本間家」、同下巻の第1編「明治前期の酒田」第1章「戊辰戦争と酒田」、前掲『酒田市史年表』改訂版、阿部正巳著『庄内人名辞書』（阿部久書店、1972年）、庄内人名辞典刊行会編『新編庄内人名辞典』（庄内人名辞典刊行会、1986年）、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、1981年）、を基にして、本間郡兵衛のことを盛り込み、次のようにまとめた。[現在の本間家は、本間久四郎原光を本間家中興の祖の初代としている。本間家系図でわかりえる初代原光以前の存在は、初代本間主計光重、2代本間筑後守主計、3代本間主計忠光、4代本間主計（後に久左衛門と改める）、である。初代原光は、初代本間主計光重から数えると、5代目となる。初代本間主計光重は、永禄年中（1558～1570）に酒田に居住したと伝えられるが、元は越前国（現福井県辺り）かあるいは相模国（現神奈川県辺り）の出自とされている。3代本間主計忠光は本町一丁目に住んで商業を営み、4代本間主計（久左衛門）は財を成して初めて三十六人衆に加わる。(1)初代本間久四郎原光（1674延宝2～1740元文5／諸説あるが4代本間主計の二男らしい）は、元禄2年（1689）に16歳で現酒田市本町一丁目の南側辺りにて分家して「新瀉屋」と号し、家業を興隆させ、宝永4年（1707）には三十六人衆に選ばれて酒田の指導者として成長する（初代原光は、商人として活動する時には「久四郎」と名乗ったので、「本間久四郎」は、本間家本家（宗家）を意味する場合がある）。初代原光の頃、本間家は、米・蠟・古手・薬種・瀬戸物・小判・銭などを扱って上方と取り引きする他、廻

漕業（廻船業）や倉庫業など手広くおこない、また巨大地主として田地経営も展開していく。晩年、初代原光は、禿情と称した。「禿情」は「愚禿親鸞」を惹起させるものがある（「愚禿」との謂は、く僧にあらず俗にあらずの愚者おろかなもの）という、親鸞独特の思想的自己規定をよく表している）。本間家の菩提寺は浄土真宗東本願寺派の淨福寺である。初代原光は、「一生の大意は唯、死に有り、萬日の所務は是れ前に有り（原漢文）世の中にまへかすとすれば、しりえなる、さきだつ人は、のこるおしへよ」と禿情号で書き残している。初代原光は、真宗の念仏信心を核として家を興し、商売を営んだことが推測できる。(2)2代本間庄五郎光寿みつとよし（1692元禄5～1754宝暦4）は初代原光の長男であり、初代原光隠居後に家督を継承するが、次男本間新四郎光吉（新蔵／この分家次男本間新四郎の血統が本間郡兵衛へと至る）と三男本間新十郎重光が家業を補佐し、2代光寿が晩年隠居した宝暦元年（1751）には、天才の相場師とうたわれることになる35歳の本間宗久光信（1717享保2～1803享和3/2代原光の五男古作）が、新四郎光吉ら兄たちとともに本間宗家の家業運営の委託を受け、米相場で巨利を博したり、座頭連判貸しを創始するなどして、本間家の大をなした。(3)3代本間久四郎・四郎三郎光丘みつおか（1732享保17～1801享和1）は、2代光寿が没した宝暦4年（1754）に22歳で宗家家督を継いだが、その翌年、米相場などで絶大な経営の手腕を発揮していた叔父本間宗久を義絶した。3代光丘の持つ本間宗家の支配権限と、分家でありながらも宗家を凌駕する程拡大した本間宗久の経営実権の間に不和・確執が生じたのである。3代光丘は、宝暦10年（1760）・13年（1763）に庄内藩主酒井忠寄に大金を献じて、三十人扶持を与えられて、御手廻格御小姓頭支配という準藩士扱いとなり、明和4年（1767）には御小姓格として藩士に登用され御家中勝手向取斗とりはかりに任命され、以後累進して御供頭次席・禄500石・三十人扶持、御郡代と同格、藩主への随時謁見の殊遇を与えられる権臣となった（3代光丘以降、本間家当主は商人にして武家の身分となる）。商人武士として3代光丘は、備荒（凶作対策用）貯蓄勸献納・瑞賢倉（河村瑞賢が建設した幕府米貯蔵庫）営繕・江戸藩邸造営や窮迫せる藩財政の再建築「富国足民政策」の立案実行など、家老水野重誠らとともに庄内藩の政治経済を担当するまでになる。商人としても3代光丘は、絶倫的な理財手腕を発揮する。3代光丘は、商業の力点を、所有船による京都・大坂との必需品の交易から、より安全有利な高抜田といわれる年貢の安い田地の集積と一般金融や藩の貢米や米札引当または不動産担保にした大名貸に移行させた。その大名貸の財力は庄内藩だけではなく、米沢・新庄・矢島・本荘・津軽の諸藩に大金を融通した。この他、3代光丘は、救済貸しや施与、西浜の植林事業（いわゆる光丘砂防林、これにより60年後酒田は長年の風砂の災害からまぬがれる）など、酒田町民のための救済奉仕に率先して尽力した。俗謡に「本間様には及びもないがせめてなりたや殿様に（酒井様）」と唄われる程の本間家の声望と全国長者番付にもその名をつらねる富豪の地位は、3代光丘の時に確立した。3代光丘が、初代原光に次ぐ本間家中興の祖と高く評価される所以である。また、崇神尊仏の念に厚く、其山の俳号を持つ3代光丘は、玄武坊に美濃派の俳諧を学んだ、酒田俳林に重きをなした知識層でもあった。本間郡兵衛の系譜についていえば、3代光丘は、自分が藩士として鶴岡役所出仕中は、郡兵衛の4代前の祖である分家本間新

四郎光味みつちかに、「お店正五郎」(3代光丘みつせの店名「正五郎」が表す「本間正五郎」とは法人のような擬制的なもので、本間正五郎なる実際の人物はいない)の経営を任せた。新四郎光味は、「お店正五郎」の代人・親方(本家・宗家の当主の「旦那」に対して「お店の旦那」とも呼ばれる)として、「お店正五郎」の実際上の経営権を持った。

(4)4代本間外衛光道とよのぶ(1757宝暦7~1826文政9)は、父光丘の跡を承けて庄内藩士となった。船場町に弥三郎名義で新間屋をつくり、蝦夷地交易や津輕藩や南部藩とのあきないを活発にしたことは、4代光道の功績である。4代光道は、荷物運搬の便をはかって、文化14年(1817)に船場町から出町明神(現皇太神社)前に達する石段(明神坂)も造成した。4代光道と分家新四郎光味の代は、まさしく石河宛本間文書Iで本間郡兵衛が「私祖父御用相勤め候儀も之有り、右御領地産物の儀如、何様にも相談相成るべく申す哉」と自負するところの、本間家が蝦夷地交易を積極的に展開する時期であった(本間郡兵衛は、4代光道が70歳で没する5年前に誕生している)。しかし、4代光道が、分家で大叔父の本間新四郎光味を義絶するという事件が起こる。3代光丘の代以来、「お店正五郎(後に4代光道は「正七郎」と改名)」の代人・親方、「店の旦那」として、あくまでも本家に従属すべき分家の枠を超える程、新四郎光味の経営権の独自性が強まり、遂には4代光道の持つ本家の支配権限と確執を起したのである。この義絶事件は、4代光道の父3代光丘がその叔父本間宗久をかつて義絶したことと見事な相似形をなしている(新四郎光味は初代原光の次男、宗久は初代原光の五男であり、両者とも2代光寿以来、有力分家として本間本家の経営実権を担ってきて、両者ともその経営的力量を本家の支配権限の領域を脅かす程に拡大させた)、本間郡兵衛に至る分家本間新四郎家の本間一門における位置づけ、大きな経営的手腕を持つ有力分家でありながら、それゆえに本家から一定の距離を置かれる微妙な位置づけを象徴しているといえる(「私祖父御用相勤め候儀も之有り、右御領地産物の儀如、何様にも相談相成るべく申す哉」と本間郡兵衛がいう時、本間郡兵衛の内面には、本間家一門としてのポジティブな自負だけではなく、4代光道による新四郎光味義絶事件のネガティブな記憶も強く惹起されたはずである)。また、俳号美杜李を持つ4代光道は、蕉風復興を唱える俳人常世田長翠(4代光道が船場町に建てた家に住み、俳句の他に作庭・茶の湯・琴なども教えた酒田文化の大功労者)の高弟であり、父3代光丘同様の文人、知識層であった。4代光道は、庄内藩士で学者である娘婿菅基を江戸・京都に遣わして多くの図書を購入させた(これが現在の光丘文庫蔵書の基本を成している)。また、4代光道が、地元民衆の冬季失業救済事業として建てた別荘・庭園は、現本間美術館になっている。(5)5代本間外衛光暉(1803享和3~1869明治2)は、3代光丘の弟光治の子、本間弥十郎光敬の次男であり、4代光道の嫡子となり文政8年(1825)に宗家の家督を継ぐ。天保11年(1840)に庄内藩の長岡転封が幕府より命ぜられる事態が起こる(川越藩主は庄内へ、庄内藩主は長岡へ、長岡藩主は川越へ移すといういわゆる三方領地替さんほうりょうちかへ)と、5代光暉は、これを阻止するために奔走し多額の献金を投じて転封止めの原動力となった(結局、天保義民・天保一揆といわれる庄内藩内農民による「百姓たりとも二君に仕えず」をスローガンにした歎願・直訴の反対闘争によって翌年、三方領地替は中止となった)。5代光暉は、異国船の

北海出沒に対して藩に大砲を献納し海岸警備に力を尽くすなどして、昇進して郡代次席となるが、文久3年(1863)には退官・隠居して家督を6代本間外衛光美に渡す。本間郡兵衛が石河碓太郎とともに薩州産物会所交易・北国交易に取り組んでいる文久3年頃の本間家宗家の当主は5代光暉から6代光美への変わり目だったわけである。また5代光暉は、閑楽と号し、玉川遠州流の茶道に親しむ風雅の人でもあった。(6)6代本間外衛光美(1836天保7~1913大正2)は、文久3年に米沢藩に御用金5千両を提供し、元治元年(1864)、庄内藩から軍用金3万両を即時提供の命を受け、1万両を献納し、残2万両を分割提供する。慶応4年(1868)2月に庄内藩が奥羽列藩と同盟して、官軍との決戦に備える状況になると、同年4月、6代光美は、庄内藩の軍用金才覚・軍用品買上御用・大浜取締役となり、銃器購入については本間一門の本間耕曹(友三郎/1842天保13~1909明治42)らを横浜・新潟・箱館に出張させ、オランダ商人エトアル・スネルらと、もし酒田が戦場になった場合、武器は仙台で陸揚げする約束で武器購入契約を結んだ。その3ヶ月後の同年7月に、鶴岡に幽閉された本間郡兵衛は、横死する。慶応4年に入ると、宗家6代光美及び本間家一門が官軍・薩長軍との対決姿勢を日々急速に強めていく中で、本間郡兵衛が、そうした姿勢とまるで反比例するかのよう、薩摩藩を背景にした薩州産物会所交易参加や薩州商社への入社を6代光美や本間一門に強く勧めていったことに、本間郡兵衛の悲劇があった。本間一門も積極的に参加して、庄内藩と官軍は戦火を交えたが、本間郡兵衛横死から2ヶ月後、9月(元号が慶応4年から明治元年に変わった)、庄内藩は官軍に降伏した。しかし、西郷隆盛は、庄内藩に対してきわめて寛大な処置をとった(以後、西郷に対する酒田市民の感謝の念は厚く、戦後昭和50年に酒田市飯盛山に市民有志によって南洲神社が建立された)。庄内藩は、先の慶応3年12月、翌年の鳥羽伏見の戦へと展開する契機のひとつとなる、庄内藩兵ら2千余が江戸・三田の薩摩藩屋敷を焼き払う事件(その際に大砲配置など作戦を練ったのは本間耕曹)を引き起こした主体であったのだが、この薩摩藩の庄内藩に対する寛大な処置の背景のひとつに、庄内藩・酒田出身の本間郡兵衛の多年にわたる薩摩藩事業への貢献、とりわけ薩州産物会所交易構想・薩州商社取建構想実施への本間郡兵衛の献身・殉死があったと考えてよい(特に石河碓太郎ら百間町屋敷グループが盟友本間郡兵衛の悲劇的な献身・殉死をもって、庄内藩への寛大な処置を西郷や小松帯刀ら薩摩藩要路に強く訴えたことは想像するに難くない)。明治政府のもとでは、6代光美は、羽州鉾山取扱・酒田梶権大属・勸農掛などの役職を歴任し、乾田耕作法・馬耕奨励など近代的な農事改良に尽力し、自らも本間農場を開設・運営した。そうして、6代光美もまた、一面、5代光暉と同じく、遠州流の茶道をよくする風雅人・知識層であった。]また、前掲『酒田市史』改訂版・上巻では、維新後、勝海舟が、『氷川清話』で、本間家のことについて言及し評価していたことを指摘し、「海舟はかつて本間家の支族出身である本間郡兵衛にでも本間家の話をきいて、そのことが頭にあってこのことば(『氷川清話』での本間家についての言)が出たものと思われる」と記しているが(599ページ)、その『氷川清話』での該当箇所は次の通りである。「昔の日本は、豪族の力で維持せられていたのだ。それは、歴史を読むとすぐわかるが、国家のために骨を折って戦いなどした人は、皆

この種類だよ。あの畠山重忠のごときも秩父の庄司だ。豪族割拠などといって、恐れるものもあるけれど、けっして恐れるべきものでない。旧幕のころにも、おれは豪族保護の議論を提出したことがあったよ。外国へ対するときなどには、なかなか必要ある勢力になるものだよ。いまごろでも地方からこんな種類の人がくると、おれはよく教えて帰すが、しかし、今は真に豪族といわれるほどの人は少ないよ。まあ東北の本間ぐらいのものだろうよ」(勝部真長編『氷川清話』、角川文庫、1972年、143ページ)。小松帯刀はじめ薩摩藩要路との交流が深く、洋学の造詣も深かった勝が、蘭学者石河確太郎や英学者本間郡兵衛など、薩摩藩雇の先鋭の洋学者たちと何らかの交流があって当然といえる。「海舟はかつて本間家の支族出身である本間郡兵衛にでも本間家の話をきいて、そのことが頭にあって……」ということも大いにあり得ることである。いずれにしても、『氷川清話』では、西郷隆盛や島津斉彬など、辛口の勝が一目置き大きく評価する人物が列記されている。勝の本間家への言及・評価は、幕末・明治期の本間家の存在の大きさの一端がよく反映されている。

(49) 前掲『酒田市史 改訂版』上巻、585ページ。

(50) 石河確太郎の経営理念については、まず3つの基礎要因から成り立っている。その3つの基礎要因とは、「超過利潤の観点」(本稿注20参照)と「三方便利融通」(本稿(1)参照)と「物優に価卑」(本稿(1)参照)である。「超過利潤の観点」は短期的ではあるが、薩摩藩を中心にした特殊な利潤獲得の実現である。それに対して、「三方便利融通」は、交易に参加したもののすべての普遍的な利潤獲得の実現であるので、一見すると「超過利潤の観点」と「三方便利融通」は矛盾する観があるが、シュムペーターの「新結合(イノベーション)」の概念を借りていえば(本稿注33参照)、「超過利潤的観点」のような生産・流通での「新結合(イノベーション)」を遂行しえる特殊な経済主体の行動があってこそ、普遍的な経済水準全体を引上げる「三方便利融通」を実現しえることになるのである。つまり、「超過利潤の観点」は「三方便利融通」を実現するための現実的動力なのである。石河は、この「超過利潤的観点」と「三方便利融通」を同時実現することによって、真に普遍的に「物優に価卑」が実現されるとした。石河が最終的に目指したものは、この「物優に価卑」がより普遍的に実現された世界であった。したがって、「超過利潤の観点」は、最終的には「物優に価卑」を実現するための現実的動力でもあるわけである。こうした経営理念の基礎に立脚して石河は、経済の質の尺度を、一国内ではなく、世界水準に求めるのである。世界に対して開くことのできない或いは世界で通用しえない経済(及び技術も知識も)は「真の経済(及び技術や知識)」ではないとするのである。特殊な経済主体のみの「超過利潤的観点」の実現だけだとそれ程困難ではないが、それが同時に交易参加主体全部についての「三方便利融通」の実現となり、最終的には「物優に価卑」の実現へと展開できる契機となるような方法とは相当困難である。しかし、それこそが石河が常に自らに担わせた経営的命題であった。石河の経営的命題あるいは経営理念からすると、すでに薩摩藩一藩の特殊な利益は超えられている。薩摩藩組織が固執する一藩としての特殊性と石河の経営的命題あるいは経営理念からくる普遍性との本源的対立は、石河らによる経済・技術改革構想の実施段階で幾度も発露し、遂に和解することなく終

わったのである。

- (51) 蝦夷地交易での鯡が江戸期において占める大きな意味について、前掲『近江商人と北前船—北の幸を商品化した近江商人たち—』は、次のように丁寧に紹介している。「北海道、松前の城下に店を構えた近江商人は漁業に多額の出資を行い、積極的な漁場を開発したことから、北海道のニシン漁は盛んになった。当時の北海道では、漁民からの支払いはニシンで支払う方法をとっており、米ができない土地でのニシンの価値は大きかった。通常ニシンは『鯨』の字を使うが、松前藩では『鯡』と書いた〔石河確太郎宛本間郡兵衛書翰でも『鯡』と表記されている〕。つまり『ニシンは魚に非ず、海の米なり』ということで重要な食料とみなしている。『魚名考』の中に『ニシンは二身の意、身を二つに割ることの意。(中略)カドの内臓を除き二つに割きて干したるものをニシンと呼ぶ。腹部の方は肥料となし、背肉の方をミガキ〔身が欠く〕と称して食用とす。多くは貧人の食となる』と記されている。……漁場の開発と魚具の改良でニシンの漁獲量は増大し、腹部を干した端ニシン、背部を干した身欠き〔ミガキ〕ニシン、カズノコに分けられ、端ニシンや油を絞った後の『^{しめ}かす』が肥料とされた。江戸時代初期にはイワシが魚肥となったが、ニシンのほうが効果が大きいことからイワシにかわる肥料としてニシンが登場し、多くが肥料として出荷された」(156~157 ページ/[] 内とルビは長谷川)。鯡は、江戸期において、民衆の食料と耕作用肥料として需要が高く非常に重要な商品であったわけであり、その鯡の商品化促進に果たした近江商人の役割は非常に注目できる。
- (52) 瀬戸内海沿岸の三田尻は、江戸中期より戦後昭和30年代(1960年代)に至るまで国内有数の塩田地帯であった。
- (53) 石河確太郎らの薩州産物会所交易及び薩州商社取建構想が、その対象とする地域の商人(町人)・農民層を徹底して終始一貫、中核に据えたものであるのに対して、五代才助や寺島宗則らの商社(会社)取建構想は、諸大名の出資・連合を中核に据えたものであった。たとえば、薩州産物会所交易実施に関して、石河確太郎・武二郎兄弟ら大坂薩州百間町屋敷グループの、葛下郡繰綿問屋の村島屋など和州側商人(町人)・農民層との地を這うような粘り強い交渉があったし、薩州商社についても、「薩州商社条書」の、第2条「一名(一人)にて幾株(1株は5,000両)入社致し候共、又は幾名(幾人)にて一株入社致し候共、勝手為るべき事」、第5条「株金代として其国の産物差出候儀、時宜次第為るべき事」、第13条「商社元占(薩州商社経営担当者)は自国社中(該当地域の薩州商社支社)の惣代相兼、一ヶ国より一人ずつ其国社中の目鑑(目利き)を以て人柄相選び、商社へ差出置き申すべき事」は、1株5,000両という巨額を複数名で分割して出資・入社してもよく、しかもその出資は現金に限らず、その地の国産物による物納でも可能であるとしたこと、薩州商社経営実施権は、伝統的に商人(町人)・農民の代表者を意味する「惣代」として、薩州商社支社社員から選出された「商社元占」が担うということなどは、薩州商社の運営主体は徹底して商人(町人)・農民層であることをよく表している(もちろん薩州商社への出資者の対象として諸大名・武家層も含まれているのではあるが、薩州商社出資者・社員の中核はあくまでも商人<町人>・農民層である)。またたとえば、「薩州商社発端」では、「商

税」には「シャフゼイ」(しょうぜい)と音読みの片仮名ルビだけではなく、「アキナヒウンゼフ」(あきないうんじょう=商い運上)というその漢字の意味を表す片仮名ルビも記すというように、文中の主だった多くの漢字の左右にわざわざ2種類のルビを施してあるのは、漢字に余り明るくない地域商人(町人)・農民への配慮に満ちたものであった(「薩州商社発端」「薩州商社条書」については本稿注54参照)。これに対して、五代才助らの^{ベルギー}比義商社取建構想では、出資主体は、大名・薩摩藩と日本の小大名に匹敵する伯爵モンブランであり、また^{ベルギー}比義商社取建構想の一環として取り組まれた馬関商社の出資主体は、西南雄藩の薩摩藩(島津家)と長州藩(毛利家)であった。本来社会経済的な範疇の概念であるべき会社制度概念を、政治的範疇にウエイトを置いて受容した独特な寺島宗則の「コムパニー」の概念では、版籍奉還・廃藩置県への展開(封建的^{ベルギー}地方分権制の廃絶と近代的中央集権国家の確立への展開)を内包する、全国諸大名の連合政権構想を打ち出した(長谷川洋史前掲「寺島宗則〈松木弘安〉の『コムパニー』概念について—解放思想としての会社制度—」参照)。五代と寺島らの商社(会社制度)導入構想には、いずれも、石河ら百間町グループの地を這うような、地域商人(町人)・農民層と取り組む視点はほとんど盛り込まれていない。

- (54) 薩州商社の取建宣言にして、会社制度概念について体系的に述べた「薩州商社発端」では、「^{コンベンニ}公班衛とは、社中(なかま)の義にて、人々各々の商を為さず、社中を結び、各々財を出し、これを一に合せて巨万の数と為し、以て^{やす}卑き物は、総てこれを買ひ、^{たか}貴き国(世界各国)に運び、又価進まざる時は、是を持ち貯へて、時価の騰るを待ち、得る所の利を社中人数(人員・社員=出資者)に配当す」と、会社制度の概念規定をおこなっている。「以て^{やす}卑き物は、総てこれを買ひ、^{たか}貴き国(世界各国)に運び」は、「此国に有る所の者(物)を取り、彼の無き(所の)国に遣りて、彼の有る所の者(物)に^か易へ、これを我国に^お輸りて……卑き者(物)を取て貴く売り、其価を以て又卑き者(物)を買ひ」との石河確太郎の地の表現が反映されていて、「又価進まざる時は、是を持ち貯へて、時価の騰るを待ち、得る所の利」には「何品に寄らず、四時(四季)に仍て直段高下之有り候得ば、其下直の時を計り、平掌に買付置き候儀、肝要に候事」との本間郡兵衛の地の表現が反映されているであろう。石河と本間が「薩州商社発端」「薩州商社条書」の起草に際して、相当の協議をおこなったことの痕跡が「薩州商社発端」「薩州商社条書」の随所の表記に見出すことができる。「薩州商社発端」では、分散する個人的諸資金をひとつに合本 joint-stock 化・組織化することに会社制度の本質があるとすると同時に、その合本化・組織化は、「時価」変動(市況変動)に即した臨機応変な売買行為を可能とする大規模な資金(資本)を意味していた。「薩州商社発端」では、会社制度の概念規定として、分散する個人的諸資金の合本化・組織化に資金(資本)運営の臨機応変性(機動性)を並べて理解しているのが特徴となっているが、このことは、薩州商社の会社規則(全40箇条)である「薩州商社条書」にもよく表れていて、その第32条は「^{こと}事會を失わず機動妙変の処置を立て、人に先立ちて人を制するこそ商社(会社制度)の主意に候得ば、衆評区々に相立て、従て機会を失し、事体をも損じ候様相成り候ては、商社の詮無く候間、^お商事評定は惣代(商社元占)の銘々へ相任せ、巨細の儀奉行(商社奉行)相承り申すべき事」となっている。

ここでは明確に「会社制度の主意（主目的）は、「人に先立ちて人を制する」べく、臨機応変、柔軟に商行為を実施できる機動性にある」としている。そのため、「商事評定（薩州商社経営の最高意思決定会議）」は、すべての出資者の協議（衆評）ではなく、出資者代表である少数の商社元占＝惣代によっておこなわれるべきである」としているのである（薩摩藩権力はじめあらゆる政治権力からの独立と不干渉を指向する「薩州商社条書」では薩州商社の経営及び「商事評定」には商社奉行でさえ参加することを堅く禁止していて、商社奉行は「商事評定」の決定事項の内容報告を事後に受けるだけなのである）。これは、薩州商社の形態が、近代西洋でいえば、会社制度の初期形態である合名会社形態（全出資者〈全社員〉の経営参加と無限責任を特徴とする）よりは、合名会社形態の発展形態である合資会社形態（経営担当しかつ無限責任を負う少数出資者〈社員〉と経営を担当せず配当だけ受ける有限責任の多数の出資者〈社員〉群によって構成される）により近いものであることを示している（しかし、これも非常に特徴的なことであるが、本来の西洋の会社制度では本質の意味を持つ有限責任・無限責任についての規定、責任についての規定が、「薩州商社条書」にはまったく欠落しているのである）。「薩州商社発端」では、「^{コンベンユ}（公班衛）では各人少計の資財を以て、大方の商を為し、資財が多きが故に、人に制せられず、利を得ること多く、少人数を以て事を弁ずるが故に、雑費少く、各々家に座しながら、商利を収む」と、「会社制度では、利潤を生まぬような個々人の少額の資金をひとつに合わせて、他に制せられない大規模な商業を可能とするばかりではなく、小人数社員による経営なので、経費が少くて済むうえに、大多数社員は出資以外、何もせずに家に座っているだけで利益の配当を受けることができる」と、少数社員による経営の機動性以外に、運営経費の安上がりと大多数社員の金利生活者の安楽さをやや通俗的に盛り込んで、会社制度について紹介している。いずれにしても、薩州商社の場合、合本組織にすること（これは会社制度の本質ではあるがオーソドックスな事柄である）と並んで経営・商行為の機動性を重視したこと（合名会社形態を飛び越して合資会社形態に接近したこと）は、幕末期の会社制度導入の試みの特徴のひとつとして注目すべき事象である。「薩州商社発端」と「薩州商社条書」の内容の詳細については、長谷川洋史『薩州商社発端』の解析（東亜大学『経営学部紀要』第9号、1998年8月）と長谷川洋史『薩州商社条書』の解析(1)(2)(3)(4)（東亜大学『経営学部紀要』第10号、1999年3月／第12号、2000年3月／第13号、2000年12月／第15号、2001年10月）を参照。本稿文中に引用した「薩州商社発端」「薩州商社条書」は、長谷川洋史『薩州商社発端』・『薩州商社条書』の二つの版（大槻版と本間版）について－薩州商社発端条書起草百三十周年に際して－（東亜大学学術研究所『研究論叢』No.38、1997年12月）に掲載したものをを使用した。ついでに述べると、一昨年2007年は、「薩州商社発端」「薩州商社条書」起草の140周年に当るわけであったが、不覚にも本研究は、そのことを失念していた。この10年間、薩州商社についての認識は余り普及していないままである。経過した年数の割には、薩州商社研究の進展も遅々たるものがある。いずれも本研究の責任とするとところである。なお、本間利美家所蔵の原本「薩州商社発端」「薩州商社条書」については、「薩州商社条書」は明確に肉筆とわかるが、「薩

- 州商社発端」の方は、肉筆か版木によるものか見極め難かったが、今回、版木出版もおこなっている芸艸堂の早光照子氏の協力を得て、肉筆であると断定できた。
- (55) 石河宛本間文書Ⅰ・Ⅱと同時期、慶応2年に、安倍親任(庄内藩士・史家で安倍貞任の末裔)が庄内の沿革・事蹟について書いた『筆濃餘理』では、油戸炭鉦について、「油戸の石炭は、本邦に出るうちにも上品の中也と云。此石炭の事は郡中所々に多くして多分に出るものと覚ゆ。頓で能開かば国産第一の品なるべし」(『筆濃餘理』下巻 鶴岡市史編纂会編『鶴岡市史資料編 庄内史料集3』、1978年、345ページ/片仮名文を平仮名文に直した)と評価し、記している。油戸炭鉦は、明治8年(1875)に官営採鉦が開始、明治29年(1896)に三菱合資会社・三菱鉦業に払い下げ、大正15年(1926)に閉山、昭和21年(1946)に東北炭鉦が三菱鉦業から租鉦して油戸鉦業所として開坑、昭和24年(1949)に三菱鉦業油戸炭鉦再開、昭和31年(1956)に三菱鉦業油戸炭鉦閉山)の経緯をたどる(佐藤邦郎作成「油戸炭鉦年表」〈鶴岡市立図書館所蔵〉を参考にした)。
- (56) 前掲した「薩州商社条書」第32条の「事会を失わず機動妙変の処置を立て、人に先立ちて人を制するこそ商社(会社制度)の主意に候得ば」との表記には、本間の「事会を誤らず、彼より制せられざる儀、肝要と存じ奉り候事」という地の表現がよく反映されている。また「薩州商社発端」でも、「(公班衛では)各人少計の資財を以て、大方の商を為し、資財が多きが故に、人に制せられず、利を得ること多く」や「(商業において)其制すると、制せらるゝとは、他にあらず、只資財(元手)の多きと、少きとに在り」など、前述したように、市況変動に即した臨機応変な商行為(売買行為)を可能とすることが会社制度の最大のメリットであることが強調されていた。本間のいう「事会を誤らず、彼より制せられざる儀」への指向は、国内商業方法(商法)を超えて、会社制度へと収斂していったものと理解できる。こうしたことは、「薩州商社発端」「薩州商社条書」起草への本間の関与の深さをよく示している。
- (57) 超過利潤の実現によって、高値の独占価格の設定が可能であるにもかかわらず、むしろ逆に超過利潤の実現があるからこそ、余裕を持って「相応の直段」低価格販売を実施し、究極の真の利潤である消費者(住民)の「人気(信頼)を獲得するということについては、自動車王初代ヘンリー・フォードが打ち出した革新的経営方式を想起してしまう。A・D・チャンドラー『アメリカ経営史』(丸山恵也訳、亜紀書房、1986年)は、初代フォードの業績について、次のように簡潔に要点をおさえた紹介している。「ヘンリー・フォードと彼の親しい仲間たちは、原材料の移動に動力を使用するという良く知られている革新的な技術開発にたずさわっていた。一九〇八年に最初に製造されたT型フォードの莫大な需要のため、彼らは生産速度推進のための工場設計と専用機械の改良にもっぱら専念するようになった。一九一三年までに、彼らは移動式組立ラインを完成させた。この新しい生産工程は一台当りに必要な労働時間を縮め、一九一三年の初めには一二時間八分だったのが一九一四年春には一時間三三分になった。この頃までにデトロイトのハイランド・パーク工場は一日に一〇〇〇台以上の自動車を生産していた。半世紀にわたる機械と工場設計とエネルギー利用の極点である移動式組立ラインは、すぐに近代大量生産の象徴となった。その結果得られた生産速

度、生産量、そして効率性により、ヘンリー・フォードは世界一安い自動車を生産し、世界一高い賃金を支払い、世界一裕福になることができたのである」(79ページ)。「世界一安い自動車を製造」(消費者の利)と「世界一高い賃金を支払い」(従業員の利)と「世界一裕福になること」(フォード及びフォード社の利)という一見すると相互に矛盾するような3つの要件を同時に成立させることはある種の「三方便利融通」「三方よし」ともいえる。この3つの要件の同時成立の基礎となっているのが、それまでの職人のハンド・メイドによる一日せいぜい数台の自動車製造を、「一日に一〇〇〇台以上の自動車を生産」という驚異的な「生産速度推進」とコストダウンを可能とした「革新的な技術開発」に基づく「移動式組立ライン」など「近代大量生産」を他に先駆けて本格的に実施したことであった。これは超過利潤獲得を十分に可能とした。また、「世界一安い自動車」に焦点を絞っていえば、「一九〇八年頃には、ほとんどの自動車製造業者が、値段の高い車を製造する傾向があった。一般的な見解に逆らってフォードは、大量の大衆車をつくることを決心した。……フォードは、かれに頑固に抵抗するパートナーの株を買い取り、『大衆のため』に規格化された車、モデルT(T型フォード)の製造を始めた。フォードの目的は、『ちゃんとした給料をとっている人(中産階級)ならば誰でも自分の車を持つことができ、—そして家族と共に神の与え給うた広い野山で楽しみ時間をもつことができるような低価格の』車をつくることであった。競争業者や自動車業界の評論家たちの間でみられた一般的な態度は、『もしフォードがこれをやったら、かれの事業は六カ月もしないうちにつぶれてしまうであろう』というものであった。もちろん、こうした批評家たちの言葉の方が間違っていた。事業はつぶれるどころか、フォードはたちまちのうちに、自動車製造におけるトップの地位を獲得した』(ハーマン・E・クルース チャールズ・ギルバート『アメリカ経営史(下)』、鳥羽欽一郎・山口一臣・厚東偉介・川辺信雄訳、東洋経済新報社、1974年、449~450ページ/括弧内は長谷川)ということになる。「値段の高い車を製造する傾向」と「T型フォードの莫大な需要」の市況においては、独占価格的にT型フォードを高価販売して然るべきなのに、初代フォードは、あえて「ちゃんとした給料をとっている人(中産階級)ならば誰でも」買うことができる、「相応の直段」である「低価格」販売を実施した。超過利潤を基にしていれば、フォード側の利潤を損なうことなく、「相応の直段」「低価格」販売は十分可能なのである。それは、「競争業者や自動車業界の評論家たち」の予想に反して、「低価格」販売は中産階級を中心とした消費者のフォード社への「人気」(信頼)をさらに増進させ、結果的に「フォードはたちまちのうちに、自動車製造におけるトップの地位を獲得した」のである。初代フォードが「眼前高利」に惑わされることなく、強いこだわりをもって実施した「低価格」販売は、〈究極の真の利潤〉ともいえる消費者の「信頼」を獲得したものともいえる。その結果、逆に「自動車を買える階層が中産階級 middle class」と評されるようにさえた。さらにいえば、初代フォードがかかげた「サービスの原則」の内に、「利潤の前にサービスを置くこと。利潤なくして事業の発展はないが、その利潤は良いサービス(石河のいう「彼国一統(住民・消費者)便利を喜び」)に相当する)の報酬としてもたらされるものでなくてはならない(石河のいう「彼(住民・消

費者)に便(便利)なる品、我利なり」に相当する)「製造業において商業的賭博や投機(「眼前高利」に相当する)は禁物である。公正な取引で原材料を購入し、これを最小限のコストで有用な商品いつくりかえる過程こそ、製造の本義である」(安部悦生・壽永欣三郎・山口一臣『ケースブック アメリカ経営史』、有斐閣、2002年、125ページ/括弧内は長谷川。以下同書からの引用について同じ)があり、これらは、石河・本間らの薩州産物会所交易構想及び薩州商社取建構想での「三方便利融通」や近江商人の「三方よし」の経営理念と通底するものがあって、大いに注目できる。初代フォードが強いこだわりをもって実施した「低価格」販売は、初代フォードの、「眼前高利」に惑わされる世俗の人間のレベルを超えた、「神の与え給う」とする、く人を恐れず神を恐れよとのある種の宗教的倫理的使命感から来る側面もあるであろうが、結果的にはそれは、世俗の〈究極の真の利潤〉をもたらす経済効果の側面もあり、初代フォード及びフォード社に「世界一裕福になること」を与えたのである。さらにまた「世界一高い賃金を支払い」に焦点を絞っていえば、「フォード社は14年(1914年)1月5日に労働時間を1日9時間から8時間に短縮するとともに、当時の平均賃金が1日2.5ドル前後であった状況下で、12日からは、ほぼ倍増の1日5ドルを支給するとしたのである。フォード社では、1日5ドル制を利潤配分制と呼んだ。……こうした画期的な賃金政策を実施した背景には、『高賃金・低労務費』の思想があった。フォードは、相対的に高賃金を支給することにより、はげしい労働移動が続く状況のもとで基幹的労働者の定着を図るとともに、作業能率の向上によりコストを削減して価格を低下させ、自社の工具でも自動車を買えることを意図したのである」(前掲安部・壽永・山口『ケースブック アメリカ経営史』、123ページ)ということである。「高賃金・低労務費」の思想についても、従業員への福祉拡充という倫理性の側面と、「自社の工具でも自動車を買える」ようにしてフォード社生産自動車の需要をまず足下から拡大させていくという経済合理性の側面が^な縋い交ぜになっている。初代フォードの経営方式が革新的でありえたのは、経済合理性の側面についてだけ抽出していえば、生産過程における新機軸、「革新的な技術開発」に基づく「近代大量生産」を他に先駆けて本格的に実施しただけではなく、同時に、他に先駆けて低価格販売を実施した上に自社全従業員の賃金を、労働時間を短縮するとともに、2倍に引上げて、自社自動車需要を足下から作り出すという流通過程における新機軸も打ち出したところにある。これは、シュムペーターが「新結合」(イノベーション)の基準としてあげた5つの要件のうちの、「新しい品質の財貨の生産」と「新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入(けっして科学的に新しい発見に基づく必要はない)」と「新しい販路の開拓」(本稿注³¹参照)によく対応している。初代フォードは、当時まだ一部の富裕層しか購入できず、大衆にとっては実質的に「新しい品質の財貨」であった自動車を、「新しい生産方法」である「移動式組立ライン」など「近代大量生産」方法を先駆的に導入して製造したと同時に低価格販売と自社全従業員の賃金引上げによって、それまでの自動車販売の対象外にあった、「大衆」「中産階級」という広大な「新しい販路」を「開拓」したのである。まさに、生産過程での「新結合」的試みと流通過程での「新結合」的試みの「新結合」ということによく

対応しているといえる。初代フォードのこうした革新的経営方式が、時代を画する「新結合」の概念によく対応しているというのは、〈現代の先進資本主義での普遍的現象となった「自動車社会・モーターゼーション」を初めて現出させたのは、戦前のアメリカ社会においてであり、それは初代フォードの革新的経営方式の先駆的实施に端を発している〉ことがよく表しているのである。

- (58) 現在日本でも、各種の商品表示偽装事件が社会問題化しているが、その多くは、不正競争防止法（経済産業省所管）など、刑法（法務省所管）の詐欺罪とは別のいかにも流通的（経済的）範疇の印象を与える法律で摘発されているが、本質的には、商品表示偽装などは、流通外の範疇である詐欺の問題であって、断じて流通の問題ではない。現在の法律的区分はどうあれ、商業的観点からすと、詐欺行為などは、窃盗・強盗の類いの経済外的強制以外の何ものでもないのである。詐欺行為に及んだ商人は、その時点で商人を自己否定して、盗人の類いになっており、したがって、そこで取り扱われた物品は、一切の経済外的強制を受けない売手と買手の自由意思によって売買される「商品」の資格はまったく失われている。詐欺のような経済外強制と商品流通の概念を意識的に明確に区分した先駆は、おそらくアダム・スミスである。スミスは『諸国民の富（『国富論』）』（1776年・安永5年刊行）で次のように述べている。「長期徒弟修業という制度は、不完全な出来栄えの製作品がしばしば市販されるのを防ぐ保証となるものではない。それが市販されるのは、ふつうは詐欺 fraud のせいであって、職人の無能のせいではない。このような弊害を防止するには、徒弟修業の期間をどんなに長くしても、詐欺を防ぐ保証となるものではない。このような弊害を防止するには、徒弟修業の規則とはまったくべつの規則 quite different regulations が必要である。金・銀の器の純度を証明するために押す刻印、亜麻布や毛織布に押す検印は、どんな徒弟条例にもまして、買手にとつてずっと大きな保証となる。買手はふつう、これに注目するのであって、これらを作った職人が七年間徒弟修業をつとめあげたかどうかは、たずねる価値があるとはけって思わないのである」（玉野井芳郎・田添京二・大河内焼男訳『国富論』、中央公論社、1968年、201ページ／下線と英語は長谷川による。英語は『諸国民の富』の英文原典の該当箇所からのものである）。「徒弟条例」は、労働者に同業組合が認定した親方 master の下での7年の徒弟修業（無給）を義務付けたものであり、徒弟修業を終了しない労働者には雇用される資格も独立して営業する資格も与えられないとする、エリザベス一世期の1563年（永禄6）に制定された法律である。徒弟条例制定の大儀名分のひとつは、〈親方指導の徒弟修業によって技術能力の劣った労働者を出さないこと（「不完全な出来栄えの製作品」を市場に出さないこと）〉であったが、スミス『諸国民の富』では、〈「不完全な出来栄えの製作品」の多くは「職人の無能」ではなく「詐欺」によるものであり、したがって、「不完全な出来栄えの製作品」を市場に出さないためには、徒弟条例ではなく、公正な第三者機関による品質保証の「刻印」「検印」などの類いの、「まったくべつの規制」が必要である〉という批判、さらには〈徒弟条例には、それが本質的には社会側の個人の自由意思に基づく競争など経済行為に対して規制する（干渉する）法律でありながら、「不完全な出来栄えの製作品」発生が多くを占める詐欺など経済外的（非経済

的) 範疇に対する規制する法律であるかのように装う欺瞞性がある」という批判を展開している。

- (59) 年季の入った酒田の郷土史家田村寛三氏(酒田の廻船問屋田村善太郎<屋号「板屋」>の子孫であり本間宗久とも遠戚)の考察によると、「近江屋三郎兵衛」は、『三十六人御用帳』(酒田町組三十六人衆の公用記録で町年寄二木家から本間家へと受け継がれ保存された/酒田市史編纂委員会『酒田市史』史料編第1集<1963年>・2集<1964年、酒田市>)に収録)に記されている三十六人衆の一人、廻船問屋「近江屋嘉右衛門」の若名ということである。『奥の細道』で松尾芭蕉は、「羽黒を立て、鶴が岡(現山形県鶴岡市)の城下、長山氏重行と云物のふ(武家)にむかへられて、諧謔一卷有。左吉も共に送りぬ。川船に乗て酒田の湊に下る。淵庵不玉(庄内藩主酒井家の医師伊東玄順、俳号は不玉)と云医師の許を宿とす。あつみ山や吹浦かけて夕すゞみ 暑き日を海にいれたり最上川」(麻生磯次訳注『奥の細道』、旺文社文庫、1970年、62ページ/ルビと括弧内は長谷川、以下同書からの引用について同じ)と記しているが、同伴した門弟曾良の『曾良日記』では、酒田滞在の箇所は、「廿三日、近江ヤ三良兵へ(近江屋三郎兵衛)へ被招。夜二入、即興ノ発句有。廿五日 吉。酒田立。船橋迄被送。袖ノ浦向也。不玉(伊東玄順)父子・徳左・四良右・近江屋三良兵(三郎兵衛)・加々や藤右・宮部弥三郎等也」(前掲『奥の細道』、187ページ)と記されている。芭蕉と曾良は、酒田の藩医伊東玄順に宿泊し、近江屋三郎兵衛(近江屋嘉右衛門とされる)宅で句会を開いたことがわかる。酒田は、東北にあって、本間家をはじめ俳諧が盛んであるなど、文人墨客を重んずる上方文化の色合いが濃い空間であること、理由には、上方文化が西廻航路を通して酒田湊に伝播したこと、他に、上方文化そのものを深く広く身に帯びた近江商人が多く酒田に移住したことがある。芭蕉俳諧が「蕉風」として、いわゆる元禄文化を代表しているように、元禄文化は上方豪商層を中核にした上方文化であった。芭蕉が近江屋三郎兵衛宅にて句会を開いたことは、単に偶然ではない。芭蕉の出身が近江商人の江州(近江国・現滋賀県)に隣接する勢州(伊勢国・現三重県)の伊賀上野(現三重県伊賀市)出身である。勢州の津(現三重県津市)の儒学者斎藤拙堂と近江商人藤井善助家の関係については、すでに本稿(2)で述べたところである。芭蕉と酒田・近江屋三郎兵衛(廻船問屋近江屋嘉右衛門とされる)の間には上方文化に基づく引力が作用し合っていたのである。芭蕉・曾良が酒田を訪れた元禄2年の5月に、初代本間久四郎原光は、酒田本町二丁目の本家本間久右衛門から分家し、「新潟屋」と号して、本町一丁目に米・大小豆・古着・瀬戸物・両替など商業を営んでいる。酒田・本間家も文人墨客を重んじる上方文化の影響が強く(現在本間美術館に保管されている絢爛豪華な雛人形はじめ本間家代々の数々の美術品はその一端をよく表している)、3代本間光丘は「其山」の俳号を持っていたし、俳号「美社李」を持ち、現在の光丘文庫の基となる書籍を多数収集した4代本間光道に至っては、蕉風復興を唱える俳人常世田長翠をわざわざ家を建て住まわせ保護している(本稿注(47)(48)参照)。さらにいえば、文化的側面だけではなく、本稿本文で述べるごとく、その商法においても酒田における近江商人の存在は大きな意味を持っていたことは確実である。

- (60) 田村寛三『酒田の商人—知られざるエピソード—』、酒田の商人刊行会、1997年、164～175ページ。同書によると酒田商人157名（家）の内のわかっている（あるいは推測できる）出身地は、本稿のテーマと関連の深い「近江」・「近江日野」・「若狭（若州）」・「越後、佐渡」・「山形」・「最上」・「真室川」・「鶴岡？」・「飛鳥」・「東田川」、「大和」・「和泉」・「摂津」・「大坂」・「伊勢」・「鹿児島」・「北海道」、その他は、「加賀」、「三河」、「美濃」、「秋田」、「越前」、「越前白崎」、「三河」、「加賀」、「加賀本吉」、「加賀輪島？」、「加賀宮越？」、「伊豆伊東」、「尾州鳴海」、「尾張」、「米沢」、「越中」、「高岡」、「大嶋」、「輪島」、「大山」、「青森」、「平泉？」、「仙台」、「伊達」、「甲斐」、「能登」、「越後岩船」、「越後三条」、「赤穂」、「能代」、「飛騨高山」、「網干」、「播磨」、「中国（山陰）」、「本庄？」、「讃岐」、「新堀」、「塩越」、「中国山口」、「三国」、「仙北」、「福島相馬」、「遊佐吹浦」、「遊佐青塚？」、「三瀬」、「小湊」、「丹波」、「駿河？」、「寺津」、「山崎」、「但馬」、「筑前」である。
- (61) 酒田三十六人衆の起源については、酒田発祥と分かち難く結びついて、中世以来の深い伝承・伝説の内にある。前掲『酒田市史 改訂版』上巻では、幕末期に記された「三十六人御用帳」「洞永山縁起」「酒田泉流寺文書」に基づき、酒田三十六人衆起源・酒田発祥の伝承・伝説について、次のように端的にまとめている。「文治五年（一一八九）頼朝の武力が奥州に及んで、三代百年の栄華を誇った平泉藤原氏が没落した。そのとき、遺臣三十六騎が、藤原秀衡の妹、徳の前あるいは秀衡の後室泉の方と称する一老女性のおともをして、平泉を去り諸所を漂泊して秋田、久保田に落ちついたという。……そして、徳の前あるいは泉の方は、秀衡・泰衡をはじめとする多くの戦死者の菩提を弔うために白馬寺で髪をおろして尼になった〔徳尼公〕。その後、庄内田川太郎の縁をたよってはるばる羽黒山の近く、立谷沢に至り、妹沢いもさわというところで、大いちょうの下に庵を結び、羽黒山を信仰して日々丹誠をつくしていた。その頃、頼朝は羽黒山の霊場修復のため、たびたび使者を遣わしたので、徳尼公はその目をはばかり、この地を去ってさらに袖の浦〔酒田湊の古称で現在の宮之浦〕飯盛山〔袖の浦のそばにある〕の西のふもとまで落ち延びてきた。ここでも庵室を結んで泉流庵と称し、念持仏の薬師如来を信仰して、三十六人にかしずかれて静かに余生を送り、建保五年（一二一七）四月十五日この地に入寂した。寂後、しばらく比丘尼庵として相継いできたが、十六世紀の初め曹洞宗に改め、洞永山泉流寺〔現酒田市中心西町に現存〕と号した。……三十六人は尼公寂後、袖の浦地方の地侍として船間屋を家業とし、自ら長人または三十六衆と称して湊町の町政を担当した。これが袖の浦に栄えた向う酒田の起源伝承である。大永の頃、向う酒田から当酒田に移転して〔現在の酒田と袖の浦〈宮之浦〉のそばの飯盛山・泉流寺のある酒田発祥の地域である向う酒田とは、最上川を挟んで、文字通りこちらと向こうの位置関係にある〕本町を中心に酒田町組をつくり、向う酒田当時と同じように、三十六人衆が長人となり町政に当たった」（210～211ページ）。酒田と廻船商としての酒田商人・三十六人衆の起源・発祥譚が、太平洋側平泉の「栄華を誇った」貴種である奥州藤原氏（藤原北家の血統といわれる藤原秀郷の子孫とされる）の一部（藤原秀衡の血族あるいは婚姻関係）が異郷の日本海側酒田へと落ちていくという貴種流離譚に彩られている。ここでは、酒田商人・三十六

人衆についての〈血統と廻船業と自治体の三つの起源〉が、中央権力に対して、常に一定の異和の距離を置いてきた、東北の歴史的特質を反映させながらも、貴種分離の共同幻想の内に、まるで滝沢馬琴『南総里見八犬伝』の如く（「伏姫」に対し「徳の前（あるいは泉の方）」、「八犬士」に対し「三十六人衆」、見事にひとつに織りあげられている。これは、本間家など酒田商人・三十六人衆の旺盛な独立精神と誇りの基盤スピリットになっていて、本間郡兵衛の理念の内にも受け継がれていたものと理解できる。

- (62) 前掲田村寛三『酒田の商人』、99 ページ。
- (63) 『山形屋二百十七年一会社設立五十周年記念一』、株式会社山形屋、1968 年、6～10 ページ。[] 内とルビとゴシックは長谷川。初代岩元源衛門の最初の商いである紅花取引について、同書では次のように記している。「源衛門が紅花の取り引きに手をそめたのは、宝暦元年（一七五一）、十四歳の時であった。当時としては、一人前のおとな扱である。格別の投機心や冒険心があったわけではない。山形の男なら一度は紅花に手をだす。ごくあたり前のことであった。おりから“紅花景気”の頂点のころだ。彼は年配のサンベ（仲買人）に交じって闘志を燃やし、山形と京坂の往復に、腰の落ちつくひまもなかったろう。……いっぽうでは青芋の取り引き、また京坂からの帰りには、呉服太物、古着類の仕入れと、売りさばきも試みたので、忙しさといったらなかった」（5～6 ページ）。また同書では、初代源衛門と深い関係を持つ山形産紅花について、「明治時代まで山形屋の売り場の一角に、薬品の小売りだながあったが、ここにも山形産の紅が、店祖・源衛門のなごりをとどめて陳列されていたことであろう」（5 ページ）と記している。
- (64) 山形市の、特に十日町では、江戸期に移入せる近江商人が多く住み営業をなした。現在でも、近江商人の末裔中村千春氏（父である先代中村喜兵衛氏は山形県滋賀県人会会長を務める）は「株式会社 丸太中村」（砂糖など菓子原材料の取扱業務）を、十日町にて経営している。十日町の中村邸には、伝来の豪壮な蔵があり、表通りの旧店舗の入口の年季の入った古びた戸には、「近江屋 株式会社 ㊦中村」と記されている。「近江屋丸太」中村家は、現役の近江商人であり、山形移住の近江商人の文字通り、生証人といえる。近江屋丸太中村喜兵衛家の経緯について、本研究の中村千春氏への取材と『三方よし』第 14 巻第 31 号（NPO 法人三方よし研究所、2008 年 3 月 31 日）掲載の中村千春氏への取材記事と井筒屋第 10 代当主榎森伊兵衛氏の講演録「山形の近江商人」を基に次のようにまとめた。[初代中村喜兵衛は近江八幡倉橋部村（現滋賀県近江八幡市倉橋部町）の村地定右衛門家の出身であり、定八といったが、近江八幡の「大十」西谷家（「大十」最上屋西谷善太郎家は山形に一番早くやってきた近江商人とされ、西谷善太郎家の他、近江八幡西谷家一門の西谷伊兵衛家・西谷清兵衛家・西谷金兵衛家なども十日町に移住し店を開き、その子孫も現存している）の手代として、山形入り、十日町の南部屋中村庄右衛門家に婿入りして中村姓に改めた。4 代から近江屋中村林兵衛（中村林兵衛家は現在途絶えている）と称した。近江屋中村林兵衛家は、呉服・染物・太物などを取り扱う。林兵衛の三男久兵衛は、文化年間（1804～1817）に分家した。さらに久兵衛の子茂吉は幼少より行商に励み、長じて本家の祖「喜兵衛」の名を継ぎ、これが今に続く近江屋丸太中村喜兵衛家（山形では、

本家を「山」、分家を「丸」とする 경우가多く、本家中村林兵衛家屋号「山太」に対して分家近江屋中村喜兵衛家屋号は「丸太」とした)となる。近江屋丸太中村喜兵衛家は、江戸期、生糸・木綿・繰綿・生蠟・和洋砂糖など取り扱い、販路は、近隣の他、酒田(最上川経由)から北前船を用いた西廻航路で、大坂・京都・江戸・秋田方面に及んでおり、明治期には紅花も取り扱った。]

- (65) 「近江漬」の由来の逸話は、^{エピソード}く江戸期山形に来た近江商人が、現地山形では切って捨てていた大根の葉を有効に使った独特の漬物をもたらした)というものである。いかにも節約(合理主義)・勤勉の近江商人にふさわしい「たくましい開拓ぶり」を表した逸話(「他国者」近江商人の節約・勤勉振りに対する現地住民の皮肉も混じっているであろう)である。
- (66) 現在、酒田市中町で茶房を営んでいる井山計一氏(東北本部庄内支部相談役)の証言である。本町・中町は、山形市の十日町に匹敵しているといえる。井山氏の実家の家業は、父の代までは、中町での呉服太物商である。井山氏は、父は存命中は近江商人のことは話さなかったが、井山家(代々「七之助」を襲名)が酒田に移住した近江商人の血統だと確信している。家業が呉服太物商であったこと他に井山家の過去帳(江戸末期、4、5代前の七之助が作成したものを基にしたらしい)が近江商人の血統であることを如実に物語っている。井山家過去帳には、厚い法華経信仰と神仏混淆を表明すべく、ひと区切りごとに「南無妙法蓮華経」との題目が記され、その各題目に応じてひとつずつ異なった神社・神体名(まったく重複がない)も記され、過去帳の最後は「大日本帝国 八百萬神」と記して締めくくられている。井山過去帳には当時の商家の信仰と生活の在り様の一端がよく表れていることもあって、関係箇所を詳細に紹介したい。特異なのは、井山家過去帳に記された神社の神体には、居住する酒田周辺・羽州の神社の神体のもはまったくないことである(酒田は、月山・羽黒山・湯殿山のいわゆる出羽三山の膝元に在り、元来、出羽三山の神道・山岳信仰が極めて強い土地柄の筈である)。羽州・酒田と同じ日本海側の北陸の「越前 氣比大明神」と「能州(能登国/括弧内は長谷川、以下同じ) 気多大明神」、中央山中の信濃「信州 諏訪大明神」、福岡「豊州(豊前国) 八幡大菩薩」以外、他はすべて、羽州・酒田からは太平洋側に向かう遥か遠くの畿内・伊勢・関東・山陽のものである。その内、圧倒的に畿内のものが多い。伊勢「勢州 天照皇大神」、関東「常州(常陸国) 鹿嶋大明神」、尾張「尾州 熱田大明神」、山陽「備中 吉備津大明神」以外、すべて畿内のものである。その畿内の内で数の上で際立っているのは、江州(近江国)と京都・山州(山城国)のものである。「近州(江州) 大比叡大明神」、「江州 小比叡大明神」、「江州 聖真子権現」、「江州 客人権現」、「江州 八王子権現」、「江州 建部(大津の建部大社・日本武尊<神体>）」、「江州 三上大明神」、「江州 兵主大明神」、「江州 苗荷大明神」と、「山州(山城国) 北野大明神」、「山州 貴船大明神」、「山州 加茂大明神」、「山州 松尾大明神」、「山州 大原大明神」、「山州 平野大明神」、「山州 稲荷大明神」、「山州 祇園大明神」、「山州 赤山大明神」は、神社・神体数がそれぞれ9である。江州と山州以外の畿内のものは、大坂の「摂州 廣田大明神」と「摂州 住吉大明神」、奈良「大和(和州) 春日大明神」である。以

上、北陸と大坂はそれぞれふたつの神社・神体だが、それを除けば、江州と京都・山州以外では、ひとつの州(国)にひとつの神社・神体となっている。それからすれば、江州と京都・山州のそれぞれ9つの神社・神体は極めて突出している。さらにいえば、千年の古都・宗教的聖域である京都と山州は古来の神社・仏閣が集中していて、当時参拝のポピュラーな地域になっていることを考えれば、ひとつの州(国)に過ぎない江州の存在が当然格別の意味を持って太い輪郭で浮き出してくるのである(井山家のかつての故国江州への強い郷愁の表明とも思える)。以上のことから、井山家の出自・出身地にとって、上方・畿内に関係が深いこと、特に江州との関係が極めて深く、格別の意味を持っていることがわかるのである。なお、井山計一氏は、「幻のバーテンドー」「伝説のバーテンドー」と評される年季の入った非常な名バーテンドーでもあるが(井山氏オリジナルのカクテル「雪国」は特に有名である)、そこには、東北にあって、上方文化や江戸文化など洗練された先端文化に敏感であった酒田商人・近江商人の在り方がモダニズムへの敏感な先取として再現されているものともみることができであろう。

- (67) 江南良三『近江商人列伝』(サンライズ印刷出版部、改訂版、1996年)の「山形屋 西川甚五郎」では、「屋号の山形屋については、そののち近江商人の多くは最上(山形)の紅花を取り扱い、巨富を得ているところから、西川家も率先して山形に乗り込み、紅花を上方へ搬送したところから、山形屋の屋号が生まれたものではなかろうか」(12ページ)としている。西川甚五郎家・初代仁右衛門(1549年<天文18>江州蒲生郡南津田村生れ)が、1566年(永禄9)に19歳で蚊帳販売を始め(西川創業とされている)、さらに「山形屋」の屋号で近江八幡に本店を開いたのは、江戸期以前、豊臣秀次(秀吉の甥)が近江国八幡を封ぜられた頃、天正15年(1587)であるから、創業時の西川甚五郎家は家業として、特に山形の国産物(それは主として紅花であることは当然といえる)を主として取り扱っていた時期があったことを示唆しているといえる。西川甚五郎家は、江戸期、江戸・下総佐原・京都に支店を開設(明治期には大阪支店も開設)、蚊帳問屋業を中心に畳表(近江表)などを商ったが(他に弓業問屋も兼ね、9代甚五郎は幕府御用弓師となり帯刀を許される)、特に、寛永年間(1624~1644)の蚊帳生地を萌黄色に染めた新デザイン「近江蚊帳」の販売は大変な人気となる。維新後の西川甚五郎家は、1881年(明治14)に八幡銀行(株)を創設、1887年(明治20)に蚊帳と畳表の他に新商品として蒲団の販売も開始、八幡蚊帳の衰微の回復を図り、1929年(昭和4)に滋賀県能登川町に近江蚊帳製造(株)を設立して製織からの一貫体制を確立した。1945年(昭和20)の空襲で東京の2支店が全焼するが、敗戦後、西川甚五郎家は、1947年(昭和22)に西川(株)を設立、その卸部門として西川産業(株)を設立して復興する。現在、近江八幡市大杉町には西川甚五郎本店・本宅が保存されている。
- (68) 渡辺守順『近江商人』(教育社歴史新書<日本史>、新装第6刷、1992年)では、次のように述べている。「父〔西川甚五郎家・初代仁右衛門〕は交代に子供〔長男市右衛門・次男弥兵衛・五男七郎兵衛ら〕をつれて、能登国(石川県)へ行商にでかけ、販路を開いた。近江から蚊帳をもって北陸の各地を売り歩き、帰日には鯖をはじめ、

塩で処理した海産物を仕入れてきて、近江で売った。つまり、近江商法の典型的な「^{のこぎ}鋸商内」をはじめたのである」(75 ページ/[] 内とルビは長谷川)。

- (69) 東廻航路(酒田を起点として津軽海峡を経て江戸に向かう太平洋沿岸航路)と西廻航路(日本海沿岸航路)の整備・開拓は、ともに河村瑞賢が着手した。両航路の整備・開拓の動機の発端は、当時の江戸の人口増加にともなう米不足を解消すべく、東北の幕府領米(御城米)の安全で効率のよい江戸への廻送の必要性から起こった。幕府から航路の整備・開拓の命令を受けた河村瑞賢は、寛文11年(1671)に東廻航路の整備・開拓に着手すると(東廻航路は、酒田湊を起点として津軽海峡を経て太平洋側に出る航路となるので、酒田は、西廻航路だけではなく、東廻航路にとっても深いつながりを持つことになる)、翌年寛文(1672)に西廻航路の整備・開拓に着手するべく、酒田入りする(芭蕉・曾良の酒田訪問の18年前)。河村瑞賢が酒田入りして西廻航路の整備・開拓に着手する経緯について、前掲『酒田市史 改訂版』上巻では次のように記している。「瑞賢は、寛文十二年(一六七二)正月十七日、手代の雲津六兵衛と梅沢三郎兵衛を交互に酒田に差向けて、中町の二木九左衛門宅に宿をとらせ、準備をととのえさせた。御米置場は俗に瑞賢倉といい、その普請は庄内藩で勤めた。……四月八日、瑞賢は嫡子伝十郎を帯同し一行六十五人は旅装もかがいし酒田に到着した。瑞賢の滞酒中に、讃岐の塩飽島・直嶋、備前の日比浦、摂津の伝法・河辺・脇浜などの海船が酒田に到着し、五日積込みを終えて出帆した。それから二ヵ月後の秋七月に至り、御城米船[幕府領米]は相ついで江戸に達し、船舶の遭難や破損は一つもなくすこぶるの好結果を得た(奥羽海運記)。こうして至難^{わづ}の業といわれた西廻り航路が、瑞賢によりみごとになし遂げられた。その後、官船[幕府御用船]だけでなく各地の商船が盛んに廻航することとなり、わが国における沿岸交通史上、画期的な事業に成功した。幕府は褒賞金として破格の三千両を瑞賢に与えた。……河村瑞賢による西廻り航路の整備と、出羽天領米の集積地と積出湊になったことにより、酒田湊は一躍、全国経済の中にくみこまれて、大きく発展するはずえがきずかれ、寛文十二年から五十三年後の享保九年[1724年]には、酒田湊よりの米穀沖出高が八十八万六千二百三十九俵(内城米三十万俵)の多きに達した」(363~365 ページ/[] 内は長谷川)。西廻航路は、初め幕府米廻送用として整備・開拓され、その後、物流一般・商用の重要な基幹航路として定着したわけである。現酒田市の酒田港を見下ろす日神山公園には、河村瑞賢像と縮尺二分の一の千石船(北前船)が置かれている。
- (70) 上村雅洋『近江商人の経営史』(清文堂出版株式会社、2000年)によると、初め「両浜」とは隣接する薩摩と柳川を称していたが、後に八幡を加え、「宝暦期(一七五一~六三)以降は、柳川・薩摩・八幡の三か所の商人を合わせて両浜商人と称するのが一般的となったようである」(158 ページ)ということである。
- (71) 小倉榮一郎『近江商人の系譜』(現代教養文庫、社会思想社、1990年、21~22 ページ。[] 内は長谷川)。
- (72) 西川伝右衛門家の経緯の概略について、前掲上村雅洋『近江商人の経営史』の「西川伝右衛門家の経営」と前掲江村良三『近江商人列伝』の「住吉屋 西川傳右衛門」と渡辺守順『近江商人』を基に次の通りまとめてみた。[西川伝右衛門家の祖先は江州

蒲生郡津田村（初代西川甚五郎と同郷）であり、初代伝衛門の父吉重は、八幡為心町に居を構え、越後地方へ行商をおこない、初代伝右衛門は、寛永4年（1627）に行商先の越後において生まれた。初代伝右衛門は、父にならい少年の頃より越後地方を中心に荒物・菓子^{おしよろ}の行商をおこなうが、後に呉服・太物を取り扱い、北陸から東北へ行商し、さらに、近江商人田付家・岡田家・建部家などに続き、慶安3年（1650）に松前まで進出した。初代伝右衛門（近江八幡の本店は「中一」松前屋）は、寛文年間（1661～1673）には松前藩城下に支店（住吉屋）を開き、松前藩御用達となり、建造した千石と五百石の自船を用いて、河村瑞賢によって西廻航路の開発は着手されたばかりであった頃、産物廻しを実施するべく、蝦夷地と北陸・敦賀地方や酒田など日本海沿岸の要地を往還した。初代伝右衛門がこの時期取り扱った商品は、蝦夷地の材木と海産物（本土移入）、摂津・河内・和泉の繰綿などである。また初代伝右衛門が松前に進出した頃は、すでに有望な漁場は岡田弥三右衛門家（近江八幡本店は「一膳箸」松前屋）の支店（恵美須屋）や田付新助家の支店（福島屋）らが占有していたので、初代伝右衛門は、寛文7年（1667）、40歳にして、漁場を求めて、蝦夷地西海岸を北上する探検をおこない、忍路（現小樽市忍路）などようやく有望な漁場を見つけ、場所請負の緒に就いた。しかし、初期住吉屋は従来通りの呉服・太物の商いが中心であり、2代目伝右衛門（1678延宝6～1702元禄15）・3代目伝右衛門（1682天和2～1755宝暦5）の頃に、廻漕船も複数所有するようになり、忍路・高島（現小樽市高島）などの優良な場所の請負経営をようやく本格化していく。江戸期、蝦夷地交易に従事する北前船が媒介となって作られ謡われた江差追分（松前追分）の「忍路高島およびもないがせめて^{うたすつ}歌棄、磯谷（現北海道磯谷郡蘭越町）まで」は、西川伝右衛門家の場所請負・蝦夷地交易における隆盛さをも反映しているともいわれる。しかし、幕末・明治初期の西川家の場所請負の経営は悪化（場所請負一般の経営が、不漁と火災などで悪化）となり、特に慶応2年以降はほとんど損金^{ひんきん}続きとなる。維新後、10代目の西川貞二郎（1858安政5～1924大正13／江州野洲郡江頭村出身で西川家養子）は、近江八幡と忍路に缶詰工場を建設するなど北海道開発に従事した他、八幡銀行設立に参加し頭取となり、大阪商船株式会社設立に際しては筆頭株主となり、日本銀行の第6位の大株主となり、他業種への投資・経営もおこなったが、廻船経営は明治14・15年（1881・1882）には不振となり、明治30年代（1890年代）には松前経営からも撤退した。] 石河確太郎宛本間郡兵衛文書Ⅰ・Ⅱの頃、慶応元年・慶応2年は、西川伝右衛門家の場所請負・蝦夷地交易の経営は損金続きの不振になっているのである。現在、近江八幡市仲屋町の西川伝右衛門家の本店・本宅がかつてあった場所には、「住吉屋中一家 西川傳右衛門邸址」の碑が建っているのみである。

- (73) 前掲上村雅洋『近江商人の経営史』では、次のように述べている。『『万永代覚帳』には、『松前二而石狩種味船、一金五百拾八兩貳歩壹匁三分四毛、酒田二而合船〔造船〕入用船〔その船の運営〕』とあり、『船頭山田清右衛門、田付仁兵衛、平田与三右衛門、建部太郎右衛門、小西次郎右衛門、西川伝右衛門』の六名の共同出資によって廻船が建造されたことを知るができる。その後もこの史料には、慶栄丸・尾崎丸・三鶴丸などの船の情報が詳しく記されており、西川家〔西川伝右衛門家〕も何らかの形で

- これらの船に参画していたようである」(63 ページ / [] 内とルビは長谷川)。
- (74) 少額に分割され分散しているため価値を生まない社会的遊休資金をひとつに集中・合本し価値の自己増殖体である資本を創出するのである。会社制度とは、まずその資本創出のための組織方法なのである。
- (75) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』、岩波書店(本稿は1971年に経済評論社が復刻刊行した三版を用いた)、1931年、23ページ。[]内とルビは長谷川。以下同書からの引用について同じ。同書は、戦前昭和6年に刊行されたものだが、現在に至るまで、日本会社制度発生史の数少ない古典で在り続けている。同書の「第一章 会社の発生」「第三節 幕末の商社」において「明治二年五六月頃より全国主要都市に設立されたる通商・為替の両会社は……我国に於ける株式会社の起源であるとは言へ、此の両会社を設立するといふ案は、素々明治政府の独創ではなかつた。……従つて吾々が我国に於ける会社の発達を考究するに就きては、先づ以て幕末大阪に於て設立されたる商社〔幕府指導のいわゆる「兵庫商社」〕を観察する必要がある。茲に注意すべきは、此の商社〔兵庫商社〕と相前後して、既に鹿児島に於て商社設立の計画のありしことである。即ち慶応三年六月鹿児島藩に於て薩州商社の設立を計画し、一株金を五千圓〔兩〕として、広く株主を諸地方より募集し、本社を泉州堺に置かんとした。その目的は諸国の産物を買ひ集むるにありて、其の組織は株式会社制度によつて居たのであるが、併し遂に遺憾乍ら其の成立を見なかつた」(69～70ページ)と薩州商社のことが紹介されていて、その注には「横井博士、日本商業史、(改造文庫)三三八頁」と記されていた(横井時冬『日本商業史』は研究史上初めて薩州商社について紹介した)。これにより、本研究は薩州商社の存在を初めて知つて、薩州商社研究が始まったわけである。特に、慶応3年段階で「其の組織は株式会社制度によつて居た」という箇所には非常に引きつけられたが、その後の本研究の進展で、石河確太郎らが構想した薩州商社の組織原理は、株式会社制度への展開の萌芽を内包しているものの、まだ株式会社制度とはいえず、合資会社形態に近いものであることがわかつた(本稿注87参照)。
- (76) 大塚久雄『株式会社発生史論』(『大塚久雄著作集』第1巻)(岩波書店、1969年)、110ページ。同ページでは、次のように述べている。「以上述べたようなコンメンダは地中海沿岸において十世紀にあらわれ、その海上商業が繁栄に赴くにつれて普遍化した。それが同時にその形態に変化を生じ、いわばコンメンダの亜種として—ジェノヴァの用語に従えば—「ソキエタス・マリス」*societas maris*なるものが、狭義のコンメンダと相並んで成立し一般化するに至つた。しからばこのソキエタス・マリスはいかなる点において(狭い意味の)コンメンダと相違したか。第一の顕著な事実はトラクタール(借主)もまた当該海商企業に出資したことである。つまり〔狭い意味の〕コンメンダと異なつて双方向の出資であり、その結果として一種の会社財産(Sozietätsgut)の生じたことである。出資および利潤配分の割合はいかであつたかというに、トラクタールが三分の一、コンメンダールが三分の二を出資し、利潤は折半するというふうな割合が多かつたなどといわれている。損失のばあいの責任は〔狭い意味の〕コンメンダと同じであつて、トラクタールは無限責任、コンメンダール出資(貸付)

を限度とする有限責任であった」(〔 〕内は長谷川、以下同書からの引用について同じ)。

- (77) 同上書参照。
- (78) 前掲菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』、23～25 ページ。ゴシックは長谷川。
- (79) 西川伝治とされる西川伝兵衛の詳細な経歴は、現在不明である。しかし、前掲上村雅洋『近江商人の経営史』にて作成され掲載された図「両浜組商人御用金額」(『近江愛智郡志』第3と『永代覚日記』〈滋賀大学経済学部附属史料館保管西川伝右衛門家文書〉から作成/164 ページ)では、江州八幡の西川一門として、「西川伝右衛門」(御用金額は宝暦12年〈1762〉62両・明和7年〈1770〉130両・安永4年〈1775〉62両/家印㊦)と「西川市右衛門」(御用金額は宝暦12年82両・明和7年130両・安永4年68両/家印㊧)とともに、「西川伝兵衛」(御用金額は宝暦12年47両・明和7年15両/家印㊨)の名も記されている(御用金額からだけすると西川伝右衛門・西川市右衛門の両西川家よりも小振な家業規模のイメージが起ころ)。
- (80) 本稿注76で引用した前掲大塚久雄『株式会社発生史論』の文章の次の箇所を改めて確認したい。「〔ソキエタス・マリスの場合〕出資および利潤配分の割合はいかであったかというに、トラクタールが三分の一、コンメンダールが三分の二を出資し、利潤は折半するというふうな割合が多かったなどといわれている。損失のばあいの責任は〔狭い意味の〕コンメンダと同じであって、トラクタールは無限責任、コンメンダール出資(貸付)を限度とする有限責任であった」。
- (81) 大塚久雄同上書では、〈出資額に応じた出金(当初出資額を超える)義務〉について、次のように解釈している。「〔無限責任〕そのものが『持分額〔出資額〕に比例する anteilmäßig とする特殊イギリス的な『徴収』、assess、call、supply ないし『追徴』なる形態」(123 ページ)、「〔初期イギリス東インド会社が、全出資者に課した出資額に比例した追徴・徴収の強制は〕人的無限責任と異なって、出資額に比例した間接なる形を持つ特殊な『徴収』なる姿をとっていたにもせよ、制度として全出資者の無限責任制が存在していたのである。法律解釈上の疑義はともかくとして経済学上明白にそう考えられるべきである」(460 ページ)。本稿でも、有限責任の概念を〈出資者が、発生した損失に対しては当初出資額以上の責任を一切負わないこと〉と規定することに対応させて、無限責任の概念については、人的無限責任かどうかなどの相違あったとしても、基本的に、当初出資額以上の出金を義務づける一切のものを示すものとする。
- (82) 同上書では、ソキエタスについて次のように説明している。「ソキエタス、すなわち合名会社会社形態の成立……コンメンダの発生にやや遅れて、その影響下に、機能資本家相互の無限責任的『結合』関係が発生する。……われわれはこれをソキエタスと名づけようと思う」(115 ページ)、「この形態〔ソキエタス〕においては、各メンバーは単に出資をなすのみに止らず、それについての企業職能をも把握し〔実際の経営を担当し〕、したがって該企業の負債に対して無限責任を負う」(107 ページ)。
- (83) 同上書では、マグナ・ソキエタスについて次のように説明している。「分散型のマグナ・ソキエタス これは、コンメンダ出資が外面上はソキエタスを構成せる社員個人

に対して匿名的になされ、しかも事実上は彼を通してソキエタス企業の中に組入れられているばあいである。つまり、かかる『型』のマグナ・ソキエタスにあっては、企業は外面上は単純なソキエタス〔無限責任かつ機能的な社員による結合組織〕であり、そして事実上はその社員が自己の背後に『匿名の』コンメンダ出資者〔有限責任の出資者〕を控えているのであって、ソキエタスへのコンメンダの付着はいわば間接的である。かかるものの例は十五、六世紀のヨーロッパのいずれの地域においても見出だされるが、数例を示せば、ジェノヴァの租税請負会社、南ドイツのテューリングンの諸精銅会社、イギリスのアフリカ会社、特にオランダ東インド会社設立の基礎となったフォール・コンパニーエン〔大塚久雄は『フォール・コンパニーエン』には、『先駆会社』の訳語を当てて、これが『株式会社発生の先駆を形造るもの』としての評価を与えた／134ページ〕などがそれである」（126～127ページ）。

- (84) 岡田弥三右衛門家の経緯の概略を前掲上村雅洋『近江商人の経営史』の「岡田弥三右衛門の経営」と江南良三前掲『近江商人列伝』の「恵比寿屋 岡田彌惣右衛門」を基に、次のようにまとめてみた。〔岡田弥三右衛門の初代は、武家の出自で、天正4年（1576）に織田信長が完成した安土城の市街（楽市楽座）に住居していたが、天正10年（1582）の本能寺の変・安土の衰微により、一時江州野洲郡加茂村に帰農した。しかし、初代は、天正14年（1586）に豊臣秀次が近江八幡において築城すると、城下為心町に移り住み商業を営み、慶長年間（1596～1615）、東北地方へ呉服・太物の行商をおこない、さらには江州柳川の田付家・建部家の松前進出に刺激を受けて、慶長19年（1614）に南部河内港を拠点に松前に出て、商品を松前に廻漕して販売した。その際、初代は、知り合った松前藩土工藤平右衛門の推挙で松前藩調達方になり、松前城下大松前町に支店（恵比須屋）を開設することができた（「弥三右衛門」の呼称は2代目からのようである）。しかし岡田家・恵比須屋は、当初から永く、呉服・太物や荒物（日用品）を商っており、場所請負に着手したのは、松前支店開設から百年近く経過した享保年間（1716～1736）であった。岡田家の場所請負の地域は、小樽内（小樽／岡田家が最後まで請け負った場所であり、鱈漁の宝庫・千石場所といわれた）と古平（現北海道古平郡古平町）であった。岡田家は、安政3年（1856）に、蝦夷地が再び直轄地になった際、現地の山道開削や橋梁架設など小樽内（小樽）周辺の開拓を自費でおこない、安政5年（1858）に、新道を開き小樽内の新市街地を造成しここに支店を開設、さらに神威コタンからチラセナイに至る浜通りの開削、小樽内川の橋梁架設、銭函・張碓・朝里の橋梁架設をおこない、安政6年（1859）に、交通の便のため、小樽内の勝内・港町・堺町にも架橋架設をおこない、文久元年（1861）には、住吉神社建立を兼ね、道路開設のための埋立工事を依頼して許可された（埋立工事はその後公的事業として継続され完成）。しかし、慶応元年（1865）、小樽内（幕府直轄地）が仕法替（場所請負御免）によって村並となったため、岡田家の従来の場所請負の特権がなくなり、岡田家は、公的機関の代役としての役目を負うだけとなり、積年の重要な利益の源泉が絶たれ、甚大なダメージを受けた。維新後、岡田家は、従来の優良請負場所の漁業経営を中心としたものから他の商業活動に経営を拡大し、九州や広島へと地域経営も拡大したが、かつてのような重要収入源の回復はならず、時

- 代的対応にも欠け、明治34年(1901)年、事実上倒産した。]。石河宛本問文書Ⅰ・Ⅱの頃、慶応元年・慶応2年は、まさに、岡田家・恵美須屋の蝦夷地交易は、小樽内・古平での「重要な利益の源泉」が失われて、非常に苦境に陥っていたのである。こうした幕末期の蝦夷地交易経営悪化の状況は、西川伝右衛門家の場合(本稿注72参照)と同様なものがある。西川伝右衛門家も岡田弥三右衛門家も近江八幡の本店の屋号はともに、主要商先の場所を示す「松前屋」であるが、これは、両家とも蝦夷地交易についての係わりの歴史的深さを如実に表している。また、西川伝右衛門家の請負場所の忍路・高島と岡田弥三右衛門家の請負場所の小樽内・古平とは距離も接近している。現在、近江八幡市為心町の本店・本宅がかつてあった場所には、岡田弥三右衛門家と同様、「松前屋恵美須屋 岡田屋彌三右衛門屋敷跡」の碑が建っているのみである。
- (85) 前掲上村雅洋『近江商人の経営史』の図表「松前開店近江商人」(文政元年「蝦夷御用内密留」<「松前町史」史料編第3巻、松前町、1979年>と『近江愛智郡志』第3<滋賀県愛智郡教育会、1929年>)を基に作成/162ページ)を参照。同図表によると、「西川伝右衛門」については、蝦夷地交易年数は「180年」で「元私領の節、呉服太物商ひいたし居候所、去年より相止め、当時西蝦夷地ヲシヨロ、タカシマ場所請負仕居申候」(漢字と仮名の一部を換え句点を補い、ルビを振った。[]内は長谷川。以下、同図表からの引用について同じ)、「平田与三右衛門」については、蝦夷地交易年数は「180年」で「元私領の節、呉服太物商ひ居候所相止め、当時アツク[厚田/現北海道厚田郡厚田村]御場所請負罷在候得共、難渋に付、栖原屋に相任、右余力にて相凌候由」とある。なお、「岡田弥三右衛門」(松前支店「恵比須屋源兵衛」)については、蝦夷地交易年数は「220年」で「元私領の節、呉服太物商ひいたし居候所、私領の節相止め、当時西蝦夷地にてヲタルナイ、フルヒラ、リシリ[利尻(島)/現北海道利尻郡利尻町]、リフンシリ[礼文(島)/現北海道礼文郡礼文町]場所請負仕居り候」とある。
- (86) 同上書の同上図表によると、「建部七郎右衛門」(家印△)については、蝦夷地交易年数は「230年」で「元呉服太物商、私領の節より相止め、御料に相成子モロ場所請負いたし候所、取放に相成、其後三ヶ年已前休店、外に質株、問屋株有之」、「田付新助」(家印⊕)については、蝦夷地交易年数は「180年」で「元呉服太物類商ひいたし居候所、私領の節より相止め、当時西蝦夷スツ、[寿都/現北海道寿都郡寿都町]、フルウ[古宇/現北海道古宇郡泊村]、ヒクニ[美国/現北海道積丹郡積丹町大字美国町]場所請負いたし居候」とある。建部七郎右衛門家と田付新助家の経緯・経歴の概略について、伊藤孝博『北海道「海」の人国記』(無明舎出版、2008年)の「建部七郎右衛門元重(材木屋)と田付新助景豊(福島屋)ー蝦夷島に進出した近江商人たちの草分けー」を基にまとめると、次の通りである。[建部七郎右衛門元重(1615元和1?~1691元禄4?)の父親は、近江守護佐々木六角氏の武将であったが、天正元年(1573)の戦いに破れて一家離散し、元重は江州柳川に暮らし仕官を諦め商人になったという(伊勢出身の越後屋三井家の祖も佐々木六角氏の家臣であり、佐々木六角氏敗残後、流浪の果てに商人に転じたという点が決定的に同じなのは興味深い)。元重は、寛永年間(1624~1644)の末頃から正保年間(1644~1648)または慶安年間

(1648～1652)にかけて蝦夷地・松前に進出したと推測できるが、若狭小浜と越前敦賀で大船を建造し、米・味噌等生活用品などを松前に運び、松前から蝦夷地で伐採した材木など持ち帰って、豪商になったといわれる(後に松前の支店の屋号を「材木屋」とした)。建部家の氏神の大宮神社(彦根市柳川町)には、船を新造した際に航海無事を祈念して奉納した「松前渡海絵馬」(建部家持船の韋駄天丸と自在丸)が残されている。[田付新助景豊(1581天正9?～1632寛永9?)は、建部七郎右衛門とはほぼ同時代人であり、天正9年(1581)に建部と同じ江州柳川に生れた(建部と同様、武士の家柄)。景豊初代新助は、14歳で商人を志し、同郷の建部と相談の上、奥羽に赴き松前に渡り、蝦夷各地を巡り市場調査をおこなった結果、豊富な水産資源の将来性に着目した(慶長7年<1602>に津軽鯨ヶ沢<現青森県西津軽郡鯨ヶ沢町>に支店を開き、慶長15年<1601>には松前・福山にも支店を開設して、持船で貨物の輸送販売を始めたという)。そうして、江州の薩摩村や柳川村の有志を募って「両浜組」を組織して、近江商人の本格的松前進出の道を開いたといわれる。4代新助(1673寛文13～1726享保11)は、元禄9年(1696)に彦根藩用金調達方に任じられ、宝永元年(1704)には松前藩からも蝦夷地からの物産移出を両浜組に担当させられたらしく(寛保元年<1741>頃の西川伝兵衛家・田付新助家らによる蝦夷地海産物長崎移出の匿名組合の約半世紀近い前である)、蝦夷地交易の大きな発展期となる。5代新助(1766明和3～1696元禄9/宮田四郎兵衛の三男で田付家養子となる)の時、延享3年(1746)に津軽鯨ヶ沢支店を松前支店に合併させたが、宝暦11年(1761)に彦根藩から、増税実施のための徴税元締に命ぜられたことから、田付家は領民の不満の矢面に立たされ、一揆により屋敷・倉庫の焼討ち・略奪にあい、家業は大きく躓く(彦根藩は増税措置を廃して、田付家に修理代として米6百俵を支給したという)。6代新助(1735享保20～1794寛政6)は、蝦夷古宇郡泊村(現北海道古宇郡)に漁場を開拓し、蝦夷地産物の移出販売を担当する松前藩御用達両浜組の主任となる。しかし、安永3年(1774)から寛政4(1792)までの間に、持船5隻と彦根藩御用船1隻を嵐で失い、家業は大打撃を受ける。7代新助(1768明和5～1837天保8)の時、蝦夷不漁により大打撃を受け(彦根藩は、田付家に米70俵を支給するとともに両浜組などに田付家支援を命じたという)、また文化4年(1807)の蝦夷地の幕府直轄地化による従来からの松前藩から受けていた特権の消失も重なり、松前支店の維持も危機となる状況に陥る(蝦夷地の松前藩への再びの返還などにより、この危機を脱する)。8代新助(1800寛政12～1871明治4)の時、家業は立ち直り、9代新助(1815文化12～1848嘉永元年)の時、天保3年(1832)に一家で松前に移住し、弘化年間(1844～1848)からは、古宇郡で鯨(鮠)建網(定置網のひとつ)に取り組み。10代新助(9代新助に跡継がいなかったので8代新助が復帰したもの)の時、漁況も商売も順調になる(資産は、9代新助の時の倍になったという)。12代新助(田付一族から養子となり家督を継ぐ)は、元治元年(1864/石河碓太郎と本間郡兵衛が薩州産物会所交易構想に取り組んでいる頃である)に彦根藩と松前藩へ千両ずつ献金し、松前藩からは帯刀を許された。現彦根市柳川町の柳川湊跡は、田付新助の子孫が、文久3年(1863)に築いた石組の埠頭(船着場)である。松前で船積みされた田付家の漁獲物など蝦夷

地物産は、西廻航路を経て若狭国敦賀などで陸揚げした後、山道を経て（「七里半越え」と呼ばれる）琵琶湖北岸の海津港や塩津港に運ばれ、琵琶湖水運でこの柳川湊に集積された。）。以上の経緯・経歴からも、江州柳川の建部七郎右衛門家と田付新助家は、蝦夷地交易の先駆をなした近江商人のなかでも、さらにその「草分け」的存在であったことがわかる。

- (87) 柚木學『近世海運史の研究』、法政大学出版社、1979年、149ページ。（ ）内は長谷川、以下同書からの引用について同じ。
- (88) 同上書、150ページ。文の一部を読下しに直し、句点を補い、ルビを振った。ゴシックは長谷川。
- (89) 前掲大塚久雄『株式会社発生史論』では、パートナーシップについて次のように説明している。「イギリスにおけるソキエタスすなわちパートナーシップ (partnership) は、イタリアの影響をうけつつ発達したにもかかわらず、その特殊性を最後まで色濃く残存せしめていた。たとえば問題の十六、七世紀において、イギリスのパートナーシップにはなお *ultimited personal liability* [人的無限責任] が制度として存在し、したがって社員 [出資者] の私的債務によってしばしば解散の危機にまで導かれることがありえた。もっともこれは十七世紀半ば以後簇生したという巨大パートナーシップ——いわゆる疑似 *joint-stock company* —— においては事実上、また *joint-stock company* においては制度として、揚棄されて行った。なお今一つの特異性として、パートナーシップにおいても、さらにまたソキエタス関係が *joint-stock company* なる複雑な外形をとるばあいにおいても……[無限責任]そのものが[持分額 [出資額] に比例する] *anteilmäßig* ところの特異イギリス的な『徴収』、*assess, call, supply* ないし『追徴』なる形態をとっているが、かかるばあいにも法律解釈上の疑義は別として、とにかく経済学上それらがソキエタス [無限責任の結合] に外ならないものであったことは疑う余地なきところである」(122～123ページ)。
- (90) 初代藤野喜兵衛 (1770 明和 7? ～1828 文政 11) を業祖とする江州愛知郡日枝村の藤野家は、幕末慶応段階で 60 年以上の蝦夷地交易の実績があり、松前藩と深く係わり (藤野家は、松前藩に多額の運上金や献金を納め、2代柏屋喜兵衛は、松前藩から一代五人扶持・町年寄格に与えられたという／前掲伊藤孝博『北海道「道」の人物記』参照)、西蝦夷では宗谷・利尻・礼文、東蝦夷では国後・根室を中心に請負場所経営をおこない、維新以後も北海道開拓使と関係を深め、根室別海村〔現北海道道野付郡別海町〕の開拓使の缶詰工場の払下げを受けて缶詰事業をおこなうなど、根室開発に従事したが、昭和初期に没落した。前掲伊藤孝博『北海道「道」の人物記』の「藤野喜兵衛 (柏屋)」と前掲江南良三『近江商人列伝』の「又十印 藤野四郎兵衛」を基にして、初代喜兵衛の蝦夷地進出の経緯をまとめると、次のようになる。〔初代藤野喜兵衛喜昌は、明和 7 年 (1770) に江州愛知郡日枝村に 4 代藤野四郎兵衛の次男として生れ、天明元年 (1781)、12 歳の時、姉の夫の萬屋・宮川清右衛門の店に丁稚奉公に上がり、寛政 12 年 (1800)、30 歳の時、宮川清右衛門店の出店のある蝦夷地、松前の城下の枝ヶ崎に、東西蝦夷地産物を売買するために、独立開業した (屋号を「柏屋」、商標を「又十」(丂) とした)。〕。初代喜兵衛は、姉の婚姻を通して宮川清右衛

門家の縁戚となっており、宮川清右衛門家に奉公して商いを習得しており、初代喜兵衛が松前に店を構えて蝦夷地交易に従事する端緒も、宮川清右衛門家の松前支店（萬屋）に従事したことにあった。初代喜兵衛亡き後、初代喜兵衛の嫡子は本家藤野四郎兵衛家を継いで7代藤野四郎兵衛となるのであるが、その名「藤野四郎兵衛」は、「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」（本稿(2)参照）では、その最上段右側、最右翼に記された松居久左衛門の次に太字で黒々と記され、「ぶけん（分限）家久金家宅 道具樹木せんざい、仕にせ（老舗）商売出店も有、上々」との上々の評価が付されている。幕末期、藤野家は、松居久左衛門家に次ぐ、大型近江商人であったのである。初代喜兵衛亡き後、柏屋の方は、養子をむかえ2代喜兵衛（1799寛政11～1845弘化2）とした。この7代四郎兵衛と2代喜兵衛の時、天保年間（1830～1844）、藤野家の蝦夷地交易は全盛期となる。本稿が特に注目する藤野家の動向は、次の如くである。「高田屋（高田屋嘉兵衛の弟高田屋金兵衛が嘉兵衛の養子となり家業を継いだ）の請負場所は、幌泉は福島屋清兵衛、根室は藤野喜兵衛（2代喜兵衛）、択捉は関東屋喜四郎・中村屋新三郎・山田屋文右衛門の三人共同で請け負ったが、収支償わず、天保八年（1837）に辞退したので、改めて藤野喜兵衛（2代喜兵衛）・西川准兵衛・岡田半兵衛の三人に命じ、㊦印近江屋惣兵衛の屋号で匿名組合をつくり、六（藤野家）、二（西川家）、二（岡田家）の割合で経営したが、これもまたわずか四年で罷免を願っている」（前掲『函館市史』通説編第1巻、507ページ／括弧内は長谷川）。蝦夷地交易の雄、淡路国出身の高田屋嘉兵衛（1769明和6～1827文政10）の没後、跡目を継いだ高田屋金兵衛の代、天保4年（1833）に、ロシア船との密貿易を理由に、高田屋は、幕府から所有船没収・江戸十里四方追放処分を受け、蝦夷地貿易撤退を余儀なくされ、没落した。それで、高田屋が所持していた蝦夷地請負場所を、わずか4年間であるが、藤野家が、両浜商人である西川准兵衛（西川伝右衛門家の松前支店名義）・岡田半兵衛（岡田弥三右衛門家の松前支店名義と思われる）と共同で引き受け経営することになったわけであるが、その際の請負場所経営方法が、藤野家が出資の中心となった、3家による「匿名組合」〔㊦近江屋惣兵衛〕の詳細な内容は不明、近江商人商法でいう「組合商内」（あるいは「乗合商内」）、共同出資・合本 joint-stock によるものであったのである。これと、本稿本文であげた、享保18年（1733）の西川伝右衛門家から両浜商人5家の共同出資による蝦夷地交易用秋味船の建造・運営や寛保元年（1741）～宝暦6年（1756）頃の西川伝兵衛（伝治）ら21名による蝦夷産海産物の長崎移出用の「匿名組合」の事例を加えてみると、近江商人が蝦夷地交易経営を実施する場合、「組合商内」（あるいは「乗合商内」）の方式が多用される傾向をみてとることができるであろう。

(91) 上村雅洋前掲『近江商人の経営史』、162ページ。

(92) 現在、彦根市に「株式会社 永楽屋」がある。この永楽屋は、彦根仏壇製造販売の老舗で、文政3年（1820）の創業以来、現在に至るまで、190年にわたり七曲仏壇通り（現彦根市芹中町）で営業を続けている。創業時の屋号は「えびす屋栄之助」であり、大正12年（1923）に「末永く栄えるように」ということで現在の「永楽屋」に改号したということであるが、文政期にはすでに、江州八幡の「松前屋」岡田弥三右衛門

家の松前支店「恵比須屋源兵衛」も存在していた。江州彦根と江州八幡は、距離的にも近い地域である。このふたつの江州のエビスヤ、「恵比須屋」と「えびす屋」が同時期に併存していたことは、非常に注目できる。「えびす屋」が、幕末期の「有名な富商」の松前での支店名である「永楽屋」と同じ屋号に改号したことは、果たして偶然であろうか。さらに、本稿注⁸⁸で紹介した平沢清人「伊那谷米騒動その二 明治二年飯田周辺二分金騒動」には、長浜の近江商人小林重助（糸屋重助・灰茂）とともに「江州永楽屋与兵衛」の名が出てくる（傍点は長谷川／13 ページ）。石河宛本問文書 I で記されている松前の「永楽屋」とは、近江商人によるものであることは間違いないであろう。また、「永楽屋」の名が記されている石河宛本問文書 I の頃、慶応元年頃というのは、岡田弥三右衛門家の「恵比須屋」の方は、慶応2年の仕法替によって優良請負場所の小樽内での特権が喪失して、大変な経営の苦境に陥っていく時期であるということも非常に気になるところである。なお、現在、京都市に「永楽屋 細辻伊兵衛商店（株式会社エイラクヤ）」（染織物商品製造小売業）がある。この「永楽屋」も、京都での創業が元和年間（1915～1624）という老舗で、家祖は織田信長（江州安土を城下とした）と関係があり（屋号「永楽屋」は、家祖が信長から出陣の命を受けて出陣した際の直垂の文様の永楽通宝に由来するという）、江戸期には綿織物商を家業としていた（蝦夷地交易に進出した近江商人についていえば、これはよくある事例である）ということで、宮川家の「永楽屋」及び近江商人との関連については、とても注目すべきものがあるが、今回時間の関係でその関連の有無を含め、深く追究できなかった。

- (93) 「丸十五」については、前掲『三方よし』第14巻第31号（本稿注⁶⁴参照）には次の注目すべき取材記事がある。「山形市内に『丸十紅花味噌』『マルジュウ醤油』の醸造元の『丸十大家』があり、社長は佐藤利右衛門さん。ここにも重厚な蔵店が残り、元は最上家の家臣でその後紅花商人になり、現在に至る歴史のある家系である。山形に出かけた近江商人が地元の豪商佐藤利右衛門家、佐藤利兵衛家とともに紅花の商いを行っていたといい、これらをルーツとして、『丸』『大』『十』が付く老舗が多い。…近江商人、山形商人のルーツ調査のキーワードといえるのではないだろうか。「丸十五」も近江商人関係の「ルーツのキーワード」である「丸」と「十」が付いている家印であることは非常に気になるところである。さらにいうと、〈丸十五〉は、藤野家の家印「又十」のことを誤記したものではないのか?〉という推測さえ可能なのである。これら幕末期松前の「有名な富商」の支店についての精緻な追究は今後の課題としたい。
- (94) 初代伊達林右衛門は、奥州伊達郡貝田村（現福島県伊達郡国見町貝田）に生まれ、天明8年（1788）に初めて松前に渡り、寛政5年（1793）に福山に開店、自船数隻によって、増毛・浜塩の場所請負経営をおこない、寛政11年（1799）には幕府から東蝦夷地御用取扱方を命ぜられ、樺太の請負をおこなう（間宮林蔵の蝦夷地調査にも協力した）。伊達林右衛門家は、代々、江差などの開墾及び道路整備に尽力した。また、没落した高田屋の蝦夷地請負場所（藤野家四郎兵衛家ら3家の近江商人による匿名組合で引き継いだ）が4年で放棄（本稿注⁹⁰参照）の経営を、天保13年（1842）、伊達林

右衛門家は松前の豪商榎原仲蔵（榎原角兵衛家については本稿注⁹⁶参照）とともに、幕府より命ぜられた（前掲『函館市史』通説編第1巻、507～510ページ参照）。

- ⁹⁵ 林長左衛門家の経緯の概略は、前掲伊藤孝博『北海道「海」の人間記』の「林長左衛門（竹屋）—余市の町の『開祖』とされる場所請負人 道路整備にも大きな功績—」と北海道立図書館の「林家文書」（余市市所蔵）解説に基づきまとめると、次のようになる。〔初代林長左衛門（1768 明和5か1766 明和3～1834 天保5）は、出羽国由利郡塩越村字大町（現秋田県由利郡象潟町）出身で、文化元年（1804）に初めて松前に渡り、屋号を「竹屋」と称し、城下の枝ヶ崎町に開店して、^{あふた} 虻田（現北海道虻田郡虻田町）の場所請負（和田屋茂兵衛の下請けという可能性もある）と^{あつけし} 厚岸の場所請負をおこなうが、いずれも返上して、文政3年（1820）か文政8年（1825）に、余市の場所請負（余市の場所請負は、天明6年〈1786〉の時点では田付藤右衛門ら3名が共同でおこない、文化3年〈1806〉からは柏屋藤野喜兵衛がおこなっていた）に転じた（それまで余市の場所請負をおこなっていた柏屋藤野喜兵衛家が余市に建てた運上家を改築した）。林家は、明治2年（1869）に至るまで、4代にわたり、私財を投じて、特に余市周辺の開発に貢献し（天保10年〈1839〉の余市大川町からフコベにいたる道路開設、弘化5年〈1848〉の鯨建網の新設、安政3～4年〈1856～1857〉の余市と岩内を結ぶ余市山道の開削など）、安政6年（1859）には3代長左衛門（1823 文政6～1882 明治15）は、松前藩から苗字帯刀を許され、町年寄を命ぜられ、一代士席に列して藩政にも深く係わった。4代長左衛門（1839 天保10～1886 明治19）は、慶応2年（1866）に藩主松前崇広が幕府老中に抜擢された際には2千両を献金し、慶応3年に余市に永全寺（曹洞宗）の仮堂宇を建立し、明治2年には館藩（旧松前藩）から会計奉行支配定役元締〈七人扶持〉を命ぜられる。5代長左衛門（1865 慶応1～1941 昭和16）も余市の漁業や公的事業に尽力し、昭和に入って個人経営を廃して「後志漁業合資会社」を設立した。なお、林家は、田付家と姻戚関係があり、松前・唐津内町の田付新八の次男が4代長左衛門を襲名した。〕
- ⁹⁶ 榎原角兵衛家の経緯・経歴の概要について、前掲伊藤孝博『北海道「海」の人間記』の「榎原角兵衛（北村角兵衛・榎原屋）」に基づき、次の通りにまとめた。〔初代角兵衛（先祖は源義家の血統ともいわれる）は、元和元年（1615）に紀伊国有田郡吉川村（現和歌山県有田郡湯浅村吉川）から、同郡榎原村に移住し（屋号「榎原（榎原屋）」の由来）、房総（上総国／現千葉県）での漁業経営に乗り出す。2代角兵衛は、元禄年間（1688～1703）に薪炭・木材問屋もおこなう。3代角兵衛は、上総の漁業を譲渡し、木材商を主力に据え、宝暦年間（1751～1764）、^{ひのき} 陸奥国の下北（南部藩領）の大畑村（現青森県大畑）に支店を開き、一帯の^{ひのき} 桧山から伐採した木材を江戸や上方に運ぶが、これが蝦夷地へ接近する契機もとなる。明和2年（1765）、5代角兵衛茂勝が松前に渡り、城下小松前に支店を開き、蝦夷地と本州の交易事業（蝦夷地交易）を本格的に始める。6代角兵衛茂則の時から、場所請負人「^{でうり} 榎原角兵衛」の歴史が始まる。天明6年（1786）、テシホ（天塩）・テウレ（天売）とヤングシリ（^{やぎしり} 焼尻／天売島と焼売島は、現北海道苫前郡羽幌町の沖合にある）を松前藩から請け負い、翌年天明7年には、トママイ（苫前／現北海道苫前郡苫前町）場所・ルルモツペ（留萌／現北海道

留萌市) 場所を請け負う。7代角兵衛信義は、文化3年(1806)、石狩13場所の内、5場所を請け負い(文化12年<1815>に返上)、文化6年(1809)には伊達林右衛門家とともに北蝦夷地(樺太)の漁場請負人となり(伊達林右衛門との共同店「北帳場」は明治8年<1875>まで経営が続く)、文化12年、伊達林右衛門家・高田屋嘉兵衛家とともに根室場所を請け負う(2年後に返上)。そうして、没落した高田屋の蝦夷地請負場所の、伊達林右衛門家との経営を、天保13年(1842)、幕府より命ぜられるのである(本稿注⁹⁴参照)。

(97) 前掲田村寛三『酒田商人』、155ページ。[]内は長谷川。

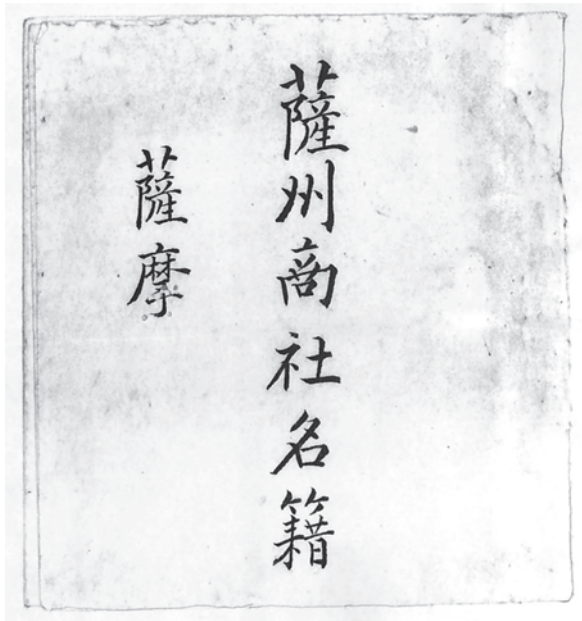
(98) 同上書、157ページ。

(99) 同上書、98ページ。本稿の「萬屋」石山伝兵衛及び石山家についての記述は、石山家子孫の萬谷和子氏への取材を基にした。石山家は、酒田にて少なくとも明和年間(1764~1772)には創業した老舗であるが、石山伝兵衛は、天明2年(1782)から庄内屋と称し、幕末には屋号を「萬屋」として事業を拡大し、明治に入ると、屋号「萬屋」を「萬谷」に変えて姓名として、「萬谷伊右衛門」とした。江戸中期以来、石山家は、秋田町(現中町)の同じ場所で、家業を続け、現在、同所で「株式会社 萬谷」として、伝来の陶器販売と茶舗を営んでいる。萬谷和子氏から多くの証言や資料の提供を受けたが、今回、時間の関係で深く踏み込みまとめることはできなかった。石山家の廻船事業は陶器の関係で九州・唐津地方(特産物唐津焼・伊万里焼など)に及んでいること、茶・陶器への傾倒は田中屋久兵衛(青木秀平)を典型とする堺商人や近江商人と通底する上方文化的体質を持つことなど、酒田商人石山家については、重要なことを多く内包しているが、それは稿を改めて詳しく述べてみたい。

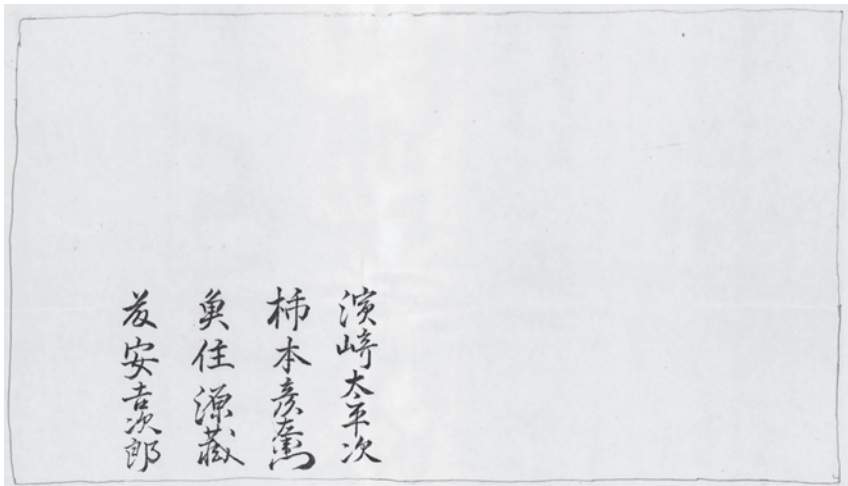
(100)、(101) 同上書、157ページ。

(102) 惣代を兼ねた商社元占は、全国各支社ごとに「一人ずつ」、各支社の社員(出資者=株主)の内から選出され、薩州商社の根本的経営は、商社元占の合議「商事評定」によって決定される(本稿注⁵³参照)。

(103) 「明治二年二分金騒動」或いは「伊那谷米騒動」についての現在、わかっている文献は次の通り。平沢清人「百姓がつかまされた贖金—二分金騒動—」(伊那史学会『伊那』1956年11月号、飯田市立中央図書館所蔵)、平沢清人「明治二年二分金騒動—贖金はどこから来たのか—」伊那史学会『伊那』1960年12月号、飯田市立中央図書館所蔵)、平沢清人「伊那谷米騒動その二 明治二年飯田周辺二分金騒動」(伊那史学会『伊那』1963年9月号、飯田市立中央図書館所蔵)。木下秀人氏(飯田市仲之町出身)からの教示によって、「明治二年二分金騒動」のこととこれに関連する文献の所在がわかった。「肥後孫左衛門」と「小林重助」及び「江州永楽屋与兵衛」については、「伊那谷米騒動その二 明治二年飯田周辺二分金騒動」に記されている。



薩州商社名籍（本間利美家所蔵）表紙



薩州商社名籍を開いた状態（「濱崎太平次」を筆頭に「柿本彦左衛門」「魚住源藏」「藤安吉次郎」の署名がある）



浜崎太平次家番頭時代に近い頃の若き日の肥後孫左衛門（左）と川崎正蔵（右）
（山本実彦『川崎正蔵』と絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻から）



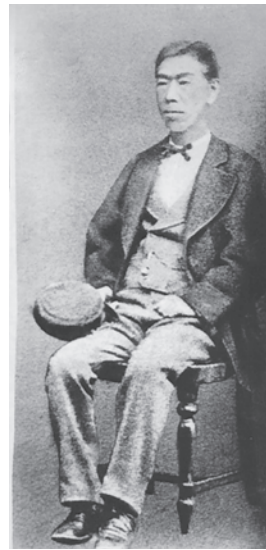
10代浜崎太平次（宮里源之丞・澤田延音編『海上王浜崎太平次傳』と
絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻から）



本間郡兵衛（幕末期、ロンドンにて撮影との伝／本間利美家所蔵）



元治2年（1865）の石河確太郎
（絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻から）



明治維新後堺紡績所時代の石河確太郎
（絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻から）